

会 議 録

第 1 日

(平成8年9月3日)

○議 事 日 程 第 1 号

平成 8 年 9 月 3 日 (火) 午前 10 時開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第 63 号ないし議案第 85 号 …………… 説 明

議案第 63 号 平成 7 年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第 64 号 平成 7 年度四日市市水道事業決算認定について

議案第 65 号 平成 8 年度四日市市一般会計補正予算 (第 1 号)

議案第 66 号 平成 8 年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 67 号 平成 8 年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 68 号 平成 8 年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 69 号 平成 8 年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 70 号 四日市市行政手続条例の制定について

議案第 71 号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第 72 号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第 73 号 市道路線の認定について

議案第 74 号 市道路線の認定に係る承諾について

議案第 75 号 工事請負契約の締結について

—北部清掃工場ガス冷却設備改修工事—

議案第 76 号 工事請負契約の締結について

- 近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事—
 議案第77号 工事請負契約の締結について
 — 3. 3. 12千歳町小生線道路改築工事—
 議案第78号 工事請負契約の締結について
 —川島汚水1号支線管渠布設工事(その2)—
 議案第79号 工事請負契約の締結について
 —雨池7号幹線水路築造工事—
 議案第80号 工事請負契約の締結について
 —日永浄化センター第1系統中央監視設備工事—
 議案第81号 工事請負契約の締結について
 —日永浄化センター第2系統初沈污泥掻寄機設備工
 事—
 議案第82号 工事請負契約の締結について
 —橋北ポンプ場電気設備工事—
 議案第83号 工事請負契約の締結について
 —霞ヶ浦プール改築工事(建築工事)—
 議案第84号 工事請負契約の変更について
 —羽津茂福3号幹線水路築造工事(その1)—
 議案第85号 町及び字の区域の変更について

市川正徳
 伊藤修一
 伊藤正数
 伊藤雅敏
 伊藤正巳
 宇野長好
 大谷茂生
 小川政人
 葛山久人
 川口洋二
 川村幸康
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 笹岡秀太郎
 佐藤晃久
 佐野光信
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(40名)

小井道夫
 石川勝彦
 市川悦子

濱口善元
日置記平
藤井浩治
藤岡アンリ
藤原まゆみ
古市元一
益田力
水野幹郎
毛利彰男
森真寿朗

環境部長 玉置泰生
都市計画部長 西田喜大
建設部長 矢田禎雄
下水道部長 馬淵貞夫
消防長 小山佳志
病院事務長 平井俊英
水道事業管理者 米津正夫

教育長 小竹章

代表監査委員 長谷川昭彦

○欠席議員（1名）

瀬川憲生

○出席議事説明者

市長公室長 野呂修
計画推進部長 山口奉文
総務部長 小畑廣次
財政部長 北川利美
市民部長 南部和雄
保健福祉部長 服部美次
商工部長 黒田昭公
農林水産部長 赤塚宗信

市長 加藤寛嗣
助役 加藤宣雄
助役 奥山武助
収入役 栗本春樹
調整監 稲垣増次良

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
議事課長 福島和幸
副参事兼議事課長補佐 藤井司
課付主幹兼議事係長 金谷喜博
主幹 濱田信二
主事 芝田敏樹

午前10時1分開会

○議長（谷口廣睦議員） おはようございます。ただいまから平成8年9月四日市市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

今定例会の議事説明者は、市長初め22名であります。

○議長（谷口廣睦議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第1号により取り進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は、長谷川昭雄議員及び濱口善元議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（谷口廣睦議員） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月20日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 議案第63号 平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第85号 町及び字の区域の変更について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第3、議案第63号平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第85号町及び字の区域の変更についての23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（加藤寛嗣君）登壇

○市長（加藤寛嗣君） ただいま上程されました各議案についてご説明申し上げます。

議案第63号は、平成7年度市立四日市病院事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は125億8,990万9,471円、収益的支出の決算額は132億2,608万1,795円となりました。

資本的収入の決算額は、4億9,564万6,569円、資本的支出の決算額は、7億9,755万3,849円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、3億190万7,280円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては収益125億7,927万9,166円、費用132億1,569万1,692円となり、差し引き6億3,641万2,526円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書の欠損金につきましては繰越欠損金年度末残高9億3,373万7,688円に当年度純損失6億3,641万2,526円を加えた結果、当年度未処理欠損金は15億7,015万214円となりました。

また、資本剰余金は、前年度末残高8億3,895万3,788円、当年度発生額3,591万4,550円、翌年度繰越資本剰余金8億7,486万8,338円となりました。

欠損金処理計算書につきましては、当年度未処理欠損金15億7,015万214円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額122億8,430万2,170円、負債総額15億3,576万2,073円、資本総額107億4,854万97円となりました。

以上が病院事業決算の概要であります。

公的医療機関として常に市民の福祉の増進を図るとともに、公営企業としての効率性を高めるよう努力してまいりましたが、当年度の収益的収支は、総費用が総収益を上回ったため純損失を生じました。高齢化の進展に伴い国民医療費は急増の一途をたどっておりますが、同時に国では厳しい医療費抑制策がとられており、病院経営を取り巻く環境は全国的にも年々厳しさを増しております。本院におきましても、今後人件費の増大に加え、

高度医療に対応するための最新鋭医療機器の導入や施設設備の維持修繕等にさらに経費の増高が予想され、より一層厳しい病院運営を余儀なくされるものと考えられます。こうした状況のもと、引き続き経営の健全化に向け企業努力を行い、経営基盤の確立に努めるとともに、地域住民の健康を守る中核病院としての機能を十分発揮できるよう、一層の努力を傾注してまいり所存であります。

議案第64号は、平成7年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、83億8,793万7,379円、収益的支出の決算額は、77億6,710万6,312円となりました。

資本的収入の決算額は、18億8,641万4,502円、資本的支出の決算額は、30億5,707万2,131円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、11億7,065万7,629円は、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補てんいたしました。

損益計算書につきましては、収益81億6,870万6,570円、費用76億1,631万4,910円となり、差引5億5,239万1,660円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書の利益剰余金につきましては、繰越利益剰余金年度末残高1億4,403万4,835円に当年度純利益5億5,239万1,660円を加算して、6億9,642万6,495円を当年度未処分利益剰余金といたしました。

また、資本剰余金は、前年度末残高58億9,151万3,604円、当年度発生高2億6,714万6,839円で、翌年度繰越資本剰余金は61億5,866万443円となりました。

剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金6億9,642万6,495円のうち、5億600万円を減債積立金に積み立て、利益剰余金を処分した残額1億9,042万6,495円を翌年度へ繰り越すものであります。

貸借対照表におきましては、資産総額316億7,011万210円、負債総額18

億748万7,879円、資本総額298億6,262万2,331円となりました。

以上が水道事業の決算概要であります。

水道事業経営につきましては、地方公営企業として効率的な経営を図りながら、安全でおいしい水を安定的に供給することに努めてまいりましたが、事業収益の根幹を占める給水収益が、給水戸数の順調な増加はあったものの、長引く景気低迷と節水意識の浸透等により伸び悩んでいることに加え、新たな震災対策への取り組みが必要となるなど、水道事業を取り巻く環境は極めて厳しいものとなることが予想されます。

今後の水需要につきましては、経済情勢に多少の明るさが見えてきてはいるものの、急速な好転は期待できず、また天候による自然的条件の影響もあり予測が困難な状況にあります。

こうした状況のもと、水道事業運営に当たっては、財政収支を見きわめながら、事務事業の見直しや効率的な経費の執行に留意するなどの企業努力を重ね、第四期拡張事業の推進や本市総合計画はもちろん、国が策定した「21世紀に向けた水道整備の長期目標」の達成に必要な諸施策を着実に推進することにより、水道事業の使命の達成に全力を傾注してまいり所存であります。

議案第65号は、本市一般会計補正予算第1号案であります。

今回の補正の主な内容は、国・県から補助割当のあった公共事業費、急施を要する単独事業費のほか、去る7月20日の富田山城有料道路無料化に伴う負担金の追加補正等でありまして、歳入歳出予算のほか、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加額は44億5,607万8,000円で、補正後の予算額は987億9,327万8,000円と相なるのであります。

以下、各款にわたり補正の主な内容についてご説明申し上げます。

第2款 総務費は、鎌谷林道整備事業費及び地方バス路線維持費の追加計上であります。

第3款 民生費は、地方改善施設整備事業費の追加計上であります。

第4款 衛生費は、国庫補助内示に合わせた合併処理浄化槽設置費補助金及び南部埋立処分場埋立容量拡大事業費の追加計上であります。

第6款 農林水産業費は、国・県から補助割当のあった地域調整推進事業費補助金、地域農業基盤確立農業構造改善事業費の計上及び磯津漁港改修事業費、農林同和農業基盤整備事業費の追加計上であります。

第7款 商工費は、よっかいち100年大市事業費補助金の追加計上であります。

第8款 土木費は、国庫補助内示に合わせた道路、河川、街路、都市下水路、住宅事業費、単独事業費として道路、橋梁、河川、街路、都市下水路、公園事業費、四日市港管理組合負担金並びに公共下水道特別会計繰出金の追加計上であります。

第10款 教育費は、大型映像装置設置工事に伴うドーム型多目的スポーツ施設建設事業費の追加計上であります。

以上、概要をご説明いたしましたが、歳入につきましては、歳出各科目に対する特定財源を充当するとともに、一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

議案第66号から議案第69号までは、各特別会計の補正予算案であります。

国民健康保険特別会計は、収納率向上等特別対策事業費の計上及び7年度に交付を受けた療養給付費交付金等が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、国庫補助金及び繰越金を追加計上いたしました。

公共下水道特別会計は、国庫補助内示に合わせた管渠布設費、ポンプ場築造費の増額計上のほか、単独事業費として各処理区の面的整備を図るための管渠布設費の追加計上と債務負担行為の補正を行いました。歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金及び繰越金を追加計上いたしました。

土地区画整理事業特別会計は、補助割当のあった緑住区画整理事業費、末永・本郷土地区画整理事業費及び単独事業費の追加計上を行い、歳入につきましては、歳出に関連する特定財源のほか、一般会計繰入金及び繰越金を追加計上いたしました。

老人保健医療特別会計は、7年度に交付を受けた支払基金交付金が医療費に対する所要額を上回っていたため返還するものであり、歳入につきましては、繰越金を追加計上いたしました。

続きまして、条例その他の議案のうち主なものについてご説明申し上げます。

議案第70号 行政手続条例の制定につきましては、行政手続法の趣旨にのっとり、条例、規則等に基づく処分、市が行う行政指導等の手続に関し、共通する事項を定めることによって、本市の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的として条例を制定しようとするものであります。

議案第71号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る各種補償の算出基礎となる補償基礎額及び葬祭補償の額を引き上げようとするものであります。

議案第72号 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、非常勤消防団員の退職報償金を引き上げようとするものであります。

議案第73号は、道路法に基づく市道路線の認定議案でありまして、桜今井土地区画整理事業の施行等により、桜今井1号線等72路線を認定しようとするもので、所在はそれぞれお手元の図に示すとおりであります。

議案第74号は、鈴鹿市が同市の区域を越えて本市の区域内に市道路線を認定するに当たり、同市長から承諾を求められましたので、承諾する旨申

し述べようとするものであります。

議案第75号から議案第83号までは、いずれも工事請負契約締結議案でありまして、北部清掃工場ガス冷却設備改修工事、橋北ポンプ場電気設備工事、霞ヶ浦プール改築工事外6件につきまして、随意契約及び指名競争入札により請負契約を締結しようとするものであります。

議案第84号は、既に契約を締結して施行しております羽津茂福3号幹線水路築造工事その1について、工事内容の一部を変更し、契約金額の増額を行おうとするものであります。

以上が主な議案の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（谷口廣睦議員） この際、報告いたします。

専決処分の報告及び監査結果の報告が参っております。既にお手元に送付いたしておりますので、ご了承願います。

○議長（谷口廣睦議員） 以上、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9月6日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前10時25分散会

会 議 録

第 2 日

(平成8年9月6日)

○議 事 日 程 第2号

平成8年9月6日(金) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀太郎
佐 藤 晃 久

主 幹 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○議長（谷口廣睦議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は39名であります。

本日の議事は一般質問であります。

日程第1 一般質問

○議長（谷口廣睦議員） 日程第1、これより一般質問を行います。順次、発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂議員登壇〕

○橋本 茂議員 おはようございます。私は、日本共産党市議団を代表して質問をいたします。

9月に入り、秋風が心地よいこのごろであります。国政では臨時国会の速やかな開会が一つの焦点になっています。日本共産党は国政上の重大問題、消費税増税問題や沖縄基地問題、安保再提議問題、加藤自民党幹事長の献金疑惑など、衆参両院で集中的な審議を行い、国民の前に争点を鮮明にして、解散総選挙で国民の皆さんの審判を仰ぐ、そういう政治の風を、世治しの風をこの秋、大いに吹かせたいと頑張っています。

さて、市政においては、加藤市長の任期、残すところ3カ月余という今議会であります。私は以下4点についてただしたいと思います。

まず第1点は、おくらしている福祉施策を向上、充実させるという問題です。

3月議会予算審議の議会でございましたが、そのときの我が党、佐野議員の代表質問に対し市長は、市政全般にまたがって特におくれをとって

るという点は余りない旨の答弁がありました。私はそれを聞いたとき、果たしてそうだろうかと市長の20年の自己評価に強い疑問を持ちました。

私は、最近の約10年間、この議場の場から市長の政治姿勢と施策内容に関して、市民のための暮らし、福祉、教育、環境整備等がどれだけ前進充実するかを大きな基準として質問、討論を重ねてまいりました。福祉施策を特に老人福祉の分野、高齢者への施策がどうであったかという点から振り返ってみますと、まず国のゴールドプランに対応して7カ年計画で策定され、既に4年目を迎えている本市の老人保健福祉計画の取り組み状況はどうでしょうか。その目標達成を本市の高齢者の方が、また家族の方々が切望されているところですが、既に折り返し時点のことで、在宅介護支援センター設置率、これは23カ所目標に対し8カ所ですから35%、ホームヘルパー充足率は210名目標に対し55名ですから、わずか26%程度、いずれも県内13市中10番目という残念な状況にとどまっています。

三重県当局が調査した中で、当面365日、休日も、あるいは深夜も早朝も対応していくホームヘルプサービス計画で、20市町村、そういう計画を持っている中にも入っていないような状況になっています。ヘルパー増員と利用率向上にどのように取り組むのか明らかにしていただきたい。

寝たきりの高齢者の方がヘルパーさんに来てもらい、お世話をいただく、かつては無料で喜ばれていたこの制度も、近年はわずかな負担金さえ市長は取り立てている始末であります。四日市市よりも財政規模が小さいお隣の鈴鹿市では、こうした方々に紙おむつ支給を制度化して喜ばれております。本市はやっていないかわりに、介護手当を月4,000円出しているとおっしゃいますが、進んだ他都市では1万円台の支給も多い。東京都区内23区では5万円台の介護手当支給の区もありますから、けた違いであります。

健康で元気な高齢者の方への施策はどうか。地域で集える老人憩いの家は保々地区に1カ所建設されました。「大変よい施設だから全市に積極的

に展開したら」と私ども事あるごとに申し上げてきますと、「いやいや、つくらない」とのことです。さらに、元気な方が市内にでかけるバスや鉄道の無料パスも支給をしておりません。最近、伊勢市では実施をされておりますし、全国の中小都市でも取り組んでいるところは多いわけです。去年はとうとう敬老祝い金、77歳から79歳の3カ年をカットしてしまいました。わずかお1人3,000円、予算にして3カ年分、約1,200万円ほどです。私どもは、1年間の官官接待をやめたなら、この1,200万円程度の財源は十分あると指摘をしてまいりました。

官官接待をやめたらということに関連して申し上げたいが、先日来、三重県のカラ出張10億円という深刻な実態が明らかにされましたが、本市ではまさかそんな実態はないと思いますが、市長からこの際明らかにしていただきたい。

福祉分野の幾つかの事例を申し上げてまいりましたが、県下一を誇る財政力がありながら、福祉予算1人当たりの民生費比較をいたしますと、ここ数年、県下13市中10番目ないし8番目という水準であります。しかも、一般会計に占める民生費の割合をこの十数年調べてみますと、昭和57年の23%台から17%台に急速に下がっています。

一方で、土木費は同じ比較で19%台から28%台に大きく増えているわけです。端的に申し上げて、ゼネコン奉仕の産業基盤優先の公共事業は増やしてきたけれども、高齢者、弱者への福祉予算や施策は削り、おろそかにしてきたということでもあります。市長はこの事態にどう責任を感じ、対処されるのか、お聞きをいたします。少なくとも多くの高齢者の方々は憤慨してみえる敬老祝い金のカットはこの際撤回していただきたい。市長の明確な答弁を求めます。

第2点は、再開発事業にかかわって桜地区と中心部の諏訪町の問題についてお聞きをいたします。

私どもは、桜地区に鈴鹿山麓研究学園都市構想が明らかにされ、桜財産

区の大造成が進められる当初、これは1989年ないし90年の時点ですが、90年12月議会の私の発言の中で、こう申し上げました。「確たる施設計画がないままに当面20haもの造成にすぐ着手することは早計だ」、このように批判をし、反対をいたしました。それから6年の間に、市や県の施設は確かに建ちましたが、民間の研究機関など企業の進出は1社もないまま、そういう状況が続いております。広大な土地造成への事業費54億円にかかる金利、利息は毎年1億円以上、金利負担だけで今年度末には9億円を突破するという大変な状況であります。ますます企業が来にくくなるという条件がつくれ、見通しもなく進められてきたこの無謀な大開発、今、現地は雑草が生えるにまかされております。この事態、市長はどう打開されようとしているのか、お聞きをしたい。

次に、中心部諏訪町再開発事業、いわゆるD地区再開発の問題であります。四日市商工会議所の広報「商工春秋」9月号によりますと、7月26日に開かれた議員総会で、D地区から商工会議所会館は撤退をして、現在の商工会議所で建設をするという方針になった旨が明らかにされています。昨日の中日新聞でもこのことが大きく報道されました。私、やはりそうかという思いで受けとめておりますが、本年3月議会の予算質疑の際、私はこの問題、D地区の見通しがはっきりしないことから、新図書館をその中に有力候補で入れたいと常々言っておみえになるわけですが、これはもう単独で建設することも含めて、その計画を明確にせよと申し上げましたが、市当局はその時点でもD地区は有力候補地という答弁でありました。今日、デベロッパーも決まらず、商工会議所も出ていく中で、いつ建つかわからない再開発ビルに、新図書館が依然有力候補地などということは許されません。市の公共施設建設に対する基本的な構えが問われております。また、鳴り物入りで市が音頭をとった再開発事業の責任すら問われていると思いますが、市長はこの問題でもどう対処するのか、お聞きをいたします。

第3点目は、地震防災対策の強化についてです。

私は、3月議会でもこの問題、何点か取り上げましたが、その後、私ども日本共産党は去る7月14日に、市内で地震防災シンポジウムを開きました。パネリストには専門家として京都大学名誉教授の志岐先生、党の代表として静岡県、防災がしっかりしている先進県の環境対策責任者の平賀高成氏、そして市の行政からも代表として防災監に出席をいただきました。それぞれの報告も交えて活発なシンポジウムになりました。会場からも率直な質問や貴重な意見もいただいたわけです。私は、シンポジウムを主催した側の1人として、そこで提起されたことを踏まえながら質問をしたいと思えます。

市当局は、地域防災計画を作成する前提として、昨年度1億5,000万円ほどをかけて三菱総研へ委託をして、四日市市地震防災対策調査、この報告書をまとめました。市議会の特別委員会や総務委員会にその報告書の一部抜粋が示されていることは私、よく承知をしております。本市の地盤や活断層の実態や、地震の規模に応じての被害想定を行っています。とりわけコンビナートに対する調査も、従来よりも詳しく行われています。しかも、驚くことは震度7クラスの大地震の際には、国道1号から東に大被害が起きて、2,900人の死者が出るという想定もリアルに報告されています。貴重な調査結果の全容が、議会はもちろんのこと、市民に全面的に情報公開されることが今、求められていると思えますが、いかがでしょうか。

地震対策において、次に障害者、弱者への対策をきめ細かに確立していく問題に移ります。私どものシンポジウムに参加していただいた障害者の方からは切実な問いかけがございました。幾つか紹介しながらお聞きをいたします。

一つには、障害者の方が万一の避難の際に、各地の避難所に障害者のトイレや段差のない設備などが必要なこと、避難所ごとにどの障害者の方が登録に基づいておみえになるのか、安否のチェックなど、具体的な対策はしかと検討されているでしょうか。

二つに、今、防災指導員が、新しく制度化された指導員ですが、ひとり暮らしや障害者のお宅を訪問しておりますが、その際、耐震診断もあわせて行ってほしいという要望があること、指導員の増員で全市にわたって早く訪問できるようにすることも必要だと申し上げておきます。

三つには、携帯電話、近年、普及著しいんですが、防災上有効な手段として緊急通報システムや福祉電話のように、制度に乗せて障害者の方々に普及促進を図る、これが阪神大震災で随分活躍をしたと報告されています。このことも指摘をされました。

また、聴覚障害者の方や聾啞の方々への情報の伝達や安否の確認、私たちはサイレンや声が聞こえないんだ、こういう深刻な、切実なお声がありました。非常の事態がわからないという訴えにどう対処するのか、などなど、いずれも極めて切実な声、要望だと思います。現時点で市当局はどんな対策を検討しているのか、お聞きをいたします。

さらに、対策にかかわることですが、コンビナート諸施設は大地震に対しても安全だと企業側からこのところ説明があるところですが、近隣の住民からは、もし災害により被害をこうむった場合、企業からの応分の補償はいかにという声があります。これにこたえる行政の対応を求めたいのですが、そのこともあわせてここで申し上げておきたい。どう検討されているのか、お聞かせいただきたい。

最後に、同和行政のゆがみをただす問題についてお尋ねをいたします。

国の地対協は本年5月に、同和の特別対策は来年3月をもって終了させるという意見具申をして、政府もその方向で今、取り組もうとしております。本市でもいつまでも特別な同和対策事業は続けるべきではありません。一般施策への速やかな移行がすべての分野で取り組まねければなりません。まして自治体における特別な条例も必要ないことは言うまでもありません。

まず、質問の一つは、7月に起きた大四日市まつりポスター回収事件に

ついてであります。私どもは、市が回収した事態を重視して、市長あてに公開質問状を出し、回答をいただきましたが、納得できません。改めてここで聞きをいたします。

事態は、簡単に申し上げますと、市が採用したポスターのデザインの中に、お祭りにふさわしいかけ声の「よっ」という言葉があったが、このポスターが市内に広く張り出されて2週間以上もたった時点で、1人の市民から、「差別用語『ヨツ』という表現に受け取られるじゃないか」との申し入れに、市は直ちに3,000枚のポスターを回収したということであります。私は、市当局のとしたこの対応はすこぶる異常で、過剰な措置である、行政の主体性を全く欠く判断だと申し上げたい。圧倒的多数の市民が私と同じように感じていると私は思うんですが、市長はどうお考えなのか。また、慌てて回収したことで、四日市市の差別解消が大きく進んだと評価してみえるのかどうか、聞きをいたします。

二つ目は、同和対策事業として十数年にわたって続けてきた大型共同作業所への対応をお聞きいたします。

93年6月議会で、信州ハムから伊藤ハムにかわった時点の問題が、この議会でも何人かの議員の皆さんから大きく取り上げられました。当時、我が党の佐野議員が、「作業所は伊藤ハムに買ってもらったかどうか」と問うたのに対し、市長からは「どういう形でおさめていったらいいのか検討したい」、そういう旨の答弁がございました。それから3年がたちました。今日、3カ月後に引退される時点で、市長はどう対処する結論をお持ちなのか、聞きをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問の第1点目と第4点目について、ご答弁申し上げます。

まず、第1点目の老人福祉についてでございますが、老人保健福祉計画

を策定いたしました平成5年度以降の動向につきまして申し上げますと、高齢化の進行に伴い、現実の問題として寝たきりや痴呆等によって大変困っておられる高齢者が増えてきております。この実態に対しまして、介護対策の拡充を図るべく、介護対策経費に予算を重点的に配分し、積極的に推し進めているところでございます。

その結果、平成5年度以降の新たな整備状況につきましては、介護が必要な高齢者に入所していただく特別養護老人ホームを3施設、130床、ご家族が病気や介護疲れなどで一時的に介護ができなくなったときに、特別養護老人ホームを短期的にご利用いただくショートステイを55床、在宅介護の拠点として通所、訪問入浴、訪問給食等のサービスを提供する在宅介護サービスセンターを5カ所整備することができ、またホームヘルプサービスにおきましては、必要な方に対して、平成7年度より365日対応、そして本年度より、朝7時30分から夜7時30分までのサービス提供時間の延長等、対策を講じてまいりました。

この本市の状況を自治省の市町村財政指数表における類似団体と比較いたしますと、特別養護老人ホームなど、整備が進んでいるものもございませぬ。また、ホームヘルプサービスなどそうでないものもある状況でございます。したがって、まだまだ不足する分野につきましては十分必要性を承知しておりますので、今後も積極的に推進してまいりたいと考えております。

なお、現在既に来年度における施設整備、ホームヘルプサービスの提供体制の充実等に向けて準備を進めているところでございまして、高齢社会に向け、寝たきり等の介護が必要な高齢者が介護サービスを利用できるように引き続き努力を重ねてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、同和行政についてお答え申し上げます。

大四日市まつりのポスターの回収につきましては、先日、日本共産党北勢地区委員会と日本共産党四日市市議団からの公開質問状をいただき、回

答いたしたところでございます。当ポスターの「よっ」という文字自体は差別語ではなく、また作成者にも差別の意図は全くないものでございます。しかしながら、作成者の意図とは別に、ポスターの中心にこの文字が大きく入っていたことにより、かけ声とは理解されず、結果的に差別的な言葉として誤解を招くおそれがあるとして、商工部並びに同和問題関係部課長が協議の上、市の主体的判断により回収を行ったところでございます。

本年度から全庁的組織として設置されました人権啓発推進委員会におきまして、市職員の意識啓発を深める課題として論議いたしておりますとともに、当ポスターを部落差別の解消に向けた具体的な問題提起を行う教材として市民啓発にも活用してまいりたい、さように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

それから、次に大型作業所の件でございます。この大型共同作業所は同和对策事業特別措置法に基づき、同和地区住民の生活向上の一環として就労の場を提供するとともに、職住分離による生活環境の改善を図ることを目的として設置いたしました市の施設でございます。昭和58年より、これまで13年間、同和地区住民の就労の場を提供してまいったこと、とりわけ中高年齢者への門戸を開いたこともあわせて、同和地区内外の従業員同士の触れ合い、交流といった成果を重ね、同和問題解決への一助としての役割を果たしてまいったところでございます。大型作業所はその設置の経緯、目的からして、今後も市の施設として適正に管理していく考えであり、そのためにも伊藤ハム株式会社とも十分ご相談しながら、できるだけ市の経費が少なくなるよう努力をしております。もちろんこの施設が地域で情報や技術の中心的な一面も担っていくなど、コミュニティーの場としての地域での貢献も期待しているところでございます。いずれにいたしましても、同和对策事業としての本来の目的であります差別解消に向けて有効な活用をいたしてまいりたい、さように考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 2点目の市の開発・再開発事業に関するご質問にお答えいたします。

鈴鹿山麓リサーチパークは、平成4年11月に第1期工区が竣工しておりまして、ICETT、株式会社三重北勢ソフトウェアセンターが立地して、それぞれ活動の成果を上げております。また、中核施設用地では今年度には学園都市センターの建設が開始され、平成9年度には新たに環境教育機能を備えた環境総合センター等の県営施設の建設が予定されております。さらに、地球環境戦略研究機関の誘致も進めているところでございます。学園都市センターには売店、レストランを整備するほか、交流機能、情報提供機能も備える予定でございまして、市民が憩える施設になるものと考えております。また、民間研究機関の誘致につきましても、企業立地懇談会の開催、個別訪問、宣伝パンフの送付等も行っているところでございます。

現在、一部引き合いもあり、交渉を継続しているところでございます。今後ともリサーチパークの整備には既存の方針どおり努力してまいりたいと思っておりますのでございまして、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、D地区の再開発でございますが、D地区の再開発につきましては、地元権利者を主体とした民間事業でございますが、市も公共施設の導入を柱に、事業の推進に努めてまいりました。しかし、昨今の経済情勢等もございまして、この事業に不可欠なデベロッパーやテナントの見通しが立たず、権利者の意見も一つにまとまっていない状況でございます。

また、D地区に入居を予定していた商工会議所は、こうした状況の中、先ほどもお話のございましたように、本年7月の議員総会で現地建てかえを前提に検討を進める旨の決議をしたものでございまして、ご指摘のよう

に、現在の計画のままでは早期事業化はかなり厳しいと判断しております。今後の方向につきましては、引き続き準備組合の意向を尊重しながら、適切な指導を行っていきたいと考えております。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 続きまして、D地区と新図書館とのかかわりについてお答え申し上げます。

新図書館につきましては、引き続きD地区再開発事業の進捗状況を見ながら建設に向けて努力してまいりましたが、非常に厳しい状況でございます。図書館が市民の生涯学習の重要な拠点の一つであることを踏まえ、その実現に向けてD地区での再開発事業の今後の方向を見きわめつつ、総合的に検討し、できる限り早い機会にその案をまとめたと考えておりますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 第3点目の地震防災対策の強化について、2点ほど質問が出ておりますので、お答えをいたしたいと思います。

まず、1点目の被害想定などの情報公開についてでございますが、ご承知のように、平成7年度事業といたしまして、地震災害に強いまちづくりを目標に、基礎調査、防災アセスメント、被害想定調査等、10項目について調査を行ってまいりました。本年度からはこの調査を踏まえて地域防災計画並びに地区防災カルテの制作をしておりますのでございますが、特にこの地区防災カルテにつきましては、早い時期に地区市民センターを初め、公共施設、さらに自主防災組織、各自治会長等に配布をいたす予定にしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

さらに、この被害想定の情報公開でございますが、当然のことながら、

情報公開条例がございますので、それに基づいて公開をいたしたい、かように考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、地震災害の2点目の災害弱者対策の確立でございますが、二、三点ほど質問をいただいておりますが、現在、避難場所として指定している施設のほとんどが本市の公共施設を初めとして、県、国の公共施設がほとんどであります。したがって、この避難場所としての使用はもちろんのことでございますが、日常の使用を含めて障害者の利用を考慮しながら施設の改善に努めてきているところでございます。そういうことでご理解を願いたいと思いますし、避難場所における障害者の方々の確認のための方策等につきましては、地域の弱者としての存在をどう住民に知らせるかということが重要なことでございます。

ただ、この場合、特に個人の情報をプライバシーの保護の観点から、すべてオープンにすることはできませんが、その対応については慎重に考えていきたい、かように考えております。

さらに、ご提案がありました携帯電話なり、あるいはほかの方法の障害者に対する活用の問題でございますが、現在、緊急時の連絡手段といたしまして、障害者に対しては緊急通報機能付電話、すなわち福祉電話、並びにファックスの給付制度を実施しておりまして、この活用によりまして消防本部との緊急連絡網を確立しているところでございますので、利用をさせていただく、こういうことで啓発をしているところでございますし、ご提言の携帯電話につきましても、今後、十分その利用の方策について検討してまいりたい、かように考えているところでございます。

さらに、災害情報の伝達方法につきましては、当然緊急時のことでありますので、先ほど申し上げました自主防災隊を含めた地域の防災組織と地域住民の方々に協力を願うことはもちろんであります。この際、今考えられることは、ただ単にラジオとか、そういう伝達だけでなく、文字の伝

達をどうするのか、このことが非常に重要でありますので、その対応について現在検討をしているところでございます。

先ほども質問の中にありましたように、ご承知のように、ことしから消防本部におきまして、防災指導員制度が新しくつくられたわけでございまして、独居老人、寝たきり老人、障害者世帯等に対しては火災予防上の危険箇所や地震時における注意点を指導してきておりますし、先般も市の広報で報告をしておりますように、建物の簡単な診断相談についても助言をしてみたい、かように考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

○橋本 茂議員 答弁漏れも幾つかあると思います。カラ出張問題についてもお聞きをしまして、さらに地震防災対策のところで、安全だと言われている企業のまさかのときの災害で住民が大きな被害をこうむったとき、かつての公害などの教訓で、行政も中に入って住民と協定を結んでいるという点では経験を持っているわけですが、そういう今日の新しい地震防災対策上の問題で、私、共存のルールとして必要なことというふうに申し上げたんですが、その辺をいかがご検討なさっているでしょうか。この辺をきちっとお答えをいただきたい。

しかも、おくれた福祉の問題で、敬老祝い金のことだけわざわざ取り上げて撤回する気はないのかと申し上げた。とりわけ私、4点、市長に対してお聞きしたんだけど、市長は一言もどの分野についてもお答えがない。ぜひ市長からこの問題、お答えをいただきたい。

○議長（谷口廣睦議員） この際、橋本 茂議員に申し上げます。ただいまの再質問の問題についての三重県教育委員会等におけるカラ出張等の問題についての質問の内容につきましては、一般質問の通告内容とは少し異なっておるのではないかというふうに思いますので、議長の方から、この辺については注意を申し上げたい。

次の災害対策の問題等についての再質問についての答弁を願います。

総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） コンビナート施設におきます、その住民が被害を受けたときにどういうことをするのかということでございますが、現在、コンビナート等の工場の立地につきましては、それぞれの法律の範囲で行っておりますし、今、コンビナート災害の問題につきましては、県で具体的にその方策を検討している段階でございます。したがって、現在、市でおきましても、その被害を住民に対してどうするかということについて、具体的に現在は検討しておりませんが、県の指導のもとに今後十分精査をしまして考えていきたい、かように考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 敬老祝い金について撤回する気があるのかということでございますけれども、これは平成7年度から3年間にかけて見直しを行い、その経費について介護対策に重点配分するというように考えております。現在のところはその方向で進めてまいりたい、そのように考えております。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

○橋本 茂議員 私、3カ月後に退任をされる予定の市長に対して4点質問させていただきました。それについてももちろん各部長から答弁がありましたけれども、市長みずから、どういう姿勢であと3カ月を締めくくっていくのかという点をぜひお聞きしたいということで、わざわざご指名をさせていただいたけれども、お答えにならぬということは、やる気がないということなんですか。その点をあえて言わざるを得ない。そうでなければ、やはり市長としてきちんと4点のどの点でもお感じになったことを部長の答弁を踏まえてお答えになったらどうですか。

○議長（谷口廣睦議員） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 答弁のやり方ではありますが、私は総合的にお答えを申し上げるつもりでございました。具体的に当初から入っていきましてので、各部でご答弁を申し上げたとおりだと思っておりますが、私自身はあと3カ月の任期、半年ぐらい前から、この半年をどう過ごすかということは考えておりました。その考え方は結局は、四日市の行政の施策というのは総合計画にまとめられております。したがって、総合計画に従って淡々として、あと半年、特に今年度分を消化していくべきかというのが私の考えであることをお答え申し上げておきたいと思っておりますが、全体を総合的に見まして、6年度、7年度で終わった1年の状況を見てみますと、4カ年計画の中で2カ年を過ぎたんでありますが、全体の仕上がり程度は42%、50%にはちょっと行っていないということでございますが、残念ながら前の結果からのおくれがありますので、そういう形になっているとは思いますが、したがって、あと2カ年で全面的におくれを改正できるとは思いますが、あと2カ年はそれなりに計画に従って淡々と実行していくという以外にはないと思っております。特に、私の任期はあと3カ月ばかりでありますから、あせってみても仕方がありませんので、そういう実態を踏まえて淡々と処理をしていきたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上でご答弁にかえさせていただきます。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

○橋本 茂議員 私ども、市長選を控えているわけで、あなたが引退された後、本当に市民のためにいろいろ問題を指摘したことをきちんとやってくれる市長候補を私、全力で頑張りたい。それが私ども、日本共産党市議団の決意でもあり、そのことをご披露して私は質問を終わります。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） 佐野光信議員。

○佐野光信議員 橋本議員の4番目のゆがんだ同和行政についてお尋ねをいたします。

ポスターの件でございますが、差別用語ではない、こう言いながら回収したということは完全に差別用語であると屈服したことはないでしょうか。それと同時に、教材に使うと、どんな教材に使うのか、これが差別用語なのか差別用語でなかったのか、そういうことで教材に使うのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

二つ目の大型共同作業所の問題でございますが、部長は同和対策事業として盛んに言われました。この大型共同作業所というのは、どこにもないんですよ。同和対策事業のメニューに全くない事業なんです。いいですか。13億円かけて、本来なら国の補助金3分の2あるのが、メニューにないために、わずか4,000万円しか補助金がおらなかった。このことは、部長もよくご存じのはずです。市長もよくご存じのはずです。何が同和対策事業ですか。

二つ目に、一体今までにこの大型共同作業所のために幾ら金をつぎ込んできたかという問題です。私の試算によりますと約6億円、いろんな補修とかそういうものに使っております。これは13億円の償還とは別です。そして、収入で3億3,000万円、たったこれだけしかもらっていない。ですから、この13年間で2億7,000万円もこの大型共同作業所のために持ち出しをしてきているわけです。市長は、平成5年の答弁のときに、市の負担を少なくしていきたい、あるいは部長も今お答えがありました。どう負担を少なくしてきたんですか、お尋ねをしたいと思います。

三つ目の問題です。雇用に役立っていると。たしか3年前にも労働者、従業員は21人だと。そのうち同和地区の人がたったの10人です。今、一体幾らになっていますか。また、平均給与は一体幾らなのかどうか。しかもこの大型作業所の雇用に当たって、寺方地区しか採用しなかったという、部落の中でも不当な差別を行ってきたんです。この問題についてどう改善されたんですか。きちっとお答えいただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

まず、ポスターの件でございますけれども、ポスターは先ほども申し上げたように、その形を見て、心を痛める市民が市民の中にはたくさんいらっしゃる、だから市民の中にそういう方がたくさんいらっしゃるということは、これは完全に差別用語でなくても、やはり差別として誤解を招くおそれがあるということで判断をさせていただいたのが一つ。

それからいま1点は、啓発に使うというのは先ほども申し上げたように、そういう感性に訴えるようなものの教材としては、このものが十二分に教材として使えるだろう、そういうことで教材として使うというような決定をいたしております。

それから、2点目の大型共同作業所でございますが、手元に決算関係の資料を今持ち合わせておりませんが、伊藤ハム株式会社とご相談をしながら経費を少なくするというのは、生産ラインに使うようなものについては、これまでと違って、会社の方でおもちいただく、ご負担いただく、そういうふうな形にいたしております。したがって、私どもが負担するのはいわゆる家主として当然維持管理をしなければならないもの、そういうものに限ってまいった、これからもそういうふうな形にしていこう。ただ、会社が切りかわった段階ではやはり生産のノウハウが違いますので、それについての修繕、模様替え等がございます、確かに5年、6年というのは修繕とはいうものの、かなり経費を要した経過がございます。これからはそういうものがなくなってまいりますので、経費節減、いわゆる市の投入する経費を少なくいたしてまいりたい、そんなふうと考えております。

それから、雇用の問題でございますけれども、当初からその立地している地域に限ったわけでございませぬ。確かに最初は他地区の方からの申し込みもあり、現に2人ほどは採用していたかと存じます。途中でおやめになったというような経緯がございまして、現在は確かに他地区から通勤している方はおみえになりませぬけれども、先ほどご答弁申し上げましたよ

うに、これから有効な活用に努めてまいりたい、さように考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 佐野光信議員。

○佐野光信議員 今、ご答弁いただきましたけれども、ポスターで、だれがああポスターを見て、差別用語だと見ますか。多くの人があんなものを見たって感じないんですよ。これは地域の人も言っているじゃないですか。それをもって回収するというのは全く屈服したと言わざるを得ません。

二つ目には、この大型共同作業所、いろいろ言いわけをされています。だけど、もうそろそろ伊藤ハムが企業としてやっているんですから、伊藤ハムに売却を含めてきちっとするべきです。たった月206万円、年間で2,472万円です。8年度だって約4,000万円の維持修理費がかかっているじゃないですか。いつまでこんな状態を続けるつもりですか。市長、最後の置き土産に、ぜひこれは伊藤ハムに売却する、政治生命をかけてやってく、立つ鳥後を濁さずと言います。あなたの不始末はあなたの時代できちっと結末をつけていただきたい、このことを強く要望して終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 藤岡アンリ議員。

〔藤岡アンリ議員登壇〕

○藤岡アンリ議員 橋本議員に続きまして、日本共産党市議団を代表して、0-157対策について質問をいたします。

この夏、全国で猛威を振るった病原性大腸菌0-157による食中毒の被害と影響が大きな問題になっています。0-157の対策をめぐっては、国の姿勢を問う声も上がっています。0-157は1982年にアメリカで初めてハンバーガーに使われた牛肉から発見をされ、日本への感染源も輸入牛肉だと専門家から指摘されています。ところが、厚生省は輸入肉の検査のチェック項目に0-157を入れていません。検査官はたった200人です。病原菌に対してほとんどノーチェックだったこと、0-157以後はその対応

だけで手いっぱいになっている、こんなことを税関の大概敏彦事務局長は去る8月30日、東京都豊島区で開かれたO-157のシンポジウムで発言しています。

日本では1983年に大阪でO-157が初めて発見をされ、それから1991年から94年にかけて、何と毎年のように小学校や保育園で100人から200人規模の集団感染が起こっているんです。国立予防衛生研究所はことし1月の月報に人から人への感染が強いと感染症への対策を強調してきました。しかし、厚生省は集団感染についても何の対策もとらず、二次感染防止対策の指示はあの岡山県の集団発生以降でした。厚生省はO-157を過小評価していたのではないかと。O-157対策でますます必要性が証明された保健所を今、ばつさりと切り捨てようともしています。国民の命を大切にす姿勢が弱いとの批判は、あの薬害エイズだけでなく、O-157についても言えるのではないのでしょうか。国の責任もさることながら、直接O-157の指導対策に当たる自治体の責任もまた重大であります。

初めに、学校給食、保育園給食について質問をいたします。

私は最近、近くの保育園に出かけて、直接調理員さんからお話を聞きました。「20年来少しも改善されなかった調理室に、O-157対策でやっと検食を入れる冷凍庫と手洗いができました。しかし、調理中の室温は36度から、時には40度近くになります。その暑さの中で働くのも大変ですが、でき上がった料理を高温の中に置くのも心配です。クーラーをと毎年要望していますが、一向に実現しません」と話を聞きながら、私は見回しますと、柱に小さい黒い扇風機が1台ことごとと回っていました。調理員さんは続けます。「100食ほどの給食を2人の職員でつくりますが、離乳食は中期用と後期用の2種類、カレーの献立のときは辛さを加減して3種類につくりわけます。簡単なメニューでも切ったりさげたり、午前中は大変忙しく、トイレに行く暇もありませんし、専用トイレのないのも困っています。朝、食材が運ばれてきますが、職員が受け取れないときは、業者の

方が給食室の中に入れてませんので、入り口の外に置いて帰ります。肉はそれでは困りますので、業者の方が中まで入ってきて冷蔵庫に入れます。入り口の外に冷蔵庫が必要です」と話す間も、包丁を握る手は動いていました。

調理室の湿度は80%以下に、室温は25度C以下に、こう保つようと県では指導しておりますけれども、空調施設の計画についてお尋ねをします。保育園の調理室専用トイレ、食材受け入れの冷蔵庫の設置をしていただけますか、お尋ねをいたします。

O-157食中毒発生がなかった堺市の小規模校では、最低保証で調理員が3人配置されていたために、食材の清浄など、調理や衛生管理に時間をかけられたと報告をされています。十分な衛生管理、給食内容の多彩化などに対応するためにも、調理職員の定数増、パートの正職化、そして栄養職員の増員が必要だと思っておりますが、お答えをいただきたいと思っております。

O-157問題では、学校給食の根本が問われているだけに、堺市の教訓を生かし、万全の措置をとり、不安を取り除くことが行政当局に求められています。堺市の学校給食方式は、調理は自校方式でしたが、食材の一括購入、統一献立が採用され、食材の配送は保冷輸送ではなかったということです。食材の一括購入方式について見直しを求める声も現場から上がっています。四日市における一括購入、統一メニューについて改善するつもりはあるのか、お尋ねをいたします。

次に、O-157食中毒の影響から大きな打撃を受けている生鮮食品関連の中小零細業者を救済するための緊急融資対策についてお尋ねをいたします。

8月中旬に、商工振興課で実施をした市内生鮮食料品取り扱い業者に対する緊急アンケートの集約を見せていただきました。現在の売上は「悪い」が90%、昨年の同月比で売上1割から3割減が何と49%、それ以上落ち込んでいるが42%と大変深刻な結果が出ています。私が聞いたあるすし

屋さんでは、「20年間商売していて、こんなにひどいのは初めて。出前の電話もありません。お盆でも例年の売上の3分の1です。お客さんから『これ食べても大丈夫か』と聞かれます。融資で助けてほしい」と悲鳴を上げておられます。また、八百屋さんでは、「生野菜、果物が売れない。全体的に落ち込んでいます。原因を早く究明してほしい」、こんなふうに訴えておられます。8月20日、私どもは加藤市長に対して0-157対策についての申し入れをいたしました。その1項目に食品中小業者への緊急融資対策を講じるように要望いたしました。23日には県商工労働部から0-157の影響で売上が激減している中小業者に対する緊急融資を始めることを発表し、四日市市でもこの貸付金の保証料、年0.7%を給付することを決めていただいたことは、融資を希望する業者にとっては大変ありがたいことだと思います。さらに市として、県より有利な条件での緊急融資ができないものか、お尋ねをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 病原性大腸菌0-157対策に絡みまして、学校給食の食材の購入、給食関係職員の増員、給食施設の改善等についてお答え申し上げます。

2学期の小学校給食は予定どおり9月3日より開始いたしましたところでございます。開始までの間、病原性大腸菌0-157等の食中毒未然防止につきましては、県関係機関の指導に基づきまして施設改善や給食関係者の研修等の方策を講じ、安全な給食の指導の徹底に努めてまいりました。

食材料の購入につきましては、当市は一括購入をしておりますが、給食物資の安全を期するため、四日市市学校給食協会を通じて納入業者に対し、衛生管理の徹底や、さらには病原性大腸菌の検査項目を含めた検便結果の提出等の指導をしてきたところでございます。また、物資の配送時間、配送経路につきましても見直しを行い、時間の短縮を図ってまいり

ました。

一方、給食関係者の増員の件でございますが、当市におきましては、調理員、学校栄養職員とも業務に見合った配置をしております。0-157対策につきましても対処できるものと考えております。

次に、学校給食施設の改善につきましては、安全、衛生的に作業を行うためのレイアウト、使用区分、構造等に配慮しているところであります。空調の件でございますが、調理中については加熱を伴うことから、一時的には確かに高温多湿になります。この状態を取り除くために、換気扇等を改善することにより対処しております。今後とも給食関係者の安全で働きやすい環境づくりを進めるとともに、衛生管理の徹底に努めたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 保育園におきます0-157対策についてお答え申し上げます。

保育園給食につきましても、先ほど教育長の方からお話しございましたように、教育委員会と連携、調整を図りながら、また保健所等からのご指導を受けながら予防対策を進めているところでございます。

給食調理員には衛生講習会を実施して、感染防止の徹底を図り、園児には手洗いと消毒を励行させる一方、市内公私立の48保育園に、原材料及び調理済み食品の冷凍庫を配置いたしましたほか、中心温度計、使い捨て手袋、殺菌剤等を購入して対応いたしております。現状から見ますと、この0-157対策につきましては、国、県からの指導もまだまだ続くものと考えられますので、その指導を十分受けながら給食設備の改善や調理員の資質の向上に努めてまいりたいと存じますので、どうかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 商工部長。

〔商工部長（黒田昭公君）登壇〕

○商工部長（黒田昭公君） 〇-157に関連する商工施策について、私の方からご答弁申し上げます。

〇-157禍に関連いたしまして、国においては中小企業信用保険法第3条に基づく業種指定が、平成8年8月26日に行われました。これにより、三重県倒産災害関連資金の別枠融資3,500万円が可能になったことは既にご承知のとおりでございます。四日市におきましては、〇-157禍による影響をこうむる事業所が比較的零細な事業所が多いと予想されたことから、国、県の施策が公表される以前の8月中旬に、市内の生鮮食品取り扱い事業所165社をサンプル抽出いたしまして緊急アンケートを実施いたしましたところでございます。アンケートの調査結果につきましては藤岡議員の質問の中にも一部ございましたが、このアンケートの回収状況は、有効回答数101社でございまして、回答率が61.2%でございました。このうち売上状況が悪いと回答した商店、企業は91社、90.1%に及び、そのうち全体で10%から50%、売上が減少しているということでございまして、いわゆる回答のあった企業、商店というのは76.3%が従業員10人以下という中小の零細企業でございました。

このようなことから、一般的な制度融資より金利の低い三重県倒産災害関連資金の融資を受けた場合に、保証料全額を補給することといたしました。また、これとあわせて〇-157関連緊急経営相談窓口も庁内に設置をいたしております。今回の保証料補給は従前から借入金額1,000万円、期間3年を限度として保証料補給をしてきたものですが、対象事業者が比較的零細であり、かつ市民生活に直結したものであることから、借入金額及び期間の限度を撤廃したものであります。したがって、当面は保証料補給により支援してまいりたいと考えております。

なお、今後とも金融施策につきましては、弾力的な対応を心がけてまいり所存でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 藤岡アンリ議員。

○藤岡アンリ議員 ご回答いただきましたけれども、かなり不十分なお回答だと思います。例えば、クーラーの問題ですが、換気扇でいいのかという問題で、例えば小学校なんかで、一体クーラーを設置するのはどこから設置するのかということを知っていても、どうも調理室が第一にはならない、そういうような状況であると思います。

それから、保育園の専用トイレですが、これについてはお答えがない。それから、入り口の外の冷蔵庫はどうするのか、これについてもお答えがない。それから、栄養職員の問題ですが、これは小学校では市の方に1人、大規模校に10名ということですが、4分の1ですね。それから、保育園の方ではたったお1人、これでは本当に指導ができないと思います。それから、一括購入についても、本当に一括購入は、ただ消毒面とか配達の問題をやればいいのかという問題ではなくて、本当に小回りがきかないとか、食材に問題がありそうな場合でも現場で対応できないとか、いろんな欠点が出ているわけです。そういうこともぜひともご研究をいただきたいと思います。

それから、2番目の融資の問題であります。確かに一定は保証料を市の方で肩がわりをするということをしていただきましたけれども、今もおっしゃいましたように、非常に小さい業者の方が困っていらっしゃる。ですから、四日市市としても融資ができなければ、たとえ1.9%の利息でも、私たちの今の預貯金の利息に比べましたら、高いわけです。この一部でも何とか助けてやれないか、こういうことを私は思います。

以上、時間のある限りご回答いただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 食材の一括購入と分割購入といいますが、そういうことにつきましても、いろいろ両方ご意見等ございますので、これから研究させていただきたい、こういうふうに思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） クーラー、専用トイレのお話がございます、こういうものも含めてこれから研究してまいりたい、さように考えております。

○議長（谷口廣睦議員） 藤岡アンリ議員の質問の時間は終了いたしましたので、これで終わります。

暫時休憩をいたします。

午前11時9分休憩

午前11時19分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

古市元一議員。

〔古市元一議員登壇〕

○古市元一議員 通告に従いましてお尋ねをいたします。

まず最初に、加藤市長、20年を懐うであります。問うのではございません、懐うでございます。

光陰矢のごとしと申しますが、全く月日のたつのは速いものでございます。私が市会議員として1期目の2年目に岩野市長より加藤現市長が誕生をしたのであります。思えば、伊達候補との激戦、私も当時、社会党員であり、社会党なり、あるいは周囲の情勢もありましたが、終始加藤候補を心より応援し、涙の当選を果たして、抱き合って祝福をした姿、あれから20年を経過いたしました。まだ昨日のように思われ、感無量のものがございます。私にとって、恐らくこの世の中では公式の本議会で加藤市長にものを申し上げ、加藤市長よりのお言葉をいただくのは最後と思います。したがって、6月議会で二、三人の議員の方々のご質問と重複する向きもございまして、ご理解を願います。

物をつくれれば金になる、あの高度経済成長のひずみが、道路、水路、教

育、文化とあらゆる面にあらわれまして、その是正、加えてバブルの崩壊と長期にわたる低迷経済による歳入減と、多様化する住民の要望への対応等とまことに大変な苦しい加藤市政20年でありました。

また、率直に申しまして、優等生市長とか、決断力の乏しい市長とか、あるいは今はなき田川知事とのかくの間柄等、かなりの厳しい批判もありましたが、市長は終始一貫自分の信念により行政を執行されました。会計面におきましても、一度は交付団体になったが、不交付団体として健全財政を保ちつつ、市長念願でございました地域の拠点となる地区市民センターの新設、小中学校の移転改修、プールの新設、文化と憩いの場である文化会館、博物館、市民の健康と命を守る市立病院を初め、医療機関の充実、四日市大学の新設、内陸部への企業の誘致、また常時浸水地区であった富田、富州原を中心とした浸水の解消、四日市市の北部に公共施設が一つもないという強い住民の要望にこたえまして、住民の憩いの広場であるあさけプラザの新設等と、数え上げることのできない多くの施設をつくられました。これらの諸施設は現在、市民及び付近住民に有効に利用をされております。加藤市長20年間の市政の実績はまことに大きいものがありますし、将来にわたり消え去ることはない私は確信をいたしております。四日市市制100年を来年に控えまして、自分の手でこの記念すべき諸事業をやりたいというお気持ちは十分にお察しをいたします。健康上の都合とは申せ、実に残念でしょう。私も同じ気持ちでございます。

また、どなたが新しい市長になられるかは想像もできませんが、どなたが市長になられましても、あなたの方針なり、未来像は多かれ少なかれ引き継がれ、実現されるものと確信をいたしております。加藤市長、本当にご苦労さまでした。今後はお体を大切にして、一日も長く余生を楽しく暮らしてください。

最後に、市長の20年間を振り返ってみられましてのご所見なり、これから四日市市は人口30万なり、あるいは35万なりと大きく発展をしております。

ます。財政状況も各種基金の取り崩しを初め、借金も上昇の一途をたどり、近く計数的にはピークを招く現状であります。このような状況にある四日市市を担っていく私たち後輩にご指導をいただくお言葉をぜひいただきたいのであります。

次に、きれいなまちづくりの当面の問題についてであります。

市制、町村制を軸とする地方行政制度が発足をいたしましてから100余年が経過をいたしました。来年は戦後、日本国憲法で地方自治が保障をされ、地方自治法が施行されてからちょうど50年目に当たります。この年に本市の歴史の大きな一区画となる市制100周年を迎えます。100周年を祝うため、いろいろと施設の建設やイベントの開催に向けまして、行政あるいは市民レベルでも準備が進んでおります。私も相対的には市民の1人として大いに期待もいたしているところであります。

今回の私の質問は、こうした100周年の内容に触れるのではございません。100周年であろうとなかろうと、地方自治体が本来取り組んでいかなければならない重要な諸問題の一つとして、町を美しく、住民の環境整備に力を入れていただきたいということでもあります。本来、地方自治体とは地域の住民の要請を受け、将来の問題を展望し、地域の具体的な状況に応じて、トータルな政策を立てることもできる唯一の組織であると考えております。

ご案内のように、本市が歩んできた道のりを振りかえりましても、公害問題を改善した過程では、国の政策がたとえない状況の中でも、住民の生命、財産を防衛するために、本市はみずから政策主体となって、公害患者への医療の無料化や、工場に対する規制に取り組んでまいりました。

こういった積極的な姿勢こそが市民が期待する21世紀への四日市への期待像であると思っております。積極的な視点からのご答弁を期待しつつ、3点ほどお尋ねをいたします。

1点目は、四日市市空き地の雑草等の除去に関する条例についてであり

ます。毎年、夏ごろになりますと、あちこちの空き地に雑草が生い茂ってきます。言うまでもなく雑草が放置されますと、景観上もちろん見苦しいだけでなく、蚊などの病害虫が発生をしたり、空き缶などのぼい捨てがあり、また角地の場合は見通しが悪く、交通事故の要因ともなります。秋ともなれば、雑草は枯れ草となり、火災の原因となり、付近住民は大変な心配をしなければなりません。

これらの観点から本市は、昭和60年3月29日に条例第14号によって、四日市市空き地の雑草等の除去に関する条例が制定されました。そして、昭和60年4月1日から施行されております。しかしながら、この条例についての効果が芳しくないように思われ、また聞きますので、次の数点お尋ねをいたします。

一つには、この条例による雑草処置は、昭和60年以降、毎年何件ぐらいやっておるのか、お知らせをお願いします。

一つには、付近住民により毎年、ことしもそうではありますが、空き地、雑草についての苦情や問い合わせがあります。この条例が一般市民に周知されていないように思われます。この条例の一般市民に対してどのようなPRをなされているのか、ご説明をお願いします。

一つには、この条例の受付窓口はどこでやるのか。環境部ならば何課でやるのか、道路付近の雑草は道路課なのか、火災を考えると消防なのか、消防の何課へ行ったらよいのか、受付窓口が全くわかりません。この際、調整監あたり、暇があるかないかわかりませんが、中心になって、しっかりと市民に窓口を決めて周知をしてもらいたいと思うがどうか。

一つには、この条例に従って処置をお願いいたしましても、いろいろと諸事情はあるにしろ、処置が大変おそい。過去どれくらいの日数がかかっているのか。もっと早く処置をすべき方法はないのか、この点どうでしょうか。

一つには、この条例の第5条の規定に違反したものは3万円以下の罰金

に処するとございますが、今までにこの適用があったのかどうかお尋ねをいたします。

一つには、この条例と重複するように思われる条例が四日市市火災予防条例でございます。したがって、この条例と四日市市火災予防条例との関連性についてご説明を願います。

一つには、道路パトロール車なり、建築指導車なりは精力的に各地区を巡回しておりますが、これら巡回車に空き地雑草の実情をあわせて調査させてはどうか、お考えをお尋ねいたします。

いずれにしろ、市内各所の空き地に雑草が見られることは、この条例の運用が決してうまく行っていないからだと思えます。そこで私は、次のことを提案いたしますが、どうでしょうか。

まず、草刈り条例の本庁の窓口をはっきりさせる。その上で、地区の窓口を各地区市民センターでやる。地区市民センターは地区の地理にも明るく、空き地の地主の把握など、本庁よりやりやすいと考えるからであります。また、もし不在地主などで、草刈りのできないところに関しましては、地区の方々にご協力を願って、地主にかわって有償で草刈りをする。でき得るならば、高齢者社会に向かう折、高齢者の方々にも手伝ってもらえば、高齢者の方々の社会参加と、あるいは地域の方々の地域のことは地域で解決をするという気持ちを醸成することにもつながると考えますが、どうでしょうか。

誤解をされると困りますので、申し上げておきますが、決してすべてを地区市民センターに任すというのではなく、元締めは当然本庁で、手続等は責任を持ってやる。除草のテクニックを地区市民センターにお願いするという意味でございます。失礼な言い方かもしれませんが、難しいことなり、面倒なことではできるだけ避けて、他の課に回すという役所根性があるといけないので、念のために申し上げておきます。

2点目は、四日市市を美しくする条例制定への提案であります。本市は

昨年の3月議会で環境基本条例を制定いたしました。その前文に、本市の公害という尊い教訓を礎として、すべてのものの参加と協調による環境問題への取り組みが必要であるとうたっております。現在、環境問題に取り組んでいくには、真にこの言葉のとおり、すべてのものの参加と協調が必要であります。

そこで、さきに草刈り条例のところでも少々触れましたが、市内には至るところで空き缶のぼい捨てが見られ、町を汚くいたしております。三重県でもぼい捨てのない県道を目指し、清潔で美しい三重をつくる条例が平成6年に制定されましたが、成果は目に見えておりません。住民のモラルに訴えることが主体で、大変難しい問題ではありますが、一步踏み込んですべてのものの参加と協調の言葉どおり、飲料水メーカーなり、販売店などにも協調したぼい捨て防止に取り組んではどうでしょうか。

具体的には市民へのぼい捨て禁止とともに、自動販売機設置の際の届け出制、そして空き缶回収ボックスの設置を義務づけ、そしてこれを守らせるための罰則を盛り込んだ形の四日市市を美しくする条例を制定し、市民総ぐるみでぼい捨てのないまちづくりに取り組んではどうかと思えますが、いかがでしょうか。

3点目は、新しい清掃工場建設についてであります。清掃工場建設につきましては、いずれ建設常任委員会なり総務委員会に詳細説明があると思えますので、極めて簡単な質問とさせていただきます。

ご承知のごとく、現在の北部清掃工場は昭和48年に稼働といえますから、既に23年以上使っているわけでございます。したがって、早急に更新をしなければならぬことは申すまでもありません。この9月議会にも清掃工場の炉の修理に対しまして、2億1,012万円が契約案件として議案となっておりますが、市民生活に直結した仕事でございますので、一日たりともストップするわけにはいかない状況の中で、担当職員の方々にはいろいろと苦勞もあると思えますが、新しい炉ができるまで頑張っていたいただきたい

と思います。

このような状況の中で、新しい炉の建設に向け、検討を開始したと聞いておりますが、どれくらいの規模のものをどの場所につくろうとしておられるのか、もし土地を買収しなければならないのなら、買収交渉は始めているのか、そして今後どう進めて、いつの完成を目指すかについて、まだ煮詰まっていない点も多くあると思いますが、現時点における状況をご説明願います。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えをいたします。

まず最初に、私は、先ほどお話が出ましたように、市長になってから今日まで20年間、その席を汚してまいりましたが、今日あと3カ月という任期を控えて、過去をまだ十分振り返って反省をしたわけではございません。一日の業務に追われて毎日を過ごしておりますので、私なりの感想はやめてから申し上げるのが本当だと思うのでございますが、今日、気のついていることを申し上げれば、やはり市政の執行というのはあくまでも計画的にやらなければいけない、これはもちろんであります、その際に何を重点的に考えるかといえば、何といたっても市民の方々のご意向が一番大切である、市民のご意向を反映した市政を計画的に遂行をすることが大事だというふうに考えております。それは過去を反省し、今日を考えて年間計画を立てる、そして将来を見据えて計画の微調整をやっていくということが必要ではないかというふうに考えております。

そういった意味で、今日まで現状を振り返りますと、何といたってもやっぱり基本構想に基づいた基本計画をしっかり立てる、立った基本計画は着実に実行をするということが大事だというふうに思っております。基本計画は4カ年4カ年で第何次、何次ということで行くわけですが、今のとこ

ろ第5次の基本計画を終わって、第6次の基本計画に入っている段階であります。したがって、5次までの基本計画の結果、残念ながら計画どおりすべてができたというわけではありません、第6次の中にこれが入り込んできているというのが実情であります。

その中で、私は一番最初に考えましたことは、やっぱり市民の意向はどこにあるか、これをしっかりつかむためには、まず地区市民センターを充実することであろうかというふうに考えて、今日まで地区市民センターの充実には一生懸命取り組んでまいりました。おおむね各地域のセンターは完成をしたというふうに思いますが、計画どおり果たしてこれからもいけるかといいますと、日本の経済の向上、あるいはおくれ、経済計画の実行が思うように行っていない、しかも今日、円安時代になってきて、大きく社会情勢も変わりつつある、こういったような状況を10年前あるいは20年前に推定し得たかといいますと、それは大変残念ながら推定できていなかった。したがって、計画自体も見直さなければならない、4年4年で見直しているわけでありまして。あるいは、基本計画を5年で見直すということもありますけれども、見直しをやっても変化の方がもう少し激しい、そういう状況でやはり計画的に遂行をしていかなければならないということでもありますので、計画だけは一生懸命取り組んでまいったつもりであります、けさほどお答えでも申し上げましたように、大体第6次の基本計画は50%に行っていない、あと2年間あるわけですが、42%が現状でありまして、あと2年間でそのおくれを取り返せるかといいますと、私は非常に難しいのではないかと考えております。しかし、今日の経済情勢の変化を背景にいたしまして、やはり見直しをやりながら前進をさせていかなければならない。第6次の基本計画、6年から9年までですが、4カ年で一般財源の不足が大体100億円ぐらい不足するだろうという予想であります。6年度決算見込みでは市税において531億円が計画済み額でありましたが、実績が486億円で45億円の不足、さらに7年度においても現時点での見込

みは計画額556億円に対し見込み額500億円と、56億円の不足見込みであります。

このように計画時と財源不足が100億円も違ってくるということであり、最終的には総乖離が200億円ぐらいになるであろうということが予測をされます。200億円からさらに今の100億円を足しますと、4カ年で300億円が不足するということとなります。その上に、基本計画に盛り込まれていない大学の増設、あるいは環境事業団の事業に対する費用、さらにドーム関連のアクセス道路、富山線の無料化の費用等々、数え上げますと、大変大きな計画との差異がありますので、これらのことを考えながら、今後そのおくれを取り返すべく、懸命な努力をしていただく必要があると思うのでございますが、そういった状況をつくり出した責任は私にあるわけでありますから、後の方々にお願いをして、計画をどういうふうに変えていただくかをお願いをしていかざるを得ないということでもあります。反省の上に立って、私自身は自分の体の都合もありますので引退をさせていただきますが、いたらなかった点に皆さん方におわびをしなければならぬかというふうに思っておる次第でございますので、お許しをちょうだいいたしたいというふうに思います。

大変甘えているようでありますが、私は私なりに一生懸命やったつもりであります。しかし、結果的にはそういうことになっておる、大変残念であります。皆さん方のご指導にもかかわらず、このような事態になったことは私にとって大変申しわけないことだったということを深く今日では反省をしておるところでございます。

いろいろ申し上げたいことも多々ありますけれども、過去の問題についてはこの程度、それからこれからの問題については、あと市長になられた方に十分お引き継ぎを申し上げて、善処をお願いするよりほかないというふうに考えておる段階でございます。

大変行き届かなかった市長であったことをおわびを申し上げまして、あ

と任期いっぱい一生懸命不足分を補うつもりで闘ってまいりますので、ご支援を賜りたいということをお願いして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） 加藤助役。

（助役（加藤宣雄君）登壇）

○助役（加藤宣雄君） 美しいまちづくりの当面の問題について、空き地の雑草等の除去に関する条例は、多くの部、局にわたる部分もございまして、まず私からご答弁を申し上げたいと存じます。

雑草の繁茂等による管理不良の空き地に対する指導の窓口の統一化につきましては、ご指摘をいただきましたように、市民の方が迷われることもあったかと存じます。つきましては、主に春夏は病害虫の発生と生活環境上の支障が大きいということから、環境部の生活環境課を窓口统一到しております。また、秋冬は火災発生のおそれが大きいことから消防本部の予防課において対応し、指導しますが、市民の皆様方にご迷惑をおかけしないように、年間を通じまして環境部と消防本部の連絡、協調を密にしながら対処してまいりたいと考えております。

次に、道路パトロールなど、よく市内を巡回している職員に空き地の状況もあわせて調査させてはどうかのご提言でございますが、なかなか直接かかわっている業務以外のことまでは注意が向かないというのが現状でございますが、でき得る限りご指摘ございましたことに注意をして、情報の相互提供などを行ってまいりたいと考えております。

また、地区市民センターの積極的な関与につきましては、従来からセンターが住民の皆様の要望をお聞きし、関係部門に情報を伝えて対策を要請してきております。今後につきましても、各市民センターは条例の趣旨を十分理解するとともに、絶えず地域の状況や住民の要望を注視いたしまして、地区の窓口となって関係部門との調整役としての役割を果たすことに

よりまして、美しいまちづくりのため努力をしまいたいという所存でございますので、どうかよろしくご理解を賜りたいと存じます。

ご質問のその他につきましては環境部長の方よりお答えを申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 美しいまちづくりの当面の問題について、ご答弁を差し上げます。まず初めに、空き地の雑草等の除去に関する条例に関して、助役からご答弁を申し上げました以外の件についてお答えをさせていただきます。

雑草の繁茂等によりまして、管理不良の空き地に対する指導につきましては、主に春と夏は衛生面等、生活環境上の支障が大きいことから環境部において、それから秋、冬は火災発生のおそれの大きいことから消防本部の方において対応、指導をいたしており、1年におよそ合計をいたしますと800件ほどの指導件数がございます。こうした指導に対しまして、草刈りを実施していただくまでの期間はまちまちでございますが、早いものでは数日中というものもございますが、1カ月内外かかっているのが通常でございます。

事務の進め方を具体的にご説明申し上げますと、市民の方から苦情がありますと、まず現地の状況を調査し、その所有者を法務局等で確認をいたしまして、所有者に対しまして草刈りの履行を要請いたしております。この段階でほとんどの所有者の方は草刈り等を実行いただきますが、県外の方などでご自分ではすぐに対応ができず、ご相談をいただく場合などもございまして、そうした場合にはシルバー人材センターを紹介いたしまして、その活用も進めております。また、夏草の除去につきましては、昨年その年の前の年に指導実績のあった方々へも予防的に管理の徹底について事前指導をいたしておるところでございます。

こうした指導をいたしましても、草刈りをやっていただけない方につき

ましては、勧告、措置命令等、条例上の手順を追うこととなりますが、実際は再三の指導を繰り返すということが多く、過去の例では勧告をいたしましたものが2件、それから措置命令まで発しましたものが1件あるのみで、罰則を適用したことはございません。また、枯れ草の除去につきましては、火災予防対策上の措置といたしまして、消防で秋口から空き地を調査した上、指導を行っております。

次に、この条例の市民の皆さんへのPRでございますが、この条例の制定当初は広報等で広くPRもいたしましたが、最近ではさきにご説明を申し上げましたとおり、苦情を受けた者や、過去に指導をした者への指導が中心となっております。したがって、助役からご答弁を申し上げました窓口の明確化も含めまして、空き地の雑草の除去に関する条例の趣旨を広く市民の皆さんに知っていただくことは、空き地所有者への啓発のみにとどまらず、地域全体での関心の高まりにもつながりますことから、今後は季節的なことも考慮の上、広報等で積極的にPRをしまいたいと思っております。

次に、四日市市を美しくする条例につきましては、本年の6月議会におきましても同趣旨のご提案をいただきまして、ご答弁として、平成6年5月から施行されましたごみのほい捨てを禁じた、清潔で美しい三重をつくる条例や四日市市環境計画などがございますので、これらの三重県条例、あるいは計画等を適切に運用し、さらにこれを見直していく中でご提案のような環境美化の実現に努めてまいりたいというふうにご答弁申し上げました後にも、ご質問の議員の方からもさらに強く条例化の要請もいただいたところでございます。

その後、県の方とも条例の運用の問題について話をいたしましたが、県民のモラルに負うところが大きく、一気に実効を上げるということは難しい状況でございますが、市といたしましても、県とも十分に連携を図りながら、県条例の啓発に努めてまいりたいと考えております。しかしながら、

ご指摘のように、啓発に主眼を置く現行制度の中では、なかなか効果が目に見えてこないという点もございます。したがって、もう一方では、ご提案をいただきましたように、本市にマッチした条例の制定についても検討をしてみたいというふうに考えております。

最後に、清掃工場の建てかえでございますが、昨年末に、担当助役を長に、関係部長で構成をいたします清掃工場建設検討委員会を設置いたしまして、平成15年を稼働の目標として検討を進めております。基本システムは焼却ないしは溶融方式といたしまして、発電等のエネルギー利用を積極的に行うことを大前提で考えておりますが、詳細につきましては、今後調査研究を進める中で決定をしてみたいと思います。

本年度は、施設整備の大前提となります廃棄物処理基本計画の策定作業を行っているところでございまして、この中でごみ処理量の将来予測を行い、施設の規模を決めてみたいと考えております。

また、立地につきましては、現在の施設を使いながら、新しい施設を建設せねばなりませんので、既存の用地の中でというわけにはまいりません。したがって、新しい用地を求める必要があり、収集車の効率的運用も考え合わせ、現在の北部清掃工場の隣接地に買収をして、そこへ建設をいたしたい、このように考えております。既に、一部地元の皆さんには計画の説明に入っている段階でございまして、できる限り早急に立地を決定いたしまして、早ければ本年度中にも地元の皆さんのご理解を得た中で、都市計画決定の手続を行うとともに、環境への影響を最少にとどめ、詳細な設計の基礎となるデータを得るための環境調査を行ってみたいと考えております。

その後の大まかな予定といたしましては、来年度に厚生省との協議に入るために廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画、こういう計画を策定いたしまして、施設の概要を決定いたしまして、10年度に国庫補助の申請、そして11年度から施設の建設着工を目標といたしておるところでございます。

す。

○議長（谷口廣睦議員）古市元一議員。

○古市元一議員 ご答弁、ありがとうございます。加藤市長、本当にありがとうございます。

2点目の草刈り条例について、今、環境部長の答弁では、昭和60年4月1日から実施の場合に、1年間に800件の処置をしたという答弁がございましたが、800件と申しますと、23地区で割りますと、これあんた、1地区34件あるいは35件ぐらいの件数になるわけですが、少なくとも私が北部に住んでおりますので、私の見た限り、34件も、これは計数的に割ったのだから、北の方は少ないのかもわからぬけれども、800件という数字は非常に私は疑問視をいたします。したがって、これは消防の火災予防条例との関連性があると思うんだけど、消防長、これは消防の方で一体何件で、草刈り条例で何件というようなことがわかっておったならば、ご答弁を願いたいと思います。

それからもう一つは、PRについては環境部長はこれからしっかりやると言ったんで、それで結構なんだけれども、現状を極端な話、市の職員だって、草刈り条例があるということは半分ぐらい知りませんよ。私が聞いてみると、知らぬと言っておるんですよ、そんなものいつできたんやというような調子です。したがって、市の職員も知らぬものを一般市民が知りそうはずがないわけです。したがって、広報等を通じて、これから環境部長はしっかりとPRをしようと言ったから、それで一応済んだことを言ってもしょうがありませんので、しっかりとPRをしよう。

と同時に、今800件と言われたが、800件の内容も、年度末に広報に、こういうふうにして今年度はこの条例によって何百件か何件か、あるいはゼロがわからぬけれども、そういうふうになりましたというPRもあわせてお願いを申し上げておきます。

それから、窓口は環境部というふうに加藤助役から説明がありましたの

で、もう環境部というふうに理解いたしますよ。そうすると、環境部へ行けば、消防の方へも連絡をしてもらえると理解でよろしいですね。両方へ行かなければならぬ。というのは市民は、これは消防へ行っていいものか、環境部へ行っていいものかわからないんですよ。だから、消防とかそういうややこしいことを言わぬと、窓口は全部環境部なら環境部と、そして消防に関するものは環境部の方から連絡をしていただくというような方法をぜひお願いしたいんですが、この点について、もう一回、ご答弁を願います。

それから、美しいまちづくりの条例につきましては、本市にマッチした条例を検討していくというふうなご答弁でしたが、どのような点に留意をしながら検討をしていくのか、この点、もう一度ご答弁をお願いいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 消防長。

○消防長（小山佳志君） 議員ご承知のとおり、四日市市には火災予防条例と、それから空き地の枯れ草等の除去に関する条例がございます。火災予防条例は当然のことながら、火災の予防という見地から制定されたもので、空き地の条文につきましては、火災を含め犯罪あるいは病害虫というものの除去を目的として制定されておる。若干、法律の制定の目的が違っておりますが、消防としては火災予防条例に基づいて毎年秋から冬に一斉調査を行っております。過去の計数は持っておりませんが、昨年度の秋からことしの冬に調査した箇所数ですけれども、枯れ草対象の箇所数は1,063カ所です。それから、うち指導した箇所数は698件、ほとんどの方が指導に応じていただきましたが、160件ぐいらがなお不徹底な部分があるという結果が出ております。よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 環境部長。

○環境部長（玉置泰生君） 件数の方でございますが、消防長の方からご

答弁を差し上げました残りといえますか、以外の100件ほどが、いわゆる夏草における指導の状況でございます。ご指摘賜りましたように、消防本部と十分に連携をいたしまして、その件数等を含めまして広報で皆さんにお知らせをし、PRをしてまいりたいというふうに考えております。

それから、市職員に対してのPRでございますが、大変恥ずかしい話でございますが、職員への周知につきましては、当然市民の皆さんへのPRとは別に市民の皆さんがそういうお話が出たら、だれでもお答えができるように、市民の皆さんに戸惑っていただくことのないようにPRをして努めたいというふうに思います。

それから、助役の方からご答弁を申し上げました窓口でございますが、今ご指摘を賜りましたように、消防本部とのパイプを太くやってまいりますので、私の方にお申し出を賜りまして、これは消防だということの決してないように、これは努めてまいりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、美しくする条例の件でございますが、本市は北勢地区の中心都市として、また県を代表する都市といたしまして、近来その役割が大きく求められておるところでございます。こうした中で、こういった条例を制定することになりますと、周辺の市町村にも少なからずの影響を与えることとなります。ご承知のとおり、こういった空き缶というような環境問題はどこの市町村でも共通の課題でございますので、この際、三重郡の四町さんの方へも相談をかけまして、できれば同一の条例を同時に施行いたしまして、共同して空き缶対策等に当たることのできるように、取り組むことができるように、広域的な条例というようなことにしていってはどうかというふうに考えているところでございます。

○議長（谷口廣睦議員） 古市元一議員。

○古市元一議員 800件がだんだん減って100件になったということですが、いずれにしても済んだことは申しません。できておるところの条例を、今

後はよくPRをして、その効果が十分にできるようにお願いを申し上げておきます。

それから、美しいまちづくりの条例につきましては、今、環境部長の答弁では広域行政がという話でございましたけれども、私も広域行政が叫ばれておる時節柄、当を得た考え方だと思いますが、環境部長、決してあなたを信用しないわけではないけれども、あなたは今のところ一部長なんだから、後になって、あれは環境部長が言ったんであると言われても困りますので、この際、加藤助役、環境部長と同じような考えかもわかりませんが、あなたの決意をひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから、3点目の新しい清掃工場については15年というような話がありましたし、これからまだ大分あります。また、機能の内容等も担当の常任委員会等で十分検討もしていきたいと思いますので、ぜひ早急に、あるいは土地の買収等についても早急に解決をするように、ひとつぜひご努力をお願いしたいと思います。あと1点、加藤助役の方のご質問だけお願いします。

○議長（谷口廣睦議員） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 部長もお答え申し上げましたように、やはり共通する環境問題として、本市だけの対応でなく、広く市域を超えた理解と意識改革ということを図ることが重要ではないかと思っております。

考えられる一つの例でございますが、四日市と川越との境を見ますと、道を一隔てまして、こちらが四日市市で前が川越町というふうなケースもあるわけでございますので、こういうふうな市域を超えて理解と意識改革をもっていくというのが何よりも重要なことというふうに考えておりますので、早速に各町にも働きかけてまいりたいというふうに考えております。ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 暫時休憩をいたします。

午後0時17分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。なお、昼から少し暑くなってまいりましたから、上着を脱いでいただくのは自由にさせていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。

土井数馬議員。

〔土井数馬議員登壇〕

○土井数馬議員 それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

今回は、私ども市民クラブにおきまして、本市の中・長期的な課題として中の一つであります、ストックであります公営住宅地の土地利用における地域再生の提案についてと、もう1点は、7月末に待望の女性センターがオープンをいたしまして、本市におきましても男女共同参画型社会のシステムづくりがいよいよ本格化をしてきた、そういった観点から女性の自立への支援施策の2点についてお伺いをさせていただきます。

まず1点目の地域再生における公営住宅建設についてであります。ここ数年来、地域環境の改善を軸といたしまして、経済面まで含めて地域活性化を図ることを目的といたしました地域再生が、各地においていろいろな形で模索をされております。地域再生を考えた場合、地域の衰退を嘆き、地域社会がみずからの地域に対する自信を失えば失うほど、衰退のペースが加速をされると言われております。衰退につれて土地や建物が放置をされて、地元の人々のエネルギーまで失われてしまいます。そうしまして発展へのポテンシャルをも埋もれさせてしまうわけです。

地域再生には、広くは四日市全体を一つの地域ととらえまして、産業の活性化を図る、あるいは市街化中心部の空洞化を問題としてその地域の再生を図る、あるいは高齢化が進んだ地域などに活気を取り戻すなど、その形態や範囲、また手法などにおきましてもさまざまなものが考えられます。

衰退している地域におきましては、将来についての明確なビジョンを見出すことができないところが多く、衰退により引き起こされるさまざまな問題に取り組むためにも、いろんな支援を必要としております。

しかし、現在あるいはこれからの社会状況におきましては、公的な資金の投入にも限界がありますし、民間投資に対しましても十分な啓蒙やPRによる誘導と援助が必要であります。そうした状況下にありますと、地域再生を行うためには、新しい手法が発見されなければならないと考えております。もちろんその過程におきましては、一定水準以上の卓抜さや効果的な投資が必要であることは言うまでもありません。しかし、何よりもその地域の置かれている状況や抱えている問題に前向きに、そして機動的に対処しようとするのではないかと考えております。いかなる手法による地域再生におきましても、その事業計画を推進することによって初めて、一つには地域環境の向上、二つには地域経済の成長、そして3番目には地域社会活動への住民参加が図られることと思っております。

地域再生の実施に至るまでには、それぞれの地域ごとに抱える課題や問題に相違があるのは当然であります。まず事業化の可能性、必要性、そうした地域を対象として課題や問題を抽出をして、例えば、どうすれば高齢化をしている地域に若者を居住させることができるのか。あるいは老朽化した建物や空き地をいかに再生利用するかなどについて、実行可能な方策を検討する。

次に、事業計画につきましても、地元の主体性を重視して、地域の希望するところを基礎としつつ、提案されることが大切であり、あくまでも地域に根差した再生事業であることが基本であると考えております。しかしながら、前段でも申し上げましたが、現在の社会の状況におきましては、公的資金の投入にも限界がありますし、民間投資に対しましても十分な誘導と援助なしには、幾ら地域再生への事業化が必要な地域でありましても、非常に難しい状況であることは私自身も十分に認識をしております。しか

し、ストックの活用、そういった面から見れば既存の公営住宅地において、経年により老朽化をしております市営住宅、あるいは災害対策の上でも早期の建てかえが必要な公営住宅、そういった地域ではないかと思うわけです。

そうしまして、そういった市営住宅や公営住宅地域の中でも、なおかつ発展へのポテンシャルが高い、そういったところであれば、地域再生への事業化も十分可能ではないかと考えているわけです。特に本市のそういった公営住宅のうち、市内中心部に近く、交通の便もよいなど、地理的に恵まれた環境に位置しているものも多くありまして、発展へのポテンシャルの高さ、そういった点から見れば地域再生の条件に十分合致していると考えられます。

もちろんここ数年来、内部東、西伊倉などの市営住宅を年次的に建てかえていただきまして、市民のライフスタイルの多様化やニーズの高度化に合わせて、良質な住宅の確保と地域環境の改善を図っていただいておりますことには、非常に感謝をいたしております。しかしながら、ややもするとこれまでの公営住宅の建てかえなどにつきましては、あくまでも老朽化、狭小化した建物の箱物のみの建てかえに終わってしまいがちではなかったかと思っております。

そこでお尋ねをするわけですが、公営住宅の建設や建てかえにつきましては、年間の住宅建てかえ量を現実的な財政負担の中で検討していく場合、一つには、老朽化による緊急度合い、もう一つには都市計画との整合性、また一つには、地域バランスの配慮や居住者の整備に対する熟度、そういったものを検討する必要があるわけです。ですから今後は、単に老朽化したので建てかえる、そういった考えではなく、その地域の抱えている課題や問題を地域再生、そういう観点から建てかえなどを起爆剤として、その地域を活性化させるような手法も十分に検討をしていただきたいと思います。というわけです。

そこで、今後の公営住宅の建設並びに建てかえなどのあり方を含めた住宅建設の全体計画のご所見をお伺いしておきたいと思えます。

次に、具体的な提案としまして2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず1点目は、永宮町と大瀬古新町の市営住宅についてであります。永宮町の市営住宅につきましては、いわゆる鹿化川沿いにござしまして、現在整備を進めていただいております堀木日永線と連結をされる都市計画道路の永宮松本線の計画路線上、そういった位置に建設がございまして。

また、大瀬古新町の市営住宅につきましては、永宮町と日永東日野線を挟んだすぐ南側に位置しております、建設年度も昭和31年と昭和32年と、いずれも耐用年数を過ぎております。そしてどちらも高齢者の方の入居がほとんどであり、若い方の入居は今のところほとんどない状況でございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、東西南北との道路の整備網が予定されていることや、近鉄沿線の駅や中心市街地へも非常に近いなど、発展へのポテンシャルという点におきましてはかなり高いものがある。そして地域再生をする条件は十分に整っていると認識しております。そして何よりここ数年来、市営住宅入居者の方のみならず、地元住民の方々の期待も非常に大きくなっているわけですが、ですから地域の居住者の整備に対する熟度、そういった点からも申し分ないように考えているわけです。

また、二つの住宅地が隣り合わせに位置をしているということで、地域内の景観や環境に十分に配慮をしていけば、ある程度の高層化を許容できる。ですから十分に二つの住宅地を併設での整備が図れるのではないかと、そんなふうにご考えているわけでございます。そうすればかなりの空地が確保できまして、今よりさらにアメニティあふれる居住区に再生できるのではないかとご思うわけですが。

もう一つには、現状の市営住宅の需要は、低所得者層への対応となっておりますために、近年の若者の所得の上昇に伴い、若年層の需要にはこた

えられなくなってきております。そういった面も高齢者の方の入居者が多くなってしまふ一つの原因であります。その対応も地域再生には欠かせないものと考えているわけでございます。ですから、その対応策といたしましては、両住宅、永宮町、大瀬古新町の市営住宅の併設によりまして生み出されるスペースに、例えば、特定優良賃貸住宅等を積極的に誘導したりしまして、若年層の住宅需要にもこたえられるようにすれば、案外若者の居住を促進させることができるのではないかと、そんなふうにご考えているところであります。そういうふうにご若い方の居住を促進させることによりまして、各階層、各年齢層による居住区が形成をされまして、当該地区の地区コミュニティもより活性化をしまして、地域再生が可能になるのではないかとご考えているところでありますが、この点についてのご所見をお伺いしたいと思います。

二つ目の具体例といたしましては、養護老人ホーム寿楽園の東に隣接をしております泊ヶ丘町の市営住宅に関連しての提案についてでございますが、この市営住宅につきましては、大部分が昭和30年に建設をされまして耐用年数は過ぎております。そして高齢者の方の入居がほとんどであることは言うまでもないところでありますけれども、そこでその地区の市営住宅の建てかえによる地域再生を考えてみたわけですが、この市営住宅を中心にぐるっと地域を見回してみますと、すぐ近くには南部丘陵公園があります。そしてまた県立総合医療センターも整備をされまして、近くには近々に温泉利用のできる在宅介護支援センターの計画もございまして、そして先ほど申し上げましたように、隣には養護老人ホームも整備されているという、高齢者の方が生活していく上で健康面や医療面からの環境としましては、非常にポテンシャルが高い、可能性が高い地域ではないかとご考えているわけですが。

しかし、この住宅地に関しましては、先ほどの地域のような面積的には余裕がないわけございまして、ある程度の高層化を図ったといたしまし

ても、さほど大きなスペースを得ることは難しいと思います。ですからこういった地域における公営住宅の建てかえなどによる地域再生を考えるのであれば、思い切った発想の転換を図りまして、高齢者の方が住みよい地域、そうした高齢者対応型の住環境の整備を進めまして、健康な高齢者による地域活性化を図る、こういった手法も考えられるのではないかと、そんなふうにも思っております。ですからこの点についてもお考えをお聞かせいただきたいと思いますというわけです。

以上の具体例の2提案につきましては、可能性も含めまして現実的なご答弁をいただきますようお願いをしておきます。

さて、次の女性施策の今後の課題についてであります。女性施策につきましては、新設以来3年半が経過をいたしました女性課におきまして、さまざまな施策を積極的に、また広範に取り組んでいただいております。本市の女性たちの力強い味方となっただき喜んでいただいております。また、この7月末には待望の女性センターもオープンされ、いよいよ本格的な男女共生社会づくりの発信地として、またそのための市民活動のネットワーク拠点としての活躍が大いに期待をされております。

さて、男女が平等であることを目指す男女共生社会とは、ある意味では女性にとっては厳しい社会でもあります。今日までの男性中心の社会システムの中で、男女共生社会を志向することは、女性が一人で生きられる、そんな社会のシステムづくりを目指す必要があります。現状の女性の置かれている状況から見ましても、まだまだ越えなければならない高いハードルがあると私どもは思っているわけでございます。

しかし、そのような現状におきましても、少しずつではあります。本市におきましても自立を目指す、そんな女性が増えてきておりますし、また自立せざるを得ない、離婚などによる単身女性の増加も今後の女性施策の中で大きなウェートを占めているものと考えられます。そこで今回は特にそういった視点から3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目ですが、女性が自立や自己実現を目指しまして事業などの経済活動を始める場合、まず担保がない。また保証人がいない。なってくれる方がいないという意味ですが、そしてまた、女性というだけで資金の融資が受けにくいなど、現状におきましてもこのような困難が待ち受けていることをよく耳にしております。このような女性の経済活動におきます社会的不平等の是正と、女性の新しい生き方、働き方、こういったものを模索していくことも、女性が一人で生きられる新しい社会のシステムづくりには欠かせないものと考えております。そうした中で経済的な利益の追及ばかりではなく、地域起こしや環境問題、あるいは教育、福祉問題など、社会的に意義のある有益な事業として自立的に活動しようとする女性や、あるいは女性グループを支援する体制が今の、あるいは今後の女性施策には必要ではないかと考えるわけです。例えば、無農薬野菜の販売店をなさるとか、また廃油による石けんづくりのお店をなさるとか、そういった環境関連事業、またお年寄りの給食宅配サービス、あるいは育児サポート、また障害者支援のための作業所づくりなどの福祉関連事業、さらには先ほどの無農薬野菜や無添加食品などを使ったレストランの経営など、そしてまた共働き家庭の家事代行者の派遣業など、女性の視点から見る事業、そういった社会的に意義のある事業を開始しようとしたら、自立を目指す女性に対しましては、低利融資制度の創設などによる経済的な支援体制の整備もその一つと考えるわけでございます。

もちろん事業を始めるに当たりましては、その計画からその他の融資制度の活用や申し込みの手続など、開業までの手順などや経営のノウハウなどを実際に即して支援をしていく。また、事業をスタートした後も、フォローについてきめ細かに行うなどの施策が必要と考えているわけでございますので、この点についていい方策等があればぜひお伺いをしたいと思うわけです。

さて2点目ですが、単身女性の自立への支援施策についてであります。

平成5年5月の法改正におきまして、母子福祉資金貸付金の有効活用を図るとともに、母子家庭及び寡婦に対する専門的な助言や指導を行う事業を社会福祉事業として位置づけております。現在はこの法律によりまして、母子福祉資金の貸し付けなどの経済的自立対策や母子相談員などによりまして母子家庭相談、母子福祉センターを中心とした生活指導や生業指導、さらに職場の開拓や住宅の確保などのいろいろな施策によりまして、母子家庭の福祉の増進が図られております。

本市におきましても、女性課が誕生いたしました平成5年の相談の事例456件のうち約40%については単身の女性であり、また世帯主となって新しい生活を送ろうとするときにぶつかる大きな壁についての相談であった、そのような報告を受けております。特に母子家庭の実態につきましては、平成5年度の厚生省の調査によれば、離婚による母子家庭世帯が64.3%を占めておりまして、本市におきましてももちろん増加傾向にあります。そうした単身女性たちの悩みの中で特に大きな壁となっていますのが住宅の確保であったり、なかなか生業が見つからないなど、女性ということによる不利益を受けている事例も多く聞かれます。そういった単身女性の支援施策に、先ほどの母子福祉資金の貸し付け制度があります。この制度は、母子家庭の経済的自立を図る重要な施策といたしまして、毎年内容改善が行われておりますが、申し込みの手続が煩雑であり、地域の母子協力員さんに署名や意見書をいただかなければならない。また、しっかりとした連帯保証人が必要であるなど、まだまだ単身女性にとって利用しやすい支援施策とはなっていないようです。

このような単身女性への支援施策の中で、特に今回考えていただきたいものは、住宅への入居や貸し付け資金、あるいは生業につく際などに伴う保証人についてであります。例えば、保証人が必要な際に、本人が保証人の方を見つけてくるまでの一定期間内、もしくは一時的にでも女性課など関連部局が責任を持ってあげる。あるいは民間などとの話し合いにより、

市の方で例えば信用調査書、こういったものかどうか分かりませんが、そのようなものを発行いたしまして、保証人にかわるものとする、そういった方策もとれるのではないかと、そんなふうを考えているわけでございます。ですからこういった考え方がはたしてできるのかどうか、この点について難しい問題ではありますが、お考えをお聞きしておきたいと思っております。

最後3点目でありまして、21世紀に向けての男女共生社会を目指しまして、その核となる女性センターができ上がった今こそ、さまざまな女性支援の施策の整備が急がれることは言うまでもないことと思っております。しかし、先の2点の課題にいたしましても、まずは女性基金、そういったものの創設をもってフレキシブルに対応していく。そうした中で的確な施策を模索していく、そんな寛容さも市の方では必要ではないかと考えております。基金等の創設にはいろいろな手法が考えられますが、女性センターができたこの機を逃さずに、大々的なPRをしていただいて、市民からの寄付を募るのもまた一考かと考えておりますし、いずれにいたしましても、時代に即応いたしました新しい女性の生き方を応援していくためのものと期待するものでありますから、この点につきましてはぜひ前向きなご答弁をいただきますようお願いを申し上げまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（谷口廣睦議員） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 1点目の地域再生における公営住宅の建設についてお答えをさせていただきます。

公営住宅の建設につきましては、本市の第6次基本計画に基づきまして、老朽化した既存の木造住宅から順次建てかえを行っているところでございます。現在の進捗状況は、計画どおりの進捗には若干至っておりませんが、平成6年度には内部泉町で中層耐火構造4階建て、3棟の24戸、平成7年度には西伊倉町の2期工事といたしまして、中層耐火構造の3階建て、2

棟18戸を供給いたしております。また、平成8年度には小牧町で中層耐火構造3階建て1棟及び耐火構造2階建て1棟、計の21戸の完成を予定いたしておるところでございます。

また一方、新規事業といたしましては、平成7年度より制度の運用を開始いたしました中堅所得者向け公的住宅である特定優良賃貸住宅におきましては、平成7年度におきまして桜で27戸という1棟のマンションでございますが、これが完成しておりまして、平成8年度以降におきましても、特定優良賃貸制度を毎年50戸程度の供給を支援すべく取り組んでまいり計画をいたしておるところでございます。

市営住宅の建てかえに際しましては、ご意見もございましたように、高齢者や障害者を念頭に置き、入居者及び周辺自治会、また皆さん方と協力を得ながら、居住水準の向上と安全で周辺との調和のとれた住環境の整備に配慮しながら行っておるところでございます。

市営住宅の入居状況を若干申し上げますと、建設年度の古い木造住宅は、議員からもお話がございましたように、市街地に隣接した場所に多くございます。これらの住宅は入退去者が少なく、若い人たちから敬遠されがちでございます。そのような中で、平屋で低家賃なことから高齢者が再入居となり、一層高齢化が進んでいるのが現状でございます。したがって、今後の公営住宅の整備は、安全性の点からも、耐用年数の過ぎた老朽住宅につきましては建てかえを基本に考えておるところでございます。従来とは異なりまして、単に建てかえをする一住宅のみでなく、隣接する2住宅を統合した複合建設事業の方式の導入や、住宅の中・高層化により土地の有効活用を図りながら、特定公共賃貸住宅の導入、あるいは周辺地域へ民間活力による特定優良賃貸住宅の建築誘導等のさまざまな手法を取り入れ、住居に困窮する低額所得者と中堅所得者層を取り込んだ、また高齢者や障害者を含めて年齢的にバランスのとれた地域社会を形成することに配慮するとともに、地域の特性に合った建設の方策を検討し対応してまいり

たいと、このように考えておるところでございます。

そこで、1点目の永宮町と大瀬古新町の市営住宅の入居状況を申し上げますと、永宮町市営住宅におかれましては、入居者が86世帯ございまして、そのうち高齢者を含む世帯が52世帯となっておるのが現状でございます。

また一方、大瀬古新町の市営住宅におかれましては、入居者が50世帯ございまして、高齢者を含む世帯が52世帯となっております。両住宅とも老朽化と狭いことから若い人から敬遠される一方、低層階住宅で家賃も低価というところから、一人住まいや老夫婦の世帯が大変多くなっているのが現状でございます。全般的にそういう傾向にあるということもでございます。したがって、今後の建てかえにおきましては、両市営住宅を複合的にとらえまして、住宅の中・高層化による土地の有効を図りながら、中堅所得者の居住水準の向上を目的とした特定公共賃貸住宅や公団住宅の併設により、新婚世帯等の若年層の入居など、所得階層や年齢構成の上でもバランスのとれた地域社会づくりを進めなければならないと、このように考えておるわけでございます。

また、住宅の規模やタイプにつきましても、対象者のニーズを踏まえ、今後はファミリー向け住宅に固執することなく、独居老人や老夫婦に対応した2DK等の入居者、人員に見合った住宅の建設をすることにより、高齢者が安心して住める市営住宅の供給を目指していきたいと、かように考えておるところでございます。

以上のようなことを踏まえながら、戸数、住居タイプ、建築計画、土地利用などの観点から、現在、庁内方針を固めるべく、関係各課によるワーキンググループにより調整を進めており、平成9年度の早い機会に全体構想を固め、基本設計、移転交渉、そして建設工事の着工を目途に、現在鋭意努力をいたしておるところでございます。

次に、2点目の泊ヶ丘の市営住宅につきましてもでございますが、ご提言のように、隣接する養護老人ホームや県立総合医療センターは、一人住ま

いや夫婦の高齢者が自立して安全かつ快適な生活を営んでおく上においてもよい位置であることは、私どもも承知いたしております。建てかえに際しましては、貴重なご意見を参考にさせていただきたいと、かように考えております。

また、先進市におきましては、シルバーハウジングの導入等もでございます。本市におきましても関係する部局と十分調整を図りながら、また研究調査を進めながら、シルバーハウジング等の導入等も目指してまいりたい、このように考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、公営住宅の建設や建てかえにつきましては、ご提案いただきました貴重なご意見を生かし、今後の基本計画に反映してまいりたいと考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと存ずる次第でございます。

○議長（谷口廣睦議員） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） ご質問の女性施策の今後の課題という点でお答えを申し上げたいと存じます。

ご指摘のように、男女共生社会への志向とは、すなわち女性が一人でも生きられる社会を目指すことであり、それを実現するためにはさまざまな困難があることは言うまでもございません。これらの困難のすべてが女性行政の課題でもあり、中でも女性の経済的自立は特に重要なものであると考えております。近年、女性が会社を起こす、いわゆる起業化というさざ波が静かに沸き上がりつつあり、本市でもこれに対応する施策の必要性を感じております。去る8月1日に女性の活動拠点として開設いたしました女性センターにおきましても、オープニング記念行事の一環として、農村女性の起業化を取り上げて市民の皆様への啓発に努めておりますが、一般的に事業を開始するに際しましては、相応な資金が必要になるわけで、この調達は女性に限らず、実績のないことから困難が付きまとうものと考え

ております。本市におきましても、これらの困難を多少なりとも軽減するとともに、起業化の促進は地域の活性化につながるものであるという認識から、四日市市独立開業資金を平成6年度に創設いたしております。今後はこのような融資制度を初め、女性課と商工振興課等との連携を図りながら、女性が会社を起こすまでのノーハウなどの講座や経営相談など、実施を検討してまいりたいと考えております。

次に、単身女性の自立への支援でございますが、女性施策プランの中でも、単身女性等の不利益の除去として七つの課題の一つに上げられております。21世紀に向けて高齢化や晩婚化や未婚化が進み、単身女性は増加の一途をたどるものと予想され、ますます重要な課題になろうと考えております。今後はご指摘のような単身女性等を視野に入れた住宅政策を初めとするきめ細かな施策づくりが必要であり、女性課を中心として関係各課、関係機関との連携をさらに密にし、単身女性への支援、ひいては人に優しい行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

さて、今まで申し上げましたようなさまざまな女性問題の解決や、女性の活動を支援するための基金の創設についてでございますが、今、民間の女性の皆様の中で、四日市の女性を支援する女性基金を計画しているというような動きも出てきております。その自発性や相互扶助性を相談しながら、どのような支援ができるのか検討してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、市が保証を行うという件については、非常に困難なことであるというふうに考えておりますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 土井数馬議員。

○土井数馬議員 ご答弁ありがとうございます。

1点目の地域再生という観点から公営住宅の建設などを起爆剤として地域を活性化させてはどうか、こういった提案をさせていただいたわけでございますけれども、今のところ建てかえ等は順次行っていたいただいているとい

うことで安心をしておるわけなんですけれども、前段でも申し上げましたように、景気の方がなかなか上向きといいましても、公的資金の投入が難しい時期でもあるわけです。部長からの答弁にありましたが、民間の導入等も図りながら、建てかえ、あるいは地域の見直しを進めていただけたらというふうなご答弁をいただきまして、本当にありがたく考えてはおります。ですから公営住宅という、公営の土地のストックが既にあるわけですし、また都市計画などもはっきりしておりますし、周辺の環境なども目に見えるようにわかるわけでございますので、地域再生の可能性の高さというものは、何もない更地につくるよりはかなり可能性が高いものと考えておりますので、今回例に出しました二つの地域だけではなく、いろんなところの公営住宅地の見直しも、そういった地域再生の観点からぜひ見ていただきたいというふうに、これは要望をしておきます。

次に、具体例として出させていただきました永宮、大瀬古新町の地域再生につきましても、非常に可能性が高い。平成9年には基本設計までいけるんじゃないか、そんなふうにありがたいご答弁をいただきましたので、ぜひワーキンググループの方でも練っていただきまして、前段でも申し上げましたが、市民というか、地域の方の声を基本、基礎にして、地域に根差した地域再生づくりをお願いしておきたいと思っております。

それから、高齢者の方がどうしても多くなる。低所得者層への対応が目的の市営住宅でありますので、それはいたし方ないことだとは思いますが、答弁にもありましたが、ぜひ特定優良賃貸住宅などの誘導や、例えば、先ほど部長もおっしゃいましたが、公団への貸与なんかもお答えをいただいたわけなんですけれども、なかなか市営住宅の土地ということで補助金などあるいは県や国から受けている部分だと思っておりますので、難しい面もあるかとは思いますが、市営住宅の空地进行をそういったふうにごんごんと民間や公団の方に展開をしていく、そういった可能性を探りながら地域再生を図っていただくようお願いをしておきたいと思っております。

3番目の方ですけれども、泊ヶ丘の市営住宅につきましては、まだまだ具体的な計画とまではいかないようでありますけれども、先ほど申し上げましたけれども、あの地域ほど高齢者の方が生活していく上で、健康面、あるいは医療面での環境がそろっているところもないと思います。市内でもまれなところだと思いますので、こういった地域につきましては、市営住宅の建てかえの際に、高齢者にとって居心地のよいまちづくり、こういったことをコンセプトといたしまして地域再生をしていただくように、これもお願いをしておきたいと思っております。

先ほど答弁でシルバーハウジング、こういった言葉が出てきたわけですが、私にはちょっと初耳の言葉なんですけれども、私も同様の考えがございます。例えば、高齢者の方がどうしても多くなる。永宮、大瀬古新町の居住地域であれば、でも、スペースがあるから若い方をそこへ居住させようじゃないか、そんな発想が出てくるわけなんですけれども、逆に泊ヶ丘のような場所では、高齢者の方が住みよい環境が整っている。だから健康な高齢者の方による地域活性化を図っていく、こういう考え方です。ですからそういった高齢者の健康な方による地域活性化をねらう場所であれば、そういったシルバーハウジングとか、あるいはシニアハウスとでも言うんでしょうか、高齢者予備軍の方が入る、あるいは壮年の方が入る、そういうふうなものも併設して整備をしていく、そういった考え方を示していただきましたので、ぜひ検討を続けていただきまして、高齢者の方が住みよい、そういった環境づくりをお願いをしておきたいと思っております。

また、答弁にもありましたが、画一的な建てかえではなしに、独居老人の方や、あるいは単身者の方用に1ルームあるいは2DKのようなものも考えていかれる、そういうご答弁もいただきまして、非常に安心をいたしまして期待をしておりますので、どうか今後の建設につきましては、地域再生を踏まえた公営住宅地の建てかえをよろしくをお願いをしておきます。今回はいいご答弁をいただきましたので、再質問の方は控えさせていただきます。

きます。

さて、2点目の女性施策の今後の課題についてであります、1点目の特に社会性のある事業において、自立的に活動しようとする女性を応援していこう、そういった施策についてどうなのか、そんなふうな質問をさせていただいたわけですが、部長の方からも、オープンするときにも、農村女性の起業化、そういったものをテーマに取り組んでいただいている、そんなふうなご答弁をいただきましたわけですが、また、商工部の方で独立開業資金にて、女性ばかりでなく男性でもなかなか困難な場合を今、フォローしているんだ、そんなふうなご答弁だったように思うわけですが、当然先ほども申し上げましたが、通常の企業とはちょっと違う、通常の商売とはちょっと違うような女性の視点からの自立的な事業、そういったものがこれからも出てくるんじゃないかな、そういう時代になってきたんじゃないか、そんなふうに思ってそういう視点からお尋ねをしておるわけでございます。ですから先ほど例に出しました無農薬野菜の販売店とか、そういったものを扱うレストランの経営とか、また共働き家庭の家事代行者の派遣業など、なかなか男性では思いつかない社会的な事業ではないかというふうに思っているわけなんです。ですからこういった少し男性では発想がつかないような事業につきまして、はたして先ほどの独立開業資金の相談の窓口などにこういった例があったのかどうか、その辺を一度お尋ねをしておきたいわけです。と言いますのは、こういうのがあるんだ、だからこういうので対応していくんだというふうにお答えをいただきましても、さあ、開業のノウハウあるいは経営のノウハウをそこで相談をしておりますと言われましても、なかなかちょっとぴんとこないわけですので、その辺の相談があったのかどうか、その点について再度お答えをいただきたいと思います。

2点目の単身女性の自立に関しましては、単身女性のみならず、人に優しい行政をしていくんだ、そういうふうなご答弁をいただいたわけですが

れども、現在、先ほど言いました母子福祉資金につきましては、毎年改善が行われております。その辺は私も重々承知をしておるんですけれども、貸し付け審査というんでしょうか、その審査に隔月審査というふうになっておりますので、2カ月に1回の審査日しかない、そんなふうになっております。ですから申請時期のタイミングを失ってしまいますと、数カ月も待たされる、そんな話も伺っているわけですので、少なくともこの点も工夫をしていただきたい。もちろん柔軟な対応をしていただくというふうな考えをお持ちだとは思いますが、ぜひこの点も検討をしていただきたいと思います。これは希望ということで、要望にしておきます。

そして一番難しい保証人の問題でありますけれども、十分に研究をしていただくというふうなお答えであったと思っておりますけれども、先ほどの唯一の単身者の支援施策であります母子福祉資金におきましても、連帯保証人が必要なわけです。それも別世帯の方ということで、同居の方は、もちろん単身女性ですので同居があるわけではないんですけれども、例えば、離婚をなさってとりあえず自立するまでに自宅へ帰られた、両親のもとへ帰られた場合、64歳までの方で収入の安定した方でない保証人になれないわけですので、家へ帰ってもご両親にも保証人になってもらえない。当然福祉資金の貸し付けが受けられない、こういったことが実際出てきているわけですので、この辺についてはどのように対応していくのか、ちょっとお聞かせをいただいております。

先ほどの独立開業資金につきましても、2人以上の連帯保証人が要るわけでございます。ですから社会的な自立をしようにも、経済的な支援を受けようにも、前段でも申し上げましたけれども、女性にとって一番大きな壁となっているそういった保証人という枠がとれないわけでございますので、いかにすれば保証人に代わるような制度でクリアができるのか、あるいはそういったことを十分に方策を熟視していただくように、よろしくお願いをこれはしておきます。

最後の3点目の女性基金といいますか、そういった基金の創設についてでありますけれども、今、あっちこちからそういった動きが出ているんだ、そういうご答弁をお伺いしましたわけですが、この点につきましてはぜひ市長にもお考えをお聞きしたいわけですが、本当の意味での男女共同参画型の社会の実現といえども、今しばらくこの四日市におきましても時間が必要ではないかというふうに考えております。ですから今後の新しい生き方や働き方を女性の方が模索をしている、そういった過程におきましては、いろんなケースで支援をする場合が出てくるんじゃないかというふうに思うわけなんです。ですからそういった各ケースに応じまして、的確な施策が実際に確立していくまでの間、そういった基金の運用などでフレキシブルに対応していただく。そしてそういった施策がきちんとできた時点でそれを返還していく、そんなふうな考え方ができるんじゃないかと思うわけなんです。ですからこの基金の運用のような考え方は、これからの男女共同参画型社会を本当に目指していくのであれば、どの女性施策よりもまず先に考えなければいけない問題ではないかというふうに、私痛感しておるわけなんです。ですからこれはもうスタートする、そういった気だけの問題ではないかというふうに考えております。

例えば、今回100周年の目玉でありますドームの建設におきましても、3年の目標の間に、ちょうど今1年半ぐらいですか、5億円の目標の寄付を上げられたわけですが、現在80%の3億9,000万円の寄付がもう既に集まっているというふうに伺っております。ですから女性基金の創設に対しましても、かなり多くの賛同者を得られるんじゃないか、そんなふうにご答弁をいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 商工部長。

○商工部長（黒田昭公君） まず、独立開業資金についてご答弁申し上げます。

平成6年度から実施いたしておりますこの事業、実績といたしましては、平成6年度が19件、平成7年度が17件、それから本年度7月までに2件という利用状況でございますが、ご質問にございました女性の視点からの起業化の相談があったかどうかにつきましては、手元の資料では、融資先の業種というのが一般的な飲食店とか建設業、卸売業、あるいはその他ということございまして、詳細についてはまた委員会の方でご答弁申し上げたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 母子福祉資金のことでお尋ねあったかと思いますが、この母子福祉資金、ご存じのように、もともと福祉政策の一環から制定された制度でございまして、議員が先ほどおっしゃったような単身女性、いわゆる女性の起業的なことのための資金にということとは、少し趣が違うところがございます。しかし、保証人の件につきましては、年齢制限はもちろん、連帯保証人の所得が申請人よりも多く所得があるとか、いろんな制限がございます。それでこういう制限については、先ほど議員おっしゃってみえたように、県に対して毎年改善の進達をしておるところでございます。

ただ、母子・寡婦福祉会の方では、団体で自主的に融資の活動も行ってあります。ただ、いわゆる女性の方が起業するというふうな資金の需要に対してどれだけの効果があるかということになると、私どもも少し問題があるかと思っております。いわゆる福祉的な面だけではなくて、先ほどご提案があったようなこと、庁内で検討をしてみたい。福祉的な面も含めて検討をしてみたい、そんなふうにご答弁をいただいておりますのでご理解賜りたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 女性の起業化の問題であります、新しい問題でもあります。したがって、現行制度で全部対応できるかどうかということについては、ご指摘がありましたように私非常に難しいというふうに思います。したがって、これらの問題については、今後新しくどうしていくかということを中心的に取り組みを進めまして、結論を出していただきたい。今から、いつ結論が出るかということについてお約束するわけにはいきませんが、少なくとも第6次の基本計画が終わるまでにはそういったことについての情勢判断ができるようにしておきたいというふうに、私は思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 土井数馬議員。

○土井数馬議員 ご答弁ありがとうございました。女性施策の今後の課題につきましては、市長おっしゃいますように、まだまだこれから解決しなくちゃならない課題が山積みだと思っておりますので、十分にご検討いただきたいわけですけれども、独立開業資金につきましては、先ほど商工部長の方から答弁がありましたように、毎年20件程度の相談がある、そんなふうなご利用がある、そういうふうなお話だったわけですが、今も申し上げましたように、いろんな女性の起業というふうな面から見て、積極的にPRなり声かけをすればもう少し増えてくるんじゃないかと思っておりますので、その辺の方策も十分委員会の方でご検討いただくようお願いをしておきます。

母子福祉資金につきましては、もちろん部長おっしゃいますように、県・国の方の制度でありますので、なかなか本市の独自のものではないということとは十分に理解をしておるわけですけれども、少し部長の方で誤解があるようなんですけれども、私は母子福祉資金につきまして、起業化の融資をそこで受けるというふうには思っていないわけで、もちろんその項目もあるわけなんですけれども、それは通常の、先ほど例に出しました以外の普通のご商売なり、お仕事をなさる場合の開業資金じゃないかなと思うんです。と言いましても、例に出しましたようなものを母子福祉資金に上げ

ていきましたも、なかなか難しいんじゃないかというふうに思うものですから、違う対応をしてはどうか。そこで、商工部の方にそういった独立開業資金がある、それを弾力的に使っていただくというふうにお答えをいただきましたものですから、それはそれで十分に活用していきたいというふうに思っておりますので、その辺は勘違いのないようお願いをしたいと思います。

県の方にもそういった改善を今後とも言っていただく、そういうふうな保健福祉部長からのご答弁ありましたので、その点につきましてもよろしくをお願いをしたい。そして今まで以上に弾力的に、また迅速に対応していただきますように、これはよろしくをお願いをしておきます。

残りの女性基金の創設につきましては、具体的なお答えを市長から得ることはできなかったんですけども、もちろん市長の考えと私も同じでありまして、全庁的に対応していただけたらいいです。ですからいろんなケースが生じてくるので、そういうふうな全庁的に対応していかなければならないというふうなお考えだと思います。私が当初に申し上げたのは、ですからそういった間、的確な施策ができる間、そういった女性基金のようなもので少し支援をしていただけないか、対応していただけないか、そういうふうな質問をさせていただいたわけでございます。いずれにしても、民間の方、あるいは女性課の方でもそういった女性基金の動きというものが出てきているようでございますので、どうか何度も申し上げますけれども、そういった基金の創設を、市長ご在籍の間にご決断をいただくように、よろしくをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） 暫時、休憩をいたします。

午後1時56分休憩

午後2時12分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊田忠正議員。

〔豊田忠正議員登壇〕

○豊田忠正議員 あらかじめ通告しました順序に従いまして質問させていただきます。

まずは、笹川地区における問題について2点質問いたします。

1点目は、路上駐車の問題についてであります。

笹川団地は平成8年7月1日現在で、公団住宅が1,726世帯、県営住宅が454世帯、個人住宅が2,489世帯の合計4,669世帯あり、人口は1万3,022人です。公団住宅の1,726戸が完成したのは昭和53年ごろで、その当時の駐車場は400台分でした。当時は自動車の所有台数が入居者の40%程度でしたので、路上駐車は余り目立ちませんでしたが、その後急激なモータリゼーション時代が到来し、60年代になりますと昼間は800台、夜には1,300台前後の路上駐車がされるようになりました。そこで、昭和60年3月議会で駐車場問題を取り上げ質問をし、市と公団住宅、南警察署のご努力により、昭和62年に726台分の駐車場をつくっていただきました。その後、2、3年間の間はよかったです。再び自動車の保有台数は年々増加してまいりました。せっかくの道路駐車規制及び駐車場の増設にもかかわらず、違法駐車は増えるばかりでした。そこで、平成2年12月議会で二度目の質問をし、平成4年には1,170台の駐車場を設置していただいた経過があります。しかし、現在も路上駐車台数は依然として減りません。どうしてでしょうかね。

先々月の7月23日に、住宅公団、南警察署、南消防署の各関係者、そして四日市市からは、交通安全対策課の職員並びに地元の保育園、幼稚園、小・中学校の校・園長、それから地元各団体の責任者が集まって、笹川地区路上駐車問題対策会議を開きました。この会議に出席して、私は次のような感想を持ちました。1、駐車スペースの絶対不足と、二つ目には、交

通取り締まりの甘さ、三つ目は、自動車の所有者のマナーの問題、すなわち、「赤信号みんなで渡れば怖くない」の心理といったところでしょうか。この3点がネックになっているのではないかと感じたのでございます。

1番に上げた駐車スペースについては、住宅公団の戸数1,726戸に対して1,170台分の駐車場しかありません。県営住宅454戸については、駐車施設はなく、県営住宅利用者は敷地内の空地、もしくは付近の路上に駐車しておられるのが現状でございます。以上の数字からもわかりますように、1戸に1台としても500~600台分は不足しています。ましてや1戸に2、3台と車を持っておられる家庭が増えてきておりますので、一向に路上駐車は減りません。

2の警察の取り締まりについては、昼間は月に2、3回取り締まりをしているが、夜の取り締まりは考えていないとの説明でした。理由を尋ねますと、1升ますに2升は入らないのをわかっていて取り締まっても住民が困るだけで効果はないということでしたが、この説明については、出席者の皆さんも納得がいけないという雰囲気でした。少なくともこのような状態になるまでに適切な指導をせず見逃してきた責任はあるのではないのでしょうか。

3については、悪いとわかっていても無料で駐車ができればありがたいという心情と、警察の取り締まりの甘さとの悪循環から生まれた結果ではないかと思えます。とって急に取り締まりを厳しくしても車を手放すわけにもいかず、解決は大変難しいと痛感しております。過去2回の質問に対する当局の回答は、住民一人ひとりの交通マナーに対する意識を高揚することとか、地元自治会の協力によって解決していきたいとのことでした。私ども自治会としましては、各種団体と協力してイエローカードをつくり、路上駐車車のワイパーに挟む運動を展開したり、違法駐車追放のパンフレットを各戸配付したりと努力しております。しかし、このような自主活動、精神的運動だけでは限度があります。さらに近い将来、環状1号線が

南北につながれば、今以上に交通量が増え、事態がより深刻化することが予想されます。このような現状を踏まえて、行政はどのような手段を講じられるつもりか、解決策をお示してください。

2点目は、地区交流センターの建設についてであります。

笹川団地は昭和39年、当時の日本住宅公団が事業主体となって土地区画整理事業を施工し、昭和45年に完了しております。そのときの事業計画によりますと、笹川六丁目地内、笹川保育園の一面を行政区画として決定し、建設省の認可をとっております。当然私どもは、その計画を見て、笹川団地には笹川出張所、当時は現在の地区市民センターを出張所と呼んでおりましたので、四郷出張所にかわって、もう一つ改めて笹川出張所ができるものだと信じておりました。ところが、当時の九鬼市長は、施策として、当時の出張所の統廃合の方針を打ち出しておられましたので、笹川出張所用地を地元関係者の意見を聞くこともなく白紙撤回し、公団に返還することを決めておられました。笹川住民はだれ一人知らされておられません。その後、出張所予定地に公団住宅の建設が始まったので、私ども住民はびっくりして早速九鬼市長に会い、異議を申し立てました。そして九丁目7番の3の公団住宅の建設予定地を替え地として担保していただきました。その後、加藤市長が誕生され、市長のお骨折りで昭和53年7月、日本住宅公団と児童館建設用地として利用する内容の覚書を結ぶこととなったのであります。

本市の公共施設の配置を見ますと、北部にはあさけプラザ及びただいま建設中の四日市ドーム、中央部には文化会館を初め、図書館、博物館等文化施設がつくられております。しかし、西南部地区には残念ながらこれという公共施設はありません。私はかねてから、西南部地区に北部のあさけプラザに匹敵する施設を建設するよう主張してまいりました。そして市川正徳議員を初め、多くの議員の皆様からも、本市最大の市街地である笹川団地にそのような施設をつくるべきだとの提言をしていただいております。

川住民の1人として深く感謝しております。しかしながら、行政当局からは一向によい返事をしていただけません。改めて先に述べた土地に地区民の交流センターを建設することを提言しますが、当局のお考えをお聞かせください。

2問目は、郊外の密集市街地における生活道路の整備についてであります。

日本は経済大国と言われながら、国民は真の豊かさを感じていないのが実情ではないでしょうか。近年、国民の生活の豊かさを求める声が強くなっており、生活大国の実現が重要な課題となっています。さて、生活の豊かさを実感できない大きな理由の一つとして、住宅及び住宅周辺の身近な環境である住環境の整備の遅れが考えられます。本市の市街地は、都心部については戦災復興事業と公共団体施行による土地区画整理事業により整備され、また郊外部の住宅団地は大規模開発行為や組合施行の土地区画整理事業により都市基盤整備がなされ、生活環境上、一定の水準を保っています。しかし、内陸部の既成市街地の多くは整備が遅れており、課題を多く抱えております。特に、旧農村集落や臨海部の漁港周辺の集落の多くは、4mに満たない道路に木造住宅が軒を連ねる、いわゆる木造密集市街地であり、日常生活の不便のほか、火災の延焼や緊急車両の通行上の障害など、防災上の問題、さらには公共下水道の整備を図る上での障害になるなどの問題を抱えています。本市はこのような市街地が市街化区域の約1割を占めております。中心市街地周辺では、土地区画整理事業によるまちづくりが検討されていますが、周辺部の農村集落などでは面的な整備が難しく、生活道路の整備が大きな課題となっています。

本市では、既成市街地の生活道路整備に対しては、自治会を通じて地区要望の形で、道路及び排水溝を整備し、在来の水路を暗渠化することによって拡幅する程度の消極的な工法と、建築基準法にのっとった道路後退用地整備要綱に基づいた建築時のセットバックとをあわせて道路整備を

行っております。この手法では一定の成果は上げられるものの、次のような問題点や限界が考えられます。その一つは、路線的な整備が行われないため、道路整備の効果が十分得られないということです。二つ目は、道路の幅員が4mに限定されるため、地域の実情に合った道路網への対応が難しいこと。三つ目は、空地や農地については対象外であるため、整備がなされない。そして四つ目は、市単独の事業であるので、市の財政的な負担となっていることです。

阪神大震災の教訓により、木造密集市街地には広幅員道路が必要であることを改めて認識させられました。しかし一方では、旧集落には長い歴史により培われた地域固有の環境、界限性があり、すべての道路を画一的に拡幅する必要はないと考えられます。したがって、防災性、利便性の観点から早期に整備を必要とする道路と、長期的な視点で道路後退等によりセットバックをして拡幅していく路線の区分を明確にし、地域に合った生活道路の整備促進を図る必要があるのではないかと考えます。

以上のような課題に対応する事業制度として、建設省は、街並み環境整備事業が創設されておりますことをご存じのことと思います。本制度は、地域住民により作成されたまちづくり計画に基づき、生活道路や小公園の整備に対して国の補助が得られるものであり、幹線道路以外の生活道路の整備が国庫補助の対象となるところが特徴であります。道路用地は4mまでは住民負担となっておりますが、それ以上の部分は国庫対象となるほか、門、塀、空き家などの除却も補助対象となります。

以上の観点から、これからは郊外の密集市街地の生活道路の整備には、ぜひとも街並み環境整備事業を取り入れられることを提言しますが、当局のお考えをお聞かせください。

3問目は、地球環境戦略研究機関の誘致についてお尋ねします。

この件については、昨年12月議会で私どもの会派の田中議員が質問しました。そのときはODA予算の削減の方向であるという気持ちで取り組ん

でおられたのではないかと思います。環境庁は、先月27日に発表した1997年度予算要求に、地球環境戦略研究機関の設立準備費として2億3,500万円を盛り込み、地球環境に関する研究を行う新しい国際機関の立地場所の選定作業に着手することを決めました。9月6日までに誘致希望自治体を募り、9月から10月にかけて各自治体からヒアリングを実施、その結果、10月中に候補地を5カ所程度に絞り込み、さらに11月には現地調査を行い決定するとなっております。その後の四日市市の誘致に対する対応及び取り組みの状況をお聞かせください。

本市は今さら言うまでもなく、公害の荒波にさらされ、四日市ぜんそくの汚名までつけられました。しかしながらその体質を改善し、見事公害を払拭するまでに導いた加藤市長の業績は大きく四日市市史に記されるものと思います。その公害を克服した経験と技術をもとに、地球環境の保全技術を発展途上国へ移転することにより国際貢献をするという目的でICETTを設立しました。今ではインドネシアを初め、アジア諸国、中近東、アフリカ、中南米、東欧及びロシア諸国から研修員を迎え、当初の目的に沿う実績を上げております。その姉妹機関ともいえる地球環境戦略研究機関が1997年度に設置されると聞いたとき、これはICETTの宣伝と実績が認められ、国家機関が設けられることになったんだなと私は思いました。当然地球環境戦略研究機関は四日市市が最高の立地場所と信じてますが、その経緯をご説明ください。

まず1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 笹川地区における問題のうち、1点目の路上駐車解消策についてご答弁申し上げます。

先ほどご指摘がございましたように、笹川周辺におきます路上駐車は、車社会の進展に伴い、居住者の保有車両台数が増加し、同地区における交

通事故の増加や緊急自動車等の通行障害となり、苦情等も年々増加し、市民生活の大きな問題となっております。笹川地区におかれましては、早期から路上駐車問題に関心を持っていただき、平成8年5月2日には、笹川の交通安全を守る会が発足され、地元住民が中心となり、違法駐車キャンペーンなど、あるいはイエローカード作戦を実施していただくなど、地元から路上駐車防止の機運を盛り上げていただいておりますことにまず敬意を表したいと存じます。

市といたしましては、先般行われました対策会議以降、公団住宅を管理する住宅都市整備公団と協議してまいりました。早期に住宅敷地内の遊休地の調査を実施し、駐車場確保に向けて努力したいとの旨の回答も得るところでございます。また、県営住宅を管理する県都市住宅整備課と協議も行ってまいりました。居住者の皆様のご協力が得られれば、年次的に駐車場整備を実施していきたい旨の回答を得ております。今後も引き続き路上駐車解消に向け努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 先ほどのご質問の1点目の2番目、地区交流センターの建設についてお答え申し上げます。

ご指摘のように、現在住宅都市整備公団所有の笹川九丁目内の用地につきましては、昭和53年7月1日付で、当時の日本住宅公団と市との間で、可能な限り早期に児童用施設を建設するという内容の覚書を交わしております。公団は当初、この用地は児童用施設として確保したものであり、それ以外の施設であれば有償との言い分でしたが、その後協議を重ねる中で、児童用施設を含めた複合施設であれば可能というご理解をいただきました。しかしながら、児童用施設が含まれない場合は有償譲渡となること及び活用されない場合であれば公団としての利用を検討したいとい

うことでございます。この用地は、先ほどご指摘のありましたように、当時の地元関係者の方々の多大な熱意とご努力により確保できたものと理解しております。このような経緯の中で、当該用地を効率的に活用するため、地域の方々の交流の場となるような児童館を含めた多目的な施設の建設につきまして、次期第7次基本計画の中で実現を図ってまいりたいと考えております。この施設の建設に当たりましては、地元の関係者の方々のご意見も十分伺いながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 都市計画部長。

〔都市計画部長（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） ご質問の2点目、密集市街地におきます生活道路の整備につきましてお答えいたします。

ご指摘のとおり、本市の内陸部に立地いたします四郷地区などの市街地や、漁港周辺の市街地におきましては、歴史的に古くから地域の特色ある街並みが形成されてまいりましたが、生活様式の多様化やモータリゼーションの進展に伴いまして、生活道路を中心とした住環境の整備が大きな課題となっております。このような人家密集地の住宅市街地におきまして、土地区画整理事業などの手法によって、地域の個性やコミュニティーを生かしながらまちづくりを進めておるところでございます。

また、平成5年度より、道路後退用地整備要綱を定めて生活道路の整備に取り組んでおりまして、建築主の皆さんのご協力をいただいて一定の効果は挙げております。しかしながら、両手法ともご質問の中にございましたようにいろいろな問題がございます。特にご指摘のありましたように、建築の建てかえのある箇所の整備は進むものの、家屋が密集している地区では建てかえのない家屋が支障となって、なかなか路線的に道路が完成しない面がございます。また、土地区画整理事業につきましても、地域全体の合意形成のもとに進める必要があることから、実現までに相当の年月を

必要といたします。

ご提案でございます街並み環境整備事業の制度は、それまでの各種の制度を統廃合し、平成5年度に新たに創設された国の制度で、今までの建築行政等による規制、誘導と地方公共団体レベルでの助成に加え、国レベルの助成を行うものでございます。具体的には、地域の皆さんと一体となって作成する地区の整備計画をもとにして、官民が協力して路線的な道路整備などを行う手法でございます。道路のほか、ポケットパークや水路などの公共施設や景観整備のための修景施設なども整備の対象とすることができ、地域の総合的かつ個性的な整備が行える制度となっており、生活道路の整備において、道路後退用地整備を補完する意味で有効な手法の一つと考えられます。地域の合意形成を図る範囲も限られている点や、生活道路の整備に対して国の補助が受けられる面では、財政的にも有利な面もあります。

一方、路線的な整備の中で支障となる家屋の移転、補償に対しては、国の補助が得られない点や、地域の皆さんのご協力をいただいてまちづくり計画をまとめるために時間を要するなどの課題もございます。いずれにいたしましても、このような地域の皆さんのまちづくりと地区整備を一体的に取り組んでいく官民協力型の手法は、これまでに経験の少ない手法でございます。今後のまちづくりの重要な方向性であると考えられますので、他都市の事例を参考としながら活用について研究していくとともに、平成9年度より取り組みを予定しております都市マスタープランの中で、地域別計画としてこのような視点に立ったまちづくりの計画の策定について、地域の皆さんのご協力を得ながら進めてまいり所存でございます。どうかよろしくご理解をお願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 3番目の地球環境戦略研究機関の誘致の

状況はどうかというご質問に対してお答えをいたします。

地球環境戦略研究機関の誘致につきましては、昨年来三重県とともに環境庁への陳情を初め、官民一体となった誘致促進協議会とともに、その推進に努めてまいりまして、現在、受け入れプランの提出等最終段階に入りつつあります。去る8月、環境庁が示しました要領によりますと、設立のスケジュールは3段階になっておりまして、まず平成9年度に設立準備機構を東京に設置し、次に平成10年度に日本法人たる地球環境戦略研究機関を設立いたしまして立地自治体に移転すると。そこで運営、研究の実績を積み上げながら、並行して条約づくりの外交交渉を行い、設立条約の採択、承認等を経て、国際機関への移行を目指すことになっております。

次に、立地場所の条件といたしましては、先進的環境政策の推進、魅力的な研究環境、アクセスの確保、良好な生活環境の確保となっております。鈴鹿山麓研究学園都市はその基本的条件をおおむね満たしていると考えているところでございます。

次に建物といたしましては、将来的に1万㎡の延べ床面積が必要とされ、地球環境戦略研究機関が地元が用意した建物を賃借するとの考えのようでございますが、戦略機関の研究スタッフ、研究テーマ等につきましては、段階的に拡充されるということから、当面は平成9年度に完成する学園都市センターの一部を共用するということも考えられます。今後の予定といたしましては、とりあえず9月5日に受け入れプランを三重県とともに環境庁に提出いたしました。9月から10月にかけて、先ほどもお話がございましたようにヒアリングを受けるということになっておりますので、国の示されました条件等を踏まえまして、県と十分協議をしながら、できるだけ実現に向けて対応してまいりたい、かように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 豊田忠正議員。

○豊田忠正議員 ご答弁ありがとうございます。

1 問目の路上駐車解消策については、今まで私がお質問しましたことの繰り返しで、一向期待できるような、希望の持てるような答弁でなかったのが非常に残念だなと思います。一言断りますけど、きょうは笹川地区の問題やら、特に四郷の問題を取り上げることで後援会の方にお話ししたら、本当に私もびっくりするほど大勢の方がお忙しいところ駆けつけて傍聴に来ていただいておりますので、私個人に回答するんじゃないしに、私は市民の代表として質問しとるんだからもっと誠意をもって回答してもらわないと、行政不信につながっていくんじゃないかな。先ほどの市民部長の回答には、義憤を本当に感じております。

再質問を続けますけど、まず路上駐車解消策についてですが、今までどおり各自、自動車所有者のマナーの高揚とか、住民の自主活動によって解決することが一番望ましいと私も思っておりますが、それには先ほども申しましたように限度があり、残念ながら限界に達しております。そこで、四日市市は開発行為を行うときは、住みよいまちづくりの実現と住民の健全な生活環境を保全する目的を持って、宅地開発指導要綱を制定しております。その要綱には、駐車場施設の規定を設けております。「事業主は、1戸建て住宅については、各敷地に1台以上の駐車場を、集合住宅については、計画戸数1戸に1台以上の駐車場を区域内に設置しなければならない」と、このように規定しておるわけでございますが、笹川の公団住宅及び県営住宅は既存住宅であるがゆえに、この要綱には該当しないと言って放置しておくのではなく、公共建物に対しては、たとえ既存住宅といえども、要綱の趣旨、目的を説明し、管理者のご理解と協力をいただくよう努力をすべきだと思いますが、市当局はどのような話し合いをなされておるのか、その点一つお尋ねしたい。

また、公共施設はいつの世においても、一般住宅とか民間の施設の模範になるような施設でなければならないと私は思っております。先にも述べましたとおり、駐車スペースの絶対量が不足しておることです。それには

住宅公団、県営住宅の管理者のご理解と協力なしでは到底解決できない。笹川連合自治会としても、上記の団体と幾たびか、何度か話し合ってはきましたが、組織が大変大きいので私ども自治会は対等に話もできません。これからは四日市市と住宅公団、そして県営住宅の管理者及び南警察署、並びに地元の自治会で、この四者で路上駐車問題対策協議会等をつくって、官と民が一体で解決することを提案しますが、当局のお考えをひとつお聞かせください。

2 点目の地区交流センターの建設については、今までの各議員さんからもこの辺のご質問いただいた中では、大変前向きに明るいご回答をいただきましたことを、まずもって一応評価いたします。しかし、第7次基本計画で処理すると。あの土地は20年間放置されとったわけです。そして昭和53年には、先ほども申しましたように、加藤市長と住宅公団が覚書を結んで、あの内容を読みますと、「甲が児童館用地として保留した次に表示する土地に可能な限り早期に児童用施設を建設するものとする」と、お互いに話し合った約束を結ばれとるんです。可能な限り速やかに建設すると。もう昭和53年から今日まで、可能な限り時間はとうに過ぎとるんじゃないかな。そしてまだ第7次基本計画で組み入れていくと。それは非常に過去の返事からいきゃ、大変私はありがたいと思いますが、ただ、第7次と言うても平成10年から平成12年までの期間を想定なさってみるんじゃないかな。初年度と終わりの年度とは、同じ7次でもそう喜ぶことはできない。そういうものも含めまして、もう一度、第7次はやむを得ぬとしても、せめて初年度に着工すると、それぐらいのはっきりしたお返事をいただきたいのと、そういうことでぜひともう一度ご質問いたします。

センターの機能の内容等については、児童館に非常にこだわったようなご説明いただきましたけど、あれは過去の経過、いきさつがあって児童館の名を借りただけであって、地元住民は決して児童館ありきとは思っておりません。そういう意味では今後公団と内容の機能等について話し合えば

解決できるものと、私ら地元の住民は思っておりますので、お答えの中にも、内容等については地元と十分協議した上で、地元の喜ばれる施設をつくると、このようなお答えでしたので、その点はひとつ今後具体化するときには、ぜひとも地元も協議の中に入れていただくことをお願いいたします。

3問目については、もう一遍先ほどのご回答いただいた後でございますので、とりあえずその点についてお答えいただきますことをお願いします。

○議長（谷口廣睦議員） 市民部長。

○市民部長（南部和雄君） お答え申し上げます。

貴重なご提言をいただきましてありがとうございます。抜本的な対策を講ずるということになりますと、どうしても県営なり公団なり、いわゆる大家の方の理解がなければこれはなかなか土地問題解消しないという点がございまして。そういう意味で、先ほど既に接触を始めておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、地元の関係者と組織の大きい公団ということだけではなかなか進まないというふうに認識いたしておりまして、私どもといたしましては、地元の住民の代表の方はもちろんのこと、警察や公団、それから県、救急自動車の関係もありますので消防、当然のことながら市が入りまして、検討委員会的な組織をしたいというふうに考えております。また、そういう中でいろんな意見を出しながら、何とか解消に向けて努力をしてみたいと考えております。

なお、聞き及びますところによりますと、お隣の高蔵寺ニュータウン等ではいろんな方策が検討され、効果的な駐車対策をしてきた経過があるように伺っております。具体的な内容わかりませんので、近々私ども交通安全対策課なり南署と一緒に、一度どういう解決策を見出したのかというあたりも参考にさせていただきたいな、こんなふうな考え方で、やはり行政が中心になっていろいろ今後進めたいというふうに考えておりますので、

ご理解賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（服部美次君） 随分時間がかかっておるじゃないかということでございますけれども、先ほどもお答え申し上げたように、当初は児童用施設でなければだめなんだというふうな公団側のお話でございまして、この用地活用について住民の方の需要と申しますか、付加価値と申しますか、いわゆるマルチ的に使いたいということで折衝してまいりまして、年月を要したということもございました。

それから、これの実施の時期でございますけれども、今ははっきりと言えないことでございますけれども、ちょっとこの場で第7次の何年目というふうなことは申し上げづらうございますので、何とか第7次の中では実現をしていきたい、そういうことで考えておりますので、どうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 豊田忠正議員。

○豊田忠正議員 市民部長は、私らが言うまでもなく役所なりの解決策をひとつ示してくださいよと、きょう初めてこの場で言うたんじゃないでしょう。この議会の質問は通告制になっとるでしょう。もう1週間前からもこういうことで質問するから、やっぱり行政としてはしっかりと真剣に考えて答えてくれと申してありますじゃないか。そして人が言うたらまねするような回答では、本当に無責任やぞ。その点はもうちょっと誠意持って答えてもらいたい。ということは念押ししますが、私が提案しましたように、地元だけではできません。警察の権力だけでは解決しません。また公団はずうたいが大きいからなかなか動きません。やっぱりそういう意味では行政がイニシアチブですか、そういう立場で、私どもは喜んで、メニューを示していただければ、このように地区住民はすべきだというような一つの協議会の中で生み出されれば、そういうふうに努力していきたいと、今後とも頑張っていきたいと思っておりますので、せっかく交通安全対策課というのが

あるんだから、その事業を実直に遂行していただくことをご期待して、1問目については終わらせてもらおうと思います。

2問目の地区交流センターの件でございますが、部長では精いっぱい回答やと思って私は評価するわけですが、確かに第7次って来年、再来年のことですので、第7次に首つながってるかつながってないかわからん状況で返事するのもしんどいと思いますが、今の状況では十分納得と申しますか、誠意としてはありがたく受けとめますが、3問目の地球環境戦略研究機関の誘致について再質問させていただきますと、かつては四日市市は、大型放射光施設、SORですか、の誘致については、官民が一体となり、当時は市議会としても特別委員会を設置し、中央官庁へも陳情に行き、真剣に取り組んだ経験が私はあるわけでございますが、しかしこのたびの地球環境戦略研究機関の誘致については、そのエネルギーが全然見えてこないんですね。そりゃ行政は一生懸命やっておったと思います。行政だけでこの施設を誘致するんじゃないかに、官民一体になってその熱意を示さんと、結果が決してよくなるんじゃないかな。そういう意味では、昨年田中俊行議員が質問なされてから何ら呼びかけもないし、一生懸命やってみえたということは先ほどのお答えでわかりましたけど、ちょっとその辺の努力が足らなかったんじゃないかなと私は感じましたので、あえてこのたび再質問させていただいたようなことでございます。

加藤市長は、20年間四日市市の市政を担われ、文化不毛の都市である四日市、また公害のまち四日市と陰口を言われながら、加藤市長の地味なる人柄をもって見事克服され、三重県一の立派な都市に育てていただきました。来年は市制100周年を迎え一大イベントを計画されていますが、当然先ほどの古市議員もおっしゃったように、加藤市長のもとで30万市民とともに祝うべきであったか、またあるべきだと私は思っておりましたが、健康のため6月議会で、12月の任期をもって勇退するとのことをほのめかされたときは、本当に一瞬涙をこらえたような次第でございます。加藤市長

の20年間は、いろいろの業績は数え切れないが、中でも公害四日市を克服されたことは、末永くたたえられることと信じております。本当にありがとうございました。本当にご苦労さまでした。その実績をたたえる意味も含めて、加藤市長の業績の一つでもあるICETTを2倍にも3倍にも発展させるためにも、絶対地球環境戦略研究機関の誘致を成功させなければならぬと私は思っております。そこで、場所が大変悪いかわかりませんが、議長さんにお願ひがあります。ぜひ代表者会議を開いていただいて、そして四日市市議会全員で誘致する議決をお願いいたします。

最後になりましたが、加藤市長の健康を祈り、私の質問を終わりたいと思います。どうも本当にありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） ただいまの議長に対する要請につきましては、この後の代表者会議等で十分検討をさせていただきます。

○議長（谷口廣睦議員） 本日はこの程度にとどめることといたします。次回は、9月9日午前10時から会議を開催いたします。本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後3時散会

会 議 録

第 3 日

(平成8年9月9日)

○議 事 日 程 第3号

平成8年9月9日(月) 午前10時開議

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正
桑 原 勇
小 林 博 次
笹 岡 秀 太 郎
佐 藤 晃 久

佐野光信
 瀬川憲生
 田中武
 田中俊行
 谷口廣睦
 土井数馬
 豊田忠正
 中森慎二
 南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂
 長谷川昭雄
 濱口善元
 日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

収 入 役 栗 本 春 樹
 調 整 監 稲 垣 増 次 良
 市 長 公 室 長 野 呂 修
 計 画 推 進 部 長 山 口 奉 文
 総 務 部 長 小 畑 廣 次
 財 政 部 長 北 川 利 美
 市 民 部 長 南 部 和 雄
 保 健 福 祉 部 長 服 部 美 次
 商 工 部 長 黒 田 昭 公
 農 林 水 産 部 長 赤 塚 宗 信
 環 境 部 長 玉 置 泰 生
 都 市 計 画 部 長 西 田 喜 大
 建 設 部 長 矢 田 禎 雄
 下 水 道 部 長 馬 淵 貞 夫
 消 防 長 小 山 佳 志
 病 院 事 務 長 平 井 俊 英
 水 道 事 業 管 理 者 米 津 正 夫

教 育 長 小 竹 章

代 表 監 査 委 員 長 谷 川 昭 彦

○出席事務局職員

事 務 局 長 有 竹 正 宏
 議 事 課 長 福 島 和 幸
 副 参 事 兼 議 事 課 長 補 佐 藤 井 司
 課 付 主 幹 兼 議 事 係 長 金 谷 喜 博

○出席議事説明者

市 助 助
 長 加 藤 寛 嗣
 役 加 藤 宣 雄
 役 奥 山 武 助

主 幹 濱 田 信 二
主 事 芝 田 敏 樹

午前10時1分開議

○副議長（益田 力議員） おはようございます。谷口議長に代わりまして議長の職務を行いますのでよろしくお願いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、39名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第1 一般質問

○副議長（益田 力議員） 日程第1、これより一般質問を9月6日に引き続き行います。

順次発言を許します。

田中俊行議員。

〔田中俊行議員登壇〕

○田中俊行議員 皆さんおはようございます。きょうは9月9日、重陽の節句ということで、陽の二つ重なる大変おめでたい日だそうですねですが、いよいよ暑い夏も終わりますて実りの季節になってまいりました。ひとつ私の質問にも実のあるお答えをいただけるよう、大いに期待をしながら質問を始めたいと思います。

まず第1点目は、美しい都市を目指してという大きなテーマであります。

公害のまちから美しい都市へと名実ともに脱皮シイメージチェンジを図りたい、そういう思いは四日市市民共通の願いではないでしょうか。

少し余談になりますが、ことしの3月に所用のため車で紀伊長島町の方へ出かけたことがありました。その途中で大きな案内看板を見かけたわけですが、それはたしか紀勢町への方向を示す看板だったよう

に思います。そこに何と、「美人の里紀勢町、紀勢町へようこそ」、そう書いてありました。残念ながら紀勢町の方へは向かいませんでしたけれども、こういうキャッチフレーズもあるんだなと感心した次第です。そこで、本市も、美人のまち四日市というイメージでアピールしたらどうかと一瞬考えましたけれども、

四日市市議会の女性議員さんは何ら問題ないわけですが、これは少し語弊があるかなとこう考えまして、やはりまち自体の美しさ、都市としての美しさを誇れるまちづくりを目指した方がいいかな、そんなことを思ったことがありました。

それはともかくとして本題に戻りますけれども、一般質問の第1日目に古市議員から、美しいまちづくりの当面の課題についてという質問がありました。私は別の観点からの美しい都市づくり、すなわち本市の玄関口である近鉄四日市駅周辺といわゆる中央通りにスポットを当てて、本市のシンボルゾーン・シンボルロードと位置づけた上で、グレードの高い整備を提案しようとするものであります。このエリアについては、過去に何度も整備計画が策定をされ、また議会の特別委員会でも中央通りをシンボルロードとして位置づけがなされており、徐々にではありますけれども整備が実施されているのは喜ばしいことでもありますし、中央通りのクスノキの緑については、本市への訪問者からも一定の評価を受けていると聞いております。しかしながら、近い将来の30万都市を目指す四日市市のセンター・オブ・センターがこの程度の整備では、何か寂しい気がするのは私一人ではないと思います。今ちょうど中央通りは地下駐車場の工事が急ピッチで進められており、この工事と整合を保ちながら、ひとつこの辺で本市の核となるエリアをシンボルゾーン・シンボルロードとして数段のレベルアップを図り、ちょっと粋で美しい都市を21世紀の本市の都市像の一つの柱としてイメージアップ作戦を展開することは、非常に価値のあることだと考えますけれども、いかがでしょうか。

もちろん本市の財政が厳しい状況にあることは十分承知しておりますから、どんどん金をかけると言うつもりはありません。創意、工夫、アイデアによって、個性と魅力いっぱいの独創的な美しいまちの表情づくりは十分可能であります。そんなまちができれば、他県、他市からの移住者、訪問者、あるいは企業進出も増え、人・物・情報の活発な交流によって、商店街も含めた都市の活力の再生に必ず大きなインパクトを与えるものと確信しております。市の財政にも将来貢献することにもつながるでしょう。そうした観点から、近鉄四日市駅前広場周辺、中央通りをシンボルゾーン・シンボルロードとして思い切ってレベルアップするため、以下、私なりの幾つかの提案をしたいと思います。

まず、駅前広場の整備について、他市のものとは一味もふた味も違う、四日市の名物ともなり得るようなペDESTリアンデッキ、いわゆる高架歩道橋でありますけれども、このペDESTリアンデッキの設置をできる限り早い時期に具体化する英断を期待するものであります。

現在の駅前広場周辺は、バス、タクシー、自家用車、通勤・通学者、買い物客等々、車と歩行者が混然と往来し、交通安全上大変問題が多いことはご承知のとおりであります。そこで、ペDESTリアンデッキによって歩行者と車の通行を分離して、安全かつ円滑な交通の流れを確保し、人の流れの駅東西の回遊性を創出することが求められております。このことは商店街の活性化にも当然つながってまいりますし、さらにそうした機能上の効果と同時に、デッキの2階部分を市民あるいは本市への来訪者の憩いの場、交流、コミュニケーションの広場とし、快適な都市空間とすることで本市の魅力と求心力を大幅にアップさせる、言いかえれば快適で美しい景観を創出するための効果も十分期待できるということでもあります。

ただし、機能上、都市景観上、きめ細かい配慮も検討する必要があります。例えば、大構造物ゆえに周辺の町並みとの調和を考え、威圧感をなくすための工夫、つまり構造物を表面にむき出しにしないようタイル等で

覆ったり、デッキの下が暗くならないよう照明、色彩にも気を配ることが大事であります。また、本市の個性と魅力の表現の場として、デザイン、色彩、照明等はレベルの高い独創的なものにし、本市の花であるサルビアを初め、色鮮やかな四季の花を植えた花壇や植栽、センスのあるベンチ、ガス灯、カラータイル、照明灯に内蔵したBGM用のスピーカー等、さまざまな修景要素を組み合わせた個性的な美しさを演出することも不可欠だと思います。もちろん主な動線となる部分には、透明なシェルターで雨対策をしたり、高齢者や障害者の方々のためにエレベーター、エスカレーターを設置し、案内誘導の仕組みにも配慮すること、事前に市民や障害者団体等の意見を聞く機会を持つことなどもあわせてお願いしておかねばなりません。

次に、中央通りについては、既にシンボルロードとして整備計画が策定をされ、一部整備を終えていると聞いておりますが、どうも当初計画から比べますとかなりのトーンダウンが感じられてなりません。財政状況の変化という事実は理解しておりますけれども、果たして本当に本市を象徴するような文字どおりのシンボルロードとなり得るのかどうか、大変心配になってまいります。地下駐車場の工事に伴って、中央通りの整備計画も影響を受けていることと思っておりますが、緩速車線をなくすことでせつかく歩道や中央緑地帯も広がるわけですから、ペDESTリアンデッキと同じように、むしろそれと一体化した、人に潤いを与えるような、他県、他市からも人を呼び込むような、求心力ある快適なシンボルロードとしなければ、中途半端な整備では意味がないと考えますが、いかがですか。

要は、何度も申しますけれども、独創的で個性のある本市のシンボリックな景観としての整備が大事だということでもあります。本市の木、本市の花であるクスノキ、サルビアもできる限り活用しながら、季節感あふれる、見て、感じて楽しめる、都心の中の自然、オアシスとも言えるようなそんなシンボルロードにできないものなのでしょうか。四季の花いっぱいの花壇、

植栽、美しいモニュメント、中央緑地帯の中の散策路にはしゃれたベンチやガス灯、あるいは水・緑景観モデル事業を参考にしながら、溪流をイメージしたせせらぎ、親水ゾーン、ポケットパーク等々、それほど予算のかからない方法は幾らでもありますし、両側の車道を人間の視界から遮断するのは、植栽でも十分可能であります。何もかも実現せよとは申しませんが、予算がないの一言で片づけず、ひとつアイデアで勝負してぜひともグレードの高い交通修景施設、独自のシンボルロードをつくり出していただきたい。

以上申し上げてきたようなペDESTリアンデッキや中央通りの整備については、近鉄との綿密な交渉など課題は幾つかありますけれども、それら乗り越えて、日本のどこの駅前にもよくある景観ではなくて、21世紀の四日市にふさわしい、独創的で美しい本市の玄関をまず創造することが、必ず四日市の活力の再生、イメージアップにつながることを重ねて強調しておきたいと思ひます。その上で、現時点での計画はどうなっているのか、進捗状況と今後の整備の見通し、さらに私の提案をどう受けとめていただいたかを含めて、美しい都市を創造する決意のほどをお伺いしたいと思います。

次は、いわゆる美観保護条例についてであります。

せっかく都市を美しくするためのハード面の整備が進んでも、まちをきれいにしようとする人の気持ち、心が伴わなければ、美しい都市は絵にかいたもちと言わざるを得ません。人の心にかかわる大変微妙な問題ですけれども、都市景観条例や環境基本条例ではカバーされない人間の意識や行動についても、ごみを捨てること、町並みを汚すことに心の底から罪悪感を感じるような、そんな啓発も現時点では必要かと思ひますので、美しいまちを実効あらしめるため、総合的な美観保護条例の制定を提案するものであります。この件につきましては、既に古市議員の質問に対して、同じ趣旨の条例を三重郡等へも働きかけ、同時施行の方向で検討したいとの答

弁がありましたのでそれを了とし、ぜひ早い時期の制定に向けて準備に入っていただくことを、私からも要望しておきたいと思ひます。

なお、条例の内容について、もし今想定されている骨子の案のようなものがあれば、大まかで結構ですからお示しいただければと思ひます。

また、それに関しまして、いきなり全地域に適用するのが困難な場合、都心部等モデル地区を指定して、まずそのエリアから始めるという方法もあると考えますけれども、この点についてどう判断されるかもあわせてお聞かせいただきたいと思ひます。

第1のテーマの最後に、案内表示についてお尋ねをいたします。

細かいようですけれども、本市への訪問者の利便性を考えますと、シンボルゾーン・シンボルロードの適当な場所に、都心部のわかりやすい案内表示はぜひとも必要だと考えます。現在、駅前にシンボルゾーン周辺の案内板は、確かに一つあることはありますけれども、訪問者に不親切な面があるように思われますので、そこにも配慮をしていただいて、シンボルゾーン・シンボルロードのグレードアップに合わせて、それと一体化した案内表示を再検討すべきだと考えます。また、建設省の方からも、駅周辺に案内板を設置するようという指導が来ているとも聞いております。

以上のことから、四日市駅周辺の公共建築物だけでなく、名所旧跡といえるような場所についても地図上に示した、センスのある美しい道案内表示を設置することを要望し、お答えをいただきたいと思ひます。

第1のテーマが長くなりましたけれども、次は中核市と合併についてであります。

このテーマにつきましても、過去の議論の経緯もあり、中核市の早期実現の重要性は大方のコンセンサスを得られていると判断をいたしまして、前置きなして質問をさせていただきます。

また、さきの6月議会で市長は、30万中核市をともにつくっていかうという精神があれば合併もうまくいくんではないか、そのような答弁がござ

いました。これも踏まえまして、私なりの考え方を申し上げたいと思います。

中核市の指定を受けるために本市が整えなければならない人口30万人という条件について、住宅対策、企業誘致、子育て支援等、さまざまな方策は考えられるものの、次の国勢調査の年である西暦2000年に果たして30万人に到達可能かとなると、確信は持てないのが厳しい現実であります。西暦2000年に30万人を突破しなければ、その後2005年、2010年、さらに5年ずつ中核市の実現が遅れていくことを考えれば、何としても早期に達成するための現実的な最も有効な対策をとることが極めて重要だと考えます。だとすれば中核市という目標に加え、北勢地域のさらなる発展のため乗り越えねばならぬ大きな課題として、ネックが多い、困難だ、敬遠するのではなく、勇気を持って三重郡との合併を改めて推進されんことを心から望み期待するものであります。

ただし、これまでの経緯と現状から三重郡4町を同時にということではなく、1町でも2町でも先行して進めていく段階的な合併方式がベターだと思いますし、一日も早く突破口を開き、前へ進める、軌道に乗せることが急務だと考えます。現在既に消防事務、農業共済、港湾、し尿処理、教育センターの視聴覚ライブラリー、環境保全協議会等、三重郡との広域行政的なつながりが強まってきているのはご承知のとおりであります。

また、時あたかも迫りくる超高齢化社会への対応策として、各市町村が事業主体、運営主体となる公的介護保険制度の導入が国会へ法案提出の段階まで来ており、これはむしろ合併への機運を盛り上げるという意味では追い風と言えるのではないのでしょうか。まさに広域的課題へのより効果的、効率的な対応、地域のイメージアップ等、合併によるメリット、なかんずく中核市となることのメリットを最大限前面に打ち出して、本市、三重郡のお互いの行政、議会、住民の意思疎通を図り、理解を得るための呼びかけ、働きかけを、公式あるいは非公式に進めるグッドタイミングだと判断

をしております。中核市を合併のための接着剤とすることは、市長の6月議会の答弁の中にもございましたので、私も大変意を強くしているわけですが、しかれば合併によるメリットをまずきちんと整理することが先決です。あわせて大事なことは、デメリットと考えられていることに対する十分なケアだと思います。例えば、議員、職員の問題、住民税、保育料の違いの問題等々、これも整理して、時限を限って優遇措置を暫定的にとるなど、吸収されるという思い、不安を解消するための対策を、譲歩の心をもって十分検討する必要があるでしょう。これまで数年間、四日市青年会議所等民間による合併への取り組みがなされてまいりましたが、残念ながら機運を盛り上げるのには余り目立った効果が上がっていないのが現状であります。民間団体の力だけではやはり限界があり、少しこの辺で目先を変えて、情報を提供しながら突破口を開き、道筋をつける努力をするのは行政や議会の役割だと考えます。例えば悪いかもしれませんが、こちらに結婚したい気持ちがあるのなら、個別作戦で相手の気持ちを柔らかくするため、押したり引いたり、あの手この手で積極的にくどくことが大切であり、相手の出方ばかり待っていてはいたずらに時間がたつだけで、事は前へ進まないと考えますがいかがでしょうか。

以上のような観点から、大変微妙な問題だけに慎重に十分な配慮をしながらも、これまでよりもう一步、二歩踏み込んだアクションを起こすこと、すなわち合併によるメリット、特に中核市のメリットを最大限生かし、合併すれば自分たちのまちがこんなによくなるんだ、住みやすく生活しやすくなるんだということを、将来のまちづくりビジョン、中核市としての都市像を含めて具体的に示していくべき時期だと判断しますが、この点についてのご見解を承りたいと思います。

そしてそうした情報を本市や三重郡の住民の方々へ広く提供していくために、わかりやすく整理した中核市と合併に関するレポート、あるいはパンフレットを作成することを提案したいと思います。なぜなら、このレ

ポートによる啓発活動によって、市民、町民の皆さんが大きな視野で自分たちの住むまちの21世紀のビジョンを共有し、その実現のため合併は不可欠なんだ、こういう世論、コンセンサスを形成していく動機づけが可能になると予測するからであります。このことに関しましても、お考えを伺いたいと思います。

また、私はかつて平成4年12月議会におきまして、5期目の当選直後の市長への質問の中で、合併を進めるための三重郡と共同主催の文化あるいはスポーツのイベントを提案したことがありました。それ以来約4年間で過ぎたわけですが、この間の合併を目指した、合併にかかわる動きについても改めて整理して伺いたいと思います。ただ、極めて政治的色彩の濃い課題ですから、公式、非公式にいろいろとご努力いただいていることと想像しておりますが、差し支えのない範囲で経過をお聞かせいただければと思います。

以上をもちまして、第1回目の質問を終わります。明確なご答弁をお願いいたします。

○副議長（益田 力議員） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） ただいま1番目の近鉄駅周辺の交通結節機能、利便性の向上のためにペDESTリアンデッキの整備を、また市の玄関口としての集客性、情報発信性を持ったデッキの整備をというご質問に対してお答えいたします。

近鉄四日市駅周辺の整備につきましては、県下の商業、業務の集積した本市の玄関口であることから、現在、地下駐車場の建設やシンボルロードとしての景観整備に取り組んでいるところでございます。ご質問の駅前広場の整備につきましては、駅東で進められている市街地再開発事業と密接な関連を持つ計画でございまして、現在、その再開発事業については、地元商業者、第三セクターである（株）ディア四日市と市が連携を図りな

がら、引き続き事業化に向けて取り組んでいるところでございます。したがって、駅前広場の整備の重要性につきましては十分認識しているところでございますが、再開発事業の動向やJR四日市駅周辺整備との役割分担、整備効果などを見きわめながら、中央通りの重要なシンボルゾーンとして中核都市を目指す本市の玄関口にふさわしい駅前広場整備を検討してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（益田 力議員） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 美しい都市を目指しての中の中央通りのグレードアップ、また四つ目の案内標識につきましてご答弁させていただきます。

中央通りは近鉄四日市駅前広場とともにシンボルロードと位置づけられておりまして、快適な歩行空間の確保と都市環境に配慮した景観形成を図りながら、市民の憩いの場、コミュニケーションの場として利用される、アメニティの高い街路空間として整備を行うために、行政関係者はもとより、学識経験者、市民及び交通関係事業者も参加しながら、協議会及び懇話会を組織して整備計画を作成したところでございます。この整備計画のキーワードといたしましては、水・緑・光・風、これを基調にしております。それぞれの沿道の土地利用や特性に合った修景整備をすることになっておるところでございます。

そこで、現在、事業中の区間につきましてご説明をさせていただきます。

まず、近鉄四日市駅から西浦通りまでの区間、これは延長で約400mでございますが、これにつきましては電線類の地中化に伴う修景街路緑化事業として、平成5年度から平成8年度の計画で進めておるところでございます。今年度末には完成をする運びでございます。

次に、近鉄四日市駅から東の方でございますが、近鉄四日市駅東から

ロータリーまでの間、延長約700mあるわけですが、これにつきましては平成6年度から平成9年度の計画で、中央通り親しみ空間整備事業として鋭意整備を現在進めておるところでございます。この区間の進捗状況でございますが、平成8年度末には国道1号からロータリーまでの北側とロータリーの交差点改良を完成させるとともに、平成9年7月末までには近鉄四日市駅と国道1号までの北側部分を完成させる。したがって、平成9年7月、市制100周年を迎えまして、近鉄からロータリーまでの北側の整備を全部完成させていこうと、こういうことでございます。

引き続きまして、平成9年度末には、現在一部市役所の南側ができておるわけですが、その前後含めまして、平成9年じゅうに完成させると、こういう進捗状況で今後とも進めてまいります。

次に、グレードアップの内容でございますが、現在の緩速車道をなくしまして、歩道幅を近鉄四日市駅よりも西側では5.5mを13.5mから18mに、また東側では10mを13.5mに拡幅して、快適な歩行者空間の確保に努めていきたいと、このような形で整備を図っているところでございます。

また、歩道につきましては、歩道資材を以前のコンクリート平板ブロックにかえて、磁器質タイルや自然石等で高質化を図る一方、街路灯もデザイン灯に改良するほか、植栽につきましても、ナンキンハゼ、カツラ、ハナミズキによって四季の変化を感じるように計画をいたしておるところでございます。

また、ストリートファニチャーにつきましては、各管理者と協議を行いながら、バスキャノピー、電話ボックス、ベンチ等の高質化を図り、イメージアップに努めていきたいと、このように考えております。

また、ご質問の水辺空間につきましては、JR連続立体交差事業に合わせて整備予定のロータリーから以東の区間で、また西側では現在西浦通りまで完成しておるわけですが、電線類地中化事業に合わせて、さらに西浦通りから西につきましてもその事業で検討していきたいと、この

ように考えておるところでございます。

また、中央分離帯につきましては、貴重な財産であるクスノキを生かしながら、緑の憩いの場として整備する計画でありまして、これにつきましては実施方法や時期につきましては、今後の財政状況を見きわめるとともに、事業採択のメニューを模索しながら検討を重ねていく予定をいたしておるところでございます。いずれにしましても、貴重なご意見をいただきまして、今後意見を十分反映していくように努めていきたいと、このように考えておるわけでございます。

最後に、ご指摘のありました案内標識でございますが、これは港への誘導を目的として昭和60年ごろに設置したものでございまして、ご指摘のようにその後市民公園を初め、新しい施設もできておりますので、これらを入れながらこの事業に合わせて周辺との景観にマッチしたものに改築をしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（益田 力議員） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） 第3点目の美観保護条例についてご答弁を申し上げます。

ご指摘をいただきましたように、近鉄四日市駅周辺や中央通りなどは、地域の方々のみならず、全市域の方々、あるいは県の内外の方々も多数出入りをされてございます。そしてその場所が空き缶などのポイ捨て、吸い殻などのポイ捨てなどで汚れていけば、汚いというイメージは四日市市全体の評価にもつながりますことから、まずこうした地域をきれいにしていくことは大変に重要なことだと考えております。こういったポイ捨てなどをなくすことは、地域の環境美化の促進、あるいは美観の保護の形成などから、だれもが異論をとえることがないにもかかわらず、現実にはポイ捨てなどがこれほど多いところを見ますと、倫理的にもそうした行為が悪いことだというような自覚がない方が多数いらっしゃるからだというふう

に思います。こうした状況下でご提案のように、美観保護条例によってまず本市の玄関口をきれいにして、美観というものの意識を点から線へ、線から面へと広げていって、全体の意識の向上を図っていくということは大変有効なことだと考えますので、さきに古市議員さんの方にご答弁を申し上げました広域的な視点からの検討とともに、十分に検討を加えてまいりたいというふうに思います。

なお、条例の内容についてでございますが、現在の段階ではまだ固めてはございませんが、市民の方々にみだりに空き缶やら吸い殻などを捨てることを禁止するのみならず、飲料水等を販売する事業者や、あるいはそういった缶類を販売する販売者にも、空き缶等の取り扱いに責任を持っていただけるような手段を考えていただけるように、自動販売機に対する届け出制とか、あるいは回収ボックスの設置の義務づけなど、こういったことも含めて検討をしてみたいと思っております。

○副議長（益田 力議員） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第3点の合併の問題について、私からお答えを申し上げます。

今日まで合併の問題はそれなりに、現状の行政単位で今後もやっていけるのかどうかということについて真剣に考えてまいりました。しかし、合併ということになりますと、なかなかそれぞれの末端行政単位の都合もありますから、一方的にこれを進めていくわけにはいかないということでありまして、まず共通の問題を取り上げて、お互いの意思疎通を行政処理の上で図っていききたい、こう考えて今日までやってまいったつもりであります。しかしながら、今日行政単位の今の末端行政単位でいいかどうかということについては問題がありまして、広域行政あるいは地方分権等々を考える場合に、もう少し現状の行政区分というものを乗り越えた一つの単位にするということが必要ではないか、こういうふうに思っておりますが、

その具体的な問題を、例えばごみ処理の問題、あるいはバス路線の問題、あるいは広域道路網の整備の問題、さらには港湾の問題等を考えた場合に、やっぱり一つの行政単位になった方がいいという最小の考え方が出てくると思うんであります。最小のことを申し上げましたが、少なくとも私は、四日市市と三重郡、これが一体となり得るような、全部がなるかどうかは別問題であります。そういう素地をつくってまいりたいというふうに思って今日までやってまいり、ようやく三重郡の町の間でもその方がベターかなというような空気が醸成されつつあるというのが今日の状況ではないかと思えます。もちろん三重郡の中には、県下一番あるいは日本全国でも町としてはその規模が非常に大きな町がございます。したがって、そういうところは別であります。そうでない町の方々につきましては、今申し上げたような幾つか具体的な問題でお互いにこのままではぐあい悪いなということを感じ取っているようでありますから、今後その心の方向に向かって努力をしていきたい。その場合に、四日市だけのことを考えたんでは私はそれは不可能だと思います。したがって、日常の行政の中において、さらに緊密な連携プレーができるように四日市も考えていく必要があるだろう、そういったことで最終目標をちゃんと後ろに控えていかなきゃいかん。しかしながら、問題は、極めて政治的な問題であります。既に市議会の議長さんほか皆さん方のご努力によりまして、議会の皆さん方同士との話し合いもおいおいに進みつつあるようでありますので、私は行政の責任者としてそういった問題について、できるだけ議会の皆さんにおこたえできるような配慮を今後してみたい、こういうふうに思っておる段階であります。県の方においても、広域行政の推進ということについては、随分ご理解をいただいておりますので、私どもは小さな問題にこだわらずに、おっしゃった最終の目標に向かって事業を、あるいは考え方を進めてまいるということでご了解を賜っておきたいと思えます。

○副議長（益田 力議員） 田中俊行議員。

○田中俊行議員 どうもありがとうございました。大体第1、第2のテーマともに理解はさせていただきましたが、まだ疑問の残る点が幾つかありますので、その点について再質問をしたいと思います。

まず、ペDESTリアンデッキにつきましては、計画推進部長の方から設置するかどうかの、これは将来も含めてですけれども、明確なお答えがなかったように思いますので、再度、大変力説したにもかかわらずお答えがありませんでしたので、その点を確認したいと思います。この点については、特別委員会の報告書にも、ペDESTリアンデッキの設置を強く要望するという形で記載もあるはずですが、この報告書の意図も受けてぜひ将来的に、なるべく早い段階でこの設置について検討し、実施をしていただきたいなということを要望して、明確なお答えをお願いしておきたいと思ひます。

それから、中央通りの件につきましては、やはり何かトーンダウンしてのような感じがまだしております。現在の計画とその進捗状況につきましては理解をしたところですが、また水を利用した空間については考えているというご答弁でしたので、その点については安心をしたわけですが、そのほかの私からの提案については、反映をしていくというお答えもありましたので、これは額面どおり受け取らせていただいて、よりグレードアップした整備に向けて今後のご尽力をお願いしておきたいと思ひます。

美観保護条例、案内表示につきましては、これも大体理解をさせていただきましたので、その方向で進めていただきたいと思ひます。

それから、2番目の中核市と合併に関しては、市長の方からこれまでのご努力と意欲を披露していただきました。それは十分わかったわけですが、少し三重郡の方も雰囲気が変わってきたという分析をされておりますので、ぜひこの機会を逃さないように一層のご尽力をお願いしておきたいと思ひます。

そしてこの件に関して私から具体的に提案をさせていただいた、特に中

核市のメリットを最大限生かしながら、合併後のまちづくりのビジョンを示す、そういう意味のレポートと言ったらいいのか、パンフレットと言ったらいいのかわかりませんが、そういったものを作成していく。PR用のものを作成していく必要性についてどうお考えか、その点について再度確認をさせていただきたいと思ひます。

今の状況のままでは、なかなか住民の間に合併の機運が盛り上がることは非常に期待しにくいと思ひますし、現に住民発議の制度もできておりますけれども、これは自在に活用されることは余りないのではないかというふうに思ひますし、合併に関する情報、メリット、デメリット含めて、その克服策、あるいは将来ビジョンといったようなものが全くそういった情報が住民に知らされていないということが、この合併に対するきっかけづくりがなかなかできない最大の理由ではないか、そんなふうに考えます。したがって、住民の方が的確に判断できるような判断材料をきちんと提示していく、そういう義務が行政の方にはあるのではないかと、そう思っておりますし、そういう意味でぜひPR用のレポートなりパンフレットについてのお答えをいただきたいと思ひます。

あと市長さんは3カ月の任期ということですので、とりあえず本市の中で例えば、行政と議会の検討グループといいますか、15人ぐらいかと思ひますが、そういったプロジェクトグループを設置して、これは市長さんと議長さん、両方をお願いしなければなりません、そういった本市の中の検討グループをまずつくって、そしてその後徐々に他町を巻き込んでいくような、そういう方向づけができないものではないかと。あと残された任期の間に、ぜひ加藤市長さんの方からそういった方向へ道筋をつけていただきたいと、こういうふうに思ひますので、その点についての決意のほども再度お伺いをしたいと思ひます。

以上の点を再度質問をさせていただきたいと思ひます。

○副議長（益田 力議員） 計画推進部長。

○計画推進部長（山口奉文君） ペDESTリアンデッキの件につきましては、私もことしの3月議会におきまして、これまでの調査結果を踏まえ、どうしたら取り組んでいけるのか、前へ進めることができるのかということについて検討してまいりたい旨お答え申し上げたところでございますけれども、計画推進部の中でも、先ほどのご質問の中で田中議員からお話しのありました、人の動線、魅力あるもの、いろいろと単に機能面だけじゃなくて、景観等にも配慮したもので検討すべきというのは、私どもも同感でございまして、その辺について本年の3月以降、計画推進部の中で何度か議論をしているところでございまして、今後とも継続して勉強をしていきたいというふうに考えております。

それから、このデッキそのものについては、将来は必要であろうということは、私ども考えているところでございまして、その辺につきましても今後JRの連立とか、中央通り、それから駅前再開発とか、いろいろ関連するところもありますので、その辺も踏まえながら、いつでも動けるように勉強していきたいというふうに考えております。

○副議長（益田 力議員） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 合併に関して何かもう少しパンフレットとかそういうもの、あるいは委員会をつくらどうかというご意見がありますが、現在は私は、議員さん方のお話し合いというものが極めて大事だというふうに思っておりまして、議会の議長さんほか皆さんでご苦勞をお願いをしておりますので、その進みぐあいによって行政としてはどう対応していくかということを考えてまいりたいというふうに思っておりますので、特段何かをつくってどうするというは、もう少し時間をかしていただきたいというふうに思います。

○副議長（益田 力議員） 田中俊行議員。

○田中俊行議員 どうもありがとうございました。2番目の中核市と合併に関しては、市長の意欲というものはよく理解しておるつもりですのでこ

れ以上申し上げませんが、最後に重ねて申し上げたいのは、強調したいのは、やはり住民にとっての、これは本市の市民、三重郡の町民の方々含めてですけれども、情報が全くと言ってもいいぐらい不足していることが大変憂慮すべき状況だと考えておりますので、情報提供ということに関しては十分配慮をしていただいて、ぜひ市長さんに合併に向けての具体的な道筋を、残された任期期間中につけていただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（益田 力議員） 暫時、休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前11時1分再開

○副議長（益田 力議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

葛山久人議員。

〔葛山久人議員登壇〕

○葛山久人議員 通告に従いまして質問させていただきます。

まず第1番目は、防災計画についてであります。初日の質問で各論的なことを質問されましたので、自分は総論的な質問をさせていただきます。

では、今回は独居、在宅の寝たきりのお年寄りの方や体の不自由な方など、災害時における災害弱者の方々のことについてお伺いいたします。

ことしも9月1日に地区防災訓練が行われ、各防災計画に基づき真剣に本番さながらに訓練されたことと思います。しかし、そこに災害弱者の方々の参加がなかったように思われます。いろいろなご事情はあると思いますが、市の総合防災訓練のときには参加されていたように思いますが、なぜ地区防災訓練のときに参加されていないのでしょうか。参加された方が自分の住んでいる周りの皆さんにもわかっていただいて、より一層ご理解やご協力していただけるのではないのでしょうか。また、周りの皆さんも、災害時においてお手伝いしたくても、どのように対応、誘導したらいいの

かわからない方もいらっしゃると思います。ですから日常から対応の仕方、誘導の仕方等を周りの皆さんにもわかっていただいた方が、災害時により効果が得られるのではないのでしょうか。という点から、市としては在宅の災害弱者の方々の地区防災訓練の参加をどのようにお考えですか。お答えください。

また、災害弱者の方々の災害時における基本的な対応のマニュアルがあるのでしたらお示しください。

次に第2点としまして、JR四日市駅高架化と周辺整備についてであります。

本市の都心部は、本市のみならず、三重県北勢地域の経済、文化の中心であると思います。近鉄四日市駅周辺は、四日市市制100周年の記念事業として地下駐車場等の建設により、また大きく生まれ変わろうとしております。しかし、JR四日市駅周辺は古くから港との接点にあって、交通の結節点として重要な位置にありましたが、世の中の情勢の変化、また港の物流機能が霞ヶ浦の新港に移りスプロール化が進んでおります。そこで市として、JR四日市駅周辺都市拠点総合整備事業で、近鉄四日市駅周辺の商業拠点ゾーン、JR四日市駅周辺の業務拠点ゾーン、ウォーターフロントゾーンとし、これらをつなぐゾーンを中心に四日市市の新しい都心づくりをし、またゾーンをつなぐ骨格として中央通りを港に向けて延伸し、JRと国道23号の立体化をする計画を立てられました。この計画を実施するには、JR東海の合意、またJR四日市駅周辺の区画整理事業が伴うため、関係住民や事業所の方々のご理解が必要となります。問題は山積みのように思われます。しかし、四日市港の2号地は中部新国際空港の旅客拠点と考えられており、将来的には明るい兆しもあり、JR四日市駅周辺のスプロール化防止のためには必要な事業だと思います。市もことし4月より鉄道高架推進課を設置して本腰を入れて取り組む姿勢を示し、各方面に働きかけられていることと思います。そこでお伺いしたいのは、この事業の進捗状

況と今後の計画をお聞かせください。

また、各ゾーンをつなぐ骨格としての中央通りが以西では芝田町で行きどまりになっておりますが、港まで延伸する場合、中央通りを幹線道路と直結すべきだと思いますがどのようにお考えですか、お聞かせください。

3点目に、四日市北部地域における諸問題についてであります。

まず、道路問題から質問させていただきます。

富田山城線は関係各位のご努力により、ことし7月20日から無料開放されましたことは、心から感謝の意を表したいと思います。富田山城線は北部地域における東西をつなぐ道として非常に重要な道であることは言うまでもありませんが、今後ともより道路網を形成する上で重要性は増す一方だと思います。平成14年ごろまでに北勢バイパスと接続が予定され、また同じころ第2名神道路、東海環状自動車道、ともに一部供用されると伺っておりますし、鈴鹿山麓ハイブリッドスクエアの骨格道路ともなり、また四日市港霞ヶ浦地区や北埠頭の物流、そして平成9年完成の四日市ドームとのアクセス道路としての機能を担う道路であります。以上のような観点から富田山城線についてお伺いしたいと思います。

まず、富田山城線の無料化に関連して2点お伺いしたいと思います。

第1点目は、富田山城線の無料化後、交通量はどのように変化いたしましたか、できるだけ詳しくお聞かせください。

第2点目は、無料化されてから国道1号との交差点が特に朝のラッシュ時に混雑し、その混雑を避けるため車が付近の生活道や農道に入り込み、住民の方々が危険にさらされ大変迷惑されておりますが、どのようにお考えですか。また、どのような対応策をお考えですか、お答えください。

次に、富田山城線の今後の計画についてであります。以前からも言われておりましたが、4車線化はいつごろ予定されておりますか。また、国道1号との立体化はどのようにお考えられていますでしょうか、お答えください。

次は、四日市北部と中心部を結ぶ南北の道路についてお伺いいたします。

南北を結ぶ道路は以前から問題となっておりますが、国道1号や23号は慢性的な渋滞により緩和策を再三議会でも取り上げられておりますが、なかなか有効な手段がなく現在に至っていると思います。よって、ここでは南北計画道路についてお伺いいたします。

まず、阿倉川西富田線についてであります。富田山城線との交差点の以南と以北に分けてお伺いしたいと思います。

富田山城線以南は、米洗川の橋で狭くなり、またその先は道幅が狭くなり、阿倉川地内で行きどまりになったりしておりますが、いつまでに中心部まで完成を目指しているのか、お答えください。

次に富田山城線以北ですが、当初計画では県道四日市多度線、通称八風街道まで接続予定でしたが変更され、富田萱生線、通称朝明通りまになりましたが、当初計画どおり県道四日市多度線まで延伸することはできないでしょうか。平成9年度に富田萱生線まで開通予定と伺っておりますが、現在においてもラッシュ時には近鉄富田駅周辺は大変混雑しており、より拍車がかかるのではないかと考えられますので、せめて阿倉川西富田線を旧東海道まで延伸し、交通量を分散することはできないでしょうか。旧東海道までの延伸についてお答えください。

また関連して、阿倉川西富田線と豆田道町の交差点に信号機設置の件についてであります。豆田道町は中学校の通学路に指定されておりますが、横断時交通量が多いため危険性が高いということで、再三要望書が提出されておりますが、設置していただくことができません。先日、交通安全対策課と協議し、交差点改良等の問題を指摘されましたが、通学路ということで対策課は、交差点内における発光体を設置していただきましたが、市としてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

また、道問題の最後として、北部地域から市中心への道路としては、国道1号、23号しかなく、各計画道路がありますが、ほとんど行きどまりの

道であります。特に南北の幹線を連続した道路網として整備する必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか、お答えください。

2番目としましては、北部地域におけるまちづくりについてであります。

特に、富田山城線周辺の農地は、今後の北部地域におけるまちづくりには切り離すことのできない地域だと思います。今は農業振興地域に指定されておりますけれども、富田山城線の無料化、阿倉川西富田線の整備に伴い、開発される速度はより早まってくるのではないのでしょうか。将来を見据えたまちづくりを考えていく上で、乱開発だけは避けなければなりません。市としてはどのようにお考えでしょうか、お答えください。

以上、通告に従いまして質問させていただきました。ご答弁よろしくお伺いいたします。

○副議長（益田 力議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） まず第1点目の防災計画についての中で、災害時における弱者対策、特にマニュアルの問題についてご質問が出たところでありますので、お答えをいたしたいと思います。

災害時における高齢者、障害者のいわゆる災害弱者の方々の避難活動につきましては、非常に困難が予想されるわけでございまして、その対策については当然のことながら重要な認識を持っているところでございます。このため災害弱者に対しては、防災訓練は四日市市地域防災計画の中で具体的に防災意識の啓発と同時に、各地区市民センターを中心にして家族も含めた訓練を実施してきたところでございますが、先ほどご指摘のございましたように9月の訓練では、23地区でもほとんどの地区が障害者の皆さんが参加されていないということを知っているところでございますが、今後より実効的な訓練を行いたいと思っておりますし、四日市市地域防災計画の中では大きくわけまして、情報の伝達、救助・救急活動の計画、あるいは避難計画、医療計画、さらに救出計画ということで、基本的なことはう

たっているわけですが、ご質問のより具体的な手引書については今検討中でございまして、この基本線に基づきまして地域防災計画を見直す中で早急に具体的な手引書について検討していきたい、かように考えておりますので、今しばらく時間をかしていただきたいと思っております。

○副議長（益田 力議員） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 2番目のJR四日市駅周辺連続立体交差事業の進捗状況と今後の見通しについてお答えいたします。

JR四日市駅周辺の連続立体交差事業は、今後本市が21世紀に向けてさらなる発展をするため緊急を要する事業であると認識いたしており、今年度の組織機構改革により、JR四日市駅周辺のまちづくりを担当する部署として、先ほどもお話しがございましたように、鉄道高架推進課を設置して事業を推進しているところでございます。また、連続立体交差事業の事業主体である三重県におきましても、同事業の具体化を図るべく、まちづくり推進室を新設し事業の推進に努めているところであります。連続立体交差事業は、都市計画事業として実施していくものでありますが、鉄道施設を大幅に改変するものであり、鉄道事業者の合意が必要条件となっております。このためことしの7月には、関係機関相互の協議調整を図るとともに、意思決定を行うための組織として、JR四日市駅周辺鉄道高架化調査検討会が発足され、JR東海、JR貨物、県、市が正式に協議の土俵に上り、鉄道施設の比較検討を進めているところでございます。

一方、都市計画事業として国庫補助採択を目指すためには、鉄道事業者の合意だけでなく、連立事業の整備効果を波及させるためのまちづくり計画の進捗状況が事業採択を大きく左右する要件ともなっております。したがって、JR四日市駅周辺の土地区画整理事業について、平成7年度に実施いたしましたB調査をもとに検討を進め、事業区域の確定と地元啓発に努めてまいるとともに、中央通りの延伸計画とともに、港湾地区との

整合のとれた周辺整備の計画を煮詰めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールの目標としては、平成10年度に連続立体交差事業の国庫補助採択を受けられるよう、県・市が一致して努力していくこととしておりますので、議員各位におかれましてもご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（益田 力議員） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） まず最初に、2点目のJR四日市駅高架化と周辺整備についての中で中央通りの計画とこういうご質問がございましたので、私の方からお答えさせていただきます。

ご承知のように四日市中央通りにつきましては、堀木日永線ととまっておるわけですが、これから以西につきましても、都市計画決定の幅員としましては、中央通りと同じように70mになっておるところでございます。事業を進める中で一番大きな問題といたしましては、堀木から泊舳でございますが、これが約800mあるわけですが、これを一気に事業するというのは大変な事業になると、そういうことでございます。しかしながら、堀木日永線から泊舳線までの中で道中において南北のある程度2車線で幅員のある、南北道路に接続しないということで、800mがひとつの事業のセットになろうかと、こういうような形で大変な事業になるわけでございます。したがって、我々としたしましては、将来の市街地としての土地利用を含めた周辺地域のまちづくりの整合等いろいろな課題があるわけでございます。こういったことから面整備を含めた整備効果、あるいは整備手法等を現在検討をいたしておるところでございますので、今しばらくお時間をちょうだいしたいと、このように考えるところでございます。

それから、北部地域の諸問題の中での道路関係についてお答えをさせていただきます。

富田山城線につきましては、この7月20日に無料開放がなされたところでございまして、本市におきましては無料開放のその後の効果ということで、先般7月31日でございますが、とりあえず3カ所の交通量の調査を行いました。その結果を申し上げますと、平成7年3月の対比ということでご承知賜りたいと思うんですが、旧料金所付近、富田山城線の料金所付近でございますね、これにつきましては4,000台増えました。したがって、現在は大体8,900台、これは朝の7時から夜の6時ということで12時間交通でございますが、4,000台増えまして8,900台となっております。また逆に、あそこの朝明中学校というのがございますが、あそこの隣の県道がございまして、あの県道付近で当たりますと、従来より3,000台減りまして、現在は約1万台とこういうことで、あの付近では3,000台が減ってきた。また、富田山城線から県道に至る垂坂平津線でございますが、これにつきましてはやはり1,800台の減少で、現在は6,500台とこういうふうなことでございます。また、国道1号の西側でございますが、この辺では約1,000台ぐらいいは増えておりまして、おおむね現在は12時間交通で1万3,000台ぐらいになっておると、こういうことでございます。これが無料化後の7月31日にとりあえず行った交通量結果でございます。今までこうしたことから料金所を迂回した交通が、予想どおり富田山城線を利用していただくと、こういうふうになったわけでございます。

それから次に、国道1号との交差点の混雑の問題でございますが、現在行っている下水道工事の完成後に右折車線の整備を含めた交差点改良を実施するよう県にお願いをしておるわけでございます。現在、下水道におきまして雨水の幹線が入っている。あと来年度には污水管も入ると、そういうことでございますが、これらが完成すれば完全な状況になるんじゃないかと、このように考えております。

それから、富田山城線の4車線化及び国道1号との立体交差でございますが、近日中に三重県におきまして、富田山城線の交通量を含めまして

交通量を実測することにより、無料開放後の交通量の動向を踏まえながら整備計画を進めていこうということで、現在準備を進めていただいております。近くそういうことで現状を把握するために交通量調査をしながら整備計画を立てると、こういうことでございます。

それから、国道1号との立体交差に際しましては非常に大きな問題があるわけでございますが、やはり現在の1万数千台の富山線を利用して、これをいかに確保しながらその次の整備を図っていくかと、こういうのが大きな問題でございます。

また、従来ご承知のとおり、国道1号では平面であったと。それを立体化することによって、やはり現状の幅員では困難であろう。そういう意味では用地の再取得も予測されると、こういうことでございまして、これが大きなポイントでなかろうかとこのように思っております。この点も今後検討しながら進めていただきたいと、このような形で県にもお願いをしておるところでございます。いずれにしても、4車線化及び国道1号との立体につきましても、今後とも県に強く働きかけてまいりたいと、このように考えております。

それから、阿倉川西富田線の件でございますが、先ほどのご質問の中で、阿倉川西富田線が八風街道まで当初から計画をしとったんじゃないかと、こういうご質問ございましたけれども、現計画の中では現在整備を進めておる富田萱生線、通称朝明通りですね、これまでが都市計画上でいわゆる阿倉川西富田線の起終点になっておるとのことだけつけ加えさせていただきます。

阿倉川西富田線以南の整備計画でございますが、富田山城線から県道四日市員弁線までの区間、これ約1.04kmでございますが、これにつきましては平成7年度から事業に着手しておりまして、また山手通り、羽津病院の通りでございますが、あそこから南へ赤堀山城線の間、これが約880mあるわけでございますが、これにつきましても今年度から国の認可をいただ

きまして、両区間とも大変我々は大きな望みを託しておるわけですが、平成14、5年を目標に何とか供用していきたいと、このように考えておるところでございます。

それから、富田山城線以北でございますが、現在あの付近を行っておるわけですが、これにつきましては現計画の中での、今整備やっておるところにつきましては、平成9年度で完成をいたします。

それから、それ以北の計画ということでございます。確かに現在は富田萱生線で終わっておるわけですが、これをさらに同じような形で北の方に持っていくと、言うなればご意見もございましたように、最低でも八風街道までは位置づけしないと難しいんじゃないかと、こんなことを考えておまして、これにつきましては、JR関西本線や三岐鉄道と、こういうものとの交差があるということで非常に問題もあるわけございまして、現段階におきましては早期事業化は非常に難しい状況にあるわけでございます。したがって、ご提言もございましたように、何とか旧道までの道路はできないかということでございますが、我々としてもこの程度の形で旧道までということになりますと、やっぱり地域内の生活道路というふうな位置づけの中で、当面旧道までの整備手法につきましては、今後一遍前向きに検討していきたいと、このように考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

それから、阿倉川西富田線と豆田道までの交差点に信号機設置についてということでございますが、本年度におきまして公安委員会におきまして、横断歩道と自転車横断帯が公安委員会の方で設置していただけますが、信号機につきましては、今年度四日市北部の所管の中では難しいということでございますので、来年度には何とかつけていただきますように、今後とも公安委員会に強く要望してまいりたいと、このように考えております。

最後に、南北幹線道路の重要性の件でございますが、過去の特別委員会でもご論議をいただき、市といたしましても十分に認識をいたしておりま

して、特別委員会での重点整備路線として提案された南北幹線道路である阿倉川西富田線、泊鶴線、あるいは堀木日永線、環状1号線、赤堀山城線、これらの整備を鋭意進めておるわけでございます。このうち、先ほど申しましたように阿倉川西富田線につきましては、未整備区間につきましては、2区間に分けまして平成14、5年を目標にとこういうことで進めております。

また、一方では西側になるわけですが、環状1号線の大矢知地内とか松本地内、尾平に至る区間につきましては、現在県当局において整備をやっていたいておるところでございます。

このように南北幹線道路を含め、これらを有機的に結ぶ東西幹線道路の整備を重点的に行うことにより、連続した道路網を形成するよう努めているところでございます。しかしながら、いずれの路線におきましても、家屋移転や多大な事業費の問題もありまして、私、先ほどからご答弁させていただきましたように、平成14、5年を目標ということに考えておるわけですが、大変状況は厳しいものでございまして、今後におきましても景気対策による補正予算等を私は視野に入れながら、また先行取得等の活用等を含めまして積極的に取り組んでまいりますので、よろしくご理解を賜りたいとこのように考えます。

○副議長（益田 力議員） 都市計画部長。

〔都市計画部（西田喜大君）登壇〕

○都市計画部長（西田喜大君） 続きまして、四日市北部地域の諸問題の中から、まちづくりにつきましてお答えいたします。

富田地区を中心といたしました地域は、本市の北部の玄関口といたしまして、商業、交通の拠点となってきた地域でございます。第2名神自動車道や東海環状自動車道などの国土幹線道路や北勢バイパスの整備が着手されまして、さらには港湾地域での物流機能の強化も進められております。このような北部地域での交通物流機能の強化に伴いまして、当地区の拠点性はますます大きくなることが考えられます。このような状況のもとで、

当地区におきましてはご質問にありますように、十四川から米洗川に至る広大な農地が残されておりますが、阿倉川西富田線の整備や富田山城線の無料化に伴いまして、開発ポテンシャルは年々高まってくるのが予測されます。当地区の大半は優良な集団農地といたしまして、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法上の農用地に指定されておりますのと、また市街地調整区域内の農地に分かれておりますが、いずれも農業振興地域の位置づけがなされておるところでございます。さきに策定いたしました本市の北部地域の開発整備プログラムの検討調査の中でも、将来的にこのような市街地に近接した集団的な農地は、都市のゆとり、潤い、景観形成など、多面的な機能を持つ貴重な空間でもございまして、計画的に保全に努めていくことが位置づけられておるところでございます。

また、21世紀を見据えました将来のまちづくりを考えていく上では、乱開発を規制し、計画的なまちづくりが行えますような条件を整えておく必要がございます。したがって、地域の将来像を、とりわけ幹線道路沿いのスプロール化防止策などについて、地域の皆さんや土地の所有者の方々とご相談させていただくとともに、市といたしましても乱開発の防止につきまして努力してまいりたいと考えております。

○副議長（益田 力議員） 葛山久人議員。

○葛山久人議員 ご答弁ありがとうございます。まず第1点目の防災計画についてであります。災害弱者の方々が地区防災訓練に参加するのは大変難しいかわかりませんが、いつ、どこでどのようなことが起こるかわかりませんし、防災は、ですからそういう知識を周りの方々、そして皆さんにもわかっていただくような観点から言いますと、ぜひとも参加していただけるような形でしていただいた方がいいんじゃないかと思っております。そしてそれに対する誘導とか対応の仕方のマニュアルづくりも一刻も早くしていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

2点目のJR高架化の問題についてでありますけれども、本事業は本市

が21世紀に向けて大きく飛躍するための本当に必要な事業だと思います。ことしの7月にJR四日市駅周辺鉄道高架化調査検討会が発足されたことは、本当に大きく前に一歩進んだことだと思いますので、また今後の目標としての平成10年度の連続立体交差事業の国庫補助採択が受けられますように、鉄道高架推進課の皆さんにはぜひとも頑張ってくださいと思います。

そしてまた中央通りの西への延伸ですけれども、大変難しいというお話をお伺いしましたけれども、中央通りは何と言いましても四日市のメインストリートですので、それが幹線道路と直結されていないとは台なし的な考え方がありますので、その辺またご理解していただいで努力していただければと思います。

3点目の北部地域の諸問題についてでございますけれども、無料化に伴って国道1号付近の交通量が約倍に増えたということをおっしゃられました。ですから今現在においても国道1号との交差点の渋滞というのは大変なものなんです。近鉄の高架がありますけれども、その下まで車の列が並んで、本当に中の生活道まで車が入り込んできて危険な状況です。ですから今ご答弁ございましたように、下水道工事が終わってからという話でしたけれども、再質問といたしまして、その下水道工事がいつ終わるんですか、大体。そして交差点改良と言いますけれども、どんな交差点改良されるのか、もう少しできましたら詳しくお答えいただければと思います。

そして4車線化と立体化の問題ですけれども、この問題も確かに市だけではできないと、県事業だということで、強く要望はしていただきたいと思うんですけども、この富田山城線の道の重要性といいますか、それを考えていただいた面では、やっぱり4車線化と立体化は本当に必要なことだと思います。今も申しますように、渋滞緩和等の観点からいきましても、大変それは必要なことだと思いますので、ぜひとも強く県の方へ働きかけていただきたいと思います。

南北の道に関してですが、全体的に言いまして、この道は本当に以前からも議会等で問題になっておりますけれども、四日市の中心部へ入っていく道なんです。ですからこの道を整備しなければ、いつまでたってもまちの中へ入っていく道というのは渋滞していると思うんです。ですから一刻も早く整備していただきたいと思います。道路行政はいろんな面で問題があると思いますけれども、道路課の皆さん方々の日ごろのご苦労というのはよくわかりますけれども、ご答弁でもありましたように、南北の幹線道路と東西の幹線道路を有機的に結んで、連続した道路網を構成していただかなければ解決策にならないと思いますので、より一層のご努力をお願いいたします。

まちづくりについてであります。富田山城線の周辺の土地は北部地域にとっての本当に最後のとりでと言っても過言ではないと思います。ですからもし開発される場合はしっかりと計画を立てていただいて、そしてまた地元の皆さんの意見を聞きながら考えていっていただきたいと強く要望したいと思いますので、よろしくをお願いします。

一つだけよろしくをお願いします。

○副議長（益田 力議員） 建設部長。

○建設部長（矢田禎雄君） 国道1号の交差点をとりあえずどうするかということでございます。私の私見という形でございまして、考え方としては、今後交通量調査をしながら、県がどれを一番先に手がけるかと、その配分を見ながら決まると、このようにご理解いただきたい。私の私見として申し上げますと、現在、下水道の雨水幹線が富田山城線の中央通りをやっておるわけでございます。したがって、現在の車線は南側半分で、2車線で直進と右折と、こういう状態で利用しておるような状態でございます。したがって、私はこの下水の雨水幹線が今年度末に終わる。しかし、来年度に雨水のサービス管が歩道の北側に入ることとございますが、一応雨水幹線の真ん中の工事が終われば、ある程度近鉄線の高架下

から、あるいは東はJRの下の方については、恐らく4車線のスペースがとれるとこういうふうを考えておりますので、その段階では右折、左折、直進、こういうものをそれぞれとって、できるだけ目的地のレーンを分けると、そういうことで30mを目いっぱい使えるような形のライン処理、これが一番先決ではなかろうかと、このように考えておるところでございます。今後その辺については県にも実施の段階で強く申し出ていきたい。いずれにしましても、早く当面する中身を十分に調査、交通量調査によって解析をしながら対処させていただきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○副議長（益田 力議員） 葛山久人議員。

○葛山久人議員 ご答弁ありがとうございます。今ちょっと、理解するなよという声がございましたけれども、それは一時しのぎしか本当にならないと思うんです。ですから何と言いましても立体交差化ということが一番問題になってくると思うんです。工法上とか、土地の再取得等の問題があるかわかりませんが、何と言いましても北部地域の富田山城線といえますのは骨格道路だと思いますので、その点をご理解していただきまして、県へ強くまた立体化ということに関しましてはご要望していただければと思いますので、よろしくをお願いします。強くそれを要望して、質問を終わらせていただきます。

〔「関連」と呼ぶ者あり〕

○副議長（益田 力議員） 宇野長好議員。

○宇野長好議員 道路課はもっと言いたいんですがこれはやめておきまして、一番最初の防災弱者の誘導について、今後考えるって、ちょっと僕不思議でならないのは、富田、富洲原の場合、この前防災の日に、地元の自治会長さんと北消防署の方がおったんですね。やっぱり富田、富洲原は、伊勢湾台風で多くの人たちが亡くなっています。現在、死体もそのままでは上がってこない人もおるわけですね。実はこの前は東海大地震を想定し

た防災の日であったと思うんですよ。まだ今から考えるって、これないんですか、今まで。それからちょっとお伺いします。

○副議長（益田 力議員） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） 先ほどお答えいたしましたように、実は四日市市地域防災計画の中でも、基本的に計画は立てているわけですが、先ほどの質問のようにさらに具体的に、例えば消防団、自治会、あるいは社協、あるいはまた地区のボランティア、この方々の行動についてさらに具体的にきめ細かくまだ規定はしておりませんし、そういう面について少々時間をいただきたいとこういうことでございまして、四日市市地域防災計画の中では一応基本的に押さえておるところでございます。したがって、もう少し皆さんのところから指摘されておりますように、災害救助部と例えば保健福祉部、あるいは社会福祉協議会等々の連携がもう少し具体的になっておらなければいけないのではないかという反省もしておるわけです。そういう意味で先ほどちょっと時間をいただきたいというのは、そういう意味でより具体的に、例えばきめの細かいことを、防災計画の見直しをやっておりますし、先日もお答えしましたように地区の防災カルテを今作成中でございます。そんな中で具体的に明記をしていきたい、こういうように考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

○副議長（益田 力議員） 宇野長好議員。

○宇野長好議員 僕はそれを言うてるんですよ。なぜ今までないんか。当然弱者の人は、近所、自治会、組、近所の方たちが助け合って今まで来たと思うんですよ。それを今さらそういう細かいものが、そんなもの見たって、だれも見えてないですよ。だからそれをセンター中心に自治会、近所の人たち、組の人たち、弱者の人をみんなが、役所が幾らきれいごと言うたって、役所から災害地まで来るのに、この前でも2時間か3時間かかるんですよ。当然車が入れないから。当然弱者の人は近所周りの人たちが助けて初めてしかりだと思うんですよ。だから今まだそれが無いのが不思議だと

僕は聞いてるんですよ。だから今後考えますじゃなくて、これから検討してそういうものをつくって、センター中心にそういうやつを配って、自治会初め、組、我々周りの近所の人たちがわかるように、どうやってするかをちゃんとしたマニュアルをつくってやっていただきたいと、要望しておきます。

○副議長（益田 力議員） 暫時、休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫議員。

〔小井道夫議員登壇〕

○小井道夫議員 お昼過ぎの一番眠い時間帯でございますが、しばらくよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

まず最初に、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区としての鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備に関して質問するものであります。

先月、私たちの会派で鈴鹿山麓研究学園都市、鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備に関して勉強会を持ちました。そこで出た意見などを踏まえ、私の意見を織りまぜながら質問させていただく次第であります。

鈴鹿山麓研究学園都市の中心をなす鈴鹿山麓リサーチパークは、桜地区において約54haの用地造成を計画し、このうち第1期工区の約21haの造成が既に平成4年11月に完成しており、その中の中核的施設用地にI C E T Tあるいは民間研究所等用地に三重北勢ソフトウェアセンターが立地をして事業展開しておることはご承知のとおりであります。中核的施設用地には今後、学園都市センター、県環境総合センター、県衛生研究所が建設されるほか、共通利用エリアの整備事業も予定されております。ここに至るまでの関係者の努力に敬意を表したいと思います。しかし、これで順風の

帆かけ船とは決して言えない幾つかの大きな問題があるのではないのでしょうか。私はそれらの問題点を第1期工区にかかわるものと第2期工区の開発整備にかかわるものと二つに分けてただしてまいりたいと思います。

まず第1の第1期工区にかかわる問題についてであります。同工区の造成が完成して4カ年を経過しようとしているわけですが、民間研究所等の用地のうち、ソフトウェアセンターの立地用地を除いた5.2haへの試験施設の立地のめどが全くついていないように思われることであります。これにはバブル崩壊や、それに続く長期の景気低迷の影響も大きいと思われまますが、それだけではないのではないのでしょうか。この種の開発が全国的に至るところで進められ、立地企業の誘致に熾烈な競争が展開されるという状況はこの鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備が計画され、着手された段階から、自明のことであったわけでありま。それに打ちかって成功させ得る計画であったのか、また、その整備手法や取り組みも適切、妥当なものであったのかどうか問われなければならないと思います。私は少なくとも整備手法について、例えば開発整備の目的、基本方針に合った立地企業をあらかじめ選定するスポンサー方式をとっていたならば、今日の事態とは違った展開があり得たのではないかと思ったり、また、事業の施行主体についても、例えば県にするとか、住宅都市整備公団にするとかいうように、別の選択があったのではないかとも考えたりしております。さらには、企業立地の誘致活動についても、その取り組みの主体や体制、力の入れ方に問題があったのではないかと思われてならないのであります。いかがなものでしょうか。これらの問題点につきましては、また別の機会に言及することとしまして、今緊要なことは、民間研究所用地への試験研究施設の立地を早期に実現することでありま。果たして市当局は民間研究所用地への試験研究施設の立地の早期実現に今後どのような方策をもって当たろうとしておられるのか、その見通しを含めて明らかにしていただきたいと思ひます。

立地企業の誘致に当たっての一つの大きな要素、条件となるのが、用地の分譲価格であります。第1期工区の造成完了後既に丸4年が経過しようとしているわけでありますけれども、造成資金に係る支払い利息はこの間も累積し、その総額は約9億円にもなっており、用地の分譲価格を押し上げる要因ともなっております。用地分譲ができなければ、支払い利息は今後も積もるばかりで、その分、分譲価格にはね返り、用地分譲を価格面から一層困難ならしめることになると思ひます。私たちが聞いたところによりますと、現在の分譲予定価格は坪当たり26万円ほどだということでありますが、市当局にはこの価格で成約できる確信があるのでしょうか。実は私たちの勉強会で、この坪当たり26万円という分譲予定価格やその算定方法について厳しい批判や意見が出たことは、私たちの会派勉強会で説明に当たられた幹部職員も承知のはずであります。ちなみに、この分譲予定価格の坪当たり26万円は、平成7年度末までの用地購入費及び造成費等に赤道の買収費用を加算し、桜運動広場整備費のうち第2期分に振り分ける額を差し引いた額から中核施設用地の造成費に係る県・市負担金を差し引いた額を民間売却用地6.2haから既に立地しているソフトウェアセンターに貸している1haを同用地の売却費用の回収は困難との判断で差し引いた面積、すなわち5.2haで算出したものであります。しからば、中核施設用地と民間売却用地を合わせた11.2haの用地の造成費等の1坪当たりの原価は幾らになるかということでありますが、試算によると15万8,822円であります。この原価により、中核施設用地の価格を試算した場合、24億200万円余りとなり、これから中核施設用地に係る造成費の県・市負担金の総額12億9,100万円を差し引いた11億1,100万円余りが民間売却予定地の分譲価格に転嫁されて、1坪当たりにして7万518円の単価アップにはね返っていることになるわけでありま。また、民間の研修施設であるソフトウェアに貸している1haの価格を試算した場合は、4億8,000万円余りとなり、これまた民間売却予定地の分譲価格に転嫁されており、1坪当たりにして

3万490円の単価アップにはね返っていることになります。

そこで問題となるのは、一つは、中核施設用地の造成費に係る県・市負担金と造成原価との差額全額を民間売却用地の分譲価格に転嫁することの是非と、その全部あるいは一部でも転嫁しないで、分譲価格を下げるとした場合、その分をどこが負担するのかということであり、もっとも、県・市の中核施設用地の造成に関する協定書、これは平成5年3月19日でございますけれども、第5条によりますと、国際環境技術移転研究センター、学園都市センター及び開放型試験研究施設用地は無償で提供するとあります。さらには、中核施設用地に建設することとなった県環境総合センターと県衛生研究所の用地あるいは共同利用エリアの用地も無償で提供するとなれば、中核施設用地の造成費に係る県・市負担金と造成原価との差額全額を民間売却用地の分譲価格に転嫁をしないと、その分を市が全部負担しなければならなくなるわけであり、そんなことが許されるはずはないと思います。

二つ目には、民間の研修施設である三重ソフトウェアセンターに貸しておる1haの用地を民間売却予定地の分譲価格算定から除外をして、結果としてその造成費分を分譲価格に転嫁しているわけですが、この場合もまたその是非と、転嫁しないとすると、これまた市が負担することになるのかどうか問題となるわけであり、本年3月に、ハイテク工業団地B団地の1区画が1坪当たり26万8,000円で売れたということであり、A団地の場合は売却単価が原価を割った坪当たり12万8,000円であったそうではありますが、その2倍余りにもなる価格でよく売れたものだと思います。よい買い手を見つけることだなという感を深くするわけでございます。市当局は、残りの区画の売却単価を坪当たり27万4,000円に設定しているそうではありますが、早くよい買い手が見つかることを願う次第であります。

このような事例からして、鈴鹿山麓リサーチパークの場合も、現在の分

譲予定価格坪当たり26万円をいささかも下げることなく分譲の早期成約ができる確信が市当局にあるというならばよろしい。しかし、そうではなく、分譲予定価格を下げるというならば、どのようにして下げるのかを先ほど提起した問題などに照らして、この際明らかにすべきであります。私は、鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備、そして既に立地している諸施設の建設、これには運営費も含まれると思いますが、これについて本市は既に過重な負担をしていることになっているのではないのでしょうか。それに比べて、県の負担が余りにも少な過ぎるのではないかと考えております。例えば、第1期工区の用地のうち、17.8haはもと桜財産区の用地であります、その用地代はゼロで処理されております。つまり、市民の財産をただで提供するという形になっております。その分を鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備区域内で民地を買収した分の単価で試算してまいりますと、13億8,200万円余りとなるのです。あと、後段で取り上げますけれども、桑名グリーンシティの場合、その開発整備区域内の68.9%は国有地でありましたが、それを事業主体となっている住都公団が坪当たり約3万6,000円で国から払い下げを受けて、これが事業経費に算入されておるわけであり、

私には、三重ハイテクプラネット21構想の中で、その中核プロジェクトと位置づけられている鈴鹿山麓研究学園都市の開発整備の計画主体や事業主体は一体どこなのか、例えば、財団法人日本立地センターの96年度工場用地ガイドでは、四日市市が事業主体と書いてあります。あるときには、市の幹部から、中核施設の整備は原則、県、市折半で進めることになっているんだと説明されたりしております。しかし、現実には県の負担よりも市の負担が多いという状況からして、どこが主体なのか、いまだに判然としません。しかし、いずれにしても、これ以上、市負担を増やさないように、中核施設用地の造成費に係る県、市負担比率を今のおの2分の1となっておりますのを、県3分の2、市3分の1、あるいは県4分の3、

市4分の1に変更させるようなこと、少なくとも県環境総合センターと県衛生研究所の用地は県に買い取らせ、また、民間の研修施設である三重北勢ソフトウェアに貸している用地も同センターに買い取らせ、そして残る民間施設用地の分譲価格の引き下げも図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

ここで、一つお尋ねしておきたいことは、中核施設用地の造成費に係る県・市負担金の残額として市が試算しております額がありますが、その残りの分といえますか、支払われていない残りの分、7億5,500万円は県がそのまま認定して、その2分の1を実際に負担してくれる保障はあるのですか。もし、県の負担が少なくなった場合はどうするのか、明らかにしていただきたいと思います。

市の負担増や民間売却予定用地の分譲価格の設定にもかかわるこの問題が、第1期工区の造成完了後、4年も経過している今日、いまだに解決できないということはどういうことですか。市の事務処理や県との折衝にまずさがあるのではないかと思います、いかがですか。

もう一つは、平成4年4月1日から、三重北勢ソフトウェアセンターに貸している1haの用地の貸付料が異常に安く、その算定の仕方に疑問を感じておる問題であります。平成8年度の貸付料で土地代を支払うには、民間売却予定用地の分譲価格、つまり坪当たり26万円で計算した場合、1,220年かかる。原価で計算した場合でも745年かかるんです。いずれも利息なしの話です。しかも、貸し付け面積は1万㎡のうち5,460㎡に限定をして、㎡当たりの評価額を6,800円と極端に安い価格で算定をしております。この用地を今後もソフトウェアセンターに貸し付けていくという限り、貸付料は適正なものに是正すべきではないかと考えますが、いかがですか。

次に、第2の問題、平成8年度完成を予定した第2期工区の開発事業がいまだに着手されず、この先いつ着工するのか明らかでないことについてただしたいと思います。一体市当局などは、第2期工区の開発整備事業の

推進についてどのような考えを持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。

私は、現在の鈴鹿山麓リサーチパーク整備計画が、もと桜財産区を中心に54haの区域で、いわゆる官民の試験研究研修施設の整備にとどまっていること、その事業主体も県なのか、市なのか、あるいは県・市共同なのかあいまいで、強力な推進力に欠けるところがあることを非常に残念に思っております。今、市民の間でも、鈴鹿山麓リサーチパーク整備事業について、どれだけの人が関心を持ち理解し、その推進を支持しているのでしょうか。恐らく無関心の人が圧倒的に多いのではないのでしょうか。あるいは、関心がある人でも、公害技術を海外に移転することなど、庶民の生活に直接関係がないと思っている人も多いのではないのでしょうか。あるいは、国内外の学者や研究者といった頭のよい人だけが集まってくるとか、赤痢やチフスを研究するおっかないところというようなイメージを持っている市民もいるのではありませんか。ICETTの外国人研修者に、四日市の町の繁華街へ繰り出すタクシー代を役所が払っているという旨のいつかの新聞報道をまだ覚えている市民も結構あります。私は、鈴鹿山麓リサーチパークの第2期工区の開発整備事業をこれまでの延長線上に乗って推進するというのではなく、市当局が県にも働きかけて、この際思い切って第2期工区の開発整備の区域を超えた範囲を対象として、市民にも歓迎される計画に練り直し、事業主体もそれにふさわしいものに切りかえて再スタートすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

これは、昭和63年の2月12日に、科学技術庁の大型放射光施設の誘致活動についての市議会議員説明会に配付されたパンフレットであります。このパンフレットにおける鈴鹿山麓研究学園都市構想は、昭和61年3月に策定され、翌年6月に四全総において名古屋圏の主要プロジェクトとして位置づけられたということでもあります。このパンフレットの四日市市桜地区の概要によりますと、所在地は四日市市桜町智積町、用地面積245ha、学

園研究用地100ha、スポーツ、レクリエーション、住宅用地145haなどと記載しており、地図に学園研究用地やスポーツ、レクリエーション、住宅用地とする区域が色塗りしてあります。また、大学、教育施設、学術研究施設、スポーツ、レクリエーション施設、住宅施設、ヘリポートについてのイラストも描かれております。なお、学術研究施設のイラストは、大型放射光施設のようであります。私は、この構想のすべてを是としているわけではありませんが、現在の鈴鹿山麓研究学園都市構想の中心地区と位置づけられている鈴鹿山麓リサーチパークの開発整備計画には、先に述べたような構想にあるような、スポーツ、レクリエーション、住宅といった施設整備の計画が全く欠落して、いわゆる官民の試験研究、研修施設の整備だけの計画となっていることについて指摘したいのであります。

また、私はこの質問に関連して、桑名市を訪れ、桑名グリーンシティの開発整備計画とその推進状況について伺ってまいりました。そして感じたことは、なかなかうまくやっているなということでもあります。桑名グリーンシティは、三重ハイテクプラネット21構想の中で、鈴鹿山麓研究学園都市のプラネット、惑星として重点整備地区に位置づけられ、平成5年度から開発整備事業が進められています。具体的には住都公団が事業主体となって桑名市播磨地区の150haの山林等、その68.9%は、先ほどもちょっと述べましたが、住都公団が国から払い下げを受けたものであります。この広範な区域を特定土地区画整理事業により、住宅用地2,900区画の人口1万人を目指しておるそうであります。そして、研究開発関連施設用地、これは桑名ビジネスリサーチパークと言われるものであり、その中核施設としてリサーチパークセンターが建設されるということのようではありますが、これが整備されることになっております。さらに、公共施設用地、公益施設用地等も整備されるわけですが、造成整備後の土地売却も住宅都市整備公団が行うということでもあります。なお、それに隣接したところに28haもの桑名市の総合運動公園があり、順次スポーツ施設も整備されつつあ

ります。住宅都市整備公団が事業主体となって特定土地区画整理事業により住宅用地や研究開発関連施設用地を合わせた開発をするというような場合、例えば住都公団の優れた豊富なノウハウを活用できる、住都公団が用地の取得から整備後の用地売却まで責任を負うものでありますから、市などの行政事務が大幅に軽減され、財政負担も少なく済むなど、幾つかのメリットもあるのではないのでしょうか。まだほかにもメリットもあります。あるいはまた、デメリットもあるかもしれません。いずれにいたしましても、他の経験等をよく調査検討して、本当に市民に歓迎される、そして市のより大きな発展につながるものにしなければならないという思いでいっぱいでございます。今指摘したような点を踏まえて、どのように第2期の開発整備を進められようとするか、お考えを伺いたいと思います。

次に、老朽校舎の改築計画についてお尋ねいたします。

本年度、教育民生委員会の管内視察の際、本年1月に完成したばかりの塩浜小学校改築校舎を見せていただきました。30年代に建築された老朽化が著しい旧校舎を改築するというだけでなく、今後の学校教育に求められる多様化、情報化等への対応、及び地域住民に親しまれ、活用される開かれた学校を目指した施設にするという意図が見事に生かされた立派な校舎であります。多目的ホールの整備を初め、難しい敷地条件のもとでうまく中庭を設けて、アメニティーの向上が図られ、さらに地域のランドマークとしての時計塔も設置されております。このような充実した整備がなされた学校は、小学校について言えば、全市で39校あるうちの4から5校でしかありません。30年代に建築された老朽化が著しい校舎の改築を待っている小学校だけでも、まだ8校もありますが、これまでのような改築のテンポでは、これら8校の整備だけでも、今後十二、三年もかかることとなります。このようなことは、耐震という面から見ても、容認できるものではありません。さらに、当面、老朽校舎の改築などのような大規模改修に至らない学校でも、今後の学校教育に求められることへの対応や、地域に親

しまれ活用される開かれた学校として必要な施設はもとより、アメニティーの向上にも役立つ施設や、地域のランドマークとなる施設を少なくとも塩浜小学校のような水準で整備してほしいとする要望は多く、これからも強まるわけであります。市当局の積極的な取り組みを強く望むところではありますが、果たしてどのような計画、方針をもって対処されようとしているのか、老朽校舎の改築と、いわば塩浜小学校並みの水準での整備について明らかにしていただきたいと思います。

その次は、市立病院、市役所窓口における聴覚障害者対応であります。老若を問わず、聴覚障害者は市立病院の医療費支払い窓口や診察室、市役所本庁の市民課窓口など、患者や来訪者の多いところにおきましては、自分の番がいつ来るのか大変不安で、健常者には考えられないような神経を使っている状況にあります。最近の発達した通信機器、例えば振動呼び出し機などを導入して、そうした聴覚障害者の不便を解消している自治体も出てきております。ごくごくわずかな経費で導入ができるのでありますが、本市でも導入を検討していただけないでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

第1回の質問といたします。

○議長（谷口廣睦議員） 計画推進部長。

〔計画推進部長（山口奉文君）登壇〕

○計画推進部長（山口奉文君） 鈴鹿山麓研究学園都市の開発整備に関連して幾つかのご質問がございましたので、それに対してお答えをいたします。

まず最初に、県環境総合センターと県衛生研究所の用地が無償提供で決まっているかどうかということでございますが、既に結ばれました協定書には、当該施設については、明示はされておませんが、考え方として、中核施設用地への公共施設の立地については、これを無償とするということでございますので、正式な協定は現在まだ未精算の工事費等との関連も

ございまして、結ばれておりませんが、今後双方で詰めて、こちら辺のところを明確にしたいというふうに考えております。

それから、ソフトウェアセンターの土地及び貸付料についてのご質問でございますけれども、ソフトウェアセンターにつきましては、県、市も設置者でもあります。こうしたことから、ソフトウェアセンターの経営状況等を踏まえながら、用地につきましては、長期的には順次買い取っていたとこの方向で検討したいというふうに考えております。

それから、貸付料につきましては、ご質問のとおり、年間60万円強でございますが、ただ過去の貸付料の経緯を見ますと、順次物価の上昇等を踏まえまして、値上げをしているところでございまして、今後もそういった流れは変わらないというふうに考えております。

それから、中核施設の造成費に係る県負担の残額の精算の件でございますけれども、これにつきましては、造成後、設計変更等によりまして負担対象工事費の変更等が発生しているわけでございますが、県、市の予算計上のタイミングと合わなかったこともございまして、こちらあたりの負担につきましては、県と継続して協議しているところでございまして、残りの部分の精算につきましては、現在市の案を県に提出しているところでございまして、できればことしじゅうにはめどをつけたいというふうに考えております。

それから、2期工事の開発整備事業がどうなるのかということでございますけれども、2期につきましては、1期分のめどがついたら、第2期を着手したいと考えておりますけれども、県はハイプラ21の計画を平成12年度までであるわけでございまして、工事期間等を考慮いたしますと、平成10年には方向を定めたいというふうに考えているようございまして、市といたしましても、県と協議しながら、そのころまでには方向づけを出したいというふうに考えているところでございます。

それから、第2期の開発整備の区域を超えた範囲を対象として市民にも

歓迎される計画に練り直し、事業主体もそれにふさわしいものに切りかえて再スタートすべきではないかというご質問につきましては、ご指摘の事業主体の再構築につきましては、底地がもともと桜財産区から市へ移管された経緯もございまして、第3セクターを事業主体にすることや、住宅都市整備公団等に事業を委託することについては、事業開始後5年が経過した今となりましては、無理があるというふうに考えております。したがって、今後の事業の推進につきましても、三重県と協議を重ねながら、引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご支援くださるようお願いする次第でございます。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 2点目のご質問、老朽校舎の改築計画等につきまして、30年代の校舎建築などにつきましてお答え申し上げます。

本市には、現在小学校が39校、中学校が21校ございますが、これら60校の校舎建設年度の内訳は、昭和45年以前のものが約20%、昭和46年から55年までのものが約50%、昭和56年以降のものが約30%でございます。昭和45年以前の校舎につきましては、改築あるいは大規模改造を行ってきております。とりわけ、昭和30年代の校舎につきましては、計画的に改築しておりますが、残るものにつきましても、逐次改築整備を進めてまいりたいと考えております。また、老朽校舎の改築などのような大規模改修に至らない校舎につきましても、外壁改修や余裕教室を内部改造した多目的スペースの確保、昇降口の改築などを行ってきておるところでございますが、今後もこうした改修のほか、部分改築や屋外環境整備などさまざまな手法により整備を進めてまいります。

なお、建設に際しましては、教育上求められる一定の施設水準を確保しつつ、工法等の見直しによる建設コストの低減を図り、少しでも早い時期に整備できるよう努めてまいりたいと考えておるところでございますので、

どうぞご理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 病院事務長。

〔病院事務長（平井俊英君）登壇〕

○病院事務長（平井俊英君） 3点目の市立病院における聴覚障害者対応につきましてお答えさせていただきます。

市立病院における聴覚障害者等への対応といたしましては、本年4月より専門の手話通訳職員をこれまで囑託職員でもって対応しておったわけですが、それを正規職員に切りかえて、体制のより一層の充実を図ってきたところでございます。具体的に申し上げますと、聴覚障害等を持たれた方が来院されますと、安心して受診していただけるよう手話通訳職員が初診受け付けから診察終了までサポートさせていただいているところでございますが、聴覚障害等の患者さんが重複して来院される場合も考えられますので、今後そのような場合には振動呼び出し用ポケベル等を利用していただけるよう改善してまいりたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 振動呼び出し機等を使った窓口対応はできないかという点についてお答え申し上げます。

ご指摘のとおり、市民課窓口は本庁の他の窓口と違いまして多数の皆様がお越しになりますし、ロビーも大変広うございます。そういうことで、聴覚障害者の方を初め、高齢者の方々にも呼び出しの際にご迷惑をおかけしているかもわかりません。そういう意味で、ご指摘のありましたように、振動呼び出し機等の導入について行いたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 小井道夫議員。

○小井道夫議員 お答えありがとうございます。

最後の、聴覚障害者への窓口の対応の問題は、ぜひ早急に実現をお願い

したいと思います。

それから、学校の改築等の問題ですが、順次とか鋭意とかいうことではなくて、これまでのテンポでいったならば、老朽校舎小学校8校だけでも十二、三年かかる。これをどのように早めるか、早める意思があるのかどうかですけれども、早めていただく意思はおありだろうと思います。それをどういうふうにしてやっていくか、その他の面についてはどうするとか、少し計画をいつか早い時期に打ち出していくということではいけないと思います。そういうものを打ち出すお考えはないわけですか。できるだけ時期到来、待つという姿勢ですか。そこらのところをはっきりしていただきたい。近々に、やはり整備計画を具体的に立てる、こういうことをお約束いただけますか。後ほど答弁いただきたい。

次に、最初の問題です。私は私なりにかなりこの鈴鹿山麓リサーチパークの問題は勉強して、今精いっぱい質問をさせていただきました。お答えがあれだけというのは非常に寂しいですね。三重北勢ソフトウェアセンターについては、今は貸しているけれども、将来の経営動向を見て買い取っていただくんだと、これはこれで初めてお聞きしました。そういう事態が早く来ることを望んでおります。買い取った金はどこへ行くんですか。将来の話ですけれども、この辺がどうなるのか、一つは疑問もありますけれども、いずれこれは明らかにしていきたいと思います。

賃貸料の問題は、余りはっきり聞こえなかったので、今のは余りにも極端に安いと思いませんか。抜本是正するという答えをはっきり出してもらえばいいんです。少なくとも貸し付けという期間が続く限り、貸し付けという措置が続く限り、このままではいかん、何とか抜本的に改善するという、こういう一言お答えがいただけませんか。

それから、4年たっても一つも売れていない民間施設用地ですね。今、売却分譲単価が坪26万円、価格面からいったら、これでどこにも負けられない勝負できる、必ず買ってもらえる、こういう確信があるのかと聞いている

んです。ないとしたらば、例えば桑名も、もうじきできる。去年の9月もそうでしたし、ことしの10月には企業懇談会をもって誘致の話を進めるわけでしょう。「誘致お願いします。来てください」とPRするわけでしょう。そういうときに、26万円で確信を持って言えるんですか。これで成約できる、価格面から見た場合、他にひけをとらない、桑名にもひけをとらない、ほかにもひけをとらないと。だってハイテクでも、先ほど言いましたが、日通さんに大変高い値段で買ってもらって、それよりも残る土地27万4,000円の売り値をつけておる、こういうこともやるんだから、26万円で十分やっていけるんですと、こうやって保障してもらえばいいんですよ。でないとする、これが保障できない、価格面では問題ないというならよろしいですけれども、価格面でも不安がある。もうちょっと何とか下げられれば下げたい、政策的にも下げたい、こういうお考えならば、どこで下げるのか、どこに下げる余地があるのか、中核施設用地をその造成費の原価の半分しか県・市が負担する形しかとっていない中で、そのあとの半分余りは、民間施設用地に転嫁しておるわけです。転嫁しなければ市の負担になる。ここには手をつけられないわけです。市の負担がこれ以上増えることに手をつけられるはずがありませんよね。どこでやるんですか。今言った三重ソフトウェアセンターも、経営状況を見ながら、買い取っていただくと言うけれども、ずっとずっと先の話でしょう。恐らく理事者の言われておることは。そうすると、ここにも原価がかかっておるのに、ほとんどゼロなわけです。この分まるまる分譲価格に転嫁されているわけです。直ちにこれは分譲価格への転嫁はやめるということはできませんね。したら、市が負担せねならぬとなるんじゃないですか。そうすると、どこに手をつけて分譲価格を下げるのか。そうすると、県立の衛生研究所や県環境センターは、県の施設なんですから、わずかに分担金を払ったということぐらいで、大目に見るんじゃなくて、少し期間はかかっても県に買い取ってもらう、こういうふうにすべきじゃないですか。四日市の全体の中で、

県の所有地の問題に四日市市はどんな苦い思いを経験してきましたか。こんなところで何も県にいい格好する必要はないですよ。県に買い取ってもらうべきです。そうすることによって、分譲価格を下げることにもっていきませんか。県の施設はどこでつくったって恐らく用地代は要るわけなんですから、何も無理を言っているわけじゃないんですよ。そのところを踏まえて、市がいかに毅然としてきちっとやるかどうかです。今も質問の中で申し上げたように、この鈴鹿山麓リサーチパークの区域内で、54haのうちの、第1期工区で言えば17ha余りは桜財産区の土地、これがただで提供されているんですよ。国だって住都公団に坪当たり3万6,300円で売って、それを事業経費の中に織り込んでいっているんですよ。今度でもそうじゃないですか。この場合でも、赤道は国から払い下げを受け、お金を出して払い下げることになっているじゃないですか。ただの土地がどこにありますか。市民の財産をそんなに軽々しく扱っていただいたらだめだと思います。市はこの面でも大きな犠牲を払っているんですよ。ですから、県に払ってもらう、用地を出してもらう、こういうふうにしてきちっとやるのかどうか。そうすれば、価格面でも随分違ってきます。先ほど具体的な数字を上げた。

それから、もう一つ、12億9,100万円、中核施設用地の県・市分担金として市が試算した額ですね。既に5億3,600万円は県、市がそれぞれ分担しているけれども、あと7億5,500万円ある。これが今実は交渉が難航して、県がどれだけ払ってくれるか、めどがつかぬのでしょうか。これはどうやって打開するんですか。鋭意交渉しておるという話だけでは納得いきませんよ。これをまた市がかかるといことになっては、断固私は容認できない。ここをしっかりと増やして、何が何でもとってくるという形にしてもらわないと困る。その意思があるのですか。

それから、第2の問題、私はあえて、昭和63年の2月に議員に配られたパンフレットを例に出しておるんです。今度の鈴鹿リサーチパーク、大型

放射光施設を誘致するという問題がにわか降ってわいてきた。一生懸命やってあかなんだと。後発で運動した、その他の諸要件もあってだめだったと。その反動とも言うべきですかね、いきなり、いわゆる公害、環境技術移転という問題、そういう施設整備を図っていくんだとばっと出てきちゃって、そして、そういうことを中心にした。そういうことから、リサーチパークの性格づけが決まってしまうと、そして、ICETTやら、それに関連した施設やらという、官民のそういう研究施設だけの開発整備計画になっているじゃないですか。桑名は、住宅あり、運動公園も上手に配置している。そして、先ほども30万都市云々という話も出ていました。合併の話も出ていましたけれども、中で人口をどう増やすのかということが一番大事なんです。そうしたときに、このときにはこういう計画が、同じ鈴鹿山麓研究学園都市構想の中で出ているじゃないですか。なぜ今の鈴鹿山麓リサーチパークの段階になったら欠落してしまったんですか。改めて再構築をして、練り直して、住宅の整備、あるいはスポーツ、文化施設、土地はないと言いませんよ、一遍絵がかいてあるんだから。一遍でもかいたんだから。245haという絵をかいたんだから、土地がないと言いませんよ。もちろんこれは民地ばかりですから、桜財産区もあります。民地も多いわけですから、いろいろな難航もある。だからこそ、事業主体の選択についても、しっかりとしたものを他の例からも学びなさい。この種の開発で三大都市圏以外で、いわゆる地域振興整備公団がやっているところは78カ所もあるじゃないですか。三大都市圏では、住都整備公団がやっているところがほかにもあるじゃないですか。

私は今ここで、本当に四日市のことを考えるならば、県と市、責任のなすり合い、責任の所在が本当にどこにあるのかわからないような、こんな今のような推進体制ではなくて、きちっとやるということをしていくことが必要です。このまま第1期工区の延長線上でやられたのでは、たまったものではない。ここのことについて、そういう基本的なことにつ

いて申し上げているのに、今の計画推進部長のご答弁は極めて事務的じゃないですか。

市長、このプロジェクトは、私は市長の責任が非常に重いと思います。もう3カ月でおやめになる。このときに、こんな荷物を残したまま次の人にゆだねていただけですか。この3カ月の間に、あなたの施策の最大のものですよ。地方自治の本旨に、果たして公害の環境技術の海外移転ということ、市が深くかかわることが、どれだけマッチしているのか、大きな疑問がある問題ですよ、本当を言ったら。それをあえておやりになった。しかし、今こんな大きな荷物がある。これについて、方向づけをしないで、次の方にバトンタッチできますか。次の方が非常に荷が重くて大変ですよ。こころのところもひとつお考えになるとするならば、私はここで市長の考え、明確なものがいただきたいと思います。なされるべきだと思います。この点を含めて再質問いたします。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 老朽校舎の改築整備につきましては、現在の経済事情が厳しい折でございます、1日も早い景気の回復を願っているところでございます。今後の計画の中で、考えてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（谷口廣睦議員） 市長。

○市長（加藤寛嗣君） 鈴鹿山麓の将来についてであります、過去との関連で、将来どうするということができるだけ早く私自身もまとめたいとは思っておりましたが、今日、社会の経済情勢はもう鈴鹿山麓を学園都市として打ち出した当時の状況と随分変わってきております。その件はけさほどご答弁を申し上げたとおりであります。残念ながら、私の任期中に、基本的な方向づけをしていくということは、いささか不可能に近いという状況にあるということは、ご理解をいただけたと思います。したがって、今後の行政運営に私自身もご期待を申し上げたいというふうに思っ

ておりますし、賢明な皆さん方のお力あるいは市民の方々、県民の方々のお力をかりながら、恐らくこの鈴鹿山麓研究学園都市構想は、その完成に向かって着実な駒を進めていただけるものと確信をいたしております。

○議長（谷口廣睦議員） 小井道夫議員。

○小井道夫議員 市長のお答えはそれなりに受けとめました。2回目の質問をしている際に、計画推進部長は、特に第2期工区の今後のあり方の問題について私が再質問をしているときに、随分首を振ってうなずいてみえたようですけども、私の一つの問題提起させてもらったことが、全体的はずれで、一顧だにすべきもの、そういうものに値しないというふうに受けとめていますか。やっぱり計画推進部長として、今私が幾つか指摘したような問題について、これを真剣に受けとめてやっていく姿勢があるのかないのか、はっきりしてほしい。

それから、今申し上げた分譲価格の問題はどうですか。成約できる自信があるんですか、このことをはっきり明記してくださいよ。あなたは担当の部長なんだから。そんな価格の問題は心配しないでくださいと、26万円で早く売ってみせると、そうやって太鼓判押してもらえば我々何も心配することないんですよ。余分なこと言って心配する必要ない。それを自信をもってここで約束できないというならば、どうするのかの方策を明示してください。私が提案しているじゃないですか。もう一遍答えてください。

○議長（谷口廣睦議員） 計画推進部長。

○計画推進部長（山口奉文君） 小井議員からいろいろ数字的な検討もなされ、ご指摘のあった点につきましては、私個人でいろいろと計算したペーパーをここに持って、私自身がやった計算でございますけれども、それと基本的に同じでございます、そこら辺のところは私自身も十分認識しているところでございまして、そこらあたりにつきましては、今後検討すべき課題も多いわけでございますけれども、これは今後の、これだけの規模の投資をしている事業でございますから、そうしたことを考えまして、

対応について、公社等も含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、分譲価格26万円で売る自信があるかどうかということでございますけれども、私どもといたしましては、できる限り市の一般財源での負担を少なくしようということで、いろいろコストの算入については問題点もあろうかと思っておりますけれども、できるだけそうしたものを回収してもらいたいというふうに考えているところでございましたが、この26万円というのは、確かにご指摘のように、周辺等々の価格に比べますと高いという見方も、特に桑名のお話も聞くところによりますと20万円を若干上回る程度というようなことも何となく聞こえてまいりましたけれども、それに比べても高いということは重々承知しておりまして、ただ、この26万円というのは、必ずしもコンクリートされて、一切これは見直すことができないのかということ、多少なりともいろんな計算といいますか、別途の努力によつては、これはある程度考える余地もあるのではないかなというふうに私個人としては思っているところでございます。ただ、それは余り大きな額としては期待できないかと思っておりますけれども、今後いろいろと中身を詰めていく中で、できればそのあたりについても、できるならば少しでも下げられたらというような思いは持っております。

○議長（谷口廣睦議員） 小井道夫議員。

○小井道夫議員 時間もありませんし、これ以上なかなか私は下手ですから、詰めをようしません、26万円で売るという約束、自信をもってやるということにはならないですか、もっとはっきり言ってください。どうもひょろひょろとしておるような感じがする。

それから、26万円より少し下げられる余地がある。どこで下げるのか、それを具体的に示してください。その方策としては、県立施設の用地の問題、県に買い取ってもらう方法をとったらどうですか。これは全くあれですか。県市協定に基づいて、その協定文の中には入っていないけれども、

当然無償提供するとなっているんだから、やむを得ないだろう、こういうことで、今後一切手をつけない、無償を前提にして、これから話を進めていくんですか。そのこのところ、これをもう一遍ひっくり返して、ひっくり返すといいますか、県にもってもらうという方向に姿勢を確立してやっていくという意味はないのかあるのか、これをはっきりしてください。

○議長（谷口廣睦議員） 計画推進部長。

○計画推進部長（山口奉文君） 土地の無償提供の件につきましては、これは私の一存ですべて変えるとかいうことはできないところがございすけれども、すべての道をみずから閉じるというようなことはせずに、可能なものならば、そこは県のご意向等も伺いながら、努力はしてまいりたいというふうに考えております。26万円でどこまで、その算定のもとはどこであるのかということにつきましては、これはこういう議会の場で思いつきのことはふさわしくございませんので、差し控えさせていただきますけれども、小井議員がいろいろ積算された中にも、もとのものについて、いろいろ数字的なもので比率がどうかとか、2期との兼ね合いとか、いろんなことがあると思っておりますので、そういうものも含めて検討はしてまいりたい、こういうふうに思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 小井道夫議員。

○小井道夫議員 担当助役はどう思われますか。市長は退任されますので、あと責任を持たれる担当助役どうですか。私が申し上げたことは理解できませんか。

○議長（谷口廣睦議員） 時間が参りましたので、小井道夫議員の一般質問はこの程度でとどめます。

暫時、休憩をいたします。

午後2時02分休憩

午後2時18分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中 武議員。

〔田中 武議員登壇〕

○田中 武議員 緑水会の田中でございます。通告に従い質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は1項目、潤いのある美しいまちづくりについてであります。

この問題につきましては、以前から、また私も含めまして大勢の議員から本会議を初め、委員会、その他いろいろな機会を通じて質問、提言が行われてきたところであります。しかしながら、我が四日市市の現状を見ますと、ますますその重要性が高まり、この問題について基本的認識を改めて、関連する各部門の強い連携のもとに実効の上がる新しい取り組みを進めていかなければならないと痛感し、あえて重ねて取り上げた次第でございます。したがって、ご答弁の方も新しい認識、新しい取り進めの姿勢に焦点を当ててよろしくお願いいたします。

この質問を行うきっかけとなりましたのは、三滝通り、柳通り、西浦通りなど、大工事中の国道1号を除きまして、当市を代表する交通量の多い大通りと、市中の市街地の小公園の現状でございます。いまさら申し上げるまでもなく、生い立ちが城下町ではない当市、多くの城下町のように、市民共通の安らぎの場となる美しい公園に恵まれていない当市にとりましては、市民の心を休める場として、これらの施設が美しくつくられ、手入れの行き届いていることが、極めて重要であります。そこで、第1には、これら施設の現状と改善の方向、2番目には、どうしても必要と思われる官民一体となった取り組み、3番目には、そのために必要な市役所内部の多角的な取り組みなどについて申し上げ、ご答弁をいただきたいと思います。

まず第1点は、三滝通り、柳通り、西浦通り等、交通量の多い道路の現状と美化の問題でございます。三滝通りは、歩道、中央分離帯の植栽も進

みまして、旧ロータリー以北の桜並木は、年々その美しさを増しているようございまして、関係者のご努力に深く敬意を表するところでありますが、このところ水不足の夏が続いたせいか、特にロータリーより南、これは南に行くほど激しいのでございまして、その植栽が見るも無残な姿になっております。ロータリー以北の歩道につきましては、一部沿道の住民の皆さんが花を育てるなど、美観の形成にご協力いただいている部分もありますが、大部分は荒れているという状況でございます。柳通りは、三滝通りより東側の歩道整備が終わったところは、見違えるようにきれいな景観を見せてくれております。既に一部では住民の皆さんが花壇を設置したり、歩道際で花を育てたりしていただいておりますが、歩道の大部分は駐車している車がたくさんあったりいたしまして、せっかくのスペースが十分には生かされていない状況でございます。また、新しく植えられたばかりの街路樹の足元には、既に元気のよさそうな雑草がかなりの勢いで姿を見せておりまして、油断は禁物であります。また、この柳通りの近鉄名古屋線のガードより西の部分に目を転じますと、中央分離帯も柳の根元も植栽はあらかた姿を消しておりまして、雑草だけが生き残っているというのが現状でございます。次に、西浦通りでございますが、ここは太い枝を切られた後遺症を引きずるケヤキと、その足元の雑草のほかには、花も緑もないようでございます。沿道の空き地には新しいビルも増えてきつつあり、中央通り周辺の工事も進んでいるようでありますので、いよいよこのまま放置してはならない、早急に美しい通りにするために整備を進めなければならないと思われま

以上、国道1号を除きまして、当市中心部の大通りの美観上の問題点の概要を申し上げます。このように、町の中心部の大通りが美観上大きな問題を抱えているということは、当市にとりまして、まことにゆゆしき問題であると思えます。最も人目につきやすい公共の施設がこのありさまでは、先般制定されました都市景観条例や快適環境都市宣言がむなしく響い

てまいります。まず行政が率先して思いも新たにこの問題の解決に努めることが喫緊の課題であると思われまます。

そこで、これらの問題点についてお尋ねいたします。

第1には、これら三つの大通りの中央分離帯や歩道の植栽の補修計画、また新しくつくる計画はどのようにお考えでありますでしょうか。

2番目には、これら大通りのように、道幅に余裕のある歩道について、美しい花を並べるお考えがありませんか。

三つ目は、これら施設の美観の維持管理につきまして、市民の皆さんの協力をどのように取りつけておられるのか。

4番目には、これら三つの大通りではありませんが、同じ目抜き通りの美観の問題として、現状では問題のあります阿瀬知川の中央通り部分の改修につきまして、どのようにお考えでありますか。

以上4点につきまして、現時点でのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

続きまして、第2の問題点は、市街地の小公園の問題でございます。市街地の小公園は、土地の確保が極めて困難な状況の中で、たくさんの数の整備が行われ、関係者の皆さんのご苦労、ご努力に深く敬意を表するところでございます。しかしながら、これらの公園も先ほどの大通り同様、現在の状況は大きな問題をたくさん抱えているように思われます。すべての公園を回ったわけではございませんが、市の南部約15カ所の公園を回りまして、気づいたところを列挙いたしてまいりますと、市民公園、諏訪公園は別といたしまして、まず第1には、つくり方が画一的でございます。申し上げるまでもないと思いますが、スペースの大部分は粗い砂混じりのベアグラウンドになっております。樹木はフェンス沿いに植えられておりまして、公園の中で木陰が活用されにくい状況でございます。また、植え込みはツツジが多いのでありまして、また子供の球技ないし遊び用の広っぱないしゲートボール用の広場、こういうものに並びまして、ブランコや滑

り台等の遊具があると、そういうものでございまして、地域の状況というのは、余り考えられていないようでございまして、つくり方が画一的でございます。2番目には、植え込みが大変荒れているところが多くて、中には雑草と枯れ木の目立つところが大変多くございました。それから、ごみの問題でございますけれども、空き缶等のごみが捨てられたままになっておりまして、ちょっと拾ってきれいにしようと思っても、入れるべきくずかご、ごみ入れのたぐいがございません。それから、花壇はございませんで、植え込みの花の咲く時期ではない今だからということもあるでしょうが、花の気配はまずほとんど見られませんでした。それから、一番大事なところでございますが、夏の晴天という条件だったせいともわかりませんが、土日でございましたけれども、人影はほとんど見られない、そういう状況でございました。真夏でありますけれども、まさに寒々とした光景というのが足を踏み入れましたときの共通の印象でございました。申し上げるまでもなく、これら市街地の小公園の主な目的は、子供たちの安全な遊び場の確保、それから、周辺に住む人たちの共通の庭として身近な心の安らぎを得られる場といったところに大きな目的があると思えます。世の中の推移から考えてみますと、高齢者の皆さんの身近な憩いの場としての機能がますます重要性を増してくるものと思われます。この目的に照らして、現在のこれら公園を見詰めますと、ほとんどがその目的にふさわしくない姿であると言わざるを得ないと思えます。

また、別格扱いにいたしました二つの公園についてでございますが、諏訪公園は近年その場所柄に合った公園に整備していただきましたが、現在のただいまの状況を申し上げますと、ドウダンツツジの植え込みは葉っぱが全部茶色になりまして、枯れてしまっているのではないかと大変心配でございます。また、流していただきました水は緑色に着色をしておりまして、水路やプールの側壁は藻の発生か黒く汚れておりまして、噴水の上がるプールの水の中には、薄いワカメのような藻が漂っているというような状

況でございます、人の集まりも大変多いところでございますだけに、早急に対策が必要と思われまます。市民公園は、市街地の中心にふさわしい新しい四日市の町を象徴する公園に仕上げさせていただきました。南側の歩道の整備も進み、広々とした美しく快適な空間があらわれてまいりました。植えられた木々が成木となり、この公園が完成となる日を大きな期待とともに待ちたいと思います。その一方、早くも歩道近くの植樹の足元やフラワーポットには元気な雑草が姿を見せておりまして、今後の管理の重要性を示しておるようでございます。

このような現状に照らしまして、これら市街地の公園につきまして、次の諸点についてお伺いをいたします。まず第1は、ほこりの立ちやすい広場にできるだけ芝を張る考えはございませんか。二つ目は、晴天の日中でも気持ちよく憩うことができる木陰をつくって、そこにベンチを置くといった考えはございませんか。3番目には、花壇をつくって、その維持管理に市民の皆さんのご協力を求める考えはございませんか。4番目には、公園にふさわしくずかご、缶、瓶、その他ぐらの分別可能で、小型のちょっときれいなもの、こういったものを置くお考えはございませんか。五つ目には、先ほど申し上げました諏訪公園の補修についてどのようにお考えでありますでしょうか。

以上の5点につきまして、ご所見をお伺いいたします。

第3の問題点は、行政と市民とが一体となった取り組みの必要性でございます。これまで当市の代表的な大通りと市民の日常生活に極めてつながりの深い市街地の公園について、現状の問題点を提起し、解決につながると思われる諸点につき、ご所見を伺ってまいりましたが、これらの問題を真に解決し、潤いのある美しいまちづくりを実現するためには、設備的な改善も大きな問題であります。改善された設備を改善された状態に保ち続けることは、それ以上に重要な課題であると思えます。設備的な改善にも市民の皆さんの協力は大変貴重なものでございますが、改善された状態

を保つことは、財政的にも人手の面からも到底行政だけでは対応できない問題でございます。このことは、これまで申し上げてまいりました道路や公園の現状が如実に示していると思えます。今さら申し上げるまでもなく、問題の真の解決のためには、市民の皆さんの協力が必須であり、官民一体となった取り組みが絶対に必要であると思われまます。これまでもこの点につきましていろいろ関係者のご努力があり、沿道の市民の皆さんや自治会あるいは地域の公園愛護会の皆さん方、あるいは老人会の皆様方等々の貴重なご努力、ご協力をいただいていたところではございますが、現在の状況に照らしてこの問題を考えるとき、これまでよりさらに一歩進めて、新しい形で官民一体となった取り組みを進める必要があると思えます。

新しい形でと申しますのは、第1に、市民の皆さんが協力しやすいようにこれまで以上に設備を整え、道具や材料を提供いたしまして、例えば歩道の花壇、植栽への対策といたしましては、散水栓を設置したり、ホースを配備したり、公園には植栽花壇の手入れに必要な用具を配備して適切な保管場所を確保する等のことをまず行政で行っていただきまして、その上で、これまで以上に広範囲の皆さん、例えば沿道の皆さん、事業所、商店、ボランティアの皆さん、学校の生徒さん等も含めまして、広い市民の皆さんを対象にしてこれまで以上の熱意と意気込みを持って協力を求めていく努力を行うことが必要でございます。このようにいたしまして、これまで以上に多方面、多岐にわたる市民の皆さんの協力を確保いたしまして、官民一体となった取り組みを強力に進める必要があると考えまます。この点につきまして、ご所見をお伺いいたします。

第4の問題点は、行政内部の多角的取り組みの必要性でございます。潤いのある美しいまちづくりを実現するためには、市役所各部門の協力が不可欠であります。第3点で申し上げました市民の皆さんの協力を取りつけるということにいたしましても、公園のことだから公園緑地がやれというようなことではなくて、協力を求める対象によりましては、日ごろの業務

を通じて、常に公園緑地よりも話のしやすい人間関係ができていく部門があるときには、その部門が応援すべきでありましょう。これは単純な一例でございますが、潤いのある美しいまちづくりという課題は、ほとんど全部門につながる課題でありまして、目的達成のためには、各部門の共同がぜひとも必要であると考えます。各部門の協力し合い、働くという共同の具体例といたしましては、一つには、福祉事業の一環として、障害を持つ人の社会参加の仕事の一つとして、花の栽培、育成や、植栽の育成管理を取り上げ、その成果をまちづくりに生かすといったことも考え得ることではないかと思えます。また一つには、小学校、中学校、高等学校、こういう校外授業ないし部活動の一環を沿道や公園の花壇植栽の手入れを行うということと結びつけることは、これも一つの手段として検討し得る事柄ではないかと思えます。また一つには、農業研究指導所の事業として、これらのまちづくりに協力いただく市民に対しまして、花や樹木の育て方、管理の仕方など実技面の指導を行ったり、相談に答えてもらうといったことで、ともに働いていただくことが考えられるのでございます。

これらの3点につきまして、それから、美しいまちづくりにおけます各部門協働一般につきまして、ご所見をお伺いいたします。

最後でございます第5の問題は、他の都市に学ぶ姿勢の必要性でございます。

私事で大変恐縮でございますが、みずからを振り返ってみますと、私は相当保守的の傾向が強い人間のごとでございます。自分が住んでいる町には、長くなればなるほど愛着がわいてまいりまして、人から悪く言われますと、まず「何を」という反発心が生まれまして、こう改まるべきだとよその人から言われますと、まず自分の町ではできない理由を探す方に考えが走ってしまうようございました。しかしながら、特にこの10年近く議員の仕事やらせていただいたこの間に、今申し上げました傾向は大分変わってきたように思えます。何がこの変化を与えてくれたのか、考えてみ

ますと、視察の機会を与えていただき、よその町の状況を数多く自分の目でつぶさに確かめることができたのが一番大きな理由だと感じます。今回の質問で取り上げました美しいまちづくりの問題にいたしましても、これまで十分には行われてこなかった理由を上げようとするれば、枚挙にいとまがないところでございますが、これまでの視察で得た知見によりますと、列島の東西南北を問わず、厳しい財政事情の中、大通りは中央分離帯も歩道も美しく整備され、ごみの散乱もほとんどなく、公園も気持ちよく目に映る、こういった町がたくさんございます。当市の現状を見ましては、これら他の都市と比べまして、これではいけない、多くのほかの都市に学んで何とか改善していかなければならないと痛感をいたし、今回の質問もさせていただいている次第でございます。

よその町ではこんな立派なことをやっているとか人から聞かされるだけではなく、よその町を訪れ、自分の町ではできていないまちづくりの実態に直接触れると、なぜこの町ではできて、自分の町ではできないのだろう、何とか自分の町でも実現できる方法はないものだろうかという思考が生まれてくることもありましょう。その思考を出発点として具体的な努力がなかり、立派なまちづくりができ上がることも十分できるのではないのでしょうか。私のような素人ではなく、その問題に十分な知見があり、専門的知識のある市職員の適任者が、こうしたほかの都市の優れた施策に直接触れる機会をできるだけ多く増やすことは極めて大切なことであると思えます。

また、現状の改善を行う場合にも、どうしても現状に引きずられ、現状の延長線上でしか考えられない状況に陥ることも起こりがちであります。急速に高齢化が進展して、これへの対応が求められている我が四日市市におきまして、まちづくりのあり方を考えますとき、高齢化先進国であるヨーロッパの都市の実態に学ぶことは極めて意義のある大切なことであると思えます。写真や書物で知識を得ることはできますが、自分の足を運び、

そこで生活している生きた人の姿とともに、目に焼きつけた町の姿や現地
で理解したその町をつくった考え方などの知見は、今後の職務遂行におい
て、書物から得られる知識に比べて、はるかに大きなインパクトを持った
貴重な財産になるものと信じます。目先の特定の問題解決のためだけでな
く、来るべき地方分権の時代に、四日市市が立派に対応できるよう、その
ための人材育成の手段の一つとしても、国の内外を問わず重要課題につい
て、優れた施策を行っている先進都市へ、より積極的に適任者を派遣して、
これら先進都市から謙虚に学ぶ必要があると考えますが、この点につきま
してのご所見をお伺いいたします。

以上、潤いのある美しいまちづくりにつきまして、五つの問題点を質問
させていただきました。ご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 奥山助役。

〔助役（奥山武助君）登壇〕

○助役（奥山武助君） 潤いのある美しいまちづくりへの取り組みにつ
きまして、多方面にわたっておりますので、私の方から答えさせていただきます。
道路や街路公園の整備は、都市景観上欠かせない重要な要素であり、
整備された施設など美しく維持管理されて、潤いのある美しい町並み形成
されるものと認識をいたしております。美しい町並みは、そこに住む地域
の誇りとなり、地域の愛着心を育て、また、訪れる人には感銘を与える本
市のイメージアップにつながるものと思っております。このようなことから、
まずは都心部を手始めに、人通りの交通量の多い道路の美化に努めて
いるところでございます。市民の協力を求めてより一層の美化ができない
かとのご質問ですが、歩道及び分離帯の一部を利用して花壇を設置
し、花や肥料等の支給を行うことによって、市民による自主的な美化活動
を促しているところでございます。しかしながら、こういった活動は一部
の地域に限定されているのが現状でございますので、地域づくりの一環と
いたしまして、より多くの地域でより多くの方が取り組んでいただけるよ

う維持管理の安易な植樹の選定を研究するなど、協力を求めやすい条件を
検討してまいりたいと考えております。

また、道路愛護思想の普及と美化の機運を高めることを目的として、8
月を道路を守る月間といたしまして、8月10日を「道の日」に定めて啓発
に努めているところであります。その実践の一つといたしまして、毎月第
1月曜日には自治会、商店街、四日市商工会議所、交通機関などと共同し
て、本市の玄関口であります近鉄四日市駅周辺のクリーン運動を展開して
おりますが、こういった道路美化活動の輪を全市的に広めるよう今後努力
をしてまいる所存でございます。

また、既に設置されております緑化事業の推進を図るため、緑化基金制
度の一層のPRに努め、浄財を募り、制度の充実を図ることで緑化基金の
果実を運用してフラワーポットの貸し出しを行うなど、地域住民の自主的
な緑化活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、中央通り、近鉄名古屋線より西の水路修景整備計画でございま
すが、この水路は、市街地の中を流れる唯一の水路でございまして、今後の
水路改修計画の中で、町に潤いを与え、水、緑のせせらぎ空間として整備
をしてまいる所存であります。

次に、身近な街区公園につきましては、現在221カ所の公園が地域住民
の皆様にご利用いただいているところでございますが、広場に芝生を張
ること、木陰にベンチを置くこと、花壇をつくることなどにつきましては、
それぞれの地区の利用状況を踏まえまして、これまでの整備手法を見直
しますとともに、地域の意見を反映させた愛着が持たれる公園整備に努め
てまいる所存であります。愛着が持たれて初めて公園の維持管理も地域の協
力が得られるものと思います。また、くずかごの設置につきましては、公
園の美化の観点から、ごみは出さない、出したごみはみずから持ち帰
っていただくことが基本であると考えておりますので、くずかごの数は減
らす方向でお願いをしているところでございますので、ご理解をいただき

と思います。

また、一部の公園、諏訪公園もおっしゃっておみえになりましたが、噴水の濁りや樹木の枯れが見受けられますので、噴水池のなご一層の水質管理に努めてまいります。樹木の水やり等に地域住民のボランティア活動を得られるように働きかけ、濁水に強い樹種の選定などを検討してまいります。

次に、行政と市民が一体となった美しいまちづくりへの取り組みであります。ご指摘のように、道路や公園の公共空間は豊かな市民生活を実現していく上で大変重要な要素となっております。本市におきましても、潤いのある美しいまちづくりを実現するための施策として、都市景観形成に取り組んでいるところでございます。景観づくりはまちづくりと同じようにその地域独自の自然、歴史、風土を踏まえ、そこに暮らす人々の持つ文化性や価値観などと影響し合っ、その町独特の雰囲気や漂う魅力的な町をつくっていくとするものでございます。したがって、市民、事業者及び行政が一体となって初めて町の個性である四日市らしさが生まれてくるものと認識をいたしております。このような認識のもとに、都市景観条例を平成6年3月に制定したところでございますが、この条例に基づき、都市景観に貢献している建物や個人、団体などの美しいまちづくりへさまざまな取り組みを広く市民、事業者などから推薦していただき、モデルとなるようなすぐれたものを表彰する「都市景観賞」の実施や、町並みタウンウォッチングを実施するなどして、町の景観を考えてもらい、景観に対する市民、事業者等の意識の向上に努めてまいりたいと思っております。この条例に基づく都市景観行政は、まだ緒についたばかりでございますが、こういった啓発活動に力を一層入れますとともに、行政と市民、事業者が一体となって、なご一層の取り組みを進めてまいります。

また、公園の管理につきましては、現在、200団体の公園愛護会がご

活動の啓発に努めるとともに、各界各層のより多くの市民に呼びかけてまいります。

次に、道路や公園などの緑化に障害者の参加が考えられないかのご質問でございますが、こういった事例といたしまして、東京の町田市では、障害者の社会参加を促進する観点で緑化事業に参加してもらっているとのことであります。例えば、ダリア園の除草や清掃の手伝いなどが、これはあくまでも私的な参加であり、もちろん雇用といった形態ではないようでございます。本市といたしましても、緑化事業について、樹木や草花の栽培など、小規模授産所などに委託すれば、緑化の推進になるということも考えられ、今後障害者の社会参加の促進になるという考え方からいたしましても、栽培の場所として小規模作業所や授産施設のほか、県地区のふれあい農園などが考えられるところでございますが、栽培の場所確保、委託先、参加の意思など、課題がありますので、関係部署で十分検討させて実現を図ってまいりたいと思っております。

次に、学校教育について、校外授業あるいは部活動の一環といたしまして、沿道や公園の花づくりを行う考えについてでございますが、本市の学校現場におきましては、すべての小中学校が環境教育の年間カリキュラムを作成して教科の学習や特別活動の中で環境教育が取り組まれています。これらの教育活動の一環として、従前から地域清掃活動やクリーンアップ作戦などの美化活動にも参画をしてきており、豊かな心をはぐくむための実践的な活動として効果を上げているところであります。ご提言の花づくりなどにつきましては、平成6年度の「第9回国民文化祭」への協力の一つとして各学校でプランター栽培を行い、公園や沿道等へ並べました。今後も環境教育の充実に努めるとともに、地域との連携を深め、一過性の事業にとどまることなく、継続的な取り組みに努め、みずからが町の美しさを守り、育て、つくっていく喜びを体験させ、次の世代を担う子供たちのまちづくりに参加する意欲を育ててまいりたいと考えております。

次に、農業研究指導所による緑化の実技指導や相談への取り組みについてでございますが、農業研究指導所は都市近郊農家に園芸知識の普及と指導を行うことを目的に設置され、運営いたしておりますが、近年、一般市民の方々の要望が非常に強いということから、市民園芸教室を開講し、毎年140名の定員で、市民への園芸知識の普及に努めております。その内容といたしましては、野菜のつくり方、家庭果樹の手入れ、花の育て方、樹木の管理など、年間12の講座を設け、実技指導を行っております。また、各地区市民センターなど主催の園芸教室に講師として職員を派遣するなど、地域における緑化知識の普及にも努めているところであります。そのほか、一般市民から、農業及び園芸に関する相談を多数受け付けておりまして、平成7年度には260件の相談がございました。今後におきましても、市民園芸教室の内容や相談業務の充実に努めますとともに、渇水に強い樹木や市民に親しまれる花木等の調査研究を行い、その活用を指導できるように職員の知識、技能の習得、指導所設備の充実に努め、潤いのある美しいまちづくりを支援できるような施設として運営してまいります。

最後に、他都市に学ぶ姿勢についてでございますが、町の景観は道路や公園、河川や橋梁などの公共の施設や敷地と民間の建物や敷地などの連続的な姿勢であり、その地域での経済活動や日常生活を通して形成されています。美しい町並みは、そこで活動する市民や事業所の文化の高さを示すとともに、活力をあらわしているとも言えます。特に、公共事業は美しいまちづくりの先導的な役割を果たすものであり、環境の改善だけではなく、文化の向上や経済活動をも高める役割を果たすものであることから、こういった計画や事業を担当する職員においては、まちづくりの各種制度の研究だけではなく、市民と一体となった美しいまちづくりに取り組んでいる先進地の事例を現地見学し、その都市の担当者などから、他地域の創意工夫や知恵を学び、それを本市のまちづくりに生かすことも非常に重要であろうかと認識をいたしております。このようなことから、限られた予算の

中で、関係職員の先進都市への派遣を進めているところであります。厳しい財政下ではございますが、先進地のまちづくりの見聞を広めるとともに、各種研修会などに参加して、職員の一層の資質を高めるよう努力をしております。

以上のように、潤いのある美しいまちづくりに向けましては、ご提言のとおり、行政と市民、事業者とが一体となって取り組むべきであり、そのためには、職員の意識改革、整備や維持管理などの手法の転換、他の行政機関や庁内各部署における横の連携の一層の強化、個々の事業の関連づけ、市民意識の啓発と市民参加について今後一層の努力をさせていただきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 田中 武議員。

○田中 武議員 ご答弁をいただき、ありがとうございます。

今総括的にご答弁をいただきましたが、担当部からでも結構でございますので、具体的な細かな点につきましてもご答弁をいただきたいと思っております。その第1は、先ほども申し上げました中央分離帯や歩道の植栽、これが非常に大きなダメージを受けております三滝通りの南の方、それから、もっと北の方、ロータリーよりまだ北の方に行きましても、もっと手を入れないと周辺の人たちに、「この管理よろしくかわいがってやってくださいよ」と言えないような植栽の状況があるわけでございますので、これらについての補修につきまして、どういう時期にきちんとやるとかやらないとか、やれないとか、それから、やってもらおうと思いましたが、やっぱりちょっと水が足りないなと思えば、水をやってもらわないかんわけでありまして、おうちのないところもあるわけでありますので、散水栓ぐらいいは、それからまたホースぐらいいは設置しておかなきゃいかんのかなと思うんですが、そういったものが今あるのかないのか、多分ないんじゃないかと思いますが、それだったら、そういうものをきちんとそろえるのかそろえないのか、これは公園の点につきましても、いろんな200を

超えるような団体をお願いしておるという話がありましたけれども、そういうところへの用具の配備、これはきちんと行われておるのか、それをきちんと保管するような場所はあるのか、また、そういうものをきちんと整えるお考えがあるのかないのか、そのあたりのお答えをいただきたいと思います。

それから、いろいろ官民一体となった取り組みにつきまして、本当に各団体との間でいろいろ協議も重ねていただいたり、それから、実際にご協力もいただいておりますのでございまして、そのご苦労はよくわかり、多とするところでございますけれども、それじゃその成果がどのようにあらわれているんだろうかと思ってみますと、先ほど申し上げましたように、道路の状況、公園の状況から見まして、せっかくそれだけやっていただいておりますのに、どうして今のような状況になっておるんだろうかと、そう考えざるを得ないわけでありまして、したがって、これまでと同じような、これまでこれだけやっているんだからということではなくて、いま一歩踏み込んだそういう努力をしなければいけないと、そういう考え方からのご検討が必要ではないか、また実践が必要ではないかと思うわけでございます。そういうことにつきまして、どういうお考えを持たれるのか、ぜひ聞かせていただきたいと思っております。きめの細かい実施が必要ではないかと思っております。そのきめの細かさの点につきまして、現在で足りておるとご判断されておるのか、これはひとつ考え直してもう一回やっていこうというふうに考えていただけるのか、そのあたりのところを明らかにしていただきたいと思っております。

それから、最後の先進都市に学ぶ姿勢というところで、限られた予算の中で進めているというご答弁でございましたけれども、それでは実際に何回ぐらいとは申しませんが、まだまだその程度は足りないのではないかと、いうふうに感じられるところでございますので、本当に大事だなというふうに考えて、そういう予算も増やしていくことを考える必要があるんじゃないかと

ないかと思っておりますけれども、そのあたりにつきましては、どのようにお考えでございますか、そのあたりを聞かせていただきたいと思っております。

よろしくお願いをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 先進都市の視察の関係でございますが、乏しい予算の中というような答弁をさせていただきましたけれども、これは職員の認識の問題もございまして、平素からこういう緑化に対する認識を深めていただくというようなことで、庁内でそういうような研修会を開いて、そして認識を深めていただく、そういう中で、先進都市のそれぞれの事業の予算の中で進めていくようにしていきたい。これにつきましては、緑化ということに対して認識を深めるという観点からも、積極的に、事業の一環として取り組んでいくように指導していきたい、このように思っております。

それから、中央通りの3路線の関係でございますが、特に低木の関係につきましては、議員さんのおっしゃいましたように、通りによっては、低木についてかなりご協力をいただいてやっているところもあるんですが、金場新正線、この路線ではございませんが、金場新正線の通りでございます。あの通りにつきましては、低木はかなり統一されて草花がきれいになっているところがあるんですが、こういう低木につきましては、現在のところは、交差点の中央分離帯については、わかりやすいようにという交差点の意味合いも含めて美化に努めておりますが、各低木につきましては、一定な計画、維持管理、あるいは草花の植栽計画など、まだ具体的に進めておりませんので、ご提言を受けましたように、今後十分、特に目抜き通りの3路線について計画を立てていきたいと、このように思っております。

それから、この低木の管理につきまして、最近できた近鉄百貨店の東の南北通りにつきましても、低木は市の道路計画で草花と申しますか、下草は植えておりますが、この維持管理につきましては、ボランティア活動が

非常に盛んでございまして、付近の方々がかん水をしょっちゅうやっていたいでいるということで、非常にきれいなわけでございます。そういうことで、特に沿道の方々について、管理計画を立てましたら、そういう協力を得られるように進めていきたいと、このように思っております。

それから、小公園の関係でございますが、地域地域によって、管理の程度もかなり違っておるのが現実でございます。それから、器具の貸し出し状況あるいは与える状況、市民に提供する道具等につきましても、一定はいたしておりますけれども、こういうことについても、今後、自治会長会議等に説明をして、そして十分協力を得られるように積極的に働きかけていきたい。

それから、道路では美化運動ということで、毎年表彰制度を設けて表彰いたしておりますが、こういうような小公園につきましても、管理等について、積極的に協力していただいた方々の表彰制度も今後検討していきたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 田中 武議員。

○田中 武議員 この問題につきましては、非常に広範多岐にわたることでございまして、細かなところまでにつきまして、あそこはどうだ、ここはどうだと、そのようなことを申し上げるつもりはございません。ただ、この問題は本当に市民の皆さんのご協力をいただかなければできないし、それからまた、それを本当にきちんといただくことができまして、それで官民一体となった取り進めがうまく回転をしていくと、そういう状況になるということは、これは単にこういう町並みの問題だけではございまして、市全体の雰囲気が大きく影響を受けることになるのではないかと。都市像の目標の一つにもありますけれども、「心のかようまち」ということが上げられておまして、まちづくりにとりまして、何が一番大事かといえ、その点がまず第1に必要なことではないかと思うのでございます。この「心のかようまち」にするのに、非常に大きな意味を持つ事柄である

と思うわけでありまして。何か自分たちの身の回りに不満、足りないところ、こういうところがありましたときに、ただストレートに市の方に、行政の方にきつく当たるだけと、それから、市の方もそのうちの何分の1かをやると、そういう間柄にあったのでは、いつまでもそういう町はできてこないんじゃないか。したがって、本当になぜできないかということとは、本当によく説明をして、理解をしてもらうまでとことんやっていくと。そして、協力してもらうということが、本当に大事なことではないかと思っております。

こんな今さら申し上げるまでもないようなことをなぜ申し上げるかということでもありますけれども、これはやっぱり行政のあり方につきましても、あるんじゃないか。と申しますのは、ごみ箱の問題でありますけれども、いろいろ問題があったから少なくするんだと、それから、なくするんだと。それじゃ、今の公園の状況はどうなっているか。やはりそれでみんなが持って帰ってくれておるかということ、決してそんなことではありません。フジ棚の下のベンチの周りには、花火の後やら空き缶がごろごろしておる。プラスチックの袋が散乱しておる。そんな状況で、ちょっと草むらの深いところにはタイヤの外れた自転車が漕がっておると、そんな状況であります。ですから、そういう状況をなくすにはどうしたらいいのかということをお本当に真剣に考えてみる必要があると思っております。持ってきたごみは持って帰るのが原則だから、ごみ箱は置かない、これでは問題の解決にならないんじゃないかと思っております。ある程度は根比べで、幾らたくさん捨てられても、一生懸命それを片づけると、それでこれではたまらんから、何とかそういう心ない人に直接訴える。そのための、どんな人が捨てていくのかということをとことん追求する。そういうことも必要になってくるんじゃないかと思っております。したがって、これは市民と行政との心の結びつきということに関する重大な問題であると思っておりますので、それだけにそう簡単には解決していく問題ではないと思っております。どうか長い目、それか

ら、大きな心を持って、行政の方は対処をする必要があるのではないかと思います。そのあたりのところにもお考えをいただきまして、今後の対策を考えていただきたい、そのように心からお願いを申し上げる次第でございます。

以上、要望を申し上げまして、この問題についての質問はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） 本日はこの程度にとどめることにいたします。

次回は明日午前10時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時10分散会

会 議 録

第 4 日

（平成8年9月10日）

○議事日程第4号

平成8年9月10日(火) 午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第63号ないし議案第85号 …………… 質疑・委員会付託

第3 発議第13号 国民本位の介護保険制度の早期確立を

求める意見書の提出について …………… 説明・質疑

委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一
伊 藤 正 数
伊 藤 雅 敏
伊 藤 正 巳
宇 野 長 好
大 谷 茂 生
小 川 政 人
葛 山 久 人
川 口 洋 二
川 村 幸 康
久 保 博 正

桑原 勇
 小林 博次
 笹岡 秀太郎
 佐藤 晃久
 佐野 光信
 瀬川 憲生
 田中 武
 田中 俊行
 谷口 廣睦
 土井 数馬
 豊田 忠正
 中森 慎二
 南部 忠夫
 野崎 洋
 橋本 茂
 長谷川 昭雄
 濱口 善元
 日置 記平
 藤井 浩治
 藤岡 アンリ
 藤原 まゆみ
 古市 元一
 益田 力
 水野 幹郎
 毛利 彰男
 森 真寿朗

○出席議事説明者

市助	長	加藤 寛嗣
助	役	加藤 宣雄
収	入	奥山 武助
調	整	栗本 春樹
市長	公室	稲垣 増次良
計画	推進	野呂 修
総務	部長	山口 奉文
財政	部長	小畑 廣次
市民	部長	北川 利美
保健	福祉	南部 和雄
商工	部長	服部 美次
農林	水産	黒田 昭公
環境	部長	赤塚 宗信
都市	計画	玉置 泰生
建設	部長	西田 喜大
下水道	部長	矢田 禎雄
消防	長	馬淵 貞夫
病院	事務	小山 佳志
水道	事業	平井 俊英
	管理者	米津 正夫
<hr/>		
教	育	長 小竹 章
<hr/>		
代表	監査	委員 長谷川 昭彦

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
議事課長 福島和幸
副参事兼議事課長補佐 藤井 司
課付主幹兼議事係長 金谷喜博
主 幹 濱田信二
主 事 芝田敏樹

午前10時1分開議

○議長（谷口廣睦議員） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、40名であります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程第4号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（谷口廣睦議員） 日程第1、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

順次発言を許します。

伊藤正巳議員。

〔伊藤正巳議員登壇〕

○伊藤正巳議員 おはようございます。通告に従いまして順次質問をいたします。

まず、国籍条項撤廃についてであります。

在日韓国、朝鮮人の方から、自分たちはきちんと税金も納めて一般の日本人と変わらない生活をしている。しかし、就職において公務員になれない、このことは働く場が限られている地方で大きなハンディキャップだという話を耳にします。在日外国人の公務員への門は閉ざされており、人権

尊重の精神からも完全に取り除くべきであろうかと思えます。今、外国人の公務員採用を制限している国籍条項をめぐる動きが活発となっています。これまで自治省の強い指導のもと、国籍条項を遵守してきた都道府県、政令指定都市の動きが活発となり、とうとう本年の5月には川崎市が撤廃に踏み切り、来年度採用試験以降、消防職を除く全職種において国籍条項を撤廃し、在日韓国・朝鮮人を初めとする在住外国人に対し、その受験を認めることになりました。今までちゅうちょしていた高知県、大阪市、神戸市など、多くの自治体が追従するものと思われま

す。1993年の自治労の調査では、市町村レベルに限って言えば、全職種で国籍条項なしとする市町村が354にも達している事実も見逃せません。川崎市の決定は、いろんな障害を乗り越えて、市長及び人事委員会がしかるべき議論を経て今日に至ったことについて、関係者の誠実な努力の結果として大きな評価ができると思います。それはその経緯をかたずをのんで見守ってきた人々、とりわけ在日外国人青年にとって朗報となったことは言うまでもありません。撤廃になった背景は、120万人の総人口のうち約2%を占める2万人を越す外国人が在住していること。また、歴史的に見ても全国に先駆けて児童手当の支給、市営住宅入居における国籍条項の撤廃、1985年には指紋押捺拒否者を告発しないなど、そのことが全国に広がり、その後法律も改正されているという自信、こうしたこれまでの取り組みが今回の決断に踏み切らせた背景でもあります。

次に、川崎市の手法の一部を紹介しますが、日本国籍が必要とされる公権力の行使に抵触する範囲について、まず全職種101職種と3,509の職務について徹底した分析を行い、税金徴収や食品衛生監視員ら180の職務は抵触するものの、残りは抵触しないという判断をし、外国人を一般事務職で採用しても、公権力の行使に抵触する職務につけないように運営すれば問題ないと判断をしています。国籍条項を事実上撤廃するという形をとったとされています。これに対して自治省は、昭和28年、1953年に出された内

閣法制局の見解を根拠に、外国籍の人の採用はできないとしているものの、また採用後の任用の制限は差別に当たるなどとの考えもありますが、自治省は川崎市の決断を受けて、学識経験者らの意見を聞くなど見直すことも含め、具体的な検討をしていくものと見られます。いずれにしても、来年度採用試験に向けて一定の対応が出されてくるものと思われま

さて、本市の平成9年4月採用の採用試験案内によれば、「行動する君よ来れ」、「100年の誇り、100年の夢」、「新世紀をひらく四日市」、「過去から未来へ、新しい風が今つくられる」、などのすばらしいキャッチコピーの見出しが目に入ります。しかし、残念ながら採用試験要綱の中では、保母と保健婦の職種を除いて日本国籍に限ると書いてあります。あわせて、地方公務員法第16条に該当しない人に限るともされています。地公法第16条で地方公務員になれない欠格条項として、禁治産者など5項目が上げられています。外国籍の者という文言はありません。

さきに紹介をいたしました「100年の夢、新世紀をひらく四日市」、また、人権尊重都市宣言や人口30万都市の実現を図り、中核市都市を目指す大四日市として、国籍条項撤廃問題は避けて通れない問題ではないでしょうか。国の状況を見てとか、他市の様子を見てなどと言わず、大胆にかつ慎重に取り組み、1年でも早く撤廃されることを願う一人として、次の4点について質問をいたします。

一つとして、国籍条項撤廃の基本的な考え方をお示してください。

二つ、四日市市の現状はどうなっているのでしょうか。

三つ目、今後一般職を含め、撤廃の考えはあるのかどうか。

四つ目といたしまして、今まで撤廃されなかった原因といえますか、問題点は何が障害となっていたのか。

以上の点についてご答弁を願いたいと思います。

質問の二つ目ですが、スポーツ施設の管理と運営についてであります。

平成3年12月議会一般質問で、田中俊行議員から、中央緑地体育施設の

管理について質問がされています。その内容を要約いたしますと、週休二日制、時間短縮などによる余暇時間の増大に伴い、スポーツ人口も大幅に増えることが予想される。本市の体育施設の貧困に加え、管理面において利用者の要求にこたえていない状況にある。市民サービスからも早急に改善する必要があるがどうかということでありました。それに対して時の教育長からは、施設面では計画的に整備を進めていく。サブ体育館が完成後に管理棟の整備をしたい。全体の管理については、昭和63年からシルバー人材センターに委託し、清掃や施設管理を任せているが、競技種目の内容がふなれなためわからないこともあるので、今後スポーツの知識を持った人材を配置していきたいという答弁でありました。こういった不満は、その後も各種スポーツ団体からはもちろんのこと、市民や団体からも何とかならんのかという苦情をよく聞きます。また、さきに結成されましたスポーツ議員連盟と四日市体育協会との懇談会の場合でも、施設とあわせて強い要望や意見が出ていることを思い出します。シルバー人材センターに委託してから8年、質問をされてからでも5年が経過していますが、何一つとして改善されたでしょうか。改善されるどころか、ますますその管理ぶりは横着になっているように思われます。その管理を監督する立場のスポーツ課の指導性が発揮されていない。いや、できないところに大きな問題があるのではないのでしょうか。

ちなみに年間の委託費は総額で約1億円であります。内訳は霞ヶ浦緑地に3,300万円、中央緑地に3,200万円、三滝公園に2,500万円、鶉の森テニス場に540万円、垂坂のサッカー場に223万円が計上されて契約をされています。私は、シルバー人材センターとその考え方を毛頭否定する気は持っておりませんが、また逆に、高齢化社会の到来がゆえにますますシルバー人材センターの発展と活躍を期待する立場であります。したがって、管理の方法と仕事の分担について見直せないかということでございます。

隣の鈴鹿市の例を紹介しますが、鈴鹿中央体育館には、館長以下十数名

が隣接する武道館やテニスコートを管理しています。市の職員は3名であり、ほかは嘱託職員、パート、そしてシルバー人材センターからの派遣職員であります。主たる管理及び監督は、当然館長が当たるとされています。中央体育館以外の施設は、事業管理公社、この団体は市職員のOBの受け皿としてできているということですが、その事業管理公社が請け負っているということでありまして、問題は余りないということをお聞きしております。元体育館の職員の話では、四日市は現場で応用がきかないので困る。申し入れをすると、スポーツ課で聞いてくれと逃げられ、また時間にもうるさい。それと申し込みする場所と利用する場所が違う。管理する場所が違うということから、そんな理由で四日市の学校や団体がよく借りに来たと話してくれました。いろいろな方法があるかと思いますが、シルバー人材センターが年間を通して契約すること、それから施設管理の権限まで持たせるなど、これが大きな問題になっているのではないかとこのように思います。利用者や市民のサービスを真剣に考えるなら、従来の管理のあり方を抜本的に根底から考えて、新たにしてみ直しをすべきだと思いますが、ご所見を伺いたいと思います。

質問の三つ目ですが、消防行政についてであります。

消防長の消防行政についてお尋ねをしたいと思います。

消防職員は365日、24時間、いっときも休むことなく地域社会の生命と財産、自然環境保護のために、極めて困難で危険な仕事に立ち向かっています。とりわけ化学産業等の発達などの技術革新は、消防職員の仕事を複雑かつ危険なものとして、より高度な対応が求められています。

一方、消防職員は専門職として職域が非常に固定化されるということで、人事管理も非常に難しい問題もあり、また事務局部門でも他の行政職場との交流もこれまた難しい面を持っていると言わざるを得ません。それがゆえに、いかに職場の活性化というか、活力を出させるのかが重要な役割ではないでしょうか。警察や自衛隊と同じように階級社会的な性格も一面

持っておりまして、そういう課題もありますが、ややもすればそのことで士気の低下ということも考えられるのではないのでしょうか。冒頭申し上げた災害発生時には、相当長時間にわたり災害防止、救助活動等が求められ、それに耐え得る体力なり気力というものを持ち続けなければなりません。あなたは、本年4月から大変失礼な言い方をいたしますが、専門職の経験がないまま消防長として赴任されてきました。消防の第一線の現場の現実というものをどのようにご認識をされているのか、それとあわせて消防行政についての考え方をお尋ねいたしたいと思います。

次に、消防職員委員会の設置についてお尋ねをいたします。

本年10月から消防組織法の一部改正により、消防本部に消防組織委員会を設置することになりました。この委員会は、警察官などと同様に、消防職員は地方公務員法により団結権が保障されていません。団結権については、日本政府もILO87号条約を批准しているにもかかわらず、消防職員には同条約によるところの警察の構成員であると認識をしております。既にILOでは日本の消防職員に団結権が保障されるべきであり、政府に対して具体的な措置をとるよう指摘し続けています。

以上のような制約のもとに置かれた消防職員は、組合を結成することも加入することも保障されていないのが実情であります。それがゆえに賃金、労働条件など交渉権がありません。今回の委員会の設置は、そういうことも含め、消防職場の一層の近代化、民主化を促すために、関係省庁、団体の協議によりでき上がったものであります。概略で結構ですから、本市消防本部委員会の説明と考え方をお尋ねしたいと思います。

質問の四つ目は、ポイ捨て禁止条例の制定であります。

これにつきましては、既に古市議員、あるいは昨日の田中俊行議員から質問がされておりまして、きょうの中日新聞にも北勢版に、制定をすることについて記載がされておりました。若干そういう意味ではダブっておりますが、ぜひ制度そのものについて参考にしていただけたらと思

まして質問をさせていただきます。

空き缶やたばこの吸い殻、犬のふんなどを捨てると罰金、いわゆるポイ捨て禁止条例が各地で施行されています。まちを美しくとか、ごみを捨てないでという呼びかけは、一向に効果がないことに業を煮やしての強硬策で、モデルはシンガポールと言われています。本家シンガポール並みとはいかないまでも、罰金の威力は大きいようで、施行後はポイ捨てがめっきり減ったとされています。空き缶などのポイ捨てには、どこの自治体でも頭を痛めている問題であろうかと思えます。

四日市の現状と対策を語る前に、全国で初めて環境をよくする条例、ポイ捨て禁止条例をいち早く実施した福岡県の北野町、人口1万6,000人、久留米市に隣接するまちの条例について紹介をしたいと思います。でき上がったその背景、罰則の内容、関係法律との関係、条例化後の効果、実際の指導例などを申し上げたいと思います。

まず、条例化の背景は、町長がシンガポールに視察団の一員として訪問した際に、美しい町並みとそれを維持していると言われる罰金制に感動し、帰国後、何とかこういうのをつくりたいという思いで担当課に指示をし、2カ月後の7月議会に提案をし、10月制定という極めて短時間にでき上がったものであります。でき上がった空き缶ポイ捨て条例は、全国各地から大変な反響を呼ぶ結果となりました。制定に至るもう一つの理由には、平成3年に九州全域を襲った大型台風の被害により、町内にあふれた建築廃材が河川敷に不法投棄され、その撤去に約9,000万円もの費用がかかった。本来県の守備範囲であります。県からは1,000万円の負担で、残りは町の負担で清掃をしたため、大変大きな出費がかかったことも引き金となっていると言われています。北野町の条例化の後、1994年7月現在では、福岡県内97自治体のうち85市町村で条例化がされています。近いところでは、和歌山市や亀山市も既に条例化がされています。

次に、罰則の内容ですが、自動販売機などの設置業者の違反には最高5

万円以下の罰金、個人の違反に対しては3万円以下の罰金となっております。自販機設置は届け出制にして、町が発行する確認書を販売機に張り、同時に空き缶回収機の設置を義務づけています。問題となりましたのが軽犯罪法とのかかわりで、軽犯罪法より罰金が1万円高いという、法律を超えているという指摘があったが、町長は、そのことを聞き入れなかったと言われております。関係法律との関係は、既に投棄に関する罰則は軽犯罪法、あるいは廃棄物処理法、道路法、道路交通法、河川法施行令などが既にあり、罰金も最高6カ月以下の懲役、50万円以下の罰金から5万円以下の罰金までであること。それぞれの立法趣旨は、衛生上の保持から、衛生的観点から、河川管理の観点から、道路管理の観点から、交通秩序の観点から規制しているものであり、ごみの散乱を防止して環境美化の促進を図るということを目的としていることから言えば、全くこの条例は守備範囲が違うというふうに整理をされています。

条例化の効果があったかどうかということですが、まず全国で初めてということもあって、マスコミが大きく取り上げたことで、町民が目、耳からその条例を認識して、投げ捨てを初め、ごみ問題をみずからの問題として認識をしたことが効を奏して、条例前の10分の1ぐらいに減ったと言われております。マスコミが取り上げたのではなく、役場の機構改革も大胆に行い、地域に環境美化指導員を任命して、常時監視体制を敷くなどして、また学校では副読本を作成し全児童に配付するなどという行政の努力も見逃せません。

実際の指導例はどうであったのかということですが、条例施行後1年で7件の指導が行われていますが、罰則の適用は1件もないようです。警察市民的な実情が気になる場所ではありますが、環境美化の促進という条例の目的は完璧に達成されております。本市の実情は言うまでもありませんが、快適環境都市宣言をしているには、余りお粗末ではないでしょうか。ことしも9月22日にはクリーンシティ四日市が、冬場には地区で堤防

清掃などいろんな行動が展開をされ、私も参加をいたしますが、何でこんなところにこんなものが捨ててあるのかということがよくあります。本市の現状をどうとらまえているのかをお尋ねします。

市制100周年を迎えるに当たって、この記念すべき節目の年に市民参加型の取り組みとして、来年の3月議会に上程をして8月1日実施ということで、ごみ問題の認識と都市の美観推進の立場から、時期の問題についてお尋ねをしたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 第1点目の国籍条項撤廃についての質問がされたわけでございますが、4点ほど出されておるわけでございますが、まず基本的な考え方、あるいは今後の撤廃何が障害かというのは一連しておりますので、申し上げたいと思います。

まず、日本国籍を有しない者の公務員採用試験については、いわゆる国籍条項の問題でございますが、過去から論議をされているところでございまして、今、伊藤議員から川崎市の例を挙げられて条件付き一般採用を契機に、全国でもいろいろな形で議論をされているところでございます。私たちがこの地方自治体に対して一石を投げられたことに対して、改めて理解をしているところでございますが、しかしながら、国籍条項にかかわる問題につきましては、国家公務員のみならず地方公務員についても、現在も国の基本的な方針は変わっておりません。それは一つには、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を有し、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない、こういう見解が既に出されているところでございます。

その中で、本市におきましても過去から医者、看護婦、労務職につきましては、国籍条項を撤廃ということで設けておらないわけでございますが、

さらにまた10年ほど前からこの枠を広げまして、保母さん、あるいは幼稚園教員、医療技術者、保健婦についても当該条項を廃止し、今日に至っているところでございまして、先ほど四日市の現状はどうかということでございますが、この9月1日現在で保母さん、看護婦さんを含めて4名の方が在籍をしているところでございます。一般職を含め、同条項を撤廃する意思があるのかどうかということでございますが、当然のことながら、一般事務に従事する職では公権力の行使が伴うことでございまして、その職への配置が予定されるものであることから、現段階では一般職にかかわる国籍条項の撤廃は考えていないところでございます。ご了解をお願いしたいと思います。

しかし、今後これらの問題については、先ほども申されましたように、各自治体がそれぞれ苦慮している点がたくさんございます。したがって、今後国の状況も推移を見ながら、私たちが真剣に考えていきたいと、かように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 2点目のスポーツ施設の管理と監督について、利用者のサービスにかかわって、四日市市シルバー人材センターとの契約内容についての見直しについてお尋ねがございました。答弁申し上げます。

本市のスポーツ施設の管理につきましては、直営である温水プール等を除き、三滝公園運動施設を初めとして、昭和56年度から社団法人四日市市シルバー人材センターへの管理委託を実施し、その後順次霞ヶ浦緑地、中央緑地、城北テニスコートと委託をしてきておるところでございます。日常的な管理業務につきましては、会員である高齢者の自主性を尊重しながら、随時適切なサービス提供について指導をしているところでございます。大規模な競技会や高度な専門性を必要とする競技会等につきましては、スポーツ課より担当職員が出向きまして、指導、監督をしつつ運営している

ところでございます。

そうした中で、利用者や一部スポーツ団体からは、実技指導や業務内容の充実を望む声がございまして、委託業務の見直しに当たりましては、霞ヶ浦緑地に現在建設中の四日市ドームの管理委託について、スポーツ指導面での充実を含めた方向で、財団法人霞ヶ浦振興公社に委託することを検討中でありまして、この成果を見きわめつつ、円滑な管理、運営が達成されるよう、今後十分な研究を行ってまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 消防長。

〔消防長（小山佳志君）登壇〕

○消防長（小山佳志君） 消防関係についてお答えを申し上げます。

まず、消防長は素人であるけれども、消防行政に対する取り組み姿勢はどうかというご質問でございます。私は就任以来半年近くになって、目下関係行政全般について勉強中ではありますが、従来私は地域の安全というものは、政治、経済を含めて、その地域が繁栄、発展するための基盤であるという認識のもとに仕事を進めてまいりました。今後もそのスタンスで臨みたいと考えております。その意味からも消防の仕事は、議員おっしゃるとおり、消防、防災両面から市民生活の安全を守るという使命感にあふれた崇高な仕事であると認識しているところであります。消防職員全員がそれを誇りに、日夜業務に励んでいるものと確信をしております。

消防行政を取り巻く環境は年々厳しくなり、災害事故の発生は後を絶たないわけでありまして、私ども消防職員にとっては片時も気を緩めることのできない状況となっております。消防職員が真に信頼関係を持って、一致協力し、基本に忠実に、しかも積極的に仕事に取り組んでいく姿勢が肝要でありまして、将来を的確に見通して具体的な事業を進めていく必要があるというふうに考えております。

そこで、主要課題2、3取り上げてみたいと思います。その一つは、未

曾有の災害となった阪神・淡路大震災を教訓とした大規模災害に対する消防体制の充実であります。そのため当然のことではありますが、消防設備等ハード面についての充実を図ってまいりたいと考えております。

また、昨年10月には、全国的な組織であります緊急消防援助隊が発足いたしましたして、広域消防応援体制の整備がなされたところでございますが、本市等で災害発生時においては、これら消防援助隊をいかに受け入れるかという受け入れ体制とともに、初動体制についての作業を急いでいるところであります。

なお、都市災害の対応が多様化してまいりまして、これに対する対応として、本日、名古屋市消防局から講師あるいはアドバイザーを招きまして、都市災害に対する消防戦術についての第1回研究会を開催しているところでございます。

その2は、近年、市民の期待が高まっております救命率の向上についてでありますけれども、市議会及び関係者のご理解のもとに、救急車の高規格化事業も順調に進んでいるわけではありますが、本年12月から救急救命士による24時間体制の整備を図るなど、積極的に取り組んでいるところであります。

その3は、消防団の活性化事業についてであります。地域の消防力を向上させて、地域住民の安全を確保するためには、ひとり常備消防だけでは任務を全うすることができないことはご承知のとおりであります。今後とも第一線で活動する消防団の育成強化及びその装備の充実を図ってまいります。

そのような職員の執務環境及び勤務条件の改善整備についてでございますが、私は、着任以来、四日市消防は職員の資質も非常に高く、また組織も県下で最も洗練された消防組織ではなからうかというふうに自負しているわけではありますが、消防業務の特殊性から消防職員は24時間常備体制が前提となっておりますので、その執務環境等の改善については前向きに取

り組むとともに、風通しのよい職場づくりに努力をしてみたいと考えております。

その後は、市制施行100周年記念に向けた消防音楽隊整備事業の推進についてであります。現在39名の隊員を確保して演奏訓練を続けておりますが、平成9年度の市制施行100周年の演奏活動に向け、さらに必要な体制を整えながら演奏技術の向上を図ってみたいというふうに考えております。

以上、基本的な考え方及び主要な施策への取り組みについて申し上げましたが、消防の基本は消火あるいは救急など、まさに現場活動でありますので、消防の使命を再認識いたしまして、社会情勢の変化に適切に対応しつつ、地域に密着した消防行政の遂行に努め、市民の皆様の信頼にこたえるべく、最善の努力を重ねてみたいというふうに考えております。

次に、消防職員委員会についての質問でございますけれども、少しこれまでの経緯をご説明申し上げますと、議員おっしゃるとおり、消防職員の団結権の問題であります。昭和48年の第3次公務員制度審議会答申に基づきまして、公務員問題連絡協議会において協議が重ねられてまいりましたが、平成7年6月には、第82回ILO総会の条約勧告適用委員会において新たな仕組みを導入することが報告され、その合意内容を反映して、平成7年10月に消防組織法の改正が行われ、本年10月1日から施行されるということになっております。消防本部としてはこれを受けて、消防職員委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める規則の制定など、その準備作業を進めている段階でございます。施行後は、消防職員委員会の設置の趣旨に基づきまして、職員の意思疎通を図るとともに、消防事務の運営に職員の意見を反映するよう、当委員会の円滑な運営を図ることといたします。

ただ、従来からも、職員の意見を聞く機会が多々ございましたので、委員会のみならず、全職員の意見をくみ取って、広く職員の意見に耳を傾けたいというふうに考えておりますし、よりよい職場づくりに今後とも一層

の努力をしてみたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 環境部長。

〔環境部長（玉置泰生君）登壇〕

○環境部長（玉置泰生君） ポイ捨て禁止条例についてご答弁を申し上げます。

福岡県北野町の環境をよくする条例について、先進事例としてご紹介を賜りましてありがとうございました。十分に参考にさせていただきたいと存じます。

ご指摘をいただきましたように、本市でも空き缶や吸い殻などの心ない投棄が、美化の推進や美観の保護において大きな障害となっております。したがって、条例の制定が市民の美化に対する意識改革のきっかけとなったり、あるいは美化意識の向上につないでいけることができれば大変素晴らしいことであり、早速検討に入ることにつきましては、さきのご質問に対してお答えを申し上げたところでございます。こうした条例の目指すところは、まさに市民全員で取り組むことができるようにしていかなければなりませんし、制定の時期も市民に大きなインパクトを与える時期を選ばねばなりません。いよいよ来年は市制施行100周年を迎えます。今まで抱えてきた難題を市民全員が参加をして、意を新たに改善をしていこうとするとき、100周年というような記念すべきときからスタートするということは、先ほど申し上げましたインパクトという観点からもまことに時期を得たものでないかというふうに考えます。したがって、条例の制定について検討をしていくに当たりましては、ご指摘をいただきましたように、平成9年8月が市制施行100周年であるということ十分に念頭に置きながら対処をしてみたい、このように考えておりますのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 伊藤正巳議員。

○伊藤正巳議員 答弁をいただきました。まず、国籍条項撤廃の問題は、それぞれの自治体なりあるいは国なりの歴史があるわけですから、そう容易にそれが撤廃をされるとは思いません。しかしながら、今四日市では、この8月末の人口が29万40人、そのうちすべての外国人の方が4,928人、これだけの方がおみえになります。その中には幾つかの国がございますが、省略をしますが、パーセントでいきますとわずかという言い方は好ましくないかわかりませんが、0.017%（発言訂正…1.7%）であるわけです。そういうことからいきますと、さきに紹介を申し上げた川崎市の例とは随分まだ差があるわけですが、これから国籍条項に向けてどうしても四日市としては県下で一番、この間からも質問がありますように県下最大の都市ということで、主体性を持って取り組みをいただきたいと思えます。

東海3県の中で、既に国籍条項を撤廃して一般事務職にも受験の機会を与えておる市町村はたくさんあるんです。愛知県では岡崎市を初めとして12市6町村、それから岐阜県では多治見市があります。三重県では現業部門では既に国籍条項を撤廃してあるわけですが、これは三重県です。一般職については、まだ採用の基準は撤廃されておられません。市町村も今紹介をいたしましたと思いますが、日本国籍を明示していないところばかりであります。要するに一般職では受験の機会がないというのが、三重県下の状況でございます。

それから、答弁にありました国の指導ということがございました。ご存じかと思いますが、ちょっと補足をさせていただきますと、明文化された法律は何もないんです。ただ、外国人の採用は好ましくないということで、非常にあいまいな論理があるだけです。最後に自治省は、外国人を採用するかどうかは、任命権者の長の意思であると、こういうふうに言うておるわけです。そのことが先ほど紹介しました、これは都道府県、政令指定都市を除く三百五十幾つの市町村で撤廃をしておるわけです。今申し上げた岡崎市では、中国籍の女性の方が初採用されました。ことしの5月19日の

新聞であります。そういうふうに申し上げますと、市長の判断でこれは撤廃できる、こういうことでないかなというふうに思います。ところが、非常に難しい問題も多々あることは承知しておりますが、そのことによって皆さん方に門戸を開く、こういう立場でお願いをしたいなというふうに思いますし、今答弁ありましたように、これからは国の状況を考えてみたり、ほかの自治体のことも一遍よその市を見てそれから考えよかと、こんなふうなことなんです、何と言いましても三重県下ではリーダーシップを発揮しております四日市市でございます。ぜひ政策的なことでも非常に難しい面がございますが、ぜひこれは来年、あるいは再来年、平成10年、平成11年の採用試験から撤廃をしていただくようなことを、改めて申し上げておきたいというふうに思います。

それから、スポーツ施設の管理と運営でございますが、これも今答弁がありまして、大きなスポーツ大会は市のスポーツ課も出向いて管理、運営に当たる、こんなものは当たり前の話なんです、私たちが申し上げるのは、例えば早朝野球とか、あるいはナイターの野球を時間割り当てでしたいとか、そんなときの話であります。委託先のシルバー人材センターのことにつきましては、私どもが立ち入ることはできませんし、立ち入りませんが、管理をするのを監督するスポーツ課に私は注文をつけておるわけがあります。使い勝手が悪い。この前もいつの議会だったか忘れましたが、スポーツをするにはウォームアップが必要であります。それにもかかわらず、9時の開場時間でなければかぎをあげない、そんなふうなことがあったり、競技の途中もしくは競技が終わってその後しばしば使いたい、こんなことがあっても、時間ですからもうかぎをかけるから出ていきなさい、こういうことで本当に市民のサービスができるのかどうかということでございます。

それともう一つは、申し込みは9階のスポーツ課へ行きます。使用する現場はそれぞれの施設であります。この辺の行き違いがあることも事実で

あります。したがって、どこがええとは言いませんが、鈴鹿市の話はしましたが、もう一つ北の桑名市では、文化スポーツ振興公社というのをつくっております。これも若干気に入らんところがあるんですが、市の職員のOBの受け皿やということでありますが、これはこれなりにいわゆる管理する側という立場で理解をして、利用者に対してサービスをしているということで、今みたいな問題は起こっていないということを知りました。教育長、昭和58年からとおっしゃいましたが、霞ヶ浦の施設は昭和63年からというふうに思うんですが、ちょっともう一遍これは私調べますが、そういう立場でぜひ考え方を見直していただきたい。

それから、シルバー人材センターとの長期間の契約であります。たしかシルバー人材センターの仕事は、いわゆるその都度その都度、仕事があったときに、人材センターに登録をされておる高齢者の方がそこへ行って仕事をしてというのは、私はそういうようなことを読んで覚えがあります。だから何年間も、例えば1年契約にいたしましても、それが何年も何年も契約をされること自体がこういった問題を生んでくのではないかなというふうに思います。と言いましても、行政改革といいますか、行財政計画の中の、要するに金を使わんと運用をしていこうということですが、これはそのひずみがきておるのではないかなということもあわせて、報告といいますか、考え方を申し上げて、これはぜひ来年度の予算編成に当たる委員会で、私は違いますので、同会派の委員の方をお願いをして協議をしようということにいたしますが、もう一度教育長に対して、これらの考え方につきましてご答弁をお願いしたいのと、こういうふうに思います。

それから、消防長さんには大変失礼なことを申し上げましたと思うんですが、今ご答弁をいただきました。一生懸命勉強をして、地域安全発展のために頑張りたいということをございまして、あわせて消防職員の現場の皆さんのいろいろご苦勞をいただいておりますことも十分この答弁でわかりま

したので、今後ともぜひ今の姿勢を変えないで任期いっぱい頑張りたい、こんなことを申し上げたいと思います。

それから消防職員委員会ですが、一つだけお尋ねをしますが、これは四日市の消防には消防職員協議会というのが既にございます。これは全く自主組織でありまして、法的にも何ら拘束をされるわけでもございませんが、そういう団体がございます。これと消防職委員会との整合性といいますか、この辺についてはどうしてお考えを持っているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから最後ですが、ポイ捨て禁止条例の問題ですが、今のご答弁ですと、来年の8月1日から施行をしたいというご意向がございました。なかなかこれは大都市、名古屋市長さんの話も新聞の切り抜きを見ておられます。でもそうですが、大都市へ行くほど非常にこれは難しい問題があるということで、愛知県の条例を見ても、三重県のまちを美しくする条例を見ても、罰金制度は載っておりません。それぞれの県下の市町村の自治体の任務とか、あるいは県民の任務は何かという、いわゆる精神条項だけあります。それだけ難しい問題かというふうに思いますが、やはりこのことはけさの新聞のとおり、8月1日からというふうに答弁をいただきましたが、ぜひこのことはしていただいて、そして周知宣伝が一番私は大事かなというふうに思います。それによって少しでも空き缶とか、ふんとか、あるいはたばこの吸い殻が少なくなるように、ぜひ効果が上がるようなこともあわせて考えていただきたいというふうに考えております。

以上、幾つか申し上げましたが、国籍条項の問題で今ちょっと言いましたように、自治省の考え方について若干私と総務部長の立場で意見が食い違うところがございますので、その辺だけ1点再度お尋ねをしたいのと、今申し上げました教育長の方から、現状をどういうふうにもっと具体的に解決をしていくのかということを含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） 国籍条項の例えば川崎市の例を先ほど議員が挙げられて申されましたように、非常に多くの職員がといますか、1万人ぐらいの一般職員がみえるわけです。四日市の場合は3,300人の職員がおりますが、一般職員は2,000名弱でございます。その中で具体的に川崎市の例を挙げられたように、180種類の除外をしたということでございまして、私らもそれをいろいろ精査をしているわけでございますが、非常に職員数が少ないところ等々の異動とか昇格とか、いろいろな問題非常に難しい点がございまして、したがって、今そういう問題も含めて十分検討していかなければならない、こう考えているところでございます。

それから、今、自治省の考え方の中で、私たちは統制的に自治省から聞いているわけではございません。当然先ほど申されたように任命権者の自主的な判断というのは、基本に持っているところでございます。そういう意味におきまして、先ほど申し上げました一般職を除いたほかにつきましては、過去からいろいろ議論をしてきて撤廃をしてきた、こういう経過がございます。したがって、基本的に自治省が云々ということについては、一つの要素にはなりますが、基本的には今議員が言われたことは理解しているところでございますので、今後十分この点については検討してまいりたい、かように考えております。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

○教育長（小竹 章君） 先ほどは具体的な細部まで多くの検討すべき例をご指摘いただきました。また、そのほかにも例えばプールの管理につきましては、法的要件の整備等が変わってきておりますので、そういうことも踏まえまして、今後十分に早急に検討して、円滑な管理、運営にもっていきたいと、こういうふうに心がけておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 伊藤正巳議員。

○伊藤正巳議員 これ本当最後ですが、教育長、あなたはスポーツされる

かどうか知りませんが、霞ヶ浦の施設の委託先の実態というのを多分わかっていたらと思うんですが、これらの種々の問題があることについて認識をしていただいているという立場で私は申し上げたんですが、これらについても、時間もありませんから答弁は要りませんが、そのことが長期にわたった契約によって弊害が出てきておるのではないかとということをお願いしております。

それから、スポーツをする、私もスポーツはしますが、どうしても事前事後のアップはしたいということもありまして、ぜひ融通性を持たせというわけじゃないですが、管理をする場合にその種のことがわかっておれば、もっとより一層気持ちよく使っていただけるんじゃないかということをお願い添えまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） 暫時、休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時13分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、一言ご報告申し上げます。先ほどの一般質問において、伊藤正巳議員からの質問の中身において、若干計数的な問題で錯誤があったんじゃないかという議員からの申し入れもありましたので、後日、議事録を確認の上、錯誤があれば訂正をしたいというふうに考えておりますので、よろしくご了解をいただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員）

森 真寿朗議員。

〔森 真寿朗議員登壇〕

○森 真寿朗議員 通告いたしました質問を通告どおりさせていただきません。先日の古市議員等の質問に重複する分があらうかと思っておりますが、でき

得る限り重複を避けて質問をいたします。一般質問も3日目、最終日ともなりますと、多少出がらのお茶のようにもなりますが、その点前もって賢明な皆さんにご理解を願っておきたいと存じます。

加藤市長の20年の歩みと申しませうか、加藤市政運営の中で、私も16年間議会の一員として、立場は違っても同じ市政運営に携わった私として、市長に対して恐らくきょうが最後の質問になろうかと思えます。今日まで長い年月、若輩な私の失礼な質問もあったかと思えますが、きょうはひとつ市長の思い切った答弁をお願い申し上げ、質問に入りたいと存じます。

まず、市長の政治姿勢については、市民の皆さんの中には賛否両論があるかと思いますが、少なくとも私は、公正公平を基本に、危険な冒険をすることなく、いつも誠実な市政の運営をされ、そのことが5期20年の実績であり成果でなかろうかと思えます。しかし、経済政策にたけた市長であっても、最近の経済は従来の経済論では解けない状況の中で、高度経済成長からバブル後の長期不況下で第6次基本計画の実行についても、少なからずとも計画の誤算もあり大変だったと思うところでございます。その成果と、特に市長が心残りの、積み残さざるを得なかった施策について率直にお答えを願い、私ども議会人として21世紀の市政の参考にといい、お伺いをいたすところでございます。

次に、私の方から数点についてお伺いをいたします。

平成6年から平成9年までの第6次基本計画について、まず昨日も問題提起をされておりましたように人口問題について、政策目標は市制100周年には30万人で、推計人口29万5,000人ですが、今日の人口の評価についてどうお考えか。

次に、経済については、農業粗生産額あるいは工業出荷額、商業販売額及び市民の分配所得について、本年度時点でどうなっているのか、最終年度までにどう見通しをつけられるのか、お伺いをいたします。

次に、具体的な諸施策について、0-157の関係もあり、衛生面で一般

教室よりランチルームの方が衛生的ではないかこう考えまして、このランチルームの整備でございますが、計画では小学校10校、中学校6校ですが、その実態とこれからの進め方についてお伺いをいたします。

さらに公共施設の関係でございますが、私ども特別委員会で相当時間を費やし、真剣に議論をいたしました中央図書館の建設の見通しについてでございます。先日の教育長の答弁もありましたが、多くは申しませんが、特別委員会で部会として真剣に議論した、この議論の結果をどう重く取り組んでおるか、この辺についてお伺いをいたしたいと存じます。

次に、農業公園の構想策定について現時点の取り組み。

近年、各都市でふるさと創生とかいろんな問題になり、農業公園の建設が進んでおるようでございますが、本市についてはなかなか計画すら見えてこない、こういう実態でございます。

計画の最後に、公共交通機関についてであります。私は市民の交通弱者の立場に立ってお伺いをいたします。

鉄道では先日、三岐鉄道の大長駅の整備等進展はしているものの、鉄道のいろんなサービスについても大変なものがあるわけでございますし、またそういった点で残事業も数多く残っておると思えます。その内容について、バス輸送についてであります。計画では路線網の充実、運行内容の充実を掲げておりますが、実態は必ずしもその方向に進んでいないのではないかと。道路の整備のおくれから、交通渋滞等からくる利用者の減少や、それに伴うダイヤカット、路線縮小等、市民、特に交通弱者は深刻な問題が進行しておりますが、本計画を実のあるものにする、この方策についてお伺いをいたします。

2点目のいじめ問題について2、3お伺いをいたします。

この問題が論じられ出してから久しく、依然として連日、新聞、テレビの話題となり、深刻な問題として、過日、三教組は学校協議会を設置し、文部省は、いじめや登校拒否などに対応する学生相談員設置、あるいは先

日県の教育委員会で公開講座が開催されている。こんな中で本市の対応について、また驚くべき少年の覚せい剤の汚染が実態として表面化してきておるわけでございますが、県警などいろんな機関で対策を講じているようですが、今日のいじめ、覚せい剤汚染、こういったものが今日どうなっているか、実態について、またその対応についてお伺いをいたします。

3点目は、各種審議会、委員会の見直しと委員の公募とあわせて、女性起用についてであります。

まず、審議会、委員会、協議会等の見直しであります。法律、条例、要綱等で設置されているところではありますが、委員会等によっては1年に1回予算が計上してあるから、大した問題はなくとも無理に議題を考えて、過去の慣例で開催されている委員会があるように考えられますがいかがですか。大変な財政状況に加えて、最近の厳しい市民の目、行革の要求もあり、過去の慣例を捨てて、市政運営上の必要是非を精査し、時には廃止、統合、スリム化、あるものについては充実化を英断を持って実行すべきではなからうかと考えますが、ご見解をお聞かせ願いたいと思います。

さらに、財政に寄与する点もあるのではないかと思いますから、その点あわせて行政に市民の声を反映させるために、津市の例を申し上げますと、環境行政に一般の市民の意見を反映させるということで、審議会委員に市民2名を公募することとありますが、このことは津市では初めて、県内でも珍しいような新聞記事が載っておりました。これも時代の要請として一歩踏み込み、行政の寄与も含めて進めてはと思いますがいかがですか。しかも、公募資格については、大変難しい点もあるわけですが、公平な意見が反映されるような検討も必要かと思えます。

最後に、防災対策としての河川整備についてお伺いをいたします。

先日、防災訓練に参加し、住民の質問から、消火栓は何か所まで使用が可能か、こんな話題から真剣な議論となったところではありますが、消防分団からは過去の経験から、1カ所を使用したならば2カ所目は消火に可能

な水量は望めないとのことであります。とするならば、阪神大震災を考えますと、町のあるいは地区で多くの場所から火災が発生した場合、不安は大変なものになるわけでございます。そこで、河川、用水等の水路を整備して、年じゅう水路に水を流して対策を講じることは最も効果的ではなからうかという結論になったわけでございます。帰って私なりに調査した結果、一例として、名古屋市で神戸市の教訓を生かして、都心を流れる河川から消防車が直接取水できる施設をつくることを決めたようですし、また東京都でも、荒川の水利を利用して防災対策に取り組んでいるようです。このように全国各地でも多数の自治体が神戸市のあの教訓を生かした河川利用がいろいろな形で講じられているのではなからうかと思ひ、本市でも一歩踏み込み、昨年9月私が質問させていただいたことを思い浮かべて、河川水路のネットワーク事業を、防災対策も含め、緑化など環境保全をセットさせて実施する方策を積極的に検討してはと思いますが、いかがですか、明快なご答弁をいただき、私の第1回目の質問にかえさせていただきます。よろしくお伺いをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第1点目の経済問題について、私からお答えを申し上げます。

市長に就任をしてから今日まで、施策を進めてまいりますのに長期的な視野に立って、総合的、計画的に進めるということで、6次にわたる総合計画を策定してまいりました。第6次の基本計画で掲げております政策人口が30万人、並びに推計人口は先ほどお話がありましたように29万5,000人という数字を上げておるんでありますが、直近の平成8年9月1日現在の人口が29万人となっております、政策目標人口の達成は大変難しいわけではありますが、推計人口はほぼ、当初予定をしました推計人口に近づいてきつつあると思ひます。また、地方分権の時代の中で、30万人突破とい

うことが一つの大きな関門でありました。次回の国勢調査、すなわち平成12年10月までには30万人を確保できるよう、第6次の基本計画の残事業を含めまして、各種施策を積極的に展開をしまいらねばならないと考えておりますが、この点につきましては私の任期がこの12月でありますから、次の市長さんをお願いせざるを得ないという結果になっておることは、大変申しわけないというふうに思っておるところでございます。

次に、なぜこのような状況になってるかということについて、私の考えを若干述べさせていただきます。

最近の経済の情勢というものは、まず第1番目に、人々の生活感情といえますか、生活感覚といえますか、これは実は計画を立てた当初と今日の時代では、随分考え方が変わってきておる。しかも、経済の活動そのものも新しい技術、特に通信関係において私どもが想像していなかったような新しい技術が開発され、それが取り入れられて今日では経済の変動の大きな要因になっておるということでもあります。したがって、私どもはこういったことに対する見通しが、今日ほどの状況になるとは思っていません。この点は見誤りではありますが、残念ながらそこまでは私も見通せなかったということでお許しをちょうだいしておきたいというふうに思います。

次に、産業別の経済指標であります。農業粗生産額は平成6年度の実績が111億円で、これは推計値では103億円ということですから、推計値を実績の方が上回っておる。平成9年度の推計値100億円に対して、平成6年度とほぼ同額を見込んでおります。ただ、工業出荷額は、景気低迷の影響をまともに受けまして、平成6年度実績が1兆6,741億円であり、推計値の1兆8,889億円を大きく下回っております。平成9年度も1兆7,100億円程度が見込まれるものの、推計値は2兆650億円ということになっておりまして、到底そこまではいっておりません。同様に、商業販売額も市民分配所得も実績が推計値を下回っておりまして、平成9年度見込

みも推計値を下方修正せざるを得ない状況であります。

参考までに、平成2年を基準年とする県内工業生産指数の推移を申し上げますと、化学工業で見ると、平成6年11月までは100を割り込んでおりましたが、12月に102.4に転じており、同月の鉱工業全体では89.4であります。輸送機械83.7、窯業78.2が主な要因となっております。また、輸送機械は平成7年10月には62.8まで落ち込んでおります。その後比較的順調にこれが上がってきておりますので、今後に期待せざるを得ないということになります。

このように経済指標が推計値を下回ったまま計画策定当時の想定よりも日本全体が景気後退が大幅であり、かつ長期にわたっておったためであります。このため市税収入額についても政府の減税策もありまして、平成6年度には約487億円と初めて前年度を下回り、平成7年度には502億円とやや回復の兆しを見せておりますものの、総合計画で見込んだ額と大きくかけ離れており、計画の推移に多大の影響を与えてしまった結果になっておるわけであります。すなわち第6次基本計画の折り返しであります平成6、7年度の2年間が経過した段階での進捗率は、平成6～平成9年度の4年間の事業費の約42%程度にとどまっております。やや事業の消化が悪くなっていることは事実であります。残りの計画期間1年半の間で可能な限り事業を推進していただき、全庁一丸となってそのために取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、ランチルームの関係と小学校の問題については、いじめ問題等々については、教育長の方からお答えをさせていただきます。

そこで、中央図書館の問題であります。中心市街地の再開発事業の中で整備をしていきたい。基本計画としてはそういう位置付けでやっておりましたが、最近D地区の再開発がとんざしたということ、あるいは経済情勢もだんだんにその事業が難しい状況になっているということから、生涯学習が重要な時代に一方ではなっておりますので、図書館に対する市民の

方々の期待度は高い。したがって、今日そのような状況になってしまったことについては、大変私自身もざんきの至りであり、申しわけないと思っておりますが、今後図書館は、せんだってでもご答弁を申し上げましたように、別途に図書館をどういうところに、どういう規模で建てるかということをもう一度出直して、新しく皆さん方におはかりをして事業を進めてまいりたいと考えておるところであります。

次に、3点目の農業公園についてであります。都市住民と農村との交流を深めるということが今日極めて大切でありますし、農業公園をつくりたいというご希望は、川島地区、神前地区等々にあります。あるいは私の聞いてない地域でもそういうことをご計画なさっておる地域もあるというふうに考えておりますので、農村の活性化、あるいは農業振興、それからもう一つ、水沢においても農業公園をつくりたいというご意向があることを忘れておりましたが、これはちょっと私が今ほかのことに頭がいってて言い忘れたんでお許しを賜りたいと思っておりますが、そういったそれぞれの地域にご希望がありますし、農業の振興、あるいは住民の方々の要請というものを踏まえまして、今後順次整備をさせていただきたいな、こう思っておるところでございます。どうぞその点についてもお許しをちょうだいしておきたいというふうに思います。

次に、公共交通機関のことについてであります。自動車交通に依存するということが今日の渋滞、あるいは窒素酸化物の負荷増加ということにつながっております。そこで、快適な市民生活を担保していくという判断に立てば、鉄道事業、あるいはバス事業に対する環境整備を進めていく必要があると思ひ、第6次基本計画の中で打ち出したものであります。例えば、鉄道に関しましては、近鉄湯の山線桜駅の駅前広場整備や駅舎改築等々でありますし、それらは順調に進んできております。また、三岐鉄道大長駅の移転に関しまして、県道拡幅とあわせて一体的な整備ということから鋭意取り組んでまいりまして、最終的には、当初予定した場所から少し

離れた地点での整備がようやく始まったところであり、それ以外にも鉄道近代化事業による各種整備への助成を行っております。

また、バスにつきましては、道路渋滞、あるいは利用者減というようなアゲインストの風が吹いておりますが、バス事業というものが今日の交通渋滞緩和の一つの大きな資産であるということは間違いありませんので、私どもはそういった事業に対しまして、できるだけ広域的な施策という意味で近接の町村としっかり連携プレーをとりまして、不採算部門についての取り扱いをきちっと採算がとれるように努力をしていけば、バス路線等ももっともっと有効に市民の方にご活用できるのではないかと、こう思っておるところでございます。フューチャー21等で既に話し合いを始めたところでもあります。しかし、これはフューチャー21ですからかなり関係団体がありますので、最終的にどういう結論になるか、今のところ予測しがたいものがありますけれども、要するにバス路線が不採算のためにより廃止の方向に向かうということのないように、住民の方々がご利用できるようなバス路線に切りかえていく努力を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

その他、いじめの問題、あるいは覚せい剤汚染の問題については、教育長の方からご答弁を申し上げます。

次に、各種委員会、審議会の問題であります。本市においては懇話会を含めると110の機関がありまして、委員数が1,693人ということになっております。したがって、これらの審議会等については、大変重要な役割を果たしていただいていると思うんであります。第三者機関として種々の方についてご協議を行ってご意見をいただいておりますが、法令によって義務づけられているものから、そうでない、あるいは今日の課題に対応するために任意に設置している時限的なものまで多種多様でありますから、一概にこの点についてどうするこうするというは、なかなか私からは申し上げにくいわけではあります。それぞれの設置条例、

規則の中で十分考えまして、所期の役割が十分果たせるように、そして委員の方にその方向に向かってご努力をしていただくことができますように、今後も時代の変化に伴って、設置目的、役割等の状況をはっきりさせながら、そのあり方をさらに合理的なものにしていく努力をしまる所存であります。

と申しましても、どうも私自身がそういう立場がやがてなくなるわけがありますので、これは後任の市長さんに十分お引き継ぎを申し上げて、あるいは関係部長の方からご説明申し上げて、ご趣旨に沿うような努力を今後もしてまいりたいと考えておるところであります。

以上、私からご答弁を申し上げ、その他の件についてはそれぞれ教育長、あるいは建設部長等々からお答えをさせていただきます。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） ご質問のうち2点についてご答弁申し上げます。

1点目の第6次基本計画にかかわって、学校施設、ランチルームについてのご質問でございますが、余裕教室をランチルームや和室、視聴覚室等に改修する計画といたしまして、小学校10校、中学校6校を予定しておりましたが、既に小学校では羽津小学校ほか2校のランチルームの整備、現在まで9校整備してございますが、笹川西小学校ほか1校の和室整備、三重西小学校ほか2校の視聴覚室の整備などを実施するとともに、中学校では中部中学校ほか1校の視聴覚室整備や、三重平中学校の和室整備を実施いたしましたところでございます。したがって、ほぼ予定どおりの執行となってきております。

なお、小学校のランチルームの整備は、全校に実施していく予定で計画的に取り組んでおるところでございます。

2点目のいじめや覚せい剤汚染の実態とその対応でございますが、本市におけるいじめの実態は、その件数においては平成8年度4月から7月ま

で、1学期のことでございますが、小学校で5件、中学校で13件でありまして、学校が一体となって取り組んだ結果、いずれも昨年と同じ時期に比べまして減少しております。

また、いじめの対応につきましては、小学校では嫌がらせやからかいが多くて、中学校では暴力や言葉での脅かしでございます。

次に、いじめ問題の対応につきましては、各学校ではいじめに関する指導の手引を活用して、いじめ問題に対する認識を深めたり、指導内容や指導体制の工夫を図ってまいりました。その結果として、生活実態調査や日記、作文を通して子供の悩みや友達関係を把握し、それを生徒指導に生かしたり、保護者を対象にした教育相談を実施したりしております。

また、中学校の文化祭でいじめに関する劇に取り組んだり、いじめに関するアンケートをもとに全校集会を開くなど、生徒みずからの手でいじめをなくす取り組みを進めておるところでございます。毎年夏に実施しております中学生サミットにおきましては、これらの取り組みを交流し合い、これからの生徒会活動に生かしてまいります。

さらに、学校内にいじめ対策委員会を設けたり、週1回生徒指導委員会を持つなど、いじめ問題解決への指導の充実とその徹底を図っております。教育委員会では、本年度指導課にいじめ問題担当参与を配置し、生徒指導の学校訪問やいじめ相談を実施したり、いじめ問題に関する研修会で講演を行うなど、いじめ問題の解消を図っているところでございます。

また、6月には、いじめに関する保護者向けのリーフレットを市内の小・中学校の保護者に配付し、いじめ問題解決のためには、学校と家庭と地域との協力が大切であることを訴えました。いずれにいたしましても、いじめは基本的人権にかかわる問題でございまして、いかなる理由があろうとも絶対に許されない行為でございます。今後も一人ひとりの子供の人権を大切にするという姿勢のもとに、取り組みを一層充実してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、覚せい剤汚染の実態についてでございますが、警察庁の発表によりますと、平成7年度に覚せい剤使用で補導された少年の数は全国で1,079人で前年より252人増加し、特に少年の中でも中・高校生など生徒の割合が急増しており、薬物乱用の低年齢化が始まったと言われております。市内における警察による補導の実態につきましては、平成5年には2人、平成6年には3人、平成7年には0人、平成8年1月から6月期には、18、19歳の有職、無職少年の3人でございます。また、現在のところ中・高校生の補導はございません。学校では喫煙や飲酒とあわせ、覚せい剤等の薬物乱用についても、ビデオ等を活用し保健体育で指導しておりますし、三重県等の作成しました薬物の恐ろしさに関する啓発物を、学校を通じて家庭配付もいたしたところでございます。また、地域における補導強化の一環として、補導員を対象とした研修会の開催も行っておりまいた。薬物乱用から青少年を守るため、警察初め関係機関、諸団体と連携を図りながら、今後もさらに防止に努めてまいりたいと存じますので、ご理解のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 各種委員会、審議会の見直しの中で、市長から基本的な問題を申し上げたわけでございますが、2点ほど質問をされておりますのでお答えをしたいと思います。

一つは公募制の問題でございますが、審議会への市民の声を反映させるという趣旨では、委員の公募制というのは一つの考え方だと思っております。市政モニターなんかにつきましては公募制を現在もとっているところでございますが、個々の審議会の設置の趣旨、あるいは目的等からして、公募制になじまないという審議会もございまして、今、議員から提案のございました公募制の問題につきましては今後研究をさせていただき、一定の考え方をまとめていきたい、かように

考えておりますのでご理解をさせていただきたいと思っております。

次に2点目の女性の委員の登用でございますが、これは既に過去の議会でも二、三回申し上げているわけでございますが、平成4年度に女性の登用について全庁的に取り組む、こういうことで通達を出しまして、いろいろの組織に要請をしてきたところでございます。そういう意味では従来から積極的に女性の登用について議論をしてきたところでありますが、その結果、平成4年度の当初と平成8年度を比較しますと、平成4年度で104の機関のうち50の審議会で198人の女性の委員が就任をしていただいておりますが、平成8年8月現在では114の機関中63の機関で女性の委員が就任をしていただいておりますし、その女性数も198人から267人、それぞれ大幅に増えてきているところでございますが、この機関数において8.5%、委員数において4%の増加をみ、女性の人員割合につきましては、現在15.4%でございますが、さらにこれらにつきましては一応の今年度までの目標は達成をされたわけでございますが、さらに女性委員の増加につきましても積極的に取り組んでいきたい、かように考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 第4点目の防災対策としての河川整備についてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のとおり、さきの阪神・淡路大震災の経験からいたしましても、災害時における消防水利の確保や河川の多目的利用は大変重要な課題でございます。現在本市におきましても、常時水量が多い河川や水路を消防水利として活用いたしておるところでございます。さらに、河川や水路を消防水利として利用するにつきましては、河川内に恒久的な取水や貯留施設を設置する必要がありますので、今後治水上支障のない範囲内におきまして、実施に向けて関係機関と協議しながら取り組んでまいりたいと考

えておるところでございます。

次に、河川・水路ネットワーク事業につきましては、前回の質問の段階ではまだ具体的な制度が明確になっておりませんでした。このたび国の第9次治水事業5カ年計画の中では、政令都市及び地方中核都市において20カ所の整備を計画しているため、県下の都市は採択の対象になっておらないのが現状でございます。しかしながら、中核都市を目指す本市といたしましては、今後河川と水路のネットワークにつきまして、さらには緑化など環境保全と防災対策も考え合わせて調査、研究を行うとともに、次期の事業採択に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 森 真寿朗議員。

○森 真寿朗議員 どうも答弁ありがとうございました。時間も制約がございますので、再質問について1点ばかりいたしまして、あとは要望にとどめたいと思います。

市長のいろいろと今日までの市政運営、それなりに理解をいたしました。大変市政運営には経済情勢というものがついて回り、その結果運営が可能となってくるわけでございますので、今日の情勢の中、大変厳しかったとこう考えておりますが、いろいろとやり残した、あるいは次の市長さんへというお話でございますが、残されたわずかな3カ月でありまして、知恵を絞って頑張っていたきたい、こうご要望をしておきたいと存じます。

それから、先ほど答弁がございました河川の防災を含めた整備の関係でございますが、今日住民の生活様式が大変な改革をしたきょうこのごろ、行政が農業用水だの河川だのと言って、いろいろと住民のためになることでありながら、今日までいわゆる縄張り争いですか、やってきておる。国も今日では少しその辺に気がついて、地方分権もあり、国の姿勢も変わってきたということから、四日市の市政もその辺を住民のためにとということで先行して、今後そんな事業について十分深く検討をして実行をしていた

だきたい、こう要望をしておきたいと思えます。

次に、農業公園でございますが、いろいろと第6次基本計画の中でははっきりするように建設に対しての策定をすると、こういうことですが、今日までその計画の姿、こういったものも見えてまいりませんけれども、この辺について農林水産部長からひとつ、私どもこういった問題で何度も本会議で質問させていただきました。これには今日の農業公園には福祉の関係も含めて、温泉等も掘って、そうして福祉を含めた農業公園をと、こういうことで要望をしておきましたけれども、その考え方について一言明快な答弁をお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと存じます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 暫時、休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後1時1分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産部長。

○農林水産部長（赤塚宗信君） それでは、再質問いただきました農業公園につきましてお答えを申し上げます。

第6次基本計画におきましては、自然と農業とのふれあいを主体に、レクリエーション、イベント等の機能を持った農業公園の建設に向けて構想を策定する、こういうことになっておるわけでございます。市長が答弁申し上げましたように、農業公園として具体的な構想の策定につきましては、現在のところその段階に至っていないわけでございます。農業公園としましての設置場所等につきましてはまだ未定でございますけれども、構想策定につきまして先進地の事例とか、そういったことにつきまして視察、あるいは資料を取り寄せたりして研究をしておるところでございます。

農業公園と言いましてもいろんな形態があるわけございまして、単に

温室とか花壇、あるいは樹木植栽、それにいろんな修景施設等入れましての都市公園的な公園から、農業あるいは農村の特性を十分に生かしまして、観光農業、そういったものを取り入れた公園もございます。観光農業と申しましても、いろんな形態ございまして、ご承知のように、体験農園とかふれあい農園とか、貸し農園とか、市民菜園、あるいはオーナー農園、果樹等のもぎ取り公園、こういったものがあるわけでございますけれども、こういった観光農業を取り入れまして、農業公園としての特性を発揮しておる、そういう公園もございます。

また、農業公園の建設とか、あるいは運営につきましても、市営あるいは公営、あるいは民間、準民間、あるいは第三セクター、いろんな形態があるわけでございます。いずれにしても、市といたしまして構想の策定につきましては、市長が申し上げましたようにその場所の選定、それと用地の確保、そういったことが前提条件になるわけございまして、そういった場所の選定とか用地の確保のめどがつかしました段階におきまして、その用地の特性を生かし、立地条件を生かし、あるいは四日市市の農業公園としての特性を発揮できるような形の公園ということで、構想の策定につきまして努力をしまいたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 森 真寿朗議員。

○森 真寿朗議員 よくわかりましたけれども、今日まで計画が策定に手をかけていないと、こういうことはいわゆる熱意がなかった、こう理解をしたい、こう思います。それで答弁いろいろ詳しくいただいたわけでございますけれども、そうしたら平成9年で第6次の基本計画終わるわけですが、一体平成8年に策定を終える、あるいは平成9年度でその策定をして、次の平成10年度から建設をするとか、この点について具体的に答弁をいただきたい。

○議長（谷口廣睦議員） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤塚宗信君） 先ほど申し上げましたように場所につきまして、現在のところ市長申し上げましたように、候補地というものはございますけれども、確定につきましてはなかなか難しいのではないかと思います。そういうことを踏まえますと、平成8年度中あるいは平成9年度に具体的な場所を決めて、その場所を前提としていろんな構想を立てる、そういうふうにつきましては難しいと思います。平成8年度あるいは平成9年度中に構想を立てよというお話かと思っておりますけれども、それにつきましては場所の選定、あるいは用地の確保、そういったことにつきまして平成8年度中にめどをつける、そういう段階は難しかろうと思っておりますので、構想につきましてはもう少し先送りをさせていただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 森 真寿朗議員。

○森 真寿朗議員 場所の選定、用地の確保は、その計画策定の中に入ってくるのではないかと思いますので、建設のための計画策定というものが難しいとこういうことになりますと、一体全体基本計画はどういうことで立てるんだとこういうことになるわけですから、その点をしっかりと踏まえて責任ある答弁をしていただきたい。

○議長（谷口廣睦議員） 奥山助役。

○助役（奥山武助君） 農業公園の問題につきましては再三ご質問をいただいておりますが、各地域の特性もございまして、もう一つは公園の形態等につきましては、先ほど部長も答弁したような感じでございますけれども、用地についてどういうぐあいに地域でご協力をいただくかということも踏まえた中で構想も策定して、実現に向かって第6次までにまとめていきたいと、このように思っておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 市川悦子議員。

（市川悦子議員登壇）

○市川悦子議員 最後の質問者になりましたが、よろしくお伺いいたします。

まず最初に、障害者対策の推進について大きく三つの項目についてお伺いいたします。

まず1点目、やさしいまちづくりの推進について四つお伺いいたします。

近年、大阪府を初め、兵庫県や町田市など、各自治体で福祉のまちづくり条例を制定する動きが広がっています。この福祉のまちづくりは、1969年、今から二十数年前に仙台市で始まったと言われています。車いすの少女がまちに出たいと言ったことがきっかけとなり、ボランティアの生徒たちがそれを支援したことが仙台市のまちづくりに一石を投じることになりました。その後各種の市民運動や障害者の生活ゾーン拡大運動が福祉のまちづくりに先導的役割を果たしてきたわけですが、1973年に仙台市で、さらに1975年に京都市で開催された車いす市民全国交流を契機に、その後、「だれでも乗れる地下鉄をつくる会」が発足し、1980年に全国で初めて大阪の谷町線の駅にエレベーターが設置されました。これは自由に移動できることを人権の一つとしてとらえた市民運動の成果だと言われています。

先日、やさしいまちづくりに積極的に取り組んでいる大阪市を視察しましたが、条例の前文にも、「すべての人の基本的人権を守る」ということが明文化されており、障壁を取り除き、すべての人たちが自分の力で社会参加のできるまちづくりを目指すことがうたわれています。このような動きの中で政府は、1994年6月、生活福祉空間づくり大綱を発表し、建設行政の視点を高齢者、障害者はもとより、子供、女性等含めた幅広いものへと転換することを打ち出しました。ここにも整備を進めていく上でさまざまな人の基本的人権を守ることが盛り込まれています。そして21世紀の初頭までに十分な福祉社会を形成するための生活像と整備目標を示しました。またさらには、この年の9月にハートビル法を施行し、建物にも高齢者、身体障害者が円滑に利用できる法律をつくり、ノーマライゼーションの理

念の実現を目指しています。こうして制度的な環境が整備されるに伴い、バリアフリーをまちづくりの中でいかに実現していくか、今重要な課題となっています。

そこでお伺いいたします。

一つ目、バリアフリーのまちづくりを地域を指定し、モデル地区を選び進めていただきたい。建設省、厚生省では、生活福祉空間づくり大綱の策定の後、ことしの3月には福祉のまちづくり計画策定の手引の発表など、面的な広がりを持ったバリアフリーの移動のネットワーク整備を進めるとしました。しかし、急速な高齢化社会の進展と、高齢者、障害者が安心して、自立して生活できるまちづくりが非常に強く求められるようになり、このやさしいまちづくりを目に見える形で実感できるための早急な実施が必要となりました。そこで、総合的にバリアフリー化された市街地の整備を来年度よりモデル的に進めることになったわけです。例えば、車いすのすれ違える幅の歩道の整備や、交流空間を備えた歩行空間をつくるなど、また高齢者等の社会参加を支援する道路の整備や施設の整備など、バリアフリー関連施策として集中的に実施し、ハートビル法や条例に基づく建物の整備を誘導するなど、バリアフリーのまちづくりを普及していこうというのです。対象となるのは、バリアフリーのまちづくりに積極的に取り組んでいる市町村で、平成9年度は数地区を予定しているとのことですが、本市の積極的な取り組みをお願いしたいと思います。ご所見をお聞かせください。

二つ目に、今進められている中央通りの整備についてお伺いいたします。

きのうも田中俊行議員の方から、グレードの高い整備をということで質問されましたが、私はすべての人にやさしい中央通りの整備をということできょうはお伺いいたします。

この通りは市のシンボルロードでもあり、車、自転車、人等交通が激しく、障害者や高齢者にとってはとても安心のできない、危険と隣り合わせ

の道路でもあります。人にやさしい道路づくりが当然望まれますが、整備に当たってはどのようなコンセプトで進められるのでしょうか。バリアフリーイコール福祉といった見方や、一部の弱者への配慮といった固定観念を払拭していただき、特殊で専用という整備ではなくて、どこまでユニバーサルなものにしていくのか、どこまでバリアを取り除くのかということに心を置き整備をしていただきたいと思います。あくまで人の手を借りずに自分の力で自立していきたいという願いに対してのサポートをどうするのか、何ができるのか、それは建設の視点をどこに置くかで決まると思います。今までの景観への概念をぜひ整理していただきたい。優しさの共生という基本を見失わずお願いしたいと思います。ご所見をお聞かせください。

三つ目に、やさしいまちづくりを確実に進めるための推進体制についてお伺いいたします。

三重県では平成6年4月、「三重県だれもが住みよい福祉のまちづくり推進要綱」を施行しました。本市では昭和54年4月に制定された四日市市福祉環境整備指導要綱の見直しを今、行っていると聞きました。大阪市では、総合的にかつ円滑に推進するため、市長を本部長とする推進本部を設置しています。さらに二つの分科会を設け、ハンディキャップを持つ当事者が直接参画し、整備や啓発をきめ細かく具体的に検討をしています。要綱制定やその後の推進にはこうした多様な人たちが共同参画し、その意見を確実に反映する仕組みづくりが大切です。ご所見をお聞かせください。

最後の四つ目は、障害者対策とは少し離れますが、市民の声を直接反映した道路づくりをということでお伺いいたします。

建設省では歩道整備5カ年計画策定に向け、キックオフレポートと称し、21世紀へ向けての道路づくりへの意見や提案を募集しています。これは暮らしや経済を支える道路にもっと関心を持ってもらいたい。そしてその声を反映した道路づくりをしたいということです。21世紀を見据えた四日市の道路に、子供から高齢者まで広い草の根の市民の声を生かした道路づく

りを、四日市独自の方法で取り組んでいただきたい。ご所見をお聞かせください。

次に2点目の中途失明者生活訓練事業の推進についてお伺いいたします。

この質問は、平成6年6月と12月の本会議でさせていただきました。再起の最も難しいと言われる中途失明者はますます増加しており、早急な事業の取り組みが必要なことや、早い時期のきめ細かいリハビリテーションがどれほど大切か、既に認識されていることと思います。また、専門の生活歩行訓練士も全国的には数少なく、人材の確保もとても難しいこと、お知りいただいております。さらに、先回の質問の際には、豊田市等先進的に取り組んでいる自治体も紹介させていただきました。その上で、本市の心ある取り組みをお願いしましたが、既に2年がたちました。その後のご努力の結果をお聞かせください。

また、今回はさらに事業を効果的に進めるためには、専門スタッフを中心とした包括的なリハビリテーションシステムが大切という観点から質問させていただきます。

中途失明者緊急訓練事業を国の補助を受けて実施している茨城県では、失明者が専門の指導員から生活、歩行、点字といった訓練を受ける前に、初級指導員により援助を受けます。この初級指導員は、市民一般から公募により選考され、講習を受け養成されます。そして早期に在宅へ訪問し、身の回りの生活が自立してできるよう、日常生活訓練を行いながら心のケアも行います。今まで訓練を受けられなかった失明者の多くが、社会復帰できるようになったそうです。中途失明者のリハビリ事業は全国でも余り進んでおらず、事業を開始しても失敗に終わったところもあると聞きました。着実に実施していくため、専門指導員の配置と、こうした包括的な事業計画も念頭に進めることが大切と思われますが、お考えをお聞かせください。

次に3点目、雇用問題についてお伺いいたします。

国では平成7年12月に障害者対策に関する長期計画の具体化を図るため、

重要施策実施計画として障害者プランノーマライゼーション7カ年戦略を策定しました。この基本理念の一つは、人間としての復帰を目指すリハビリテーション、二つ目には、障害を持たない人と同等の生活を実現するノーマライゼーションです。本市でも昨年3月、障害者施策に関する長期計画を策定し、健康で心のかよう福祉のまち四日市へと、その基本的方向を明確にしました。そこには、可能な限り障害者の社会的不利を克服し、障害を持つ人がその障害を意識することなく生きていける四日市にするとの決意が明文化されています。

そこで、本市の職員の採用試験についてお伺いいたしますが、現在の職員の雇用率は1.65で、本市の目標とする雇用率の2.0を下回っています。本市の職員採用試験では、特別枠選考として身体障害者は別枠で実施していますが、一般採用試験は受験ができるのでしょうか。もしできるのであれば、その旨を明記すべきと考えます。また、受験できないならば、その理由をお聞かせください。

次に、この秋実施の身体障害者の採用試験の受験資格（3）に、ただし、活字文による出題に対応できる人とありますが、墨字の読めない視覚障害者には受験資格はないということでしょうか。社会への啓発の模範とならなければいけない市役所が、障害者の平等な社会参加の門を閉ざしてよいのでしょうか、お聞かせください。

また、受験資格（4）には、介護者なしで職務を遂行できる人とありますが、どこまでを介護を必要と見るのか。インペアメント、リサビリティ、ハンディキャップを人事を扱う部署として具体的にどう考えるのか。昭和49年に本市は厚生省より、身体障害者福祉モデル都市として指定を受けています。市役所は何より率先して取り組まねばなりません、ご所見をお聞かせください。

次に大きな2番目、学校図書室の充実についてお伺いいたします。

生涯学習社会にみずから学ぶ力をつけることは重要ですが、その基礎・

基本を培うのは小・中学校における学校図書室活動だと言われています。子供たちの豊かな感性を醸成するためにも、学校の図書室は大きな役割を担っています。しかし、今問題となっているのは、これほど大切な学校図書室に図書を充実させ、子供と本をつなげる専任の司書が配置されていないことです。現行の学校図書館法は、1953年、今から43年前に制定されました。学校教育に欠くことのできない設備として設けられましたが、しかし、運営に当たる司書の配置については、当分の間置かないことができると緩和し、この当分の間が実に今に至る43年も続いているのです。また、この司書は教諭をもって充てるという充て職で、司書教諭の資格を持った教師が担任や授業を受け持つ傍ら、校務分掌で図書係を担当し、苦勞して図書運営に当たっているのが現状です。しかし、ここ数年前から全国で学校図書室に専任の専門職員の配置を求める住民運動が広がり、財政事情が厳しい中でも配置を実現させた自治体も増えてきました。この運動は父母たちが学校の図書室を日常的に利用することは、どれほど学ぶ、また知る楽しさになるか、子供たちに体験させたい。また、学校の図書室をもっと授業に生かしてほしいと願うことから始まりました。

先日、大阪の箕面市を視察させていただきましたが、箕面市では、学校図書館司書を市内の全小学校13校に年次的ではありますが完全配置し、学校の図書室を子供たちによみがえらせたそうです。取り組みの始まりは、学校図書室の活性化を願う地域の文庫関係者、司書、教師たちがメンバーとなり会を組織し、専任の専門職員の配置へ向けて取り組みました。さらに、自分たちのまちの子供たち、何とか豊かに育てたいという教育委員会の熱意と勇気が、より具体的な強い活動を推進することになりました。司書の入った図書室では、子供たちの読書離れはどこへやら、図書室はどこも子供たちでいっぱいです。また、教師が創意に富んだ授業を展開するのに必要な教材・資料が司書から提供されたり、地域や他県の図書館組織とも連携し、広範な情報のアクセスも可能となりました。司書と教師の共同

でより豊かな授業をつくり出す実践が展開されているのです。これこそ中教審で言われている、「生きる力をつける教育」がなされる環境だと思えます。まさに学校の図書室は、学校教育を変革するかぎであると思えます。今、本市でも21世紀を担う大切な子供たちをはぐむ学校図書室を充実させたいと、市民のネットワークが広がっています。時は熟しています。国はどうあれ、本市の教育委員会の積極的な姿勢をお願いしたいと思います。ご所見をお聞かせください。

最後の項目、女性施策の推進についてお伺いいたします。

本市に平成5年4月女性課が設置され、女性センターがこの8月にオープンされるまで約3年半、こんなにわずかの間にこれほど盤石な女性施策の推進が図られたことに対し、心よりお礼を申し上げます。市長の英断と坂倉課長初め、担当の皆様方の大変なご努力、またそれを支援して下さった周りの方々の応援があればこそと、本当に感謝しております。女性施策は、他を見ましても、とかくひな形どおりに進められ、独自性に欠けるのが常ですが、本市の場合は市民が主体という基本を貫き、課題を探ること、プランの策定、事業の実施に至るまでともに検討を重ね、本当の四日市らしい取り組みをしてきました。これは方々から高い評価をいただいております。

さて、女性課は女性センターの方へ移転しましたが、施策の推進は言うまでもなく、全庁的に取り組まねばなりません。女性プランに掲げられた七つのプラン、仕事と育児を支える条件整備をすること、男女平等教育をすること、審議会等へ女性を登用すること、女性のための施設をさらに充実していくこと、相談体制を充実させること、更年期女性への取り組み、単身女性への不利益を除去すること、これらは今後なお一層確実に実施して解決していかなければなりません。今後の施策の推進について、女性課としてはどう取り組むのか。また、女性センターとしてはどう進められるのかをお聞かせください。

もう1点は、市役所で働く職員の男女平等意識の啓発についてお伺いいたします。

平成6年2月に市役所内の男女の意識調査を実施しましたが、予想以上に男女の固定的役割、分担意識が根強いことや、仕事での男女の格差が激しいことが明らかになりました。先日は、女性センターオープニング行事として、東海5都市の女性施策担当者会議が開かれ、本市の管理職の方々も多く出席されました。職場の意識改革は、まず管理職から正しい意識を持つことが大切です。そして基本的なところから一環した教育研修を持続して実施せねばなりません。また、女性問題は人権問題であるということは周知のごとですが、今後職員研修所、人権センター、女性課と密に連携を取りながら進めていただきたいと思います。ご所見をお聞かせください。

最後に、この9月より市立四日市病院に女性のための専門外来、更年期外来を設置していただきました。これはこの高齢化時代に更年期を迎えた女性たちが適切な治療を受ける専門機関がなくて、長い間苦しむという、女性問題として解決せねばならない課題の一つでした。早急な取り組みをしていただき、本当にありがとうございました。今後医師会等の協力も必要でしょうが、一人でも多くの女性たちにこの情報を提供していただくよう、どうか一層のご努力をよろしくお伺いいたします。

それでは、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） 建設部長。

〔建設部長（矢田禎雄君）登壇〕

○建設部長（矢田禎雄君） 第1点目の障害者対策につきましてのやさしい道づくりと、この中でバリアフリーのまちづくりの問題、あるいは現在進めておる中央通りについてどうするのかとか、あるいはこれからの道路整備する中で、学童とか広く市民の方々にアンケートを求めると、こういうことについてのご所見ということで、これにまつわることににつきまして

ご答弁させていただきます。

第1点目のモデル地区を指定してバリアフリーのまちづくりの整備、推進ができないかと、こういうご意見でございます。近年の交通事故の状況を見ますと、65歳以上の高齢者の死亡事故が多い上、年々増加傾向を示しております。大体全事故数の死者数のうちの30%がそういう高齢者であるというようなことでございます。これは大きな社会問題となっております。しかも、その大部分が歩行中の事故ということで、歩行者事故の54%が高齢者が占めておるといことで、これは往々にして自宅から500m以内で発生しているということでございます。これは高齢者の社会参加の機会が増え、外出する頻度が高くなったことが原因ではなからうかと、こういうふうに推測をいたしておるわけでございます。そこで、こういうようなことを踏まえまして、国におきましては平成8年度を初年度とする第6次特定交通安全施設等整備事業5カ年計画の中では、高齢者、身体障害者等の社会参加を支援する歩行空間の面的整備を目的としたコミュニティゾーン形成事業が創設されたわけでございます。このコミュニティゾーンは、歩行者と通行が優先されるべき住居系、あるいは商業系地区において、おおむね500m四方程度の区域の設定を行い、通過交通を適切に抑制する。また、地区内の歩行者、あるいは自転車の安全確保をするために、コミュニティ道路や歩車共存道路の整備と、公安委員会等の速度規制等を適切に組み合わせたものでございまして、平成12年度までの5カ年間で人口10万人以上の約220市を中心に、約300カ所での実施を図ることとなっております。指定に際しましては、地区内の関係者と十分に協議をし、合意形成を得ることが重要なポイントでございますが、本市もこの指定を受けるべく現在検討を行っておるところでございます。できるだけこれを進めていきたいと、このように考えております。

このご質問のバリアフリーのまちづくりでございますが、コミュニティゾーン形成の中で幅広い歩道の整備や、歩道の段差の切り下げ、また視覚

障害者誘導用ブロックの設置等、高齢者を初め、障害者にも安全に、また安心して歩いてもらえるような施策に取り組んでまいります。

また、あわせてこれらは関係部局におきまして、ゾーン内の建築物に対しましてもご意見ございましたように、ハートビル法や本市の要綱に基づいて、建築主への指導を強化するとともに、総合的なバリアフリー化に努めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

次に、中央通りの整備でございますが、整備に際しましては、従来から福祉関係部局と協議をしながら実施をしておるわけでございますが、今回、直接障害者の皆さんの声をお聞きし、今後の道づくりの参考とさせていただきますために、道路課におきまして去る7月に、市役所前の歩道を障害者の方々と、皆さんと一緒に歩きながら意見交換を行ったわけでございます。直接お話を聞きし、改めてすべての人が安全でスムーズに行動できる道づくりこそ、人にやさしい道づくりであることを、またすべての人にとって快適であることが景観形成の原点ではなからうかと思っており、事業を進めていく上で大変参考になったところでございます。今後ご質問の中央通りを初めとする道路整備の取り組みに際しましては、この貴重な意見を生かしながら、できることから人にやさしい道づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、広く一般から意見や提案が求められないかのご意見でございますが、ご質問のとおり、国においては平成10年度から始まる第12次道路整備5カ年計画の作成に反映するため、「あなたの声から始まる道づくりキック・オフ・レポート」をキャッチフレーズに、広く意見や提案を募集しているところでございます。

本市におきましても、過去に交通渋滞緩和や交通事故防止を主眼としたアンケート調査を行ってまいりましたが、道路はどうあるべきか等の構想的な調査については、広く市民に意見を求めたことは過去にはなかったわけでございます。したがって、今後このご意見を踏まえ、一般市民を対象

にした市政アンケートの活用を図るとともに、教育委員会の協力を得ながら、学生、学童等の意見、提言を募る方策を検討する等、広く市民の意見や提案を聞かせていただく機会を設けながら道路整備に生かしていきたいと、このように考えておるところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） ただいまご質問いただきました障害者対策のうち、やさしい道づくりの推進体制の整備と中途失明者生活訓練事業についてお答えを申し上げます。

福祉のまちづくりの具体的な取り組みといたしましては、まず市の福祉環境整備指導要綱を見直すための作業を進めております。既にハード面の具体的な基準を策定するため、道路課、公園緑地課、営繕課、建築指導課、それから私どもの障害福祉課のメンバー、これをメンバーとするワーキンググループを発足させ、その作業に取りかかったところでございます。次の段階として、新要綱にソフト面の内容も盛り込む必要がございますことから、現在のワーキンググループにさらにほかの関係課を加えて全庁的な組織とし、平成9年度策定に向け積極的に作業を進めていきたいと考えております。見直し作業を進めるに当たりまして、障害者団体や学識経験者等の参画や意見を聞く場を設定するなど、市の確固たるまちづくり推進要綱に改定してまいりたい、さよう考えております。

次に、ご指摘のように要綱が整備されても、これを生かしてまちづくりをいかに推進するかが大きな課題でございます。そこで、推進体制といたしましては、全庁的な体制が必要なことから、助役をトップに、関係部長で構成されたまちづくり推進本部、これまだ仮称でございますが、これを組織するとともに、障害者団体の代表や学識経験者の参画をした分科会といった組織も構築してまいりたいと考えております。いずれにいたしまし

ても、まずは市の職員が意識改革を図り、一丸となって取り組む姿勢が必要でございます。その上で市民の方の理解と協力を求めながら、本市の人にやさしいまちづくりを進めていきたいと考えている次第でございます。どうかご理解を願いたいと存じます。

次に、中途失明者生活訓練事業についてお答え申し上げます。

中途失明者の歩行指導者の確保につきましては、従来より強いご要望をいただいております。る検討をいたしてまいりましたが、専門職としての性格が強くなることから、四日市市社会福祉協議会の職員を平成9年度に、厚生省主催の歩行指導者養成課程に派遣する方向で現在調整中でございます。なお、資格取得後は、その専門性を生かして、身体障害者デイサービス事業の一環として位置づけ、サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

また、歩行訓練に先立ち、心のケアや生活面での指導、助言も必要でございますので、これにつきましては相当の訓練期間を要するほか、専門スタッフ確保の問題もございます。先ほどご提言もありました他都市の先進事例やネックとなった点なども参考にしながら、事業が効果的に進められますよう十分研究をしてまいりたい、そんなふうに考えておりますのでどうかご理解を賜りたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 障害者対策のうちで、市の職員の採用について2、3点ほどご質問がございましたので、お答えをいたしたいと思います。

本市の一般事務の採用につきましては、健常者のみの採用ではなくて、身体障害者も含めた機会を与えているところでございます。さらに、別枠といたしまして身体障害者のみを対象とする採用についても、身体障害者に対して市の職員となる門戸を広げるということで、他市に先駆けて昭和

63年度から毎年実施をしてきているところでございます。しかしながら、障害者の任用に当たりましては、その年ごとに、どの職場で、どういう職種についていただくかという職場環境の整備も必要であることから、職務遂行上最小限度の受験資格を設定しなければならないと思っております。その結果、先ほどご質問にありましたように、本年度の採用に当たりましては、受験要綱に示したとおり、現状では活字への対応と同時に、介護者なしという条件が不可欠と判断をしたところでございます。それで、この介護者なしとはどういうことかという質問でございますが、常時介護を要するとか、専任の介護者がいなければ執務ができない障害を有する方については受験を制限をする、こういうことでございまして、例えば、職場内の同僚による補助により職務が可能の方については、受験制限をしていないのが現状でございます。いずれにいたしましても、市の職員には、住民に対応しなければならない全体の奉仕者としての責務もございまして、具体的に与えられた職務をどう全うするかということも非常に考えなければならないところでございますので、その中において障害者が市の職員として職務を遂行するとともに、その能力が発揮できるような、そのためのもろもろの条件整備も、先ほど申し上げましたように職場の環境整備ということで不可欠でありますので、今後はこの条件整備についても努力を進めなければならないと思っております。質問の趣旨にありましたように、市行政における障害者の方々の職域を広げるよう、今後も努力を重ねていきたい、かように考えておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

○議長（谷口廣睦議員） 教育長。

〔教育長（小竹 章君）登壇〕

○教育長（小竹 章君） 大きな2点目のご質問でございますが、小・中学校の図書室に市費負担の司書を配置することによって、図書室の充実を図ってはどうかというお尋ねでございます。

学校図書につきましては、平成6年度より文部省の学校図書にかかる新5カ年計画を受け、現状の1.5倍の蔵書水準を整備目標として、蔵書の充実に努めてまいりました。学校図書室を充実していくには、設備、蔵書、指導者の充実が大きな要素でございますが、ご指摘のとおり、とりわけ指導者の配置が大切であると考えております。司書教諭の配置につきましては、学校図書館法第5条の規定によりまして各学校に置くことになっておりますが、ご指摘のように、附則第2項に、「当分の間置かないことができる」という規定がございまして、そのために市内のみならず、県下の小・中学校におきましても配置されていないのが現状でございます。しかしながら、各学校におきましては、図書室の管理運営及び指導を行う教諭が必要であるため、専任でない教諭が授業を担当しながら、子供たちにより適した本を紹介したり、読書指導を行っております。

反面、子供たちの読書離れといった傾向の中でも、市内の各学校におきましては、新書コーナーを設置したり、読書強化週間等を企画するなど、子供たちに対して読書への興味づけをするための図書室経営について工夫がなされております。とりわけ大谷台小学校は、平成7年度に東海3県学校図書館奨励賞で文部大臣賞を受賞いたしました。

司書教諭の充実につきましても、平成6年度に学校図書館司書教諭講習実施要綱が定められまして、その制度を利用して資格を取得する教諭も年々増加しておりますが、より充実した指導を図るため、専任の司書教諭の配置を引き続き県へ要望しているところでございます。

なお、本市といたしましても、教育視聴覚センターの研修事業の一環として、図書担当教諭の資質向上に向け、研修を組んでいるところでございます。県費で措置されるまでの間、ご指摘のありました市費負担での司書の配置につきましては、現状では大変難しいものがございますが、今後とも研究してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 市民部長。

〔市民部長（南部和雄君）登壇〕

○市民部長（南部和雄君） 大きな3点目の女性施策の推進につきまして、2点ほどご質問がございましたのでお答え申し上げます。

本市では、昨年多くの市民の皆様の声をつづった「四日市市女性施策プラン」を提言としてまとめ、21世紀に向けて男女共同参画型社会を実現すべく、女性行政の推進に取り組んでおりますが、このたび皆様のご理解とご協力を得て、本町プラザ内に女性センターを設置し、このプランの中で取り上げております課題の一つ、女性のための施設整備、すなわちこんな女性センターがほしいという提言を実現させていただいたわけでございます。このセンターは、女性問題に関する市民の、特に女性の活動拠点として整備いたしましたもので、情報の提供、女性の交流並びに自立を支援するという役割を担っており、いわば女性施策プランを具現化する施設でございます。私どもは、この女性センター内へ女性行政を担当する女性課が移行したことにより、プランに密着したさまざまな活動を実現するとともに、女性センター活動を通じて地についた女性施策の推進がより一層可能になるものと確信いたしております。オープン以来現在までの具体的な事業といたしまして、世界女性会議に参加されました市民の方々による手づくりのワークショップの開催、職員研修所と企画調整課の協力を得て実施した東海5都市女性行政担当課長会議、また保健センターと共催した女性の健康に関する講演会、四日市公共職業安定所と連携して実施した女性のための就職相談会など、オープニング記念のメイン行事が上げられますが、これらはこれからの女性センター事業の方向性をあらわすとともに、女性行政という新しい、そして横断的な行政に相ふさわしく、いずれも市民の皆様への参画や市役所内外の関係部局、関係機関との連携のもとに実施したものでございます。

また、8月1日のセンターオープン以来、既に2,000人を超える皆様に

ご利用をいただいている次第でございます。今後はプランに掲げられております課題別の担当課長会議の実施など、全庁的な女性施策の推進体制の確立に着手するとともに、関係他機関や市民の皆様との連携をさらに一層強め、一つ一つプランの実現に向け努力してまいりますので、ご支援、ご協力をいただきたいと存じます。

さて、市役所庁内の男女平等意識の啓発についてでございますが、女性課と職員研修所等が連携を図りながら、従来より職場リニューアル研修等の中で、職員の意識改革に取り組んでおりますが、依然として固定的な男女の役割分担意識が散見されるのも事実でございます。今なぜ男女共同参画型社会を実現するために意識改革が必要なのかという基本的な点を踏まえた上で、今後は女性課を中心に職員研修所と連絡調整をより密に行い、ご指摘の職員研修、特に職場での意識改革を推進するための管理職研修の一層の充実並びにその持続的な実施に努めてまいりたいと考えております。

さらにご指摘のように、女性問題を人権問題としてとらえ、全庁的な課題とするため、本年度から設置いたしました人権啓発センターの中にあります横断的組織、人権啓発推進委員会の職員啓発部会において十分論議を重ねるとともに、女性課、職員研修所、人権啓発の三者が連携を図り、全庁的な取り組みに努めてまいりますので、よろしくご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 市川悦子議員。

○市川悦子議員 ご答弁ありがとうございました。

まず、やさしいまちづくりのバリアフリーのモデル地域をとということでお答えいただきましたが、建設部長お答えいただいたように、まず線で結ぶ道路を中心としながら点である建物へのハートビル法、それを誘導しながらバリアフリーを進めていかれるというお話を伺いました。こうしたことがさらに進んで地域全体の総合的なバリアフリー化となる、そんなふうにあります。ですからこういった小さなことから、そしてできることから

着実に進めていただくことが大切かなと思いますのでお願いいたします。

それで、モデル地域を定める方向で検討したい、地域とも協議を重ねながらとおっしゃいましたが、なるべく早く先導的なモデル地区を形成していただきたい、そんなふうに思います。大きな啓発になりますし、これは大阪の例ですが、大阪では、福祉のまちづくりのモデル事業として、御堂筋と長居公園の2カ所を定めて整備を行ったと、これがすごい大きな啓発の区域になったというふうなことを伺いましたので、そんな形で早いこと進めていただきたいなと思います。

それと、いろんなこういったやさしいまちづくりの国の事業があるわけですが、必ずしもすぐ本市にそれが適用できるとは限らないと思いますが、本市にとって得策かなと思われるものはできるだけ積極的に取り入れていただいで利用していただきたいなと思いますので、その辺のご検討もこれからよろしくお願ひしたいと思います。

次に、中央通りの整備ですが、今、部長の方から、景観へのコンセプトといいますが、基本的な考えを伺って安心したわけですが、景観形成の原点はすべての人に優しいことだと。今までの景観の考え方、従来の健常者中心の考え方からすべての人、すべての人というのは、高齢者も障害者も、それから女性も、すべての人に納得のできるということですが、そういった納得できるものへと転換していく必要があるわけですね。そうした基本的な景観のコンセプトをしっかりと共通理解していただいで整備を進めていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

景観をしっかりと見きわめて進める上で、だれにでも合うデザインといいますが、だれにでも適合するものということが望まれるわけですが、これをユニバーサルデザインというふうに聞きました。だれにでも即応する、適応するというんですか、これは伊丹にある、これは市の経営する公園だそうですが、荒牧公園というのがあるそうです。バラ公園だそうですね。ここは車いすでゆっくとバラが観賞できるような整備になっていて、そ

してスロープがずっとつくってあるそうですが、私は技術的な勾配の率はどうかということはありませんが、6%の勾配でスロープがつくってある。これは車いすの人だけでなく、バギーを押す人、それからゆったりと歩きたい人にもすごく重宝されている。そしてもう1点は、レイズドベッドというのがこのバラ公園にある。このレイズドベッドというのは、地上60cmの花壇だそうです。この花壇をつくって車いすの高さの人にもバラの香りが届くように配慮されてつくられたわけですが、その花壇にはベンチのかわりになるような要素があって、そこにゆっくと腰をかけてバラを観賞する人もいる。だから車いすの人だけじゃなくて、いろんな人にそぐうといいますが、そういうふうなのをユニバーサルなものと言うんだそうですが、こういったものを追及して整備をしていただきたいなと思います。

ちょっとした工夫でバリアは取り除かれると思いますので、中央通りといいますが、障害者の方がちょうど総合会館に通われる方も多いですし、本当に利用される大きな大きな通りですから、その辺しっかりとコンセプトを持って進めていただきたいなと思います。

市民の声を反映した道路づくりをしてくださるということであれしく思います。特に、子供の声を聞くということは大事だと思いますので、子供の声もしっかりと聞いていただきながら、高齢者の声も、女性の声もあわせて、そして21世紀の四日市の道路はこんなふうになるんやって、夢の描けるようなまちづくりを子供たちにも見せていただきたいなって思います。

次に推進体制ですが、助役をトップに本部を組織してってお聞きしました。さまざまなハンディを持った人が計画づくりに実際に参画するということは、非常に大事なことです。改善点だとか、整備基準の共通点、そういう点が明確になりますし、名ばかりの条例やとか要綱の適合というふうな、こういうふうな形骸化した整備をしないためにも、実際にきちっと本部をつくり、分科会をつくり、実際にそういう人たちが参加できる、そう

いう場を持っていただきたいなと思いますので、あわせてお願いいたします。

次に、中途失明者の生活訓練事業ですが、服部部長の方から初めて、本当にうれしいお答えをいただきました。2年間にわたってずっと質問させていただいて、本当にうれしい、いただきまして、またファンになりました。ぜひぜひ失敗のないように進めていただきたいなと思います。

なぜ訓練とかりハビリが必要かということは、これは申すまでもなく、リハビリは権利を回復することですから、基本的人権を守る施策を絶対に実現していただきたい。そのためにリハビリに力を入れていただきたいと思います。障害の発生は、18歳以降が7割を占めるそうです。特に、40歳からが多いそうです。ですからこれから人生大半を残された人たちが、訓練をし、リハビリを受けてそして再起をしていくと、とっても大事な事業ですから、早くお願いします。

そして厚生省の養成者訓練ですが、これは11月ごろから恐らく申し込まないと間に合わないと思いますので、人の選考もあるでしょうし、きちっと取り組んでいただきたいなと思います。

それから雇用問題ですが、小畑部長は、女性問題でしっかりと心ある取り組みをしていただき、私は本当に信頼申し上げていましたが、今のお答え聞きますと、本当に何か逃げ腰といいますか、及び腰といいますか、その辺もう少し2、3もう一度ご質問させていただきます。

一般採用試験に障害者の方たちは排除してないと、門戸を閉ざしてないと聞きましたが、私は試験案内の中に、肢体障害者について全く触れていないということは、これは特に除外していないとは言えないと思います。受験可能というのは、きちっとそういうことが明記されてこそ本当の受験可能であると思いますね。ですから門戸を閉ざしてないならば、その旨をしっかりとこの次のときは明記をしていただきたい。これは強くお願いいたします。

私は、雇用率といいますのは、今、市役所は2%ですか、法定雇用率は1.6%ですが、市役所は2%を目標にしている。私は雇用率というのは、こういう低い数字では本当はあかん思います。私は、雇用率の拡大というのは、全く雇用におけるバリアフリーだと思うんですね。日本は今、30人に1人が何らかの障害を持つと聞きますし、そうしますと30人に1人の方が障害持ってみえる中で、たった2%、たった1.6%でどうしてバリアフリーになるのかなって思いますね。特にこういうふうにな況の時代、景気の悪いときは、市役所が率先して企業に態度、例を示さないかんのと違うんでしょうか。最小限の資格を設定するとおっしゃいましたが、これこそもってのほかやと思いますね。こんなこととんでもないことです。介護者一日ついてもらうって、そういうふうな介護は困るっていうふうなお話でしたが、そうしたら障害者じゃないんです。そうしたら健常者じゃないんですか。健常者を募集するのと一緒です。そんなばかなことはありません。ですから雇用問題にとって、障害者をどういうふうにして門戸開いていくかということは、大きなこれから四日市市の課題としていただきたい。四日市は人権尊重の都市宣言を平成4年にしました。そして身体障害者の福祉モデル都市の指定を昭和49年に受けてます。そして四日市の基本構想には、掲げた都市像は、「健康で心のかよう福祉のまちづくり」って、こんな立派なこと掲げてあります。そして長期の行動計画には、市の職員への障害者採用の拡充として、市の職員採用の制度について職域の開拓をする。職域の開拓はどういうふうにするんですか。人事を扱う部署として、この開拓をどう考えてみえるのか、もう1回このところお聞かせいただきたい。これが一つ。

それからもう1点ですが、今、介助者なしで勤務のできる人ってありましたが、これは雇用の促進を図る手立てとして労働省が、これは昭和63年から一般企業対策として打ち出されたことですが、重度障害者特別雇用管理助成金制度というのを設けてます。でも、これは一般企業向けなんです

ね。この制度をお手本にして、自分のところで独特のものをつくりながらやっているって、これは川崎市ですが、設置要綱を定めています。視覚障害者補助非常勤嘱託員として、重度の視覚障害者の人にヒューマンアシスタントとして1人の人をつけています。アルバイトでしたりとか、それからこんなふうにして嘱託員でしたりとか、これは神奈川県でも京都府でもしてますし、こういうふうないろんなちょっとした心尽くしといたしますか配慮で、障害者の方を対等に社会参加、平等参加ができるわけです。ですからどこに心を置くかで決まるんじゃないでしょうか。この辺もう一度お伺いしたい、そんなふうに思います。今は、ワープロをしっかりと使いこなせる方が増えてみえます。ワープロを使って、そして重度の障害者の方に在宅で仕事を提供しているという民間企業もあるわけですから、市役所として模範を示していただきたい。この辺ちょっとお聞かせください。

それから図書室の充実ですが、今、教育長の方から、図書室の充実が設備と本と人、これが大事だってお伺いしました。本当にこの3点は大事なことで、特に人が大事なわけですね。なぜ人が大事か。この人によってすべてが決まるわけですね。今のこの人は、教諭の方が司書教諭の資格をとって、授業を軽減されて苦勞しながら図書運営をしてみえるわけです。こういうふうな片手間では絶対に図書室の充実はできないんですね。本当の専門性が求められるわけです。司書教諭の人の資格というのは、7科目の8単位履修していただくわけですね。ですけれども本当の公共図書館司書というのは、19単位を履修されるわけですね。今、多くの司書教諭の方は、経験があれば2単位で司書教諭の資格ができるわけです。もうご存じかと思いますが、そんな形で本当の専門性を追及した場合、19単位を履修して、公共の図書館を経験されたという方にはやっぱり及ばんわけですね。そんなことを考えますと、大事な大事な将来を託す子供たちの本へのいろんな興味だとか、魅力だとか、本を通じて問題を解決する能力を養う力をつけるとなれば、こういう専門性をしっかり持った方を学校の図書室に配置し

ていただきたい。これは本当にお母さん、お父さんたちの願いなわけです。私たちは、ほとんどの方がこういうふうな学校の図書館で司書の方がみえて、いつもこの方がみえていろんなことを教わってというふうな経験がないわけですね。ですからその魅力というか、偉大さがわからないわけですね。ですから簡単に考えがちですが、決してこれは簡単に考えてはあかん。

岡山が一番最初、人を置くのに、専門の司書を置くのに運動し始めてもう40年の歴史があるそうですが、箕面市は岡山をならって事業を進めたそうですが、ぜひぜひ、これはすぐ私はいいいお返事をいただくとは思っておりませんが、最後に研究していきたいと教育長おっしゃった、そのお言葉をお忘れなく、しっかりと研究していきながら前向きにちゃんと報告ができるようお願いいたします。

それから最後、女性問題ですが、21世紀は女性の時代だとも言われます。ですのでこれからしっかりと、女性センターでできましたがこれで終わりではありませんので、施策の推進にしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

そうしたらあと、小畑部長の方からお答えいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

○総務部長（小畑廣次君） ただいま2、3点ほど再質問をいただいたわけですが、特に一般職の採用について、障害者云々という文句がないではないかということですが、若干配慮が足らなかつたかなと思っているところでございますので、今後の採用につきましてはその辺を十分配慮していきたいと、かように考えております。

それから、2点目の法律では当然2%という採用のことがあるわけですが、現在四日市市では、先ほど議員が申されましたように、市長部局では1.6%でございますが、全体で1.94%とこういう形になっているところでございまして、当然のことながら2%を超さなければならないと、

私らもそういう信念でことしも採用していく、こういう形に踏み切ったわけでございまして、ただ、法律的に2%だから2%でいいんだという考え方は毛頭持っておりません。現在でも採用の応募の中で10名に近い方が応募されておるわけでありますから、今後具体的にその方々をどう採用していくかということ、試験もございますので十分配慮していきたい、かように考えておりますので、法的なクリアの問題については、2%という数字は私の頭からはないことを報告をしておきたいと思ひます。

それから開拓の問題でございまして、先ほどもちょっと申し上げましたように、身体障害者の方に職務をしてもらいますと、職場の環境というのが非常に左右するところでございます。この辺の問題も含めて私やはり職場の環境、これ一般職も同じでございまして、職場環境をよくすることが住民に対しての仕事もスムーズにいく、こういうことでございますから、このことについてもそういう意味では職場の環境をよくしていかなければならない。その上で採用について具体的に考えていかなければならない、こういうことでございます。そういうことになりますと、ご承知のように、視覚障害から聴覚、音声、言語、あるいは肢体、あるいは内部障害、いろいろ大きく分けまして五つの障害の方があられるわけでございますから、その方々に対してどういう対策を立てていくのか。これは具体的に次の段階で考えていかなきゃならないと思ひますので、今後十分検討してまいりたい、かように考えております。ただ、簡単に申し上げますと、私は決して身体障害者の皆さんを市の職員から採用を除外するというのは毛頭考えておりません。そういうことでできる限り全体の中で、具体的に障害者の方々が働ける場所をどう提供していくかということが今後の、今後というか今も大きな課題であると思ひますので、その点も十分配慮しながら考えていきたいと、かように考えておりますので、ご理解をしていただきたいと思ひます。

さらに、企業等の重度障害者に対する助成制度があるということでござ

いますが、ここまで今踏み切るということにつきましては、ある意味では市川議員に対して正確な答えはできませんが、十分参考にしながら今後これらも含めて、開拓をどうしていくんだということを考えていきたい、かように考えておりますのでご理解願ひたいと思ひます。

○議長（谷口廣睦議員） 市川悦子議員。

○市川悦子議員 ありがとうございます。

障害者の就労支援は、既存の枠組みにとらわれないことだと言ひます。働く意思を持つあらゆる障害の人を対象にすることが、障害者の就労支援になると言ひますので、よろしく願ひいたします。

社会的不利、ハンディキャップを取り除くには、行政として今何を考えて、何から取り組まねばならないかをしっかりと考えていただいて、発想の転換をしながらどうか取り組んでいただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

○議長（谷口廣睦議員） この際、申し上げます。

田中俊行議員から、昨日の一般質問の中で誤解を招きかねない点があれば、議長において適切な措置を講じられるよう申し出がありましたので、このため議長において、後刻速記録を調査の上、対処したいというふうに思ひますので、よろしく願ひいたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩

午後2時25分再開

○議長（谷口廣睦議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 議案第63号ないし議案第85号

○議長（谷口廣睦議員） 日程第2、議案第63号平成7年度四日市市立四

日市病院事業決算認定についてないし議案第85号町及び字の区域の変更についての23件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

佐野光信議員。

〔佐野光信議員登壇〕

○佐野光信議員 今議案に提案された議案のうち、4議案についてお尋ねをいたします。

まず、議案第63号平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてお尋ねをしたいと思います。

公的医療機関として市民の健康を守るために日夜奮闘されている病院関係の皆さんのご努力に敬意をあらわしたいと思います。

さて、全国的にも多くの公立病院が赤字経営を強いられている中で、四日市市立病院もここ数年赤字決算となり、平成7年度決算においては、6億3,641万2,526円の純損失が生じ、未処理欠損金も合計15億7,015万214円となっておりますが、この赤字の原因についてお尋ねをしたいと思います。

中核病院としての集中治療室など、高度医療の分野ではどれぐらい赤字が生じているのでしょうか。

もう一つは、本来市の一般会計から繰り入れしなければならない額と、実際に平成7年度決算において繰り入れされた額は一体幾らなのか、お尋ねをしたいと思います。

また、赤字が増えてまいりますと運転資金にも困ってくると思いますが、その限度は幾らなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、議案第64号平成7年度四日市市水道事業決算認定についてお尋ねをいたします。

一つには、平成7年度決算では、不況と節水が相まって水需要が平成6年度と比較しても横ばい状況で、有収水量はわずか年間で9,000tほどしか増えておりません。また、財政計画と比較すると年間で約260万tほど

落ち込んでおります。財政計画と決算を比較いたしますと、収益的支出で人件費が大きく1億8,934万9,000円も減少していますし、資本的支出においても建設費が2億8,189万8,000円、改良費で4億1,580万5,000円と減少しておりますが、この理由についてお尋ねをいたします。財政計画において過大に見積もってきたのではないのでしょうか。

二つには、平成7年度は県水の受水費の改定がなされましたが、木曾川総合用水が基本料は10円安くなりましたが、使用料金が1t当たり3円値上げされましたが、従前どおりの料金と比較すると一体幾ら支出増になったのか。県水が高いため水道料金の値上げと結びついています。料金設定に当たりどう努力されたのか、お尋ねをしたいと思います。

三つ目には、三重用水からの受水量の問題であります。水需要も横ばいの中で、三重用水から1t5円の高い水を598万tも受水していますが、水需要の伸びがないときにこの三重用水からの受水量は、県と相談して何ともならなかったのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第3点目は、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）についてお尋ねいたします。

歳出第3款民生費についてであります。小牧地域でのコミュニティ・プラントの工事内容が変更されたということですが、その内容と工事費が幾ら増えたのか。総額は一体幾らになったのか。また、そのことによる地元負担金は変更しないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

第4点目は、議案第76号工事請負契約の締結についてであります。近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事を、1億5,965万円で大日本土木・小林特定建設工事共同企業体が落札しておりますが、指名競争入札でJVを組ませています。自転車駐車場建設に県外の大手と組ませなくても、市内業者だけでも十分施工能力があるのではないのでしょうか。なぜ県外大手とのJVなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 病院事務長。

〔病院事務長（平井俊英君）登壇〕

○病院事務長（平井俊英君） 先ほどの市立病院におけるところの赤字の原因、それから高度医療関係に伴う経費、一般会計繰り入れの不足額、これらにつきましてお答えさせていただきます。

赤字の原因でございますが、全国的に医療費の抑制策のもとにおきまして、給与改定、ベースアップ分にも満たないような診療報酬の改定の低さが一番の原因であろうと、こういうふうに思っております。

それからそれ以外につきましては、医療の高度化、専門化に伴うところの施設・設備の整備、それからこれに伴うところの医療スタッフ等の充実、これらにつきましては経営面から見た場合につきましては、赤字の大きな原因であろうと、こういうふうに思っております。そのほか消費税の影響、医療材料等の高騰、施設・設備関係の老朽化、県立総合医療センターの本格稼働と、こういうふうなものが赤字の原因であろうというふうに思っております。

それから第2点目の高度医療の問題でございますが、これにつきましては、心臓、がん、腎臓、それから難病等のものでございますが、機械器具の購入から人材、薬品等にかかる一連のものでございますので、現在細かいデータを持っておりませんので、産業公営企業委員会の方で詳しくご説明申し上げて、ご了承を得たいと思います。

それから3点目の一般会計からの繰入金につきましては、地方公営企業法17条の2に基づきまして繰り出し基準が定められておるところでございますが、平成7年度の決算では、資本的な繰入金をひっくるめまして7億3,000万円余の繰り入れをいただいております。

それから、質問の繰り出し基準に対するところの不足額でございますが、2億9,000万円余というようなことでございます。

○議長（谷口廣睦議員） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（米津正夫君）登壇〕

○水道事業管理者（米津正夫君） 議案第64号の平成7年度四日市市水道事業決算認定についての中で、3点ほどご質問をいただいたわけですが、まず財政計画と平成7年度決算との比較におきまして、人件費、建設改良費に大きく差が出ており、財政計画を過大に見積もっていたのではないかというご質問でございますが、ご承知のとおり、現行の財政計画につきましては、平成6年度から平成9年度までの4カ年の安定給水のための事業運営に必要な最小限の資金確保を図るものでございまして、この財政計画作成に当たりましては、事業内容を十分精査いたし、慎重に検討を重ね作成したものでございます。

そこで具体的にご説明申し上げますと、人件費におきましては、計画時に見込んだ人事院の勧告のアップ率に対しまして、平成7年度はご承知のとおり、史上最低の低率になったこととか、職員の平均年齢の若返りを図ったためでございます。

また、建設改良費におきましては、当初予定されておりました受託工事等が延期になったことが主な要因でございます。

次に、県水の受水費改定により幾ら支出増になったかというご質問でございますが、県の用水供給事業におきましても独立採算で運営しておるわけでございます。木曾川総合水系の料金につきましては、建設費に充てられる基本料金が短期借り入れ分の減少によりまして、ご指摘のように1t当たり10円値下げがされたわけでございますが、使用料金につきましては、施設の更新とか改良費が織り込まれてまして、1t当たり3円の増額となり、結果的には1,700万円の支出増と相なったところでございます。

また一方、三重用水の料金についてでございますが、再三県に対しまして陳情を重ねました結果、料金の値上げが据え置きされたわけございまして、年間約6,000万円の負担の軽減と相なったところでございます。

次に、水需要が伸びないときでもあり、県と話し合っ受水を抑えることができなかったどうかというご指摘でございますが、ご承知のとおり、三重用水は年間申し込み契約水量により、責任水量制となっておりますのでございまして、使用しなくても料金を支払う料金制度ということでございます。

また一方、木曾川用水系につきましては、年間申し込み水量の申し込みをしておりますものの、責任水量制ではございませんので、受水を受けた分だけ支払うということになっておるところでございます。したがって、三重用水の受水は、契約水量の範囲内で適正な受水をした方が得策であると、そのように判断した結果でございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（谷口廣睦議員） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長（服部美次君）登壇〕

○保健福祉部長（服部美次君） 議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算歳出第3款民生費について、コミュニティ・プラント整備事業費についてお答え申し上げます。

小牧地区におけるコミュニティ・プラント建設工事は、同和対策事業の一環でございまして、同和地区と周辺地域との生活排水の改善を図る住環境整備として、平成7年度から平成9年度までの3カ年事業として実施いたしております。今回の補正につきましては、地区内道路が狭い等の理由により、地域住民への安全対策の面から開削工法の一部を推進工法に変更するとともに、工事の進捗に伴い、当初見込みより水道管移設の延長や汚水管の移設等の必要が生じたことによりまして、工事費等の補正をお願いいたしておるところでございます。この結果、総事業費は19億6,000万円となります。なお、受益者負担金の変更増額は考えておりませんので、どうかご理解を願ひたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 総務部長。

〔総務部長（小畑廣次君）登壇〕

○総務部長（小畑廣次君） 議案第76号についてお答えを申し上げます。

本工事につきましては、近鉄名古屋線の高架下の空間を駐輪場にすることとございまして、ご指摘のように、工事内容、請負金額からすれば市内業者でいいわけでございますが、鉄道高架下という特殊現場でございまして、当然のことながら、近鉄鉄道と十分協議を重ねなければならぬ、こういうことがございまして、鉄道に詳しい、安全面からも鉄道工事の経験、実績を有する業者と市内業者を参加させる、そういうことで発注をしたところでございますので、ご理解をお願いいたしたいと思ひます。

○議長（谷口廣睦議員） 佐野光信議員。

○佐野光信君 今ご答弁いただきましたけれども、病院の赤字、大変な状況でございますし、病院だけに赤字を背負わせておくということじゃなくて、一般会計からも出すものは出すと、こういうことでなければならぬと思ひますので、ぜひ関係委員会で十分審査をいただきたいと思ひます。

コミュニティ・プラント、1,000人に対して3億6,000万円、36万円一人当たり、4人家族で140万円、これだけの支出増になっていくわけですね。普通ですと、そんなことに対しては非常にシビアに計算されるのが、同和地区に対しては大目に見ていく、こういう姿勢があるのではないかと思うんです。その点はぜひ関係委員会で十分ご論議をいただきたいと思ひます。

また、近鉄四日市駅前の自転車駐車場、まさに私から言わせれば、近鉄の横暴だ、こういうふう思うわけですし、近鉄がそういう大手と談合でもしているんじゃないか、こういうことも予想されますし、こういう点ではやっぱり、これだけの事業であれば十分四日市の業者であればできるはずで、ぜひ今後とも近鉄と強く交渉していただいて、市内業者に任せる、このことをお願いして質疑を終わりたいと思ひます。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

〔橋本 茂議員登壇〕

○橋本 茂議員 私からは、議案第65号のうち歳出第10款の教育費について、ここにドーム建設にかかわって、3億円をかけて設置する大型映像装置の補正予算4,500万円が計上されていることに関してお聞きをいたします。

第1に、ドームの設計が明らかにされた当初、大型映像装置は数億円もかかるということから見合わせる、いわゆるスポーツ施設に必要な電光掲示板、これは費用的にもうんと安く節約できる、比較して節約できるわけなんです、その方向だと聞いておりました。ところが、今回の補正予算で大型映像装置を採用したいとのこととあります。その間の経過と理由をお聞きをしたい。

第2に、大型映像装置は、国内でも限られた大電機メーカー数社しか製造しておりませんが、ドームの場合、何社が対象メーカーとなるのかをお聞きをいたします。

また、私の聞くところでは、この装置を導入する計画のあるさまざまな自治体や事業主体に対し、各社から激しい売り込みがあるとのこととあります。本市の担当部課にどんな売り込み、働きかけがあったのか、今あるのか、お聞きをしたい。

第3に、3億円もかける装置、今後市民がドームを使用する際に、高負担ではね返っていくのではないかと懸念をいたしますが、お聞きをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 市長公室長。

〔市長公室長（野呂 修君）登壇〕

○市長公室長（野呂 修君） ドームへの大型映像装置の導入についてのご質問にお答えさせていただきます。

四日市ドームへの大型映像装置の導入につきましては、基本設計の時点からこのような大規模施設、アリーナの長辺においては125m、短い方でも78mという大規模な施設でございますので、遠くの席にいる人にも同時

に多くの情報が提供でき、また競技とかイベントをより楽しんでいただけるように、何らかの大型の表示装置というものが必要であろうというふうに考えまして、いろいろ調査、研究を続けてまいりました。数字とか文字、あるいは静止画というようなもののみを表現できる電光表示装置に対しまして、今度考えております映像装置といえますのは、電光表示に加えまして動く画面、動画でありますとか、文字の拡大とか縮小でありますとか、そういう編集も自由にできるということとございますので、機能的な面では大幅に効果がアップしてまいります。

しかし、映像装置につきましては、設計当時の価格が5億円から10億円ぐらいするというふうに言われておりまして、そのほかにも装置の操作をするのに専門家が必要だという問題がありまして、導入の決定をしばらく留保いたしまして、調査を継続してきたということとございます。最近になりまして、技術の大幅な進歩がございまして、本体の価格も大きくダウンして、電光表示装置と余り大きな差がなくなってまいりましたし、ランニングコスト等においても安くなってまいりました。また、操作が非常に簡便な方式というものが開発されまして、素人の市民の皆さんでも操作が可能というようにいろいろ状況が変化してまいりました。そこで、設置には約7カ月ほどがかかるというふうに言われておりまして、ドームのオープンに間に合わせるということで、今回補正予算をお願いいたしまして、映像装置を導入したいというふうに考えた次第でございます。

ご質問の2点目には、映像装置を取り扱う業者がどのくらいあるかということとございますが、国内には11社ほどと思われませんが、それぞれが営業活動を積極的に展開されておられまして、市へのPRも当然あるわけとございまして、映像装置に関する必要な情報とか知識をちょうだいしてまいりました。

それから3点目でございます。市民利用で大きく料金的にはね返っていくくではないだろうかというご指摘でございます。市民の方々への利用に

つきましては、先ほどもちょっと言いましたように、装置の利用が容易になるように、今までですと主に専門家や施設の職員が放送室におきまして操作する情報送出卓という固定された装置のほかに、今回は簡易操作卓という移動式の、テーブルの上に操作する盤が乗っている、そういうものを導入いたしまして、一々放送室へ行かなくても、アリーナにそういう簡易操作卓を置いて、そこに居ながら市民の皆様がパネルで映像装置の画面とか、文字の表示、得点の表示などを、比較的簡単にできる方式というものができてまいりまして、そういうものを導入したいというふうに考えております。

また同時に、家庭用で皆さんがお持ちのビデオカメラなんかもこれに接続することができるようにして、アリーナでの競技でありますとか、観客席の応援風景なんかを手軽に大型の映像装置に映し出して、臨場感を盛り上げるというような効果も可能となってまいります。

こういう簡易操作卓を使うという方式は、まだ他都市のドームその他では導入例はないようでございますので、もし今回お認めいただいて実現することになれば、四日市市のドームが最初になるのではないかと思います。

また、この使用料につきましては、一般市民の利用の場合と、その他の営業的な利用というもの等は差をつけて、一般市民の利用の場合には極力低額になるように料金を設定して配慮をしてみたいというふうに考えておりますので、どうかよろしくご理解を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

○橋本 茂議員 大変高度な装置だけれども、当初よりもコストが下がってきたから導入に踏み切ったという方向と聞きましたけれども、くれぐれも最後に申し上げた、低料金で市民が使いやすい基本というのを運営に貫いていかないと、ともかくドームの使用料にそういうものが含まれて、別料金でとらないということでないという市民は納得しない、このことを強く申

し上げておきたいと思います。

私、激しい売り込みと申し上げましたけれども、その内容の一つに、ドームの寄付をはずむのでひとつ当社にお引き立てをしてほしい、そういうことはありはしないのか、ある市民の方から私そんな話を最近聞きました。もしそんなことがあったらゆゆしいことですよ、これは。予算が決まれば契約へ進んでいくわけですし、入札もあるわけですから、公正な入札、厳正な対応、特にこの点望みたい。その点、今後も担当していかれる助役の方から、ひとつ構えを聞いておきたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 加藤助役。

○助役（加藤宣雄君） 大型映像の予算が認められて入札ということになりますれば、厳正な態度で臨みたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（谷口廣睦議員） 橋本 茂議員。

○橋本 茂議員 ぜひ委員会で徹底審査をしていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） これをもって質疑を終結いたします。

本件をお手元に配付いたしました付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第3 発議第13号 国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の提出について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第3、発議第13号国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

佐野光信議員。

〔佐野光信議員登壇〕

○佐野光信議員 発議第13号国民本位の介護保険制度の早期確立を求める

意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

高齢化社会を迎える中で、介護問題がますます深刻化してきております。要介護者は、厚生省の予測では1993年には200万人であったものが、2000年には280万人、2025年には520万人になるとされております。また、介護のために職場をやめなければならない人も既に年間8万人を超え、2025年には22万人になると言われております。厚生省は介護保険制度大綱の構想を発表いたしました。この内容には幾つかの問題があります。第1には、厚生省構想は、介護に必要な費用を保険料負担と公費、税金負担とを組み合わせるというものでありますが、満足できる介護の水準が保障されないというものであります。ホームヘルパーの確保計画も少なく、50万人前後しかホームヘルプサービスを受けられないこと、保険による介護の対象を狭くする、家族介護の介護手当も金額が不明ですし、施設介護の中心となる特別養護老人ホームの建設計画もわずか29万人分と少なく、財源と人の裏づけがなく、公的介護の抜本的拡充についての具体策がないまま、保険という名の新しい負担だけを求めるだけのものです。

第2は、介護に関しては現行の措置制度を全廃し、保険制度1本にするというのが厚生省の考えであります。そうなれば保険料を払い込まない限り介護サービスを一切受けられないことになり、低所得者が排除されることとなります。厚生省は、保険制度にした場合、強制加入の対象を何歳からにするのか、保険料がどの程度になるのかも明らかにされておられません。しかも、介護サービスを受けようとするれば、利用者負担が要求されるため、それが払えない人は保険料を納め続けていてもサービスを受けられません。

第3には、厚生省は高齢者医療から介護色色彩の強い老人保健施設、長期入院、訪問看護などの部分を切り離し、介護保険に組み込む方針です。医療と介護には重なり合う部分があり、必要かつ十分なサービスを受けられるのであれば、患者にとってはどちらであろうと同じことですが、

介護保険を持ち出した厚生省の発想の出発点の一つが老人医療費の抑制にあり、現に老人医療と一般医療との間に世界に類のない差別が持ち込まれていることを見れば問題は別であり、介護から発生する医療の軽視、医療に伴う介護の手抜きの懸念があります。また、介護を必要とするのは高齢者だけでなく、交通事故などによる障害者も必要であります。しかし、厚生省構想では、保険給付の対象とされるのは今のところ高齢者だけであり、若年障害者の介護は取り残されかねません。

第4には、厚生省の構想では、介護費用財源の全額を保険料に求めるのではなく、公費負担、税金と組み合わせることになっておりますが、重大なのはこの公費負担分を消費税の新たな増税に求めようとしていることです。1989年、世論の圧倒的な反対を押し切って消費税の導入を強行したとき、政府は、高齢化社会のため、福祉のためと大宣伝し、その具体化として出されてきたのがゴールドプランでありました。しかし、消費税導入後、高齢者福祉のために増額された予算は、消費税収のわずか5%程度であります。財政的な必要が生まれるたびに何でも消費税の増税をなどというやり方は、絶対に許されません。社会保障、福祉の経済政策上の最大の意義は、資本主義に不可避の貧富の差を多少なりとも緩和する、所得再分配にあります。負担は逆進性を特徴とする消費税と低額の保険料で、給付からは低所得者層を排除するということになれば、所得再分配の機能は完全に吹っ飛び、社会保障、福祉の自己否定につながりかねません。

以上のように厚生省が打ち出している介護保険構想には、重大な問題がございます。しかし、高齢化社会が急速に進む中、家族介護の重い負担をなくし、公的責任で必要な介護サービスが受けられる体制を確立することは緊急の課題となっております。そこで政府に対し、国民本位の介護保険制度を早期に確立する上で、第1には、保険制度と公費による措置制度を組み合わせ、だれもが、いつでも、必要な介護サービスを受けられるようにすること。

第2には、ホームヘルパーの人材確保や施設建設など、介護サービス基盤の整備を、国は必要な財政援助を行うこと。

第3には、市町村が円滑な事務が遂行できる制度となるよう、国は万全の措置をとること。

第4には、消費税の増税とリンクさせないこと。

このことを求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。よろしくご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○議長（谷口廣睦議員） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を教育民生委員会に付託いたします。

○議長（谷口廣睦議員） 次に、9月6日までに受理いたしました請願は、既にお手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

本件をそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会は、明日午前10時から開会されますので、念のため申し上げます。

陳情につきましては1件提出がございましたが、既にお手元に文書表を配付いたしておりますのでご了承願いたいと思います。

○議長（谷口廣睦議員） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は9月20日午後2時から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後2時58分散会

会 議 録

第 5 日

（平成8年9月20日）

○議 事 日 程 第 5 号

平成8年9月20日(金) 午後2時開議

- 第1 議案第63号ないし議案第85号 …………… 委員長報告・質疑
討論・採決
- 第2 委員会報告第4号 請願の審査結果について …………… 採否決定
- 第3 発議案の撤回について …………… 説明・質疑
討論・採決
- 第4 発議第14号及び発議第15号 …………… 説明・質疑
討論・採決
- 発議第14号 除籍簿等の保存期間の延長を求める
 意見書の提出について
- 発議第15号 道路特定財源確保に関する意見書の
 提出について
- 第5 発議第16号 鈴鹿山麓地域への首都機能移転に
 関する決議について …………… 説明・質疑
 討論・採決
- 第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員 (41名)

小 井 道 夫
石 川 勝 彦
市 川 悦 子
市 川 正 徳
伊 藤 修 一

伊藤正数
 伊藤雅敏
 伊藤正巳
 宇野長好
 大谷茂生
 小川政人
 葛山久人
 川口洋二
 川村幸康
 久保博正
 桑原勇
 小林博次
 笹岡秀太郎
 佐藤晃久
 佐野光信
 瀬川憲生
 田中武行
 田中俊睦
 谷口廣馬
 土井数正
 豊田忠慎
 中南部忠夫
 野崎洋
 橋本茂雄
 長谷川昭元
 濱口善元

日置記平
 藤井浩治
 藤岡アンリ
 藤原まゆみ
 古市元一
 益田力
 水野幹郎
 毛利彰男
 森真寿朗

○出席議事説明者

市助	入	長	加藤寛嗣
助	整	役	加藤宣雄
収	調	役	奥山武助
調	入	監	栗本春樹
市	長	室	稲垣増次良
計	画	推	野呂修
総	務	進	山口奉文
財	政	部	小畑廣次
市	民	部	北川利美
保	健	福	南部和雄
商	工	部	服部美次
農	林	水	黒田昭公
環	境	部	赤塚宗信
都	市	計	玉置泰生
建	設	部	西田喜大
		長	矢田禎雄

下水道部長 馬淵貞夫
消防長 小山佳志
病院事務長 平井俊英
水道事業管理者 米津正夫

教育長 小竹章

代表監査委員 長谷川昭彦

○出席事務局職員

事務局長 有竹正宏
議事課長 福島和幸
副参事兼議事課長補佐 藤井司
課付主幹兼議事係長 金谷喜博
主幹 濱田信二
主事 芝田敏樹

午後2時1分開議

○議長（谷口廣睦議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は40名であります。

本日の議事については、お手元に配付いたしました議事日程第5号により取り進めますので、よろしく願いいたします。

日程第1 議案第63号ないし議案第85号

○議長（谷口廣睦議員） 日程第1、議案第63号平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてないし議案第85号町及び字の区域の変更についての23件を一括議題といたします。

本件に対する委員長の報告を求めます。
まず、総務委員長にお願いいたします。
小川政人議員。

〔総務委員長（小川政人議員）登壇〕

○総務委員長（小川政人議員） 総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

第1条、歳入歳出予算の補正のうち、歳入につきましては別段異議はありませんでした。

次に歳出についてであります。

第2款総務費においては、地方バスの不採算路線の赤字の半額について、県・市が2分の1ずつ補助を行う地方バス路線維持費が計上されており、別段異議はなかったのですが、一部委員から、赤字額の算定根拠について意見がありました。

第4款衛生費の関係部分及び第8款土木費のうち第4項港湾費につきましては、別段異議はありませんでした。

第10款教育費につきましては、市制施行100周年記念施設として霞ヶ浦緑地内に建設が進められているドーム型多目的スポーツ施設、四日市ドームに大型映像装置を設置するため、その工事請負費として4,500万円が計上されております。この映像装置は、来年8月1日のオープンに合わせ、総額3億円の予算にて設置されるもので、残り2億5,500万円は来年度予算で支出される見込みとなっております。

本件の審査に当たり当委員会は、装置設置によるメリットはもとより、見込まれるランニングコストや使用頻度、さらに使用時における操作性などについて理事者の詳細な説明を求めるなど、費用対効果を視野に入れながら総合的視点に立って慎重に審査を進めたところでありますが、公債費

比率が上昇傾向にあるなど、本市財政を取り巻く環境が一段と厳しさを増す中で、今般総額3億円の大型映像装置を導入するに至った経過等について、特に市長の出席を求め、その考えをただしたのであります。

市長からは、「この大型映像装置は、当初においては10億円程度と大変高額でもあり、導入については引き続き検討することが望ましいと判断した。しかしながら、昨今の技術水準の向上に伴い、装置の低価格化が図られたこともあって、今回予算措置を講じたものである。四日市ドームのアリーナ面は約124m×78mとかなりの広さであり、この装置の導入により肉眼では味わえない迫力あるリアルな映像を楽しむことができ、また市民の方にも簡単に操作できる装置であることから、画竜点睛という意味からもぜひ導入をお願いしたい」との説明がありました。

これに対し一部委員からは、本装置の導入には反対であるとの意見が出されたところでありますが、当委員会といたしましては、本装置の導入は、四日市ドームそのもののグレードを向上させ、各種スポーツやイベントの誘致等において優位性が確保できること、さらには本装置を含めた情報ネットワークの構築や映像放映による広告料の徴収等、将来を見据えた活用方法も考えられるなど、多方面に及ぶ効果が期待できることから、これを了といたした次第であります。

なお、本件に関連して、これまで四日市ドームにかかる事業費及び将来の財政負担が不確定要素もあって、必ずしも明確にされてきたとは言いがたいことから、今後の長期的整備事業の実施に当たっては、相応の時期に財源も含めて議会への十分な説明の機会を設けるよう要望いたしました。

第2条債務負担行為の補正及び第3条地方債の補正につきましては、起債利率の引き下げ、また地方改善施設整備事業資金に関連して、下水道事業における工事施工方法の採用基準について意見があったほか、一部委員から、ドーム型多目的スポーツ施設建設事業及びコミュニティ・プラント整備事業にかかる部分について、反対意見がありました。

議案第70号四日市市行政手続条例の制定については、平成6年10月に施行された行政手続法の趣旨にのっとり、行政運営の透明性を高め、もって市民の権利、利益の保護に資することを目的に条例を制定しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第75号につきましては、北部清掃工場ガス冷却設備改修工事について、随意契約により工事請負契約を締結しようとするものであり、別段異議はなかったのですが、議案審査をより綿密に行う上でも、今後かかる契約案件についてはできうる限りの資料提出に努めるとともに、その関係予算計上時での詳細な説明にも意を配するよう要望いたしました。

議案第66号平成8年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第71号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第72号四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について及び議案第85号町及び字の区域の変更についての以上4議案につきましては、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（谷口廣睦議員） 次に、教育民生委員長をお願いいたします。

桑原 勇議員。

〔教育民生委員長（桑原 勇議員）登壇〕

○教育民生委員長（桑原 勇議員） 教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分のうち、歳出第3款民生費についてであります。当補正予算は、同和対策事業の一環として、同和地区と周辺地域の生活排水の改善により住環境整備を図るため、平成7年度より平成9年度の3カ年事業で実施する

小牧地区コミュニティ・プラント整備事業費の増額を行おうとするものであります。しかしながら、当事業は、事業着手後に現場において変更事由が生じたため、本年3月議会において平成7年度予算の一部を減額補正したことに加え、今回の増額補正が相当額に上っていることから、事前測量調査の実効性を担保するため、事前測量調査のあり方、変更理由及び事業の推進体制について、理事者の説明を求めたのであります。

理事者からは、「当コミュニティ・プラント整備事業は、生活雑排水の処理施設を整備する事業であり、本市で初めて取り組む新規事業であることから、同和对策課が主管課ではあるが、技術面においては専門技術者を擁する下水道部の指導を得ながら鋭意事業を推進してきたところである。事業の執行に当たっては、工事着手前に現場のボーリング調査を実施し、開削工法により管渠布設工事を施工することとしたが、工事着手後、実際に試掘するとともに現地精査をした結果、地域住民への安全対策の面から、一部を推進工法に変更するとともに、工事の進捗に伴い、当初見込みより水道管の移設の延長や雨水管の移設等の必要が生じたため、やむなく変更しようとするものである。今後とも事前測量調査の実施に当たっては、関係部局との密接な連携を図りながら、工事着手後の契約変更を必要最小限にとどめるべく細心の注意を払い、より厳正な事業執行に努めてまいりたい」との説明がありました。

当委員会は、今回の工法の変更にかかる補正について一応の理解を示すところでありますが、工事着手後の変更をなくし、円滑な公共事業の執行を確保する見地から、今後下水道部等関係部局との連携を一層密にし、着工前における適正工法の綿密な検討や事前測量調査結果の技術的チェック体制を確立して、事前測量調査や設計の精度をさらに高めることにより、公共事業の効率的執行に万全を期すよう強く要望いたしました。

なお、本件につきましては、一部委員から反対意見がありました。

次に、議案第69号平成8年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第

1号)につきましては、平成7年度に交付を受けた支払基金交付金が医療費に対する所要額を上回っていたため返還しようとするものであり、別段異議はなかったのであります。高齢化社会到来とともに医療費はますます増大することが予想されることから、現状における医療費の入念な分析を行い、保健予防施策に十分反映させていくべきとの意見がありました。

議案第83号工事請負契約の締結につきましては、霞ヶ浦プール改築にかかる請負契約締結議案であります。今回の改築は、市民のニーズ等を考慮し、レジャー型プールへ模様がえをするものであります。

当委員会は、施設の完成後には利用者の増加が見込まれ、さらに周辺スポーツ施設の利用時や競輪開催時には相当の混雑が予想されることから、駐車場の確保や周囲の緑地を生かした一体的な施設整備への取り組みなど、市民が真に利用しやすく、機能的で文化の薫る利便性の高い施設として整備するよう要望いたしました。

また、プールの監視体制、施設の解体に伴う産業廃棄物の適正処理、防災面にも配慮した設計及び隣接プールの早期改築についての意見がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長(谷口廣睦議員) 次に、産業公営企業委員長にお願いします。

伊藤正巳議員。

〔産業公営企業委員長(伊藤正巳議員)登壇〕

○産業公営企業委員長(伊藤正巳議員) 産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第63号平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

平成7年度の収益的収支につきましては、外来患者数は減少したものの、入院患者数が増加したため、事業収益は対前年度比0.75%増の125億7,927万9,166円となりましたが、事業費用は医療材料費等の増により、対前年度比2.56%増の132億1,569万1,692円となり、この結果、6億3,641万2,526円の当年度純損失を生じ、前年度からの繰越欠損金9億3,373万7,688円を加えた15億7,015万214円が翌年度繰越欠損金となっています。

理事者からは、「平成7年度事業においては、高度な機能を持つ地域の中核病院として多様な医療需要に的確に対応するため、最新鋭医療用機器の導入や施設設備の整備に鋭意努めてきたところであるが、人件費を初めとする義務的経費の増高や国の医療費抑制策のもと、平成6年度の診療報酬の改定が低率にとどまったこと、医療費については消費税が非課税とされている中、薬品等の購入に際しては相応の消費税負担を余儀なくされたこと、さらには一昨年初の県立総合医療センターの開院に伴い、外来患者数に影響を受けたこと等により、このような決算内容になったものと考えている。また、今後とも国の医療費抑制策は続くものと考えられ、自治体病院の経営を取り巻く環境は、相当厳しいものが予想されるところである」との説明がありました。

当委員会は、本議案の審査に当たっては、病院長の出席のもと、自治体病院としての市立四日市病院のあり方について、公共性、経済性の両面から種々議論を行ったところではありますが、前年度を上回る純損失を生じるなど、病院事業を取り巻く経営環境はますます厳しい状況にあることから、経営基盤の安定化に向けより一層の事務事業の効率化に努めていくとともに、国の繰入基準に基づく一般会計からの繰入金増額について、市当局に対し積極的に働きかけていくよう強く指摘したところがあります。

また、医薬品、医療用機器等の購入に際してはさまざまな方策を講じ、経費のより一層の削減に努めていくとともに、診療報酬体系の見直し等について、近隣の自治体病院とも連携しながら、国等の関係機関に働きかけ

ていくよう指摘しました。

そのほか、病診連携の一層の推進、震災対策の充実、医療従事者の待遇改善、看護学生に対する修学資金貸付額の増額について意見がありました。

次に、議案第64号平成7年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

平成7年度決算は、事業収益81億6,870万6,570円、事業費用76億1,631万4,910円、差引5億5,239万1,660円の当年度純利益が生じており、前年度繰越利益剰余金1億4,403万4,835円を加え、未処分利益剰余金が6億9,642万6,495円となっております。このうち5億600万円を利益処分として減債積立金に積み立て、その残額1億9,042万6,495円が翌年度繰越利益剰余金となっております。

理事者からは、「平成7年度の収支決算において純利益を生じているものの、長引く景気低迷の影響等により、財政計画どおりの料金収入の伸びが見られず、水道事業を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いており、平成8年度において収益的支出が収入を上回る予算を計上しているところである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、こうした状況のもと水道事業運営に当たっては、財政収支を十分見きわめながら、なお一層の効率的な経費の執行に努めていくとともに、今後とも安全でおいしい水を安定的に供給できるよう、老朽管の布設替えなど、平成12年度を目標年度とする第4期拡張事業の円滑な執行に全力を傾注していくよう指摘いたしました。

また、経営基盤の安定を図る観点から、三重用水等にかかる受水費軽減に向け、関係機関に対する働きかけを引き続き行っていくよう指摘しましたほか、当年度に生じた利益を市民に還元すべきとの意見がありました。

一方、本市の総配水量のうち、料金収入となる水量の割合、いわゆる有収率は91.32%と他都市との比較においても高い水準を誇っており、水道事業に携わる職員の労に対し敬意を表するところではありますが、今後とも

現在の有収率を可能な限り堅持するよう努めていくとともに、水道事業をより市民に理解してもらうため、積極的に市民にもPRをしていくよう指摘をいたしましたほか、近年高まりを見せている市民の節水意識のなご一層の向上に努めていくよう指摘いたしました。

このほか、震災対策のより一層の充実、国の一般会計繰入基準の拡大、水道事業における直営管理体制の保持について意見がありました。

なお、本件につきましては、一部委員から反対意見がありました。

次に、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分のうち、まず歳出第6款農林水産業費についてであります。今回の補正の主な内容は、国・県からの補助割り当てのあった補助金、事業費の追加計上であります。

農業への理解を深め、市民に親しまれる農業を推進するため、ふるさとふれあい牧場整備事業が平成4年度より鋭意進められており、今年度末には一応の完成をみる予定であります。本市が目指す農業公園構想との関連等について理事者の考えをただしたところであります。

理事者からは、「ふるさとふれあい牧場については、現在整備中の管理棟が完成すれば当事業は完了する予定であり、子牛や小動物とのふれあいのほか、管理棟において乳製品の販売、地場産品であるお茶の販売等を考えているところである。できれば来年度の早い時期に当施設をオープンしたいと考えている。また、農業公園的な施設の整備としては、当施設の近隣地に適当な広さの山林があり、子供たちの情操教育の場として整備できないか等について検討しているところである」との説明がありました。

当委員会といたしましては、農業公園構想の一環として、ふるさとふれあい牧場が市民が集い憩える空間となり、飲食施設の設置等も含めさまざまな事業を展開し、市民が繰り返し来園できる施設となるよう、先進地の事例も参考にしながら、その施設整備に努めていくよう要望いたしましたほか、真に市民と農業とのふれあいができ、畜産業の振興拠点ともなるよ

う留意すべきとの意見がありました。

歳出第7款商工費につきましては、市制施行100周年記念事業のオープニングイベントとして、平成9年4月5日、6日に開催予定の「よっかいち100年大市」事業費補助金の追加計上であります。市制施行100周年が本市にとって大きな節目であると同時に、今後のまちづくりへの第一歩となることから、全市民がこぞって当イベントに参加できるようあらゆる方策を講じていくよう要望いたしましたほか、当事業を地域の活性化と市内の各所で開催されている「市」の拡大につなげていくよう要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも認定及び原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（谷口廣睦議員） 次に、建設委員長をお願いいたします。

市川正徳議員。

〔建設委員長（市川正徳議員）登壇〕

○建設委員長（市川正徳議員） 建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の結果と経過をご報告申し上げます。

まず、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）の関係部分についてであります。

歳出第4款衛生費の関係部分のうち第1項保健衛生費につきましては、合併処理浄化槽設置費補助金の追加計上であり、別段異議はありませんでした。

次に、歳出第8款土木費についてであります。第2項道路橋梁費につきましては、富田山城線有料道路の無料化に伴う負担金及び道路、橋梁の新設改良費の追加計上が主な内容であり、別段異議はありませんでした。

第3項河川費につきましては、身近な水辺環境再生事業として整備が進む堀川しょうぶ園について、周辺環境も含めた一体的な整備を求める意見

がありました。

また、準用河川横川改修事業に伴う鉄道橋下の改修について、鉄道事業者にも事業費の負担を求めていくべきとの意見があったほか、生態系に配慮した河川整備を求める意見がありました。

次に、第5項都市計画費についてであります。街路事業費のうち、近鉄四日市駅北自転車駐車場整備につきましては、財団法人自転車駐車場整備センターが駐輪場を整備するに当たって、事業費の一部を市が負担しようとするものでありますが、施設の管理、運営及び整備手法について、理事者に説明を求めたのであります。

理事者からは、「本事業は財団法人自転車駐車場整備センターが安島・西浦地区の近鉄湯の山線高架下に駐輪場を整備し管理を行うものであり、このうち市が事業費の一部を負担することになっている。同センターについては、建設省の外郭団体で、これまで全国で500カ所余りの駐輪場を建設、運営してきた実績があり、周辺地域の駐輪場確保や放置自転車対策等に有効な手段であると判断して、申し込みを行ったものである」との説明があり、これを了といたしました。

また、本市のシンボルロードである四日市中央線の整備について、ベンチの増設など歩行者の立場に立った施設整備を進めるとともに、修景施設の設置に当たっては、市民に親しまれる多様なデザインを取り入れるべきとの意見があったほか、街路整備に関連して、未登記道路調査業務の推進について意見がありました。

都市基盤整備調査費につきましては、人にやさしい道づくりの観点から、自転車・歩行者道のネットワーク化について調査を委託しようとするものでありますが、市民が安全かつ快適に通行できる道路の空間の整備に向けて、今後とも十分な対策を講じていくよう要望したほか、本事業に関連して旧東海道の整備について意見がありました。

公園建設費につきましては、中央緑地公園のトイレ改修費の計上であり

ますが、障害者等の意見を十分に反映した施設内容とすべきとの意見がありました。

第6項公共下水道費、第7項都市下水路費につきましては、公共下水道特別会計への繰出金、各都市下水路の新設改良補助等にかかる追加計上であり、別段異議はありませんでした。

次に、第8項住宅費につきましては、特定優良賃貸住宅供給促進事業について、人口が減少している中心市街地に若年世帯の定着を図る見地から、中心市街地を中心に本事業を展開すべきではないかとの意見が出されたことから、本事業を含む本市の住宅政策全般について理事者の考えをたじたものであります。

理事者からは、「住宅政策は30万都市を目指す本市にとって極めて重大な課題であると認識しており、特に道路網や下水道など社会資本の充実した中心市街地に若年人口の定着を図ることは、地域の活力を維持していく上からも必要であり、関係部局からなる調整会議を設け鋭意協議を続けているところである。特定優良賃貸住宅については、民間業者に制度の説明を行うなど、市中心部での事業実施をお願いしているが、まとまった敷地の確保が難しいなどの理由により実施に至っていない現状である。市としても市中心部での申請を期待しており、申請があった場合は優先したいと考えている」との説明がありました。

当委員会は、本市がさらなる発展を続けていくためには、30万都市を目指した実効ある住宅政策の確立と、中心市街地への人口誘導に向けた積極的な取り組みが必要であると強く認識するものであり、他の民間賃貸住宅との競合などに配慮する中で、特定優良賃貸住宅制度の中心市街地での実施に向けて、格段の努力を払っていくよう強く要望いたしました。

議案第67号平成8年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第1号）、議案第68号平成8年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、議案第73号市道路線の認定について及び議案第74号市道路線の認定

に係る承諾についての4議案につきましては、別段異議はありませんでした。

なお、今回の補正予算は、国庫補助内示にあわせた追加計上が大部分を占めておりますが、事業計画等を精査の上、できる限り当初予算に計上していくべきとの意見がありました。

次に、議案第76号についてであります。本件は近鉄四日市駅南側に有料駐輪場を整備するに当たり、指名競争入札により工事請負契約を締結しようとするものでありますが、指名基準などについて理事者にただしたのであります。

理事者からは、「今回の工事は近鉄四日市駅の南側、名古屋線高架下の一部2階建ての駐輪場を整備するものであるが、鉄道高架下という特殊な現場であり、事故防止に万全を期する必要があることから、多くの鉄道関連工事の実績のある大手施工業者と市内施工業者の共同企業体として発注したものである」との説明がありました。

当委員会は、今回の工事の特殊性について十分理解するものでありますが、指名業者の選定に当たっては、今後とも公平、公正な態度で臨んでいくとともに、利用料金の設定など今後の施設の管理・運営については、市民の利便向上はもちろんのこと、周辺の駐輪場の状況なども踏まえたトータルな方策を検討していくよう要望いたしました。

また、鉄道事業者の負担について協議を重ねていくとともに、他の駅においても駐輪場の整備を検討するよう要望いたしましたほか、今後同様の施設を整備する際には、他都市の先進的な施設を参考にしながら、より有効な設備の導入を検討すべきとの意見がありました。

議案第77号につきましては、千歳町小生線道路改築工事に係る工事請負契約の締結議案であります。工事が長期間にわたることから、日常生活に及ぼす影響を最小限に抑えるよう十分な配慮を行うとともに、工事関係者に対する指導を徹底するなど、周辺住民の理解形成に努めるよう要望い

たしました。

議案第78号ないし議案第82号の5議案につきましては、いずれも下水道部所管の工事請負契約の締結議案であり、別段異議はありませんでしたが、日永浄化センターなどの下水道施設について、敷地内の緑化を進めるなど施設環境の向上に努め、下水道施設のイメージアップにつなげていくよう要望いたしました。

次に、議案第84号工事請負契約の変更についてであります。本件は羽津茂福3号幹線水路築造工事について、施工箇所を延長し事業の進捗を図ろうとするものでありますが、施工箇所周辺の状況を十分把握し、契約内容に変更が生じないように努めるべきとの意見がありました。

また、議案に関連して、本市の均衡ある発展を図る観点から、地域バランスに配慮した下水道事業の実施について意見がありました。

なお、議案審査の中で、今後、関係議案には最新の図面を添付するなど提出資料の充実を図るとともに、わかりやすい説明に努めるよう求めたところであります。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも別段異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

これもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（谷口廣睦議員） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

佐野光信議員。

〔佐野光信議員登壇〕

○佐野光信議員 日本共産党を代表いたしまして、今議会に提案されました23議案のうち、3議案について、市民の暮らし、福祉を守る立場から認めがたく反対するものであります。

まず、議案第64号平成7年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

水道事業に携わる市職員の皆さんの日夜にわたるご努力に心から敬意をあらわしたいと思います。平成7年度の水道決算は、値上げ後2年目の決算であります。差引資金残額、いわゆる黒字額は13億4,537万3,000円と財政計画を上回っておりますが、市民に対し適切な還元を検討すべきであります。

平成7年度の水需要は、財政計画と比較しますと約260万t下回っております。給水収益も4億4,889万9,000円と減収になっておりますが、収支が財政計画に沿った内容になっているのは、2年前の値上げが私どもの指摘どおり、値上げ過ぎであったことが明らかであります。しかも、県営水道料金改定の年であり、皆さんの努力は評価しながらも、木曾川系では基本料金が1t当たり10円引き下げられましたが、使用料金が1tで3円も値上げされたため、差引では約1,700万円もの負担増となりました。

また、水需要が横ばい状況の中で、値段の高い三重用水を約600万tも受水しております。高い三重用水を受水するよりも、不況の中ですので県とも十分話し合って、自己水源を増やすならば、値上げ幅も抑えることができたはずであり、この決算は認めがたく反対するものであります。

次に、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）についてであります。

歳出第3款民生費で、小牧でのコミュニティ・プラントの設計変更で3億6,000万円もの工事費の変更を行うものであります。簡単に設計変更を行うなど認めることができませんし、分担金も同和地区はなし、一般地区

は10万円であり、その変更もせずに、所得制限も導入しないなど、不公平な行政は認めることができず、反対をいたします。

歳出第10款教育費のうち、ドーム型多目的スポーツ施設建設で、大型映像装置を設置しようとするものであります。私どもはドーム建設についても、ドームを建設するよりも各地区に運動広場や施設を建設すべきことを主張してまいりました。さらに多額の費用がかかる大型映像装置を設置する必要がなく、また大電機メーカー奉仕の支出に反対するものであります。

議案第76号工事請負契約の締結についてであります。この工事は近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事を、大日本土木・小林特定建設工事共同企業体と契約するものであります。私どもは、駅周辺の自転車駐車場を整備し、不法駐車をなくすことは大いに賛成であります。しかし、本来ならば駐輪場の整備は近鉄が鉄道利用者のために整備をすべきであります。ところが、近鉄が空き地のみ準備するだけのために、市が駐輪場を整備し、完成後は有料化しようということであり、有料化を前提とした自転車駐車場建設には反対するものであり、もっと近鉄にもかかわりを持たせることを強く要求するものであります。

○議長（谷口廣睦議員） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第64号平成7年度四日市市水道事業決算認定について、議案第65号平成8年度四日市市一般会計補正予算（第1号）及び議案第76号工事請負契約の締結についての3件を一括して起立にて採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦議員） 起立多数であります。よって、本件は認定及び

可決されました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除いた20件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定及び可決されました。

日程第2 委員会報告第4号 請願の審査結果について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第2、委員会報告第4号請願の審査結果についてを議題といたします。

委員会の審査報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

藤岡アンリ議員。

〔藤岡アンリ議員登壇〕

○藤岡アンリ議員 請願第12号消費税増税中止を求める意見書の議会採択を求めることについては不採択とされておりますが、日本共産党議員団では、採択すべきものとして発言をいたします。

去る6月25日、橋本内閣が閣議決定をした来年4月からの消費税5%への引き上げは、朝日新聞の世論調査では91%の国民が政府の説明不足に不満を持っている。76%が増税中止を望んでいます。消費税3%が導入された1989年から1995年までの消費税収入は44兆1,348億円で、高齢化社会のためと言われながら、実際にその中で高齢化のためのゴールドプランには1兆5,594億円、3.5%しか使われていません。しかも消費税は最初から公約違反で、1993年7月、直近の総選挙ですが、消費税引き上げを公約した政党は一つもなく、社民党は引き上げは反対と公約したにもかかわらず、1994年の11月、村山内閣で消費税増税法案が可決されました。

消費税は最大の不公平税制、最も逆進性の強い税金であり、所得の多い者ほど負担率は低くなります。日本生協連の調査では、年収300万円以下で2.1%、年収800万円1.5%、1,500万円1.2%となっています。子供のお小遣いやクーラーもかけられない年金生活の老夫婦からも容赦なく取り立てる、まさに税の根本原理、応能負担の原則とか、最低生活費非課税の原則に違反する税制であります。

では、消費税増税の本当のねらいは何なのか。公共投資を牽引車にして日本経済を引っ張ってきた政府は、建設国債、赤字国債を乱発して、新中期防衛力整備計画の中で、軍事費に5年間で何と25兆円も投入してきました。赤字国債の残高は240兆円を超え、その利払いだけで毎年10兆円を超え、租税収入の31%が国債の元利支払い、16兆3,700億円に充てられます。国債と地方債合わせると488兆円は、国民1人当たり400万円の借金を背負っていることとなります。この財源を消費税で、これが本音ですから、武村前蔵相は6月の中央公論の中で、「このままでは国が滅ぶ」として、消費税率10ないし12%を提唱しました。経団連の豊田章一郎会長は、「経団連ビジョン」に、直接税の法人税、所得税を引き下げ、その財源に消費税の大増税を提言し、1997年に5%、2000年には7%、2005年には10ないし20%、2010年までに直間比率を50%にと主張しています。

一方、不公平税制を正す会では、国債の借りかえで利率5.4%を2.6%にすれば、5兆9,806億円の削減ができる。また、歳入について、大企業優遇税制や大資産家優遇税制を是正すれば、国税で10兆6,079億円、地方税で4兆9,131億円の税収が確保できると試算しています。消費税はゼロにしても、財源は確保できるとしています。私たち国民の家計は、1996年度限りの特別減税打ち切りと、さらに消費税率アップでダブルパンチであります。選挙を控えて最近、消費税は3%に凍結とか、5%は反対など、政府与党や新進党の発言もあり、最近は一歩も出回っておりません。消費税の審議もせずに臨時国会を召集して冒頭解散の日程が組まれているよ

うですが、国会で十分に審議をして、選挙の争点を明らかにしてから解散をすべきであります。

今、全国の自治体では、消費税増税反対の決議が相次いで採択されています。住民の暮らしに責任を持つ地方議会として、住民の声を国政に届けるのは当然であり、以上の理由から、消費税増税中止を求める意見書は採択すべきであります。

○議長（谷口廣睦議員） 他に質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は委員会報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦議員） 起立多数であります。よって、本件は委員会報告のとおり決しました。

日程第3 発議案の撤回について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第3、発議案の撤回についてを議題といたします。

発議第13号国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の提出について、撤回理由の説明を求めます。

佐野光信議員。

〔佐野光信議員登壇〕

○佐野光信議員 日本共産党を代表いたしまして、今議会で議員発議として提出いたしました発議第13号国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の撤回理由の説明を申し上げます。

発議第13号については、教育民生委員会での審査の際に、介護保険についても内容的に明らかにされてない。そのために教育民生委員会では、閉会中の継続調査事項として調査、研究をしていただくとのことでありまし

たので、十分な調査、研究をいただき、私どもは次回にはぜひ意見書として提出いただくことを期待いたしまして、今回の発議第13号について撤回するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（谷口廣睦議員） 撤回理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） 別段質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） ご異議なしと認めます。よって、本件は承認されました。

日程第4 発議第14号 除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書の提出について及び発議第15号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第4、発議第14号除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書の提出について及び発議第15号道路特定財源確保に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

小川政人議員。

〔小川政人議員登壇〕

○小川政人議員 発議第14号除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

現行法では、除籍簿の保存期間は80年、また除かれた戸籍の附票及び除

かれた住民票の保存期間は5年となっているところではありますが、高齢化の進展や転職、転勤に伴う住所移転が通例化している今日では、その保存期間は十分なものとは言えず、日常の相続登記などにおいて各種の支障を来す結果になっています。

そこで、政府に対して、除籍簿等の保存期間を相応の年数に延長するよう求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 市川正徳議員。

〔市川正徳議員登壇〕

○市川正徳議員 発議第15号道路特定財源確保に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由の説明を申し上げます。

本市は、地方分権時代の本格的な到来に向けて、中部圏、ひいては全国各圏域との機能分担、連携を目指して取り組んでおりますが、これらを推進し地域の活性化と豊かな生活を実現するためには、その基盤となる高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の一層の整備を図ることが大きな課題となっております。

そこで、政府に対し、道路特定財源の確保など、道路整備事業の一層の推進を求めるため、お手元に配付いたしました意見書を提出しようとするものであります。どうかよろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂議員登壇〕

○橋本 茂議員 私は、発議第15号について反対の立場から討論を行います。

今日、市民に密着した生活道路を初め、国道、県道を含めた道路整備は依然として重要な課題であり、国の第11次計画の遂行と本市における道路整備事業への取り組みは一層推進されなければなりません。しかしながら、本意見書の趣旨であります道路特定財源制を維持していくことについては、大きな弊害があると指摘するものであります。道路整備を特定財源に固定する根拠は、近年崩れてきているということを強調したいと思います。

この制度は1954年、今から42年も前になりますが、まだ自動車利用が極めて少ない時期に、ガソリン消費者が道路建設のための資金を負担する税制としてスタートいたしました。しかし、今や90%もの世帯が自動車を保有している現状であり、下水道、公園、学校等々と区別して、道路だけに用途を絞っておく合理性は何ら見出せないと言わなければなりません。加えて、道路需要を満たそうとすることが悪循環を生んで、大気汚染、騒音などの道路公害が激化していますが、これらの解決も不十分なまま、需要を満たそうとする建設計画をどんどん膨らませさえすれば実効が上がるものでもないことは、全国の実態が証明しています。物流システムの改善、鉄道を初め、代替交通機関との連携、公共交通の民主的充実など、総合的な研究、検討の上に立った適切な道路整備計画の遂行が必要であります。特定財源の垣根を取り払った上で、国民の将来の社会水準を決める、社会資本形成のための原資である一般財源から、必要なだけ投入する本来の形をとるべきだと考えます。

以上の理由から、道路特定財源確保に関する意見書には、私ども日本共産党市議団は反対をするものであります。

なお、四日市市内の道路舗装を初めとする道路整備に関して、高齢者、子供、障害者の命にかかわる歩道整備のおくれが目立ちます。これらへの

対処、特段に力を入れていただくことをつけ加えまして、私の反対討論を終わります。

○議長（谷口廣睦議員） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、発議第15号道路特定財源確保に関する意見書の提出についてを、起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦議員） 起立多数であります。よって、本件は可決されました。

次に、発議第14号除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） ご異議なしと認めます。よって、本件は可決されました。

日程第5 発議第16号 鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第5、発議第16号鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

水野幹郎議員。

〔水野幹郎議員登壇〕

○水野幹郎議員 発議第16号鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議について、発議者を代表し提出理由の説明を申し上げます。

国において平成7年12月に国会等移転調査会の答申がなされ、本年6月

には国会等の移転に関する法律が改正されるなど、首都機能の移転に向けて着実な歩みが進められております。こうした状況下にかんがみ、当市議会といたしましても、日本の新たな国づくりに向けて、日本列島の中央に位置し、第2名神高速道路、中部新国際空港、リニア中央新幹線など、高速交通体系の整備に加え、恵まれた水資源を初めとして、豊かな自然環境など、首都機能の移転地としてすぐれた条件を有する鈴鹿山麓地域への首都機能移転を推進するため、お手元に配付いたしました決議を行おうと提出するものであります。どうかよろしくご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口廣睦議員） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

発言を許します。

橋本 茂議員。

〔橋本 茂議員登壇〕

○橋本 茂議員 首都機能移転問題は、幾つかの大きな矛盾と問題をはらんでいます。第1に、政府等推進勢力は、首都移転は東京への一極集中の是正と過密の解消を最大の旗印にしてまいりましたが、首都圏の1都3県3,200万人のうち、新首都の人口は、公務員とその家族を含めても人口60万人、全部東京から移っても首都圏人口のわずか2%に過ぎず、過密の解消にはなりません。

第2に、橋本首相と推進勢力は、首都移転をきっかけに人心一新論を唱えていますが、中身は省庁再編や公務労働者減らしという反動的な、括弧つきの改革であり、とんでもない行革のてこにしようとしています。

第3に、首都移転の口実に地震対策が上げられておりますが、東京都首都圏の震災対策を本格的に取り組まずに、すなわち日本の人口4分の1を占める地帯の対策をおざなりにして、国家機関だけ逃げ出すことになり、厳しい批判が出ています。

第4に、首都機能移転を2000年に着工し、2010年には新国会開設との計画をつくりながら、同時に今の首相官邸を初め、官庁の建てかえが現在進行中であり、引っ越しを考えながら自宅を大改造と、マスコミにも皮肉られるほどむちゃくちゃなことが現に行われています。このようなむだ遣い、喜ぶのは大手ゼネコン大企業であります。

第5に、移転先でも移転跡地でも、大もうけするのは大企業、大手ゼネコンであることがいよいよはっきりしてきたことです。計画では少なくとも14兆円、実際には何十兆円かかるかわからないと言われており、宇野国会移転調査会会長、関経連の会長ですが、彼は、「壮大なむだ」と本音を吐露したほどです。財界、大企業が歓迎する超大型プロジェクトであります、そのつけは国家財政危機に拍車をかけ、ひいては国民には大増税となってはね返っていくことは必至であります。消費税増税はその第一弾であります。

以上申し上げたとんでもない計画ですから、本年6月、国会等の移転に関する法律の改正の際には、私ども日本共産党は反対をいたしました。

次に、この計画は、移転候補地の住民にとっても迷惑な話であると思えます。既に誘致したい地方が13にも上っており、受け皿づくりの激しい競争が始まっています。新首都ができるのなら、山を、森を切り開き、緑をはがし、市街地にかえる。環境保護や自然保護など言っておれないと、首都機能移転を大義名分にした乱開発が大きく進められるのでありましょう。

四日市においては、桜地区で大規模な土地造成をして企業来ずの大失政をやってきたことを繰り返す、いや、その何倍、何十倍の規模で、誘致に熱中をして乱開発を進めることになりはしないのか。13分の1の可能性に

かけて、受け皿開発やって首都来ずの空振りに終わってしまわないのか。市民にとっては、大きな被害だけ残されたという迷惑な話になりそうであります。深く再考を求めたいと思います。

世界の大勢からして、主権在民、議会制民主主義の国では、人口最大の都市に国会と政府が置かれています。ヨーロッパでは、すべての国がそうであります。今回の首都機能移転の計画が実行されたら、日本の国民主権と議会制民主主義の原則は、国会は国民から遠ざけられ、また政府が国会から離されるという二重の意味で、その制度的な基盤が崩されることとなります。経済的にも政治的にも無謀といえるこの計画は、国民多数の利益と相入れないことは明白です。いわんや、四日市市民の大多数に理解が得られないことも明らかです。

以上の理由により、日本共産党市議団は、鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議に反対を表明するものであります。

○議長（谷口廣睦議員） これをもって討論を終結いたします。

これより本件を起立により採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口廣睦議員） 起立所定数以上であります。よって、本件は可決されました。

日程第6 常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（谷口廣睦議員） 日程第6、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長からお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査について申し出があります。

おはかりいたします。本申し出を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口廣睦議員） ご異議なしと認めます。よって、本申し出は承認することに決しました。

○議長（谷口廣睦議員） この際、ご報告を申し上げます。

さきの6月定例会から今定例会までの各常任委員会の閉会中の調査結果について、お手元に報告書を配付いたしておりますので、これによってご了承願います。

○議長（谷口廣睦議員） 以上で今定例会の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じ、平成8年9月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後3時10分閉会

地方自治法第123条第2項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 谷 口 廣 睦

四日市市議会副議長 益 田 力

署 名 議 員 長谷川 昭 雄

署 名 議 員 濱 口 善 元

1. 会期日程
2. 議会運営委員会決定事項
3. 議決事件一覧表
4. 一般質問通告一覧表
5. 議案質疑通告一覧表
6. 付託議案一覧表
7. 意見書
8. 決議
9. 常任委員会の閉会中の調査報告について
10. 常任委員会の閉会中の継続調査項目

平成8年9月定例会会期日程

9月3日(火)	午前10時開会 議案説明
4日(水)	休 会
5日(木)	
6日(金)	午前10時開議 一般質問
7日(土)	休 会
8日(日)	
9日(月)	午前10時開議 一般質問
10日(火)	午前10時開議 一般質問 議案質疑・委員会付託
11日(水)	各常任委員会
12日(木)	総務委員会・産業公営企業委員会・建設委員会
13日(金)	休 会
14日(土)	
15日(日)	
16日(月)	
17日(火)	
18日(水)	
19日(木)	
20日(金)	午後2時開議 委員長報告、質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項

(8. 8. 27)

◎ 9月定例会市議会について

1. 会期日程 別紙のとおり

2. 一般質問

(1) 発言順位・発言時間

- | | | | |
|-----------|--------|---------|--------|
| ① 日本共産党 | 1時間 | ② 市民クラブ | 2時間 |
| ③ 政友クラブ | 3時間20分 | ④ 緑水会 | 2時間40分 |
| ⑤ フォーラム新風 | 3時間 | ⑥ 公明 | 1時間40分 |

3. 通告(受理)期限

- (1) 一般質問 9月3日(火) 午後2時まで
(通告内容が同一趣旨の場合は午後3時まで変更可)
- (2) 議案質疑 9月6日(金) 午後4時まで
- (3) 請願 9月6日(金) 午後4時まで
- (4) 議員提案による意見書発議案
9月6日(金) 午後4時まで
- (5) 討論・その他 9月17日(火) 正午まで

◎ その他

議場内へのポケットベルの持ち込みに関する申し合わせについて、次のとおり一部見直すことが確認されました。

○ 議場内へのポケットベル、携帯電話等の持ち込み

(1) 議場内へのポケットベル、携帯電話等の持ち込みについては、消音タイプ等会議に支障にならない範囲で許可するものとする。(携帯電話、テープレコーダー等は使用しない。)

なお、委員会等においても同様の扱いとする。

また、6月24日の議会運営委員会において、関連質問に関する申し合わ

せについて、次のとおり一部見直すことが確認されました。

○ 一議員の質問事項あたり、発言通告をしていない同一会派の議員一人に限る。ただし、関連質問をした議員は再度、関連質問をすることができない。

議決事件一覧表

〔市長提出議案〕 (23件)

議 案 名	議決結果
議案第63号 平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	認 定
議案第64号 平成7年度四日市市水道事業決算認定について	認 定
議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第66号 平成8年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第67号 平成8年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第68号 平成8年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第69号 平成8年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第70号 四日市市行政手続条例の制定について	原案可決
議案第71号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決
議案第72号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第73号 市道路線の認定について	原案可決
議案第74号 市道路線の認定に係る承諾について	原案可決
議案第75号 工事請負契約の締結について	

議案第76号 工事請負契約の締結について -北部清掃工場ガス冷却設備改修工事-	原案可決
議案第77号 工事請負契約の締結について -近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事-	原案可決
議案第78号 工事請負契約の締結について -川島汚水1号支線管渠布設工事 (その2) -	原案可決
議案第79号 工事請負契約の締結について -雨池7号幹線水路築造工事-	原案可決
議案第80号 工事請負契約の締結について -日永浄化センター第1系統中央 監視設備工事-	原案可決
議案第81号 工事請負契約の締結について -日永浄化センター第2系統初沈汚泥 掻寄機設備工事-	原案可決
議案第82号 工事請負契約の締結について -橋北ポンプ場電気設備工事-	原案可決
議案第83号 工事請負契約の締結について -霞ヶ浦プール改築工事(建築工事) -	原案可決
議案第84号 工事請負契約の変更について -羽津茂福3号幹線水路築造工事 (その1) -	原案可決
議案第85号 町及び字の区域の変更について	原案可決

〔議員提出議案〕（4件）

議 案 名	議決結果
発議第13号 国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の提出について	撤 回
発議第14号 除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書の提出について	原案可決
発議第15号 道路特定財源確保に関する意見書の提出について	原案可決
発議第16号 鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議について	原案可決

〔請 願〕（5件）

番号	件 名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
9	8. 8. 26 受理 共栄作業所の拡充・整備について	四日市市西日野町 4070-1 共栄作業所保護者会 会長 山 口 より子 ほか1名	採 択
	宇野 長好 南部 忠夫	教育民生委員会	

10	8. 9. 3 受理 除籍簿、除かれた戸籍の附票等の保存期間の延長について	津市丸之内養正町 17-17 三重県司法書士政治連盟 会長 新 谷 博 哉 ほか2名	採 択
	中森 慎二 藤井 浩治	総 務 委 員 会	
11	8. 9. 3 受理 激甚災害における被災者への公的助成の実現を求めることについて	津市本町23-2 三重県労働組合総連合（みえ労連） 議長 安 井 彦 光	継 続
	橋本 茂 藤岡アフリ	総 務 委 員 会	
12	8. 9. 3 受理 「消費税増税中止を求める意見書」の議会採択を求めることについて	津市愛宕町236 消費税廃止三重県各界連絡会 代表 吉 良 貞 男	不採択
	橋本 茂 藤岡アフリ	総 務 委 員 会	

(前回から継続のもの)

番号	件名	請願者の住所・氏名	議決結果
	紹介議員	付託委員会	
6	8. 6. 7 受理 北大谷斎場葬祭棟の運営について	四日市市山田町2340 (有)はないちセレモニ ー 田中市衛 ほか6名	継 続
	市川悦子 川口洋二	総務委員会	

一般質問通告一覧表

順序	氏名	要旨	ページ
(9月6日)			
1	日本共産党 橋本茂 (発言時間40分)	1 加藤市長に問う -残る3ヶ月間の任期で何をなすべきか (1) 遅れている福祉の向上に全力を (2) 市の開発・再開発事業は徹底して市民本位を貫くこと (3) 地震・防災対策の強化は急務 ① 被害想定などの情報は全面公開を ② 障害者、弱者対策の確立を (3) ゆがんだ同和行政を正すこと	16
2	日本共産党 藤岡アンリ (発言時間20分)	1 病原性大腸菌O-157対策について (1) 給食施設の改善と関係職員の増員を (2) 食品関係中小零細業者への緊急融資を	33

(9 月 9 日)

3	市民クラブ 古市元一 (発言時間60分)	1 加藤市長20年を懐う 2 美しい町づくりの当面の問題について	40
4	市民クラブ 土井数馬 (発言時間60分)	1 「地域再生」における公営住宅建設について 2 女性施策の今後の課題について	57
5	政友クラブ 豊田忠正 (発言時間60分)	1 笹川地区における問題 (1) 路上駐車解消策 (2) 地区交流センター(仮称)の建設 2 郊外の密集市街地における生活道路の整備について 3 地球環境戦略研究機関の誘致について	78
6	政友クラブ 田中俊行 (発言時間60分)	1 “美しい都市”を目指して -本市のシンボルゾーン・シンボルロードの整備に関して- (1) ペDESTリアンデッキの設置 (2) 中央通りのグレードアップ	98

		(3) 「美観保護条例」の制定 (4) 案内標示 2 「中核市」と合併に関して	
7	緑水会 葛山久人 (発言時間40分)	1 防災計画について 2 JR四日市駅高架化と周辺整備について 3 四日市北部地域における諸問題について (1) 道路 (2) まちづくり	115
8	緑水会 小井道夫 (発言時間60分)	1 鈴鹿山麓研究学園都市の開発整備に関して 2 老朽校舎の改築計画等について 3 市立病院・市役所窓口における聴覚障害者対応について	131
9	緑水会 田中武 (発言時間60分)	1 「うるおいのある美しい街づくり-行政と市民とが一体となった街づくり」について (1) 人通り・交通量の多い道路の美化 (2) 小公園の改善 (3) 行政と市民とが一体となった取り組み	152

(9 月 10 日)

		(4) 行政内部の多角的取り組み (5) 他の都市に学ぶ姿勢	
10	フォーラム新風 伊藤正巳 (発言時間60分)	1 国籍条項撤廃について 2 スポーツ施設の管理と監督について 3 消防行政について 4 ポイ捨て禁止条例の制定について	174
11	フォーラム新風 森真寿朗 (発言時間60分)	1 第6次基本計画の成果と反省を市長に問う 政策目標(推計人口・経済) 中央図書館、農業公園、公共交通機関 2 いじめ問題と覚醒剤汚染について 3 各種審議会・委員会の見直しと委員公募と女性起用について 4 防災対策としての河川整備を	193
12	公明 市川悦子	1 障害者対策について (1) やさしい街づくり (2) 中途失明者生活訓練事業	210

(発言時間60分)	(3) 雇用問題	
	2 学校図書室の充実について	
	3 女性施策の推進について	

議案質疑通告一覧表

順序	氏名	件名	ページ
1	日本共産党 佐野光信 (発言時間15分)	1 議案第63号 平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定について 2 議案第64号 平成7年度四日市市水道事業決算認定について 3 議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号) 歳出 第3款 民生費 4 議案第76号 工事請負契約の締結について -近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事-	234
2	日本共産党 橋本茂 (発言時間15分)	1 議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号) 歳出 第10款 教育費	240

付託議案一覧表

○ 総務委員会

議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入全般

歳出第2款 総務費

第4款 第2項 清掃費

第8款 第4項 港湾費

第10款 教育費

第2条 債務負担行為の補正

第3条 地方債の補正

議案第66号 平成8年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算
(第1号)

議案第70号 四日市市行政手続条例の制定について

議案第71号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第72号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例の一部改正について

議案第75号 工事請負契約の締結について
-北部清掃工場ガス冷却設備改修工事-

議案第85号 町及び字の区域の変更について

○ 教育民生委員会

議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第3款 民生費

議案第69号 平成8年度四日市市老人保健医療特別会計補正予算
(第1号)

議案第83号 工事請負契約の締結について
-霞ヶ浦プール改築工事(建築工事)-

議案第13号 国民本位の介護保険制度の早期確立を求める意見書の提出
について

○ 産業公営企業委員会

議案第63号 平成7年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第64号 平成7年度四日市市水道事業決算認定について

議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第6款 農林水産業費

第7款 商工費

○ 建設委員会

議案第65号 平成8年度四日市市一般会計補正予算(第1号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第4款 第1項 保健衛生費

第8款 土木費(総務委員会に付託した
部分を除く)

議案第67号 平成8年度四日市市公共下水道特別会計補正予算
(第1号)

議案第68号 平成8年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算
(第1号)

議案第73号 市道路線の認定について

議案第74号 市道路線の認定に係る承諾について

議案第76号 工事請負契約の締結について
-近鉄四日市駅前自転車駐車場整備工事-

- 議案第77号 工事請負契約の締結について
－3.3.12千歳町小生線道路改築工事－
- 議案第78号 工事請負契約の締結について
－川島污水1号支線管渠布設工事（その2）－
- 議案第79号 工事請負契約の締結について
－雨池7号幹線水路築造工事－
- 議案第80号 工事請負契約の締結について
－日永浄化センター第1系統中央監視設備工事－
- 議案第81号 工事請負契約の締結について
－日永浄化センター第2系統初沈汚泥掻寄機設備工事－
- 議案第82号 工事請負契約の締結について
－橋北ポンプ場電気設備工事－
- 議案第84号 工事請負契約の締結について
－羽津茂福3号幹線水路築造工事（その1）－

除籍簿等の保存期間の延長を求める意見書

現在、除籍簿の保存期間は、戸籍法施行規則第5条第4項の規定により、除籍時から80年、また、除かれた戸籍の附票及び除かれた住民票の保存期間は、住民基本台帳法施行令第34条第1項の規定により、5年となっています。

しかしながら、高齢化の進展や転職・転勤に伴う住所移転が通例化した今日では現行の除籍簿等の保存期間は十分なものといえず、日常の相続登記やその他の不動産登記の上でも各種の支障を来すこととなっています。

よって、政府におかれては、国民の権利の保全の上からも除籍簿等の保存期間について下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 除籍簿の保存期間を現行の80年から100年に延長すること
2. 除かれた戸籍の附票及び除かれた住民票の保存期間を現行の5年から20年に延長すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成8年9月20日

四日市市議会

議長 谷口 廣睦

関係省庁宛

（内閣総理大臣・法務大臣・自治大臣・）

道路特定財源確保に関する意見書

四日市市は、地方分権の時代に向けて、四日市広域行政圏を初め三重県北勢地域内における既存の都市基盤を有効に活用し得る方策を確立するとともに、中部圏ひいては全国各圏域との機能分担・連携の本格的な実現を目指して取り組んでいるところであります。

これらを推進し、地域の活性化と真に豊かな生活を実現するためには、

その基盤となる高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の一層の整備推進を図ることが是非とも必要であります。

よって、政府におかれては、平成9年度予算編成に当たり、道路特定財源を確保し道路整備事業費予算を大幅に増額するとともに、下記の措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 道路特定財源である揮発油税、自動車重量税等の現行税率を絶対に堅持すること
2. 第11次道路整備五箇年計画を完全達成するため、平成9年度予算において道路整備費を大幅に増額すること
3. 国土の均衡ある発展と活力ある地域づくりを一層推進するため、第二名神自動車道、東海環状自動車道等の高規格幹線道路並びにこれらと一体となって機能する四日市インターアクセス道路（地域高規格道路）及び一般国道1号北勢バイパス等の幹線道路網の整備推進を図ること
4. 市民生活を初め経済活動など都市機能全般にわたる向上を図るため、整備の立ち遅れている国道・県道を含めた地方の道路整備の財源を充実強化すること

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

平成8年9月20日

四日市市議会

議長 谷口 廣睦

関係省庁宛

(内閣総理大臣、大蔵大臣、建設大臣、自治大臣)

鈴鹿山麓地域への首都機能移転に関する決議

我が国は、今大きな時代の変革期に直面している。首都機能移転は、新たな時代に向け我が国が地方分権、行政改革などを進め、世界に通用する

社会システムを確立していくための極めて重要かつ緊急なテーマである。

国においては、平成7年12月に国会等移転調査会の答申がなされ、8年6月には「国会等の移転に関する法律」が改正されるなど、首都機能の移転に向けて着実に歩みが進められている。

三重県の鈴鹿山麓地域は日本列島の中央に位置し、第二名神高速道路、中部新国際空港、リニア中央新幹線など高速交通体系の整備により、21世紀には交通の要衝となること、伊勢湾、鈴鹿山系など海から山に至る豊かな自然環境や水資源に恵まれ、温暖な気候を有することなどから、首都機能の移転地として優れた条件を有している。

よって四日市市議会は、市民の理解を得ながら、日本の新たな国づくりに向け、鈴鹿山麓地域への首都機能移転を推進することを決議する。

平成8年9月20日

四日市市議会

常任委員会の閉会中の調査報告について

常任委員会の閉会中の調査について、別紙のとおり報告します

平成8年9月20日

総務委員長	小川政人
教育民生委員長	桑原勇
産業公営企業委員長	伊藤正巳
建設委員長	市川正徳

四日市議会

議長 谷口 廣 睦 殿

総務委員会

○ 地震防災対策について

神戸市等兵庫県南部に未曾有の被害をもたらした阪神・淡路大震災から早一年半余、この大震災を教訓に国においては災害対策基本法や防災対策の根幹をなす防災基本計画の大幅な改正が行われるなど、震災対策を初めとする災害対策のあり方について適宜見直しが行われつつあります。

本市においても同基本計画に基づき、防災アセスメントや地震動調査・地震被害想定調査などの各種調査に着手し、現在、これらの調査結果を基に防災まちづくりの基本方針の策定さらには地域防災計画の改定にも鋭意取り組みがなされているところであります。

しかしながら、元来、我が国は地質的にも地震が発生しやすい特性を有しており、本市及びその周辺にも活断層の存在がいくつか確認されていることもあって、いつ本市に大地震が起こっても不思議ではない状況下にあります。

家屋の密集する市街地や臨海部を中心に大規模な石油化学コンビナート群を擁している本市にとって、大地震の襲来に備えた防災対策を確立する

ことは急務の課題となっているところであります。

当委員会は以上のことを踏まえ、「地震防災対策について」を閉会中の継続調査事項として取り上げ、特にコンビナート震災対策に焦点を当てて調査・研究を行いました。

1. コンビナート震災対策

(1) 危険物施設等の現況

本市のコンビナート区域は霞、午起、千歳、塩浜、日永、川尻、大治田などにまたがっておりますが、その区域内の事業所には屋外タンク貯蔵所等消防法で規制される危険物施設が2,499施設あり、およそ760万klの石油類が取り扱われています。危険物施設のうち、主なものは大量の石油類を貯蔵する屋外タンク貯蔵所が1,616施設、移送取扱所が68施設となっております。

また、LPGなどの可燃性ガスを扱う高圧ガス施設については、液化ガスと圧縮ガスをあわせて300基弱の貯槽があり、これら施設では一日に約8億m³の高圧ガスが取り扱われています。

コンビナート区域における屋外タンク貯蔵所、防油堤等危険性物質関連施設の震災対策については、その安全性を確保するため、関係法令等の改正が逐次行われるなど厳しい技術基準が設けられているほか、本市独自にも屋外タンク貯蔵所等の地震対策の推進について種々の指示がなされてきました。さらに、国においては阪神・淡路大震災を契機に消防法の見直しやタンク地盤の改良工法等の調査・研究などに取り組んでおり、危険物施設等に対する震災対策の一層の充実・強化が図られようとしているところであります。

(2) 埋設場外配管の現況

原油、重油等発火生・引火性の著しい物質や高圧ガスなどの危険性物質を移送する埋設場外配管は市街地で30本（休止中のものは除く）、工業専用地域で35本の計65本がありますが、うち直埋設は市街地で2本、工業専

用地域で9本の計11本、防護物内埋設（カルバート）については市街地で28本、工業専用地域で26本の計54本となっています。

こうした場外配管については、消防法、高圧ガス取締法で基準が定められているところではありますが、さらに市として危険物場外配管保守管理基準を定め、日常及び定期的な点検に加えて、特別点検として埋設使用後10年を経過した配管について毎年場所を変えて掘り出し検査が行われています。掘り出し検査は肉厚測定、電位測定、浸透探傷、磁粉探傷、X線検査の5項目にて行われ、昨年度、201ヶ所を掘り出して行われた検査では異常は全く見受けられなかったところがあります。

当委員会は、これら場外配管の検査内容に加えて、その導管ルート、腐食防止・電流防食施工方法や移送圧力状況、さらには移送する危険性物質の性状等について精査したところであり、その精査の過程において、各委員からは次のような意見が出されました。

- ・ 配管の掘り出し検査の検査箇所数をさらに増やしていくこと
- ・ 震災時での配管破損等による被害が一般市民に及んだ場合の責任の所在について研究を行うこと
- ・ 安全性の面からも直埋設の配管をカルバート化するよう市としても立地企業に対して指導を行っていくこと
- ・ 直埋設の配管について将来的には電線も含めて共同溝が布設できるよう検討を重ねていくこと
- ・ 一般家庭への供給用ガス管がコンビナートの配管に近接したところもあり、震災時におけるガス管のコンビナート配管への影響も危惧されることから、これらガス管の管理が十分に行われるよう関係企業へ働きかけること
- ・ 市街地にある配管の海岸部への移設について検討すること

2. 結び

コンビナート区域における地震時の被害について、昨年の阪神・淡路大

震災では石油タンクが傾斜するなどの被害は見られたものの、市街地と比較するとその被害は軽微なものとなっています。また、危険物施設、場外配管等本市におけるコンビナート震災対策の現状を見ても、各委員から今後の課題等は提起されたものの現時点では相応の安全基準は達成されているものと思われます。

しかしながら、地震の不確定性を鑑みると、液状化による被害や爆発等の二次災害など不測の事態に備え、従来にも増して総合的視点に立った震災対策の確立が求められるところがあります。

このため、当委員会としては、現在、並行して検討が行われている防災まちづくりの基本方針と地域防災計画の策定（改定）に当たっては、市の根幹的産業であるコンビナート群の経済的活力の維持・向上と近接する周辺市街地の安全性確保という両面から捉えた防災ビジョンの構築が不可欠であると考え次第であり、これら本市の地域特性を十分加味した基本方針・計画の策定（改定）に向けて、なお一層の努力を払われるよう強く望む次第であります。

なお、当委員会は、地震防災対策について、今後さらに議論を深めていく余地を残していると思慮するものであり、引き続き閉会中の継続調査事項として調査研究を進めることとしたい。

教育民生委員会

○部活動（運動部）の現状と今後のあり方について

中学校における部活動の果たすべき役割につきましては、教育活動の多岐の面に及び、心身の健全な発達の観点から、個性の伸長や協力・共同意識の高揚、生徒相互や生徒と教師との信頼関係、体力・運動能力の向上など、また、スポーツ実戦の観点から、生涯スポーツの振興や競技能力の向上など、これまで大きな成果を上げてきました。

しかし、近年の社会環境の変化や少子化社会の進行により、部活動を取

り巻く環境は大きく変化してきており、教員数の減少による顧問の不足や、生徒自身の部活動に対する意識の多様化等から、部活動の存続自体にも大きな影響を与えるに至っております。中には、生徒がやりたいと希望する部活動が廃止され、入部できない現状も見受けられることから、部活動のあり方について真剣に検討すべき時期を迎えています。

以上のことから、当委員会は部活動（運動部）の現状と今後のあり方について調査・研究を行いました。

1. 部活動の位置づけ及び現状・問題点について

(1) 学校教育における部活動の位置づけと本市での取り扱い

部活動は、教育過程の中に位置づけがなされておらず、位置づけがなされている「クラブ活動（特別活動）」とは区別されています。部活動は教育課程外の活動ではありますが、学校の管理下で計画・実施される教育活動であり、部活動への参加をもってクラブ活動の履修に代えられることから、教育課程内の活動としての性格も有しています。

本市においては、週1時間みのクラブ活動よりも活動の充実が図られること及び時間割上1時間の時間を生み出すことができることから、部活動でクラブ活動の1時間の代替をしています。

(2) 部活動にみられる問題点と課題

① 生徒数・教職員数の減少

昭和60年度における本市の公立中学校の生徒数は13,731人、教職員数は551人でありましたが、平成7年度では、生徒数は9,534人、教職員数は482人であり、10年間で生徒数は約30%・4,197人の減少、教職員数は約13%・69人の減少となっています。少子化社会による生徒数や教職員数の減少の結果、部活動の活動数や顧問数も減少し、運営の難しさが問題となっています。

平成8年度における各学校別の部活動状況を見ると、最少部活動数6に対し、最多部活動数21となっており、その差は15もあり、大規模校に入学

するか小規模校に入学するかによって、生徒の選択の幅も大きく異なってくることから、その公平性を確保することが課題となっています。

② 生徒の部活動に対する意識の変化

生徒の価値観も社会環境や時代の流れとともに変化しており、稽古事や趣味等活動以外のいきがいややりがいの発見、安易に楽しさを求めたり古い体質の敬遠、学習塾に通う進学熱、燃え尽き症候群（バーンアウト）、民間スポーツクラブへの加入等部活動に対する意識も多様化しています。

③ 教職員に関する問題点と課題

部活動は生徒の自主的・自発的な活動であってこそ教育の意義があるわけですが、顧問教員にあっては、こうした趣旨に基づいて部の運営及び活動が円滑に行われるよう、十分指導にあたることが大切です。

しかし、学校現場においては、指導熱意の希薄化、顧問教員の異動や交代による人間関係の変化、勝利至上主義や長時間の練習等による過熱指導、平日の時間外勤務の常態化や休日のない活動による肉体的・精神的負担、給特法による時間外勤務手当の不支給や少額の教員特殊業務手当等の勤務条件、活動中に発生した事故責任など多くの問題を抱えています。

こうした問題を解決する方法の一つに外部指導者の導入があり、平成8年度では部活動指導者派遣事業を武道に関して2校2名の実施をしている他、スポーツ少年団指導者や経験者による指導も一部で行われています。これらは生徒の多様なニーズに応えるとともに部活動の活性化を図るために必要であります。顧問と外部指導者との関係、学校が行う教育活動との連携、他の部との関係など解決しなければならない課題も多くあります。

2. 部活動の今後のあり方について

調査・研究の過程において、各委員から出された主な意見の概要は次のとおりであります。

- ・ 現在抱えている諸課題を解決するためには、生徒のニーズや教職員及び保護者の要望など現状を的確に把握することが肝要であることから、

その実態調査を実施すること

また、その調査方法については、学校現場における真の声を聴くことができるよう創意工夫を凝らすこと

- 将来的に実施が予想される学校週5日制も考慮に入れた上で、部活動の建て直しを図っていくこと
- 学校体育で部活動のニーズを全てを満たそうとするのではなく、年々役割が増大している地域活動や社会体育の充実を図るとともに、勝利至上主義の部活動は社会体育に任せ、学校体育は生涯スポーツの基礎を築くことを主眼に置くなど、社会体育と学校体育の役割分担を行うこと
- 現行制度では、部活動への加入を生徒全員に義務づけているが、生徒自身が自発的・自主的に活動を組織し発展させるという部活動本来の趣旨に鑑み、任意加入制度についても検討すること
- 部活動の活性化を図る一つの方法として、現行の武道以外の部活動についても外部指導者による指導の制度や内容等の十分な検討を行い、導入に向けて取り組みを図ること
- 外部指導者による指導においては、体の鍛練や技術の向上を図るのみでなく、心も含めた心身の鍛練を行うこと
- 精神的訓練の場として部活動の果たす役割が大きいので条件整備を図るとともに、外部指導者の精神的訓練指導能力についてもチェックを行うこと
- 外部指導者は学校の責任のもとでボランティアという位置づけであるが、指導に当たっては部活動の全てを任せるのではなく、顧問教員の指導方針も活かすなど役割分担した指導に努めること
- 顧問教員と外部指導者が常に一体となって指導する必要性を無くすなど、顧問教員の部活動における負担軽減を視野に入れた方法も検討すること
- 活動中における事故発生を未然に防止するため、安全な練習計画を綿

密に立て、監督・運営など管理体制には万全を期すこと

- 競技会等に参加した場合の経費支給及び教員特殊業務手当については、実態に則していない点が見受けられることから、制度の充実を図ること
- 顧問教員の確保を行い円滑な運営を図るため、部活動にも配慮した教員の人員配置を行うこと
- 部活動への入部手順は、市内の全中学校において仮入部期間を設定し、期間経過後に正式入部を行っているが、一旦仮入部をすると退部しづらい状況も見られることから、顧問教員の管理能力を育成すること
- 生徒の希望する部活動が当該中学校には無く隣接する中学校にある場合には、隣接する中学校に通うことを認めるなど、学校間の横の連携を密にすること

部活動は各学校の教育活動の一貫として行われているものであり、異年齢集団の中で自発的・自発的に、学校生活をより充実・豊かにしながら、個性・自主性の育成及び社会性の発達を図る上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、これまで述べたように、社会の変遷とともに多様な問題を抱えることとなり、部活動は大きな転機を迎えていると言っても過言ではありません。

当委員会は、今後、部活動本来の趣旨を活かしたより良い活動が行われるよう、指導者の育成や確保及び教員の位置づけ等についても十分考慮するとともに、外部指導者の導入を図るなど条件整備のあり方を探究し、総合的な活性化施策を確立することが何よりも肝要であると考えられます。

このため、各委員から出された意見を十分に踏まえ、部活動を通じて心身の調和のとれた発達を培い、21世紀を担う子どもたちの健やかな成長に一層の努力を払われるよう強く望む次第であります。

産業公営企業委員会

○ 市立四日市病院について

市立四日市病院の歴史は、昭和11年5月千歳町に市民の診療を行う福祉施設としての四日市市民病院が内科、外科の2診療科、14病床で診療を開始したのが始まりであります。

昭和14年には西新地に内科、外科、皮膚科の3診療科、63病床の本格的な公立病院としての市立四日市病院が創立されました。その後、戦災に遇い施設は焼失しましたが、昭和24年には同地に再建されました。

昭和36年には施設の老朽化等に伴い、堀木一丁目に移転し10診療科258床を擁する近代的な総合病院に生まれ変わりました。

さらに、昭和53年には年々増加する患者数と医療需要の多様化等により、この病院施設も手狭となったことから、現在地である芝田二丁目に移転し、557床の高度医療機器を揃えた北勢地域の中核病院として発展してきました。また、本年4月からは形成外科の開設に加え、麻酔科を標榜し診療科目は21診療科となり、現在に至っています。

一方、昭和54年からは四日市社会保険病院、県立総合医療センターと協力し、第2次救急医療を実施しており、今や外来患者が1日平均2,000人余となるなど、地域住民の生命と健康を守る、市民生活に欠くことのできない重要な施設となっています。

当委員会は、市立四日市病院が建設されてから既に17年が経過しており、また、日進月歩する医療技術や多様化する医療需要等を勘案した場合、大規模な施設整備が近い将来必要になってくるのではないかとの観点から、今回は特に施設整備に焦点を当てて、調査・研究を行ったところであります。

1. 市立四日市病院の現況

市立四日市病院の現況は以下のとおりであります。

- ・敷地有効面積：24,940㎡（高等看護学院を除く）

- ・建築延床面積：34,470㎡
- ・病床数：一般病床557床
- ・個室数：103室（個室の割合：18.5%）
- ・外来患者数：平成7年度1日平均2,004人
- ・入院患者数：平成7年度1日平均486人
- ・診療科：21科
- ・職員数：687人
- ・外来駐車場：559台（一部借地分含む）

2. 施設・設備の課題

昭和53年に現在地に移転した後、病歴室、CT室、腎センター、手術室・集中治療室等の増築、MRI室、心臓血管撮影室等の改造、外来患者用駐車場の全自動駐車管理システムの導入等、医療サービス向上のための施設・設備の整備に鋭意努めてきたところでありますが、2階外来へのエスカレーターの設置や案内表示板の改善等種々の課題が山積している状況にあります。

当委員会が調査・研究を行った過程において、委員からは、駐車場施設の夜間の有効利用、理学診療科及び小児科の充実、病院経営の健全化、通院のための路線バスの充実に向けたバス乗降場、回転地の整備等についての提言がありました。

3. まとめ

近年の医療を取り巻く環境は、人口の高齢化、疾病構造の変化、医療の高度化・専門化など大きく変化しています。

市立四日市病院は、これら環境の変化に対応するため、各種の施設整備を行うなど、医療サービスの向上に努めてきたところでありますが、近年においては、より快適な環境のもとでの高度医療サービスの提供や阪神・淡路大震災時に見られるような大災害時における中核病院としての役割が求められるなど医療に対するニーズはますます複雑・多様化してきており

ます。

当委員会は、市立四日市病院の現状と課題について、調査・研究を行ってきたところでありますが、市民の生命と健康を守る本市の中核病院としての役割は今後ともますます大きくなっていくものと確信するところであります。市立四日市病院の拡充・整備は財政面で問題はあるものの、避けて通ることのできない課題であると考えているところであり、引き続き「市立四日市病院について」を閉会中の継続調査事項として取り上げ、先進地病院への視察を行うなどさらに議論を重ねていく必要があると考えているところであります。

最後になりますが、当委員会といたしましては、21世紀に向け、人口の高齢化、医療需要の多様化がますます進展することが予想される中、市民の生命と健康を守る「より信頼される病院」づくりに、日々邁進されるよう切に望むものであります。

建設委員会

○ 本市の雨水排水計画について

本市は市街地の大部分が臨海部及び背後の低地帯に位置し、加えて市内を流れる河川の多くが天井河川であるという地勢から、自然排水がきかず、度々大きな浸水被害を受けてきました。

特に昭和49年、51年の豪雨では、市内各所で甚大な浸水被害を引き起こし、市民の財産に多大の損害をもたらしました。

このような中、市議会においては、昭和51年9月定例議会において「常習浸水地域の早期解消に関する決議」を議決するなど、雨水排水対策の拡充を強く要請してきたところであり、行政においても雨水対策を市政の重要課題の一つとして位置づけ、ポンプ場や幹線管渠など基盤施設の整備に積極的に取り組み、浸水被害の解消に努めてきました。

その結果、現在では、海岸沿いの雨水排水対策の骨格は概ね整い、中心

市街地の浸水被害についても、諏訪公園雨水調整池の完成等により、大きく改善されたところであります。

しかし、一方で都市化に伴う雨水流出量増大による都市型浸水被害の発生や既存施設の老朽化など新たな課題も生じており、雨水対策の強化に向けて、なお一層の取り組みが求められています。

そこで、当委員会は「本市の雨水排水計画について」を閉会中の調査事項に取り上げ、市街地の雨水対策を中心に調査研究を行いました。

1. 雨水の排除方式について

本市の下水道事業は、市の基本計画及び、国の下水道整備5ヵ年計画に基づき進められており、市街地の雨水排除は、公共下水道、都市下水路、一般排水路によって行われています。

公共下水道については、三滝、海蔵川以北を北勢沿岸流域下水道・北部処理区関連公共下水道で、内部川以南を同・南部処理区関連公共下水道で整備を進めており、これらに挟まれた区域を単独公共下水道により整備しています。

このうち北勢沿岸流域下水道・北部処理区関連については、昭和52年度に事業認可を取得し、雨水については幹線管渠の整備は概ね整ってきたところであります。

また、同南部処理区関連についても、平成2年度に事業認可を取得したところであり、磯津地区で幹線管渠等の整備を進めるとともに、平成8年度から河原田地区において事業着手が計画されています。

都市下水路については、特に、浸水被害が常習的に発生する地区について公共下水道に先立って整備する必要があるときに実施される事業であり、計画雨水量、構造能力とも公共下水道に準じて計画されています。

現在、本市では、朝明、羽津、雨池、羽津茂福の各都市下水路を実施中ではありますが、このうち朝明、塩浜都市下水路以外は既に都市計画決定上公共下水道に包含しています。

また、一般排水路の整備については、効率的かつ迅速な事業を行うため、建設、下水道、農林水産の3部で設置している「四日市市排水対策協議会」のなかで所掌区分を決めており、下水道部は市街化区域内の水路を所掌しています。

なお、本市の雨水整備率は平成7年度末で47.5%と全国平均の46%を若干上回っている状況となっています。

2. 今後の課題について

下水道の整備には長い年月と多額の事業費を要するが、その多くを国の補助金と起債に頼っているのが現状であります。

また、ポンプ場施設の中には築後30年以上経過している施設も見られ、財源の確保を図りながら、計画的に施設更新を進めていく必要があります。

当委員会は、これら本市の下水道事業が抱える現状と課題、また、これまで本市が経験した甚大な浸水被害を踏まえる中で、雨水の浸透施設や親しまれる下水道施設の導入など新しい取り組みにも着目しながら、今後の本市の雨水排水について検討を行ったのであります。

調査・研究の過程で各委員から出された主な意見は次の通りであります。

- ・ 水資源の有効活用を図る見地から、貯溜した雨水の樹木への散水など、雨水の雑用水としての利用について検討すること
- ・ また、生態系に配慮した水路の導入について研究を行うこと
- ・ 過去の重大な浸水被害を踏まえ、浸水被害の未然防止を第一に雨水施設の整備・拡充を図ること
- ・ 今後とも雨水施設の維持・管理の強化に努めるとともに、稲わら等のごみ流入による水路閉鎖を防止するため、一層の市民啓発に努め、施設管理に理解と協力を求めていくこと
- ・ 依然として一部地域に浸水被害が見られることから、雨水施設の早期整備を行うなど被害地域の解消に努めること
- ・ 雨水浸透施設については、雨水の流出量を減少させるなどの効果が期

待されるところであり、本市でも流出抑制の指標とするための実験が行われているが、効果的な導入方法について、なお一層の調査・研究を行い、普及のためのPRを行っていくこと

- ・ 開発の事前協議等の中で、浸透施設の民間建築物への導入を呼び掛けるとともに、耐久性や設置場所などにも配慮する中で、公共工事への積極的な導入を進めていくこと

- ・ 富田・富洲原雨水1号幹線水路については、国の「水循環・再生下水道モデル事業」の指定を受け、水辺空間の整備が進められておりますが、施設内容に一層の工夫を凝らすとともに、管理面についても、都市計画部、市民部などとも緊密に連携をとっていくこと

また、本事業を通じて下水道事業のPRを行うとともに、地域住民の利用を呼び掛けていくこと

- ・ 阿瀬知川については、将来、ポンプ場及び幹線水路の整備にあわせ、近鉄線以東の水路上部を公園化する計画があるが、市中心部の貴重な水辺空間として早期に計画の具体化を図ること

また、市内各所に市民に親しまれる下水道施設の整備を進めていくこと

このように今後の雨水対策は、幹線管渠やポンプ場などの基盤施設の一層の整備・拡充を進めるとともに、下水道事業のPRや市民意識の向上などソフト面に重点を置いた取り組みを展開していくことが求められております。

また、うるおいのある水辺空間の提供や雨水の浸透施設の導入など新たな取り組みについても積極的に取り組んでいくことが求められており、関係部局の一層の連携強化を強く望むものであります。

なお、当委員会は市民の生命と財産を守る雨水排水の施策について、さらに議論を重ねていく必要があると認識するところであり、引き続き「本市の雨水排水計画」を閉会中の調査事項として取り上げ、調査・研究して

いくことといたしました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

総務委員会	地震防災対策について
教育民生委員会	介護保険制度について
産業公営企業委員会	市立四日市病院について
建設委員会	本市の雨水排水計画について